厚生労働省　令和３年度　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　社会福祉推進事業

新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業

報 告 書

令和４（2022）年３月

一般社団法人北海道総合研究調査会

目　　次

第Ⅰ章　調査研究の概要 1

１．調査研究の背景・目的 1
２．調査研究の内容 2
３．スケジュール 6

第Ⅱ章　コロナ禍における生活困窮者支援に関する情報の整理 7

１．コロナ禍における生活困窮者支援の実態 7
２．新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応 9

第Ⅲ章　アンケート調査結果まとめ 14

１．調査の方法 14

＜生活困窮者自立支援担当向けアンケート調査の分析＞
２．【困窮】新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況・実態把握 16
３．コロナ禍における生活困窮者の実態に関する分析（ケース類型） 39
４．自立相談支援機関における相談体制に関する分析 47
５．任意事業等の実施促進に向けた課題分析 65
６．生活保護制度との連携に関する分析 88
＜生活保護担当向けアンケート調査の分析＞
７．【保護】新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況・実態把握 92
８．生活保護受給者に対する就労支援等の実施状況 128
９．就労して保護廃止となった方/保護廃止に至らない方の状態像の分析 133
10．生活困窮者自立支援制度との連携に関する分析 150
11．生活困窮者自立支援制度と生活保護受給者の対象者像の比較 154

第Ⅳ章　ヒアリング調査 157

１．調査の概要 157
２．各自治体の取組事例・ヒアリング結果のまとめ 160
３．生活困窮・生活保護に至る要因・プロセスに関する傾向分析 175

第Ⅴ章　相談窓口（自立相談支援機関）利用者アンケート調査……190

１．調査の概要……190
２．調査結果の概要……195

第Ⅵ章　総括……214

１．本調査から得られた主な結果（本調査結果要約）……214
２．今後に向けて……229

参考資料

１．生活困窮者自立支援制度担当課アンケート調査票……参-1
２．福祉事務所（生活保護）担当課アンケート調査票……参-25
３．利用者アンケート調査票……参-37
４．アンケート自由記入（主な意見抜粋）……参-39
５．各自治体の取組事例ヒアリング結果……参-77

第Ⅰ章　調査研究の概要

１．調査研究の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援機関においては、個人事業主、フリーランス、外国籍、若者、学生等のこれまで表面化していなかった支援対象者像も現れ、多様な相談ニーズが急増・顕在化している。また、対面支援が困難になっていることなどの変化への対応も求められ、人員体制の充実や支援の ICT 化等の感染防止対策の対応等が課題となっている。

一時的に資金需要のある相談者も多いことから、緊急小口資金等の特例貸付や、住居確保給付金の申請等が急増し、これらの活用が相談者の生活を支えてきている。今後は、貸付期間や給付期間が終了する方に対して、収入の確保や返済に向けた長期的なサポート、就労支援の強化等が求められることが見込まれる。また、居所が不安定な方への支援強化（居住支援の強化）や、生活困窮家庭の保護者・子どもへの支援を進めることも求められ、任意事業の重要性も増している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、拡大・多様化・複雑化した生活困窮者の対応においては、生活困窮者自立支援制度の枠組みにとどまらず、さまざまな事業や地域の社会資源との連携を図りながら、本人や世帯の生活を支えていく方策を検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大による影響が長期化する中で、今後も減収や失業等により生活に困窮する世帯や、生活保護受給の増加も想定される。自立相談支援機関で生活保護が必要とされる人を福祉事務所につなぐ等の緊密な連携はもとより、お互いに対象者をつなぎ合うなど一体的な運用がより一層求められる状況にあり、生活困窮者自立支援と生活保護制度（福祉事務所）との適切な連携が重要となっている。

本調査研究事業では、以上のような背景を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により明らかになった支援ニーズや支援実態を把握・分析することにより、国や自治体が取り組むべきことについて整理し、民間の支援団体も含めた生活困窮者支援の実践を支える情報をとりまとめることとする。なお、それらの情報と合わせて、生活保護制度との連携を含む生活困窮者支援についての知見も集約し、令和5年の次期制度改正の検討に資する資料を取りまとめることを目的とする。

２．調査研究の内容

本調査研究では、以下の内容について調査を実施するとともに、有識者・現場担当者等で構成する研究会による検討を踏まえ、報告書を取りまとめた。

図表Ⅰ-2-1　調査研究の実施フロー（全体像）

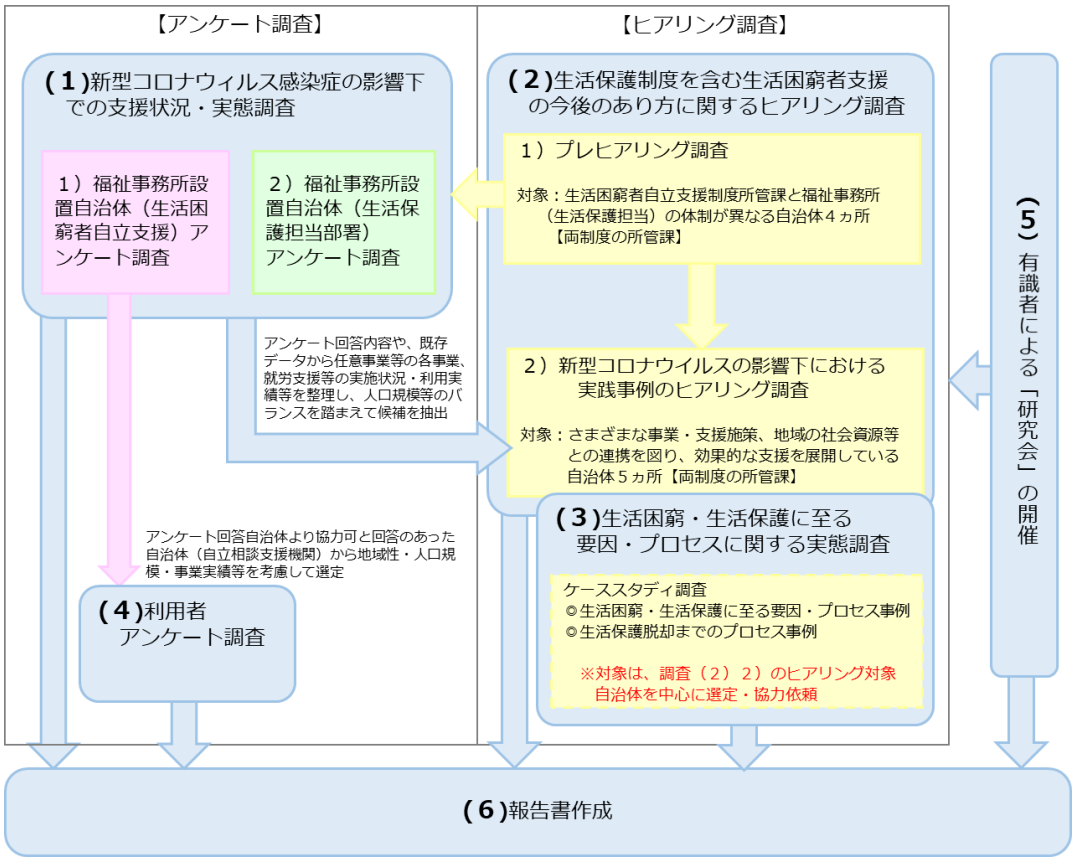

（１）新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況・実態調査

新型コロナウイルス感染症の影響下における支援対象者像や支援ニーズの変化、支援の対応状況及び生活困窮者自立支援と生活保護制度との連携等に関する全般的な取組状況と課題について把握するため、全国の福祉事務所設置自治体（生活困窮者自立支援制度所管課・生活保護担当部署）を対象としたアンケート調査を実施した。

また、それに先立ち、関係省庁等における既存調査・統計資料等から、コロナ禍の生活困窮者支援の実態把握に有用と考えられる資料を整理した。

① 福祉事務所設置自治体（生活困窮者自立支援）アンケート調査

【目的】

生活困窮者自立支援法の次期改正を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響下における支援対象者像や支援ニーズの変化や支援の対応状況、任意事業の利用促進や「出口」強化に向けた取組状況と課題、生活困窮者自立支援と生活保護制度との連携等に関する全般的な取組状況と課題について把握することを目的として実施した。

【調査対象】

福祉事務所設置自治体（906 ヵ所）生活困窮者自立支援担当部署

【調査方法】

郵送（電子ファイルをダウンロードすることへも対応）

【調査実施期間】

令和 3（2021）年 8 月 24 日～令和 3（2021）年 11 月 5 日

② 福祉事務所（生活保護担当部署）アンケート調査

新型コロナウイルス感染症の影響下における相談者の状況、生活困窮者自立支援との連携等に関する全般的な取組状況と課題について把握することを目的とし、また、合わせて生活保護に至る要因・プロセスの実態調査の実施に向けて、仮説設定に対しての情報を蓄積するためにも、生活保護受給者のケース概況についても把握することも目的として実施した。

【調査対象】

福祉事務所設置自治体（906 ヵ所）生活保護担当部署

【調査方法】

郵送（電子ファイルをダウンロードすることへも対応）

【調査実施期間】

令和 3（2021）年 9 月 24 日～令和 3（2021）年 11 月 9 日

（２）生活保護制度を含む生活困窮者支援の今後のあり方に関するヒアリング調査

アンケートによる量的調査では把握しきれないコロナ禍における支援実態の詳細を把握するとともに、今後の生活保護制度を含む生活困窮者支援のあり方について検討するための基礎情報を得るため、生活困窮者自立支援制度所管課・自立相談支援機関及び福祉事務所（生活保護担当）を対象とするヒアリング調査を実施した。

調査は、以下２段階に分けて実施した。

① プレヒアリング調査

本調査を進めていく上で、問題意識の確認、仮説の設定、調査票を設計するにあたっての確認を行うため、プレヒアリングを行った。

図表Ⅰ-2-2　プレヒアリング実施自治体一覧

自治体の区分	人口規模	生活困窮者自立支援制度担当	生活保護担当
A県（１圏域）	約35万人		○
B市	約12万人		○
C区（東京特別区）	約30万人	○	
D区（東京特別区）	約34万人		○

② 新型コロナウイルスの影響下における実践事例のヒアリング調査

アンケートによる量的調査では把握しきれないコロナ禍における支援実態の詳細を把握するとともに、コロナ禍において生活困窮に至る要因・プロセスに関する実態を把握・分析するためのケーススタディ調査を実施し、足りない連携や施策メニューは何か等、生活保護制度を含む生活困窮者支援の今後のあり方について検討するための基礎情報を得ることを目的として実施した。

【調査対象】

アンケート調査結果から抽出した自治体の生活困窮者自立支援制度所管課・自立相談支援機関及び福祉事務所（生活保護担当）を対象にヒアリング調査を実施した。（５自治体）

（３）生活困窮・生活保護に至る要因・プロセスに関する実態調査

新型コロナウイルス感染症の影響下において、どのような要因が積み重なり、どのようなことがきっかけとなって現在の状況に陥っているのか、どのような相談・支援を受けたのか等を詳細に分析することは、生活困窮・生活保護を未然に防ぐことや、今後の生活に困窮する方に対する支援のあり方、必要な連携・施策メニュー等を検討する上で重要と考えられる。

生活困窮や生活保護に至る要因とプロセスを明らかにするため、自立相談支援機関及び福祉事務所における支援対象者（生活保護受給者）のうち、特に新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した代表的

な類型カテゴリについて、ケーススタディ調査を実施した。

（４）利用者アンケート調査

自立相談支援機関の支援につながった利用者（新型コロナウイルス感染症による影響を含む）を対象に、支援サービスに対する感想や、今後の生活を支えるためにどのような支援を必要とするか等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

（５）有識者等による「研究会」の開催

調査研究事業の客観性を確保し、事業の進捗や成果について評価・助言を受け、より効果的・効率的に事業を進めるために研究会を設置し、計4回開催した。

なお、研究会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、Zoom によるオンラインでの開催を行った。

図表Ⅰ-2-3　研究会委員

氏　名	所　属　等	備　考
駒村　康平	慶応義塾大学　経済学部　教授	座長
芝田　忠博	熊本県上益城福祉事務所　福祉課長	
新保　美香	明治学院大学　社会学部　社会福祉学科　教授	
鈴木　光	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会　生活困窮支援グループ　グループ長 相談支援包括化推進員	
鈴木　寛之	豊島区　保健福祉部　福祉総務課　課長補佐	
西岡　正次	有限責任事業組合大阪職業教育協働機構　就労支援室長	
林　星一	座間市　福祉部　生活援護課長	
藤掛　博行	新宿区　福祉部　生活福祉課長	
宮部　朋子	社会福祉法人山辺町社会福祉協議会 東南村山地域生活自立支援センター　主任相談員	

（五十音順、敬称略）

（６）成果の公表方法

本調査研究の成果は、当会ホームページにおいて公開する。

３．スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおり。

図表Ⅰ-3-1　スケジュール

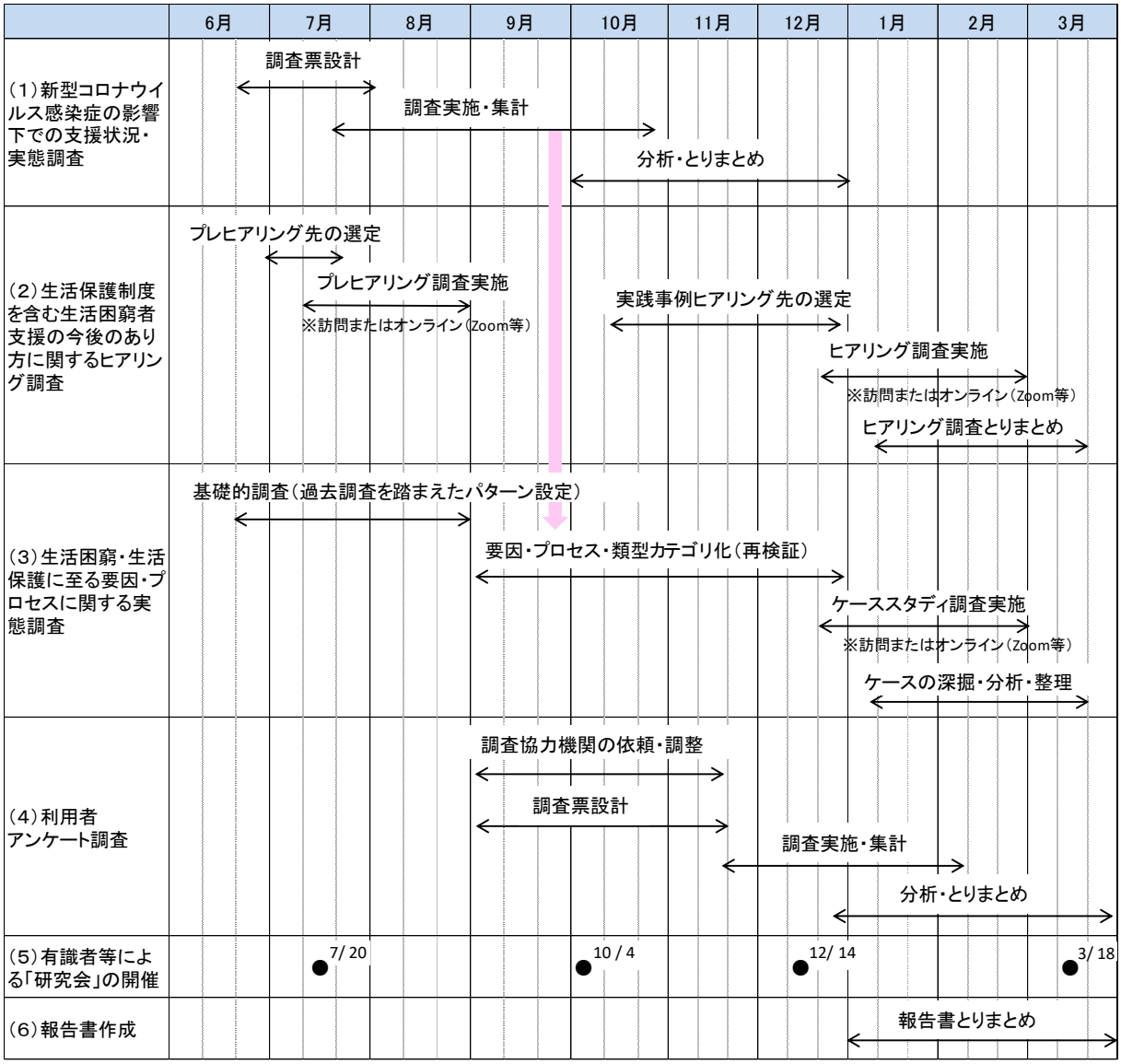

第Ⅱ章　コロナ禍における生活困窮者支援に関する情報の整理

１．コロナ禍における生活困窮者支援の実態

（１）生活困窮者自立相談支援機関相談件数等の増加

2020（令和2）年春以降、日本を襲った新型コロナウイルス感染症の拡大及び感染の長期化により、生活や住まいに不安を抱える方が急増している。

令和2年4月～令和3年3月における全国の自立相談支援機関への相談件数は、約 78.6 万件と、前年度（令和元年度：24.8 万件）の約3倍となっている。また、住居を失うおそれが生じている者に対し、国が一定額の家賃を支給する住居確保給付金の支給件数は、同期間（令和2年4月～令和3年3月）の累計で 13 万 4,976 件に上り、前年度の 3,972 件から 34 倍に急増している。リーマンショック後の 2010（平成22）年度の 3 万 7,151 件と比べても 3.5 倍と過去最多となっている。

図表Ⅱ-1-1　　自立相談支援機関　新規相談受付件数の推移

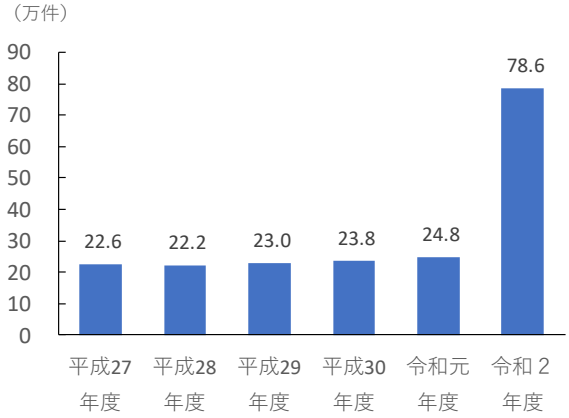

（出典）厚生労働省「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」（各年度）

図表Ⅱ-1-2　　住居確保給付金の支給件数の推移

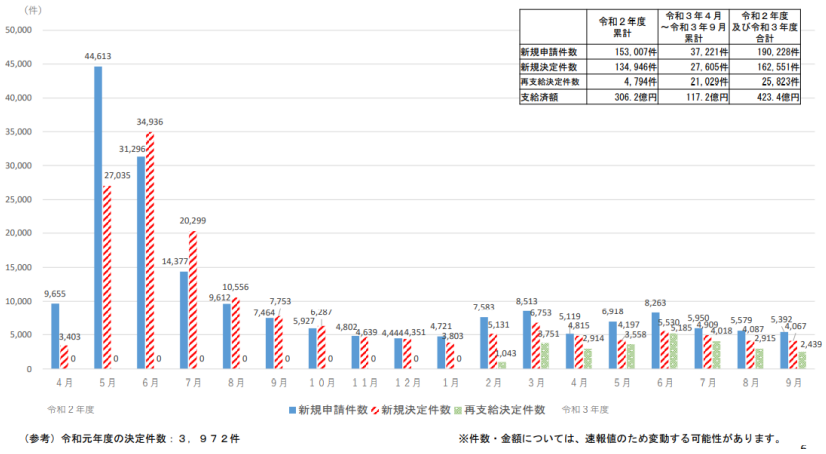

	令和２年度累計	令和３年４月～令和３年９月累計	令和２年度及び令和３年度合計
新規申請件数	153,007件	37,221件	190,228件
新規決定件数	134,946件	27,605件	162,551件
再支給決定件数	4,794件	21,029件	25,823件
支給済額	306.2億円	117.2億円	423.4億円

（出典）第１回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ資料３（令和３年 11 月 22 日）

（２）生活保護状況の推移

生活保護の申請件数についてみると(図表Ⅱ-1-3)、2020(令和2)年4月に対前年同月比 24.9%と急増したが、翌月5月には対前年同月比マイナスに転じ、2021(令和3)年5月までの間では対前年同月比でみて大きな増加はみられていない。一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中で、2021 年6月には申請件数が対前年比で 13.3%と再び増加に転じていることなどから、今後も注視が必要な状況といえる。

また、生活保護の被保護世帯数を起点月からの増減率でみると、リーマンショック後では、1 年以上経った後も増加が続いていたが、今の新型コロナウイルス感染拡大時は、これまでのところ、ほぼ横ばいとなっており、現時点ではリーマンショック時ほどの上昇はみられていない。

図表Ⅱ-1-3　生活保護の申請件数（対前年同月伸び率）の推移

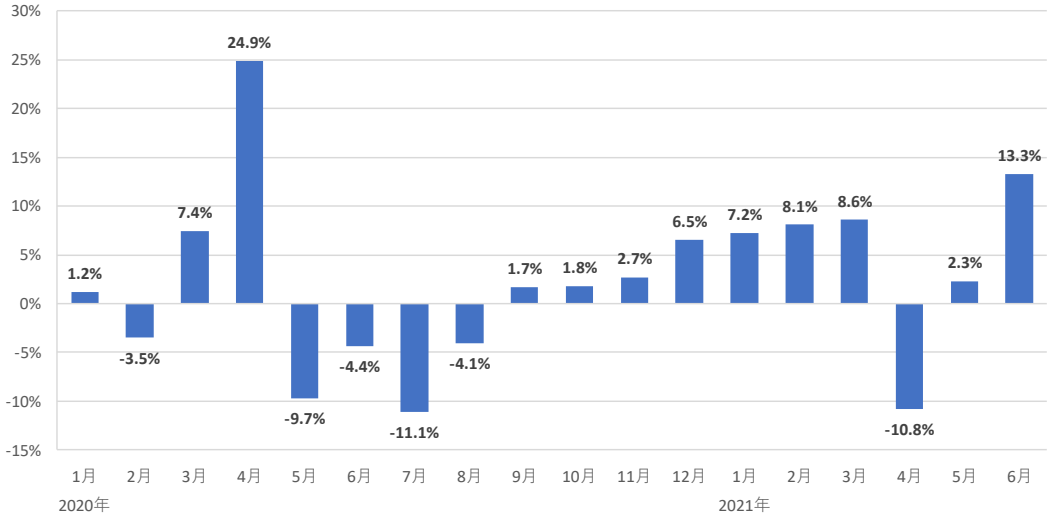

注：2020年4月以降は概数。

（出典）厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

図表Ⅱ-1-4　被保護世帯の伸び率（起点月比（増減率））の推移

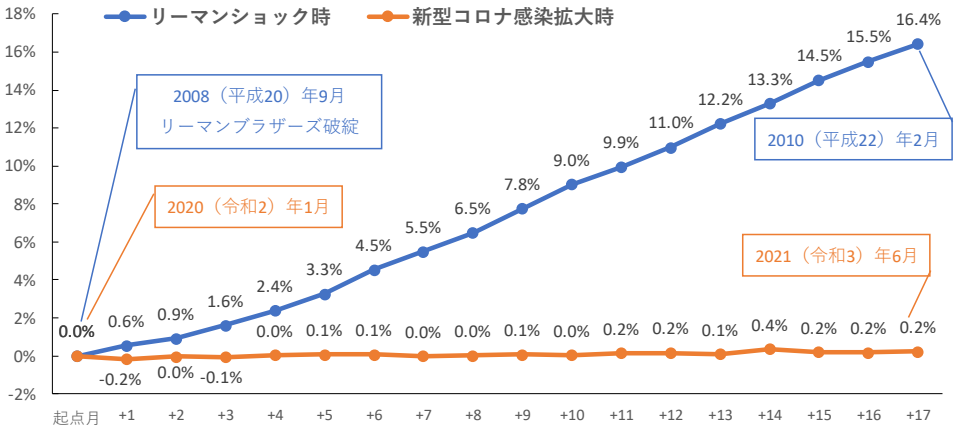

注：2020年4月以降は概数。

（出典）厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」、厚生労働省政策統括官付参事官付
行政報告統計室「福祉行政報告例」より作成

２．新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

（１）個人や世帯に対する経済的な支援策（特例貸付、生活困窮者自立支援金等）

① 個人や世帯に対する経済的な支援策

生活困窮者自立支援制度の導入の経緯としては、2008（平成 20）年 9 月のリーマンショックが一つの転機であった。そのリーマンショック時と今回の新型コロナウイルス感染拡大時に講じられた対策のうち、個人や世帯のための経済的な支援として実施された主なものを分類・整理すると、図表Ⅱ-2-1 のようになる。これをみると、リーマンショック時に講じられた支援策が、その後見直しや制度化されたものがあるほか、追加に新たな支援策も打ち出されている。

このうち、住居確保給付金については、リーマンショック時に緊急の時限措置として始まり、その後、生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、制度化されている。この住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染拡大時に、離職や廃業をしていなくても、休業等により収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者に支給対象者を拡大するとともに、感染拡大の影響が長期化する中での特例措置として、2020（令和 2）年度の新規申請者については、最長 9 か月の支給期間を 12 か月まで延長可能とし、受給期間を終了した後に 2021（令和 3）年 2 月から同年 6 月末までの間に申請した者については、3 か月間の再支給を可能にした。この効果もあり、P7でみたように、支給件数が急増している。

その他、生活福祉資金については次頁に整理する。

図表Ⅱ-2-1　個人や世帯に対する経済的な支援策（主なもの）

	リーマンショック時 （2008（平成 20）年～）	この間の支援策の見直し	新型コロナ感染拡大時 （2020（令和２）年～）
休業者支援	・雇用調整助成金の特例措置 （助成内容・対象の拡充）		・雇用調整助成金の特例措置 （助成内容・対象の拡充） ・緊急雇用安定助成金の創設 （雇用保険被保険者以外の労働者に関する雇用調整助成金に準じた助成） ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 （新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業 手当の支払いを受けられなかった労働者に対し給付） ・小学校休業等対応支援金 （委託により個人で仕事をする者への給付） ・国民健康保険等における傷病手当金への財政支援
求職者支援	・緊急人材育成支援事業 （雇用保険を受給できない者への無料の職業訓練と生活給付）	・求職者支援制度の創設 （2011（平成 23）年 10 月～）	・求職者支援制度の特例措置 （職業訓練受講給付金の収入要件・出席要件の緩和等）
福祉貸付	・生活福祉資金貸付の種類の統合・再編等の見直し （総合支援資金の創設や緊急小口資金の無利子化等）	・緊急小口資金の償還期限延長、総合支援資金の貸付期間の見直し等（2015（平成 27）年度～）	・生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付 （新型コロナの影響を受け、収入の減少があった世帯を対象とするとともに、一定条件で償還免除する等）
居住確保	・住宅手当緊急特別措置事業 （住宅手当の支給により住居を確保するとともに就職活動の支援を実施）	・住宅支援給付事業（2013（平成 25）年度～） （65 歳未満の者に対象制限、就職活動要件の強化、新たな就労支援策との連携等） ・生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）の創設（2015（平成 27）年度～） ・生活困窮者自立支援制度の改正 （入居支援から入居後の見守り支援までの一貫した居住支援の制度化）（2019（平成 31）年度～）	・住居確保給付金の支給対象の拡大等 （離職や廃業に至っていないものの、休業等に伴う収入の減少により困窮する者も支給対象に拡大。支給期間も延長） ・居宅生活移行緊急支援事業 （生活保護受給者等に対する入居から見守りまでの一貫した居住支援） ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度の創設 （低所得のひとり親世帯に対する償還免除付の無利子貸付制度）
現金給付	・定額給付金 （一人１万２千円、18 歳以下及び 65 歳以上は８千円加算） ・子育て応援特別手当 （一人３万６千円）		・特別定額給付金（一人 10 万円） ・臨時特別給付金 （子育て世帯：一人１万円） （低所得ひとり親世帯：１世帯５万円～） ・子育て世帯生活支援特別給付金 （低所得世帯：児童一人当たり５万円）
保険料減免等	・非自発的失業者の国民健康保険料等の減免に対する財政支援を実施	・非自発的失業者にかかる国民健康保険料軽減制度の創設（2010（平成 22）年度～）	・国民健康保険料等の減免に対する財政支援 ・国民年金保険料免除の特例 ・標準報酬月額の特例改定（翌月改定）

資料：「令和 3 年版　厚生労働白書」より

② 生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

今回の新型コロナウイルス感染拡大時には、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金と総合支援資金について、それぞれの貸付要件を緩和した特例貸付が実施された。特例措置の主な内容としては、

- 緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付の対象について、「生活福祉資金貸付制度要綱」（以下、「要綱」という。）において「低所得世帯等」とされているところを、それぞれ、「新型コロナの影響を受け収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯」と「新型コロナの影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯」に拡大
- 緊急小口資金の貸付上限額について、従来の 10 万円以内から 20 万円以内と上限を拡大
- 総合支援資金の貸付金の利率を「無利子」（保証人の有無に関わらない）に変更
- 住民税非課税世帯については、資金種類ごとに一括して償還免除を行うこと

などがあげられ、リーマンショック時よりも緩和された要件が設定されている（図表Ⅱ-2-2）。

なお、図表Ⅱ-2-2 では、申請期限が令和３年 11 月末までとなっているが、その後期限がさらに延長され、令和４年３月末時点において令和４年６月末日までが申請期限となっている。

図表Ⅱ-2-2　（参考）生活福祉資金の貸付要件と新型コロナ感染拡大時の特例措置

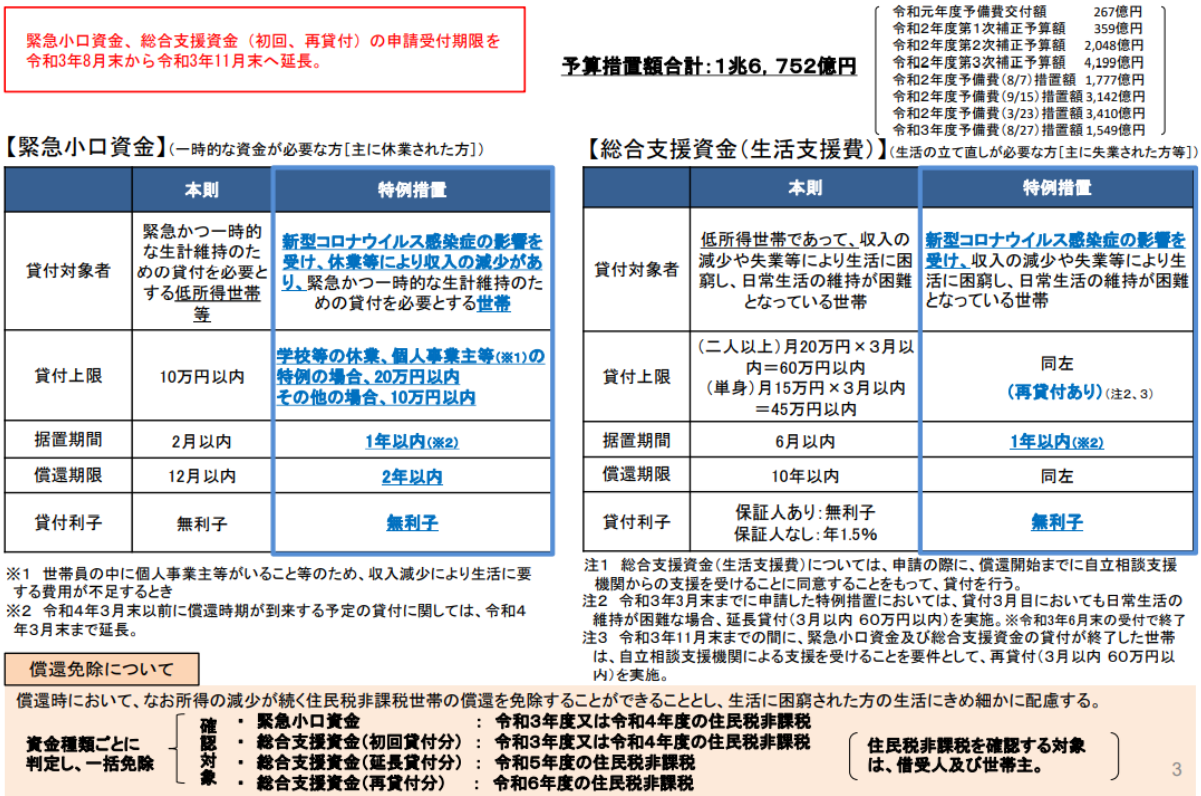

（出典）第 1 回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ資料３（令和３年 11 月 22 日）

図表Ⅱ-2-3　緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

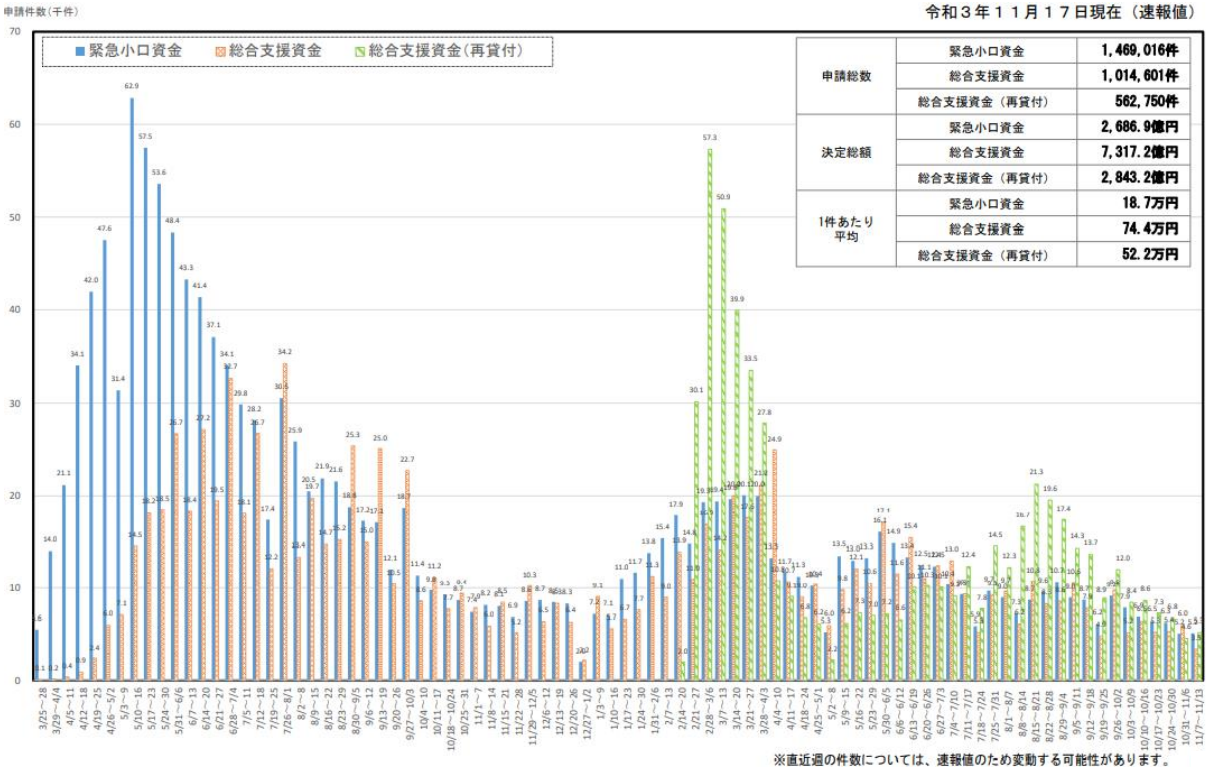

（出典）第 1 回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ資料３（令和３年 11 月 22 日）

③ 生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付について、貸付限度額に達している、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等、生活保護に準じる水準の困窮世帯への支援策として「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」が新設された。支給が始まる令和3年7月以降、申請した月から3ヵ月間、単身世帯は月６万円、２人は同8万円、３人以上は同 10 万円が支給される。

7月末時点の申請件数は、38,366 件、支給件数は 19,595 件、支給額 981,100,000 円であった。

図表Ⅱ-2-4　生活困窮者自立支援金の概要

対　象	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件を満たすもの （注） ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／令和4年3月までに借り終わる世帯 ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯 ＜令和4年1月以降は以下も対象＞ ・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯等／令和4年6月までに借り終わる世帯（再貸付を利用中の場合を除く） ・生活保護世帯は除く。

主な要件	・収　入：①市町村民税均等割非課税額の1／12＋②生活保護の住宅扶助基準額以下 （例：東京都特別区単身世帯 13.8 万円、2人世帯 19.4 万円、3人世帯 24.1 万円） ・資　産：預貯金が①の6倍以下（ただし 100 万円以下） ・求職等：ハローワークか地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと
支 給 額 （月額）	生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円 ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
支給期間	3か月（申請受付期限を令和 4 年 6 月末へ延長（令和 4 年 3 月時点））
実施主体	福祉事務所設置自治体
費　用	全額国庫負担※事務費含む

（出典）厚生労働省ＷＥＢサイト（https://corona-support.mhlw.go.jp/shien/index.html）※2022 年 3 月 10 日閲覧

（２）生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度第三次補正予算において「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」（140 億円）が計上され、その中で、自立相談支援体制の強化を図ることを目的に生活困窮者の自立支援が盛り込まれた（図表Ⅱ-2-5）。具体的には、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業の ICT 化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進することが目的とされた。

図表Ⅱ-2-5　生活困窮者自立支援の機能強化

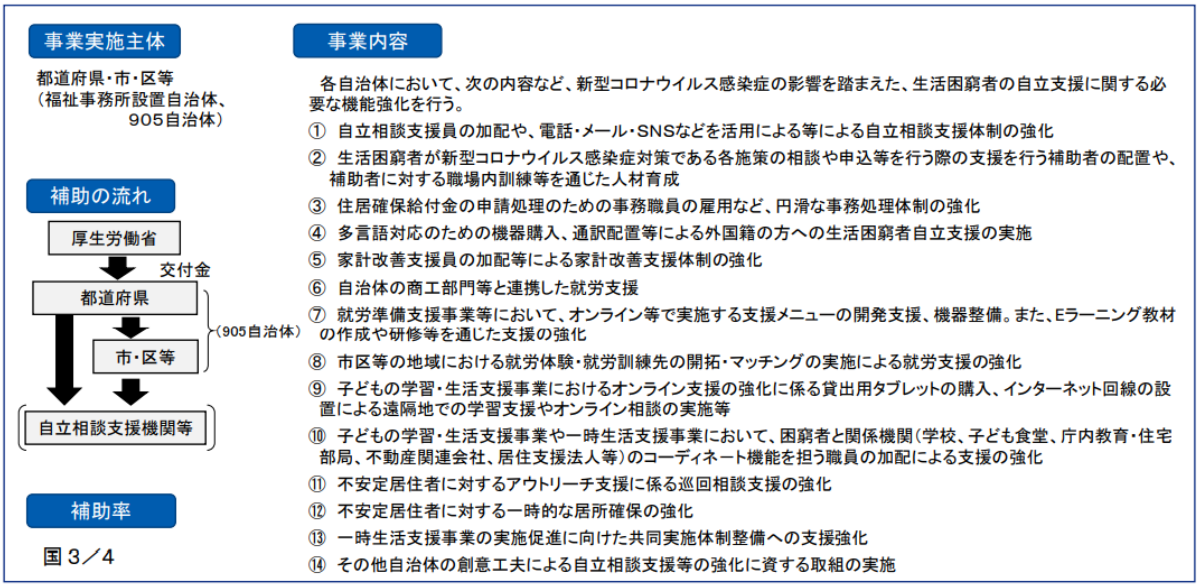

（出典）第 1 回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ資料３（令和３年 11 月 22 日）

（３）生活保護制度における新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に対し、生活保護制度が取り組んだこととしては（図表Ⅱ-2-6）、まずは、申請にあたって、自治体に対して速やかな保護決定を行うことや居所の確保としてビジネスホテルの確保等を要請した。また、一定の範囲において弾力的な運用を認めることとして、オンライン学習等の ICT 教育に関する通信費を教材費として支給すること等を周知した。加えて、保護施設や無料低額宿泊所について、感染予防に資するマスク等を購入できる予算措置を講じたところである。

図表Ⅱ-2-6　生活保護制度における新型コロナウイルス感染症への対応

（出典）第 13 回　社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（令和２年 12 月 17 日）資料３

第Ⅲ章　アンケート調査結果まとめ

１．調査の方法

（１）調査の目的

新型コロナウイルス感染症の影響下における支援対象者像や支援ニーズの変化、支援の対応状況及び生活困窮者自立支援と生活保護制度との連携等に関する全般的な取組状況と課題について把握するため、全国の福祉事務所設置自治体（生活困窮者自立支援制度所管課・生活保護担当部署）を対象としたアンケート調査を実施した。

① 福祉事務所設置自治体（生活困窮者自立支援）アンケート調査

生活困窮者自立支援法の次期改正を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響下における支援対象者像や支援ニーズの変化や支援の対応状況、任意事業の利用促進や「出口」強化に向けた取組状況と課題、生活困窮者自立支援と生活保護制度との連携等に関する全般的な取組状況と課題について把握することを目的とする。

② 福祉事務所（生活保護担当部署）アンケート調査

新型コロナウイルス感染症の影響下における相談者の状況、生活困窮者自立支援との連携等に関する全般的な取組状況と課題について把握することを目的とする。また、合わせて生活保護に至る要因・プロセスの実態調査の実施に向けて、仮説設定に対しての情報を蓄積するためにも、生活保護受給者のケース概況についても把握する。

（２）調査対象

福祉事務所設置自治体（906ヵ所）における以下の２つの部署を対象とする。なお、自治体によっては、下記①と②が同一部署となっている場合も存在する。

①「生活困窮者自立支援担当部署」
②「生活保護担当部署」

（３）調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。

調査票の回答にあたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

また、調査の実施にあたっては、事前に研究会での議論や 4 自治体を対象にプレ調査を実施し、回答のしやすさ等についての検討を行った。

（４）調査期間

① 福祉事務所設置自治体（生活困窮者自立支援）アンケート調査

令和 3（2021）年 8 月 24 日～令和 3（2021）年 11 月 5 日

② 福祉事務所（生活保護担当部署）アンケート調査

令和 3（2021）年 9 月 24 日～令和 3（2021）年 11 月 9 日

（５）回収状況

① 福祉事務所設置自治体（生活困窮者自立支援）アンケート調査

536 件（回収率：59.2%）

② 福祉事務所（生活保護担当部署）アンケート調査

566 件（回収率：62.5%）

次節以降、以下について詳細の分析を整理する。

困窮担当部局向け	２.【困窮】新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況・実態把握 ３. コロナ禍における生活困窮者の実態に関する分析（ケース類型） ４. 自立相談支援機関における相談体制に関する分析 ５. 任意事業等の実施促進に向けた課題分析 ６.【困窮】生活保護制度との連携に関する分析
保護担当部局向け	７.【保護】新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況・実態把握 ８. 生活保護受給者に対する就労支援等の実施状況 ９. 就労して保護廃止となった方/保護廃止に至らない方の状態像の分析 10.【保護】生活困窮者自立支援制度との連携に関する分析
両方	11. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の対象者像の比較

２．【困窮】新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況・実態把握

（１）支援対象者像の変化について

① 性別・年齢

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活困窮者自立支援制度の相談に来る方の性別・年齢の状況を比較すると、図表Ⅲ-2-1、図表Ⅲ-2-2 のようである。**新規相談では、20・30 代男性が約4倍、次いで 20 代女性と 40 代男性が約3倍増加**した。

世帯類型で感染拡大後に増加した属性をみると、若年・単身の男女、中年・単身女性、ひとり親世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯が増加している。従来から多い中高年層～高齢者（主に男性）に加え、コロナの影響により、若者や子育て世帯、女性（若年～中年）、ひとり親などの相談者が増加・表出してきている。

図表Ⅲ-2-1　新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（性別・年代）

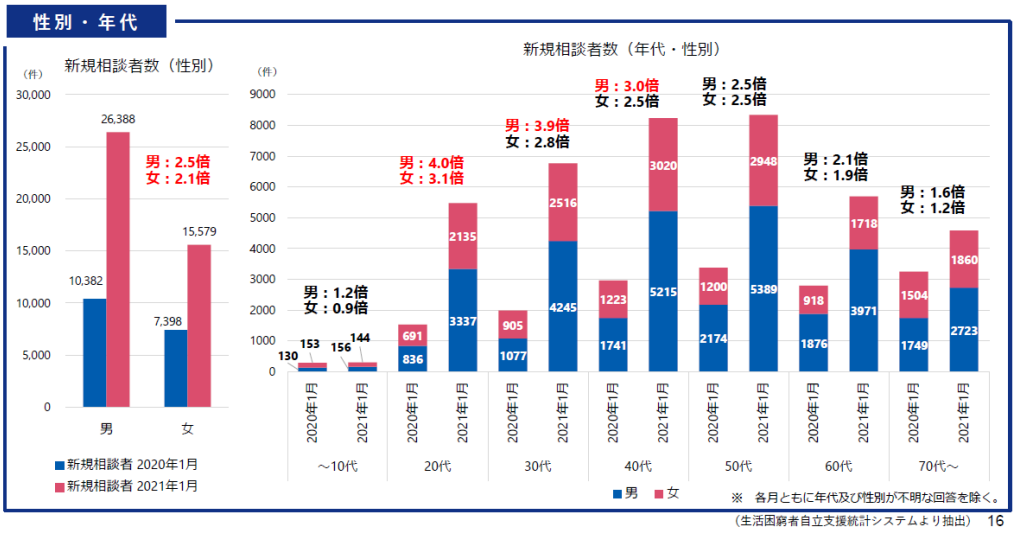

（出典）生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第１回）資料３より抜粋

図表Ⅲ-2-2　新型コロナウイルス感染拡大前後の相談者の属性（調査票 p5）

（複数回答）

	感染拡大前		感染拡大後	
	件数	%	件数	%
1. 高齢・単身（男性）	265	49.4%	122	22.8%
2. 高齢・単身（女性）	101	18.8%	45	8.4%
3. 高齢者のみの世帯	157	29.3%	75	14.0%
4. 高齢者と子のみの世帯	157	29.3%	81	15.1%
5. 若年・単身（男性）	50	9.3%	142	26.5%
6. 若年・単身（女性）	12	2.2%	48	9.0%
7. 中年・単身（男性）	352	65.7%	332	61.9%
8. 中年・単身（女性）	97	18.1%	112	20.9%
9. ひとり親世帯	196	36.6%	234	43.7%
10. 夫婦のみの世帯（若年～中年）	22	4.1%	36	6.7%
11. 夫婦と子供から成る世帯（若年～中年）	86	16.0%	283	52.8%
12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年）	9	1.7%	9	1.7%
13. 夫婦とひとり親から成る世帯	2	0.4%	5	0.9%
14. その他	9	1.7%	13	2.4%
全体	536		536	

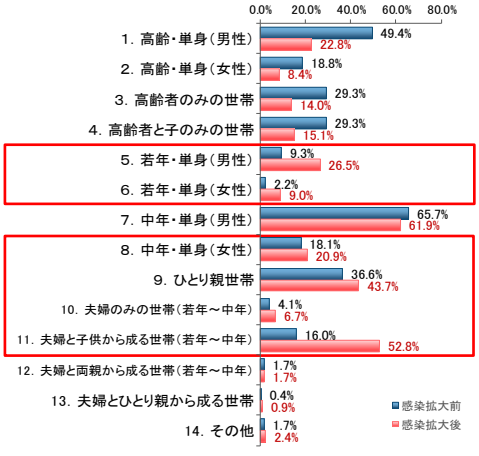

※新型コロナウイルス感染拡大前後の相談者の属性について多いもの最大３つ選択

② 課題・特性

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活困窮者自立支援制度の相談に来る方の課題・特性の状況を比較すると、**経済的困窮（3.2 倍）、住まい不安定（2.2 倍）、ホームレス（1.6 倍）、ひとり親（1.5 倍）、外国籍（7.0 倍）**と大きく増加した。

新型コロナウイルス感染拡大以降の新たな相談者像の特徴として、自営業者や外国籍、さらに、住まいに関する課題を抱える相談者等も増加傾向がみられる。

図表Ⅲ-2-3　新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（課題・特性）

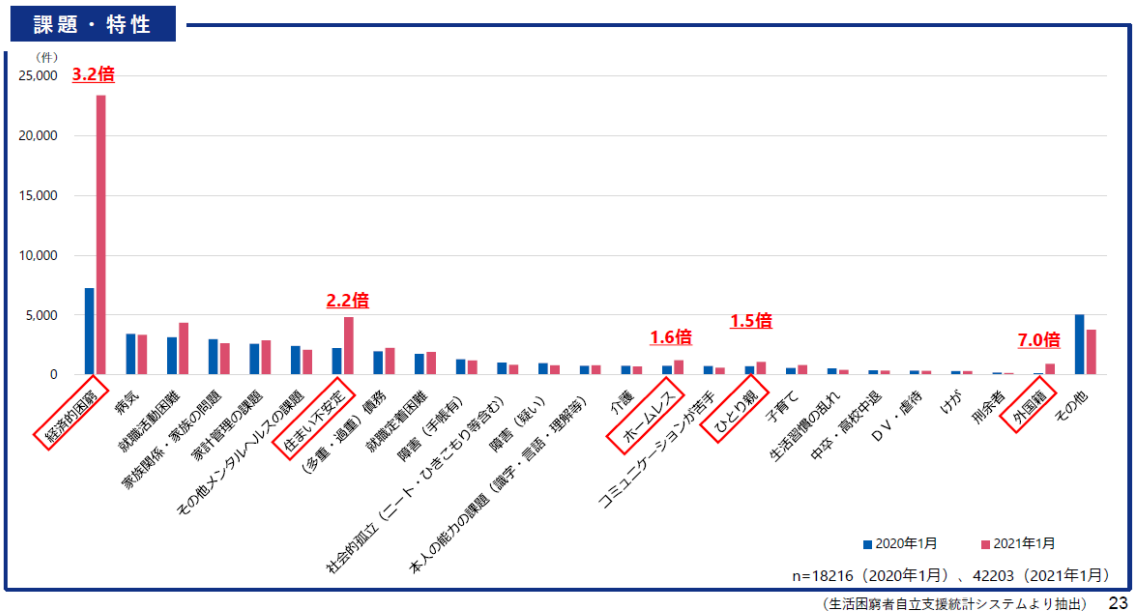

23

（出典）生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第１回）資料３より抜粋

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活困窮者自立支援制度のプラン作成者の課題について比較すると、男性、女性ともに、コロナ流行下では、**「住まい不安定」や「ホームレス」といった居住に関する課題**が目立つ。

若年者をみると**男性の 10 代は「社会的孤立」、女性の 10 代は「コミュニケーションが苦手」**が2位に来ており、**社会・対人との関係に課題を抱える相談**がうかがえる。

女性をみると、30 代、40 代においてコロナ流行下になると「就職活動困難」が浮上してきており、雇用不安定な社会情勢の影響を受けていることが推察される。

図表Ⅲ-2-4　新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題）

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（男性・年代別）

※　「その他」を除く。
※　赤枠：コロナ前と比較して順位が３つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代（n=171）	20代（n=1107）	30代（n=1452）	40代（n=2460）	50代（n=3032）	60代（n=2367）	70代～（n=1616）
1位	就職活動困難 37.4%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 53.2%	経済的困窮 53.3%	経済的困窮 55.3%%	経済的困窮 47.1%	経済的困窮 41.9%
2位	経済的困窮 31.6%	就職活動困難 38.8%	就職活動困難 38.4%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 37.3%	病気 29.0%	家計管理 29.0%
3位	家族関係 28.1%	家族関係 28.8%	メンタルヘルス 31.5%	就職定着困難 25.5%	病気 29.1%	就職活動困難 25.8%	病気 28.2%
4位	コミュニケーションが苦手　22.8%	メンタルヘルス・就職定着困難　28.4%	就職定着困難 26.7%	病気 24.6%	家計管理 23.8%	家計管理 25.2%	就職活動困難 17.9%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代（n=141）	20代（n=2137）	30代（n=3213）	40代（n=4508）	50代（n=5050）	60代（n=3296）	70代～（n=1880）
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーションが苦手　27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

25

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（女性・年代別）

※　「その他」を除く。
※　赤枠：コロナ前と比較して順位が３つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代（n=150）	20代（n=847）	30代（n=1170）	40代（n=1549）	50代（n=1291）	60代（n=825）	70代～（n=885）
1位	家族関係 41.3%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 53.1%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 61.3%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 54.4%
2位	就職活動困難 35.3%	就職活動困難 38.0%	家族関係 36.1%	メンタルヘルス 34.7%	家計管理 35.6%	家計管理 33.2%	家計管理 38.5%
3位	経済的困窮 29.3%	メンタルヘルス 36.1%	メンタルヘルス 32.6%	家族関係 33.9%	家族関係 33.8%	家族関係 32.4%	家族関係 32.5%
4位	メンタルヘルス 28.0%	家族関係 34.0%	家計管理 30.1%	家計管理 30.9%	就職活動困難 33.0%	就職活動困難 32.2%	病気 32.0%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代（n=124）	20代（n=1426）	30代（n=2204）	40代（n=2818）	50代（n=2416）	60代（n=1364）	70代～（n=953）
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手　33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%

26

（出典）生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第１回）資料３より抜粋

③ 自治体区分別

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、相談件数（人口 10 万人あたり）の比較を自治体区分ごとにみたのが図表Ⅲ-2-5 である。これをみると都道府県・一般市・町村に比べ、指定都市・中核市・特別区は人口あたり新規相談者数が大きく増加しており、人口が集中しているエリアの自立相談支援機関にコロナによる影響が大きく出ていると思われる。

新型コロナウイルス感染拡大前と、拡大後においての相談者の特徴を比較すると（図表Ⅲ-2-6）、感染拡大前よりも大幅に割合が増加した項目は「12.自営業」「11.外国籍」「13.不安定就労」があげられる。また、「3.住まい不安定・ホームレス」も、約2倍の割合に増加している。

これを、自治体3区分ごとに比較すると（図表Ⅲ-2-7）、**「12.自営業」は、特に郡部と一般市において大幅に割合が増加**している。また、**「11.外国籍」については一般市、都市部で割合の増加が著しい。**一方、「3.住まい不安定・ホームレス」については郡部では変化がないものの、都市部と一般市において割合が増加している。

図表Ⅲ-2-5　新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（自治体区分別）

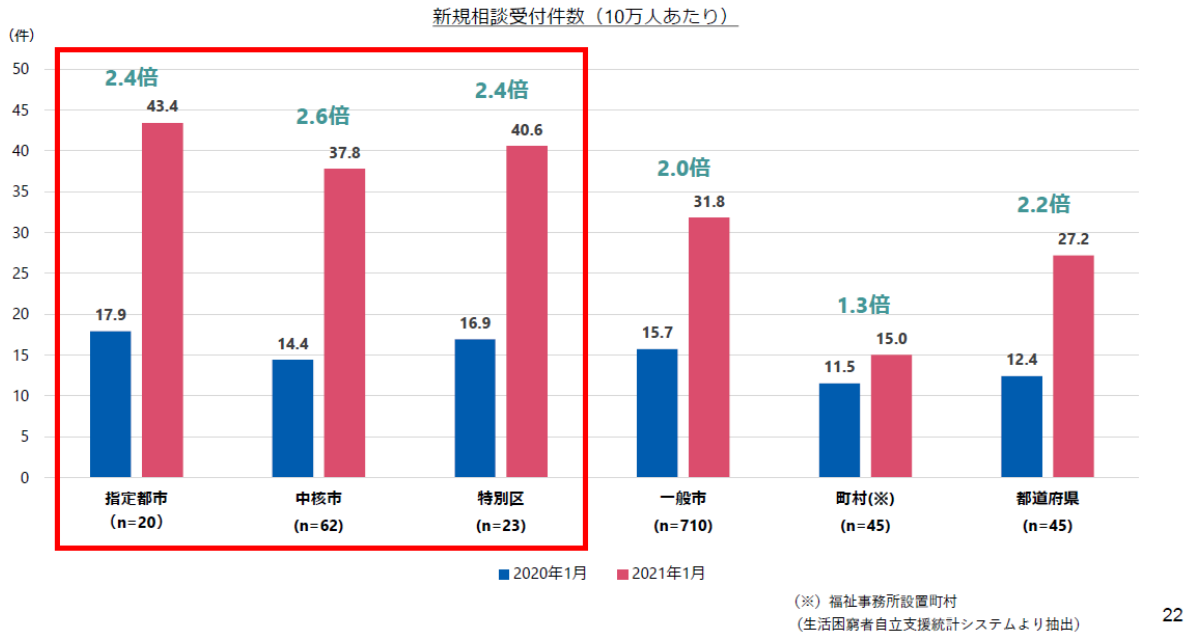

（出典）生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第１回）資料３より抜粋

図表Ⅲ-2-6　新型コロナウイルス感染拡大前後の相談者の特徴（調査票 p5）

（複数回答）

	感染拡大前		感染拡大後	
	件数	%	件数	%
1. 病気（メンタルヘルス含む）	206	38.4%	71	13.2%
2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む）	166	31.0%	39	7.3%
3. 住まい不安定・ホームレス	42	7.8%	95	17.7%
4. （多重・過重）債務	142	26.5%	98	18.3%
5. 家計管理の課題	151	28.2%	102	19.0%
6. 就職活動困難	149	27.8%	130	24.3%
7. 就職定着困難	90	16.8%	52	9.7%
8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	58	10.8%	18	3.4%
9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む）	54	10.1%	23	4.3%
10. ひとり親	59	11.0%	67	12.5%
11. 外国籍	7	1.3%	135	25.2%
12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	7	1.3%	229	42.7%
13. 不安定就労（非正規雇用等）	80	14.9%	203	37.9%
14. 低所得	228	42.5%	237	44.2%
15. 低年金	92	17.2%	49	9.1%
16. その他	9	1.7%	22	4.1%
全体	536		536	

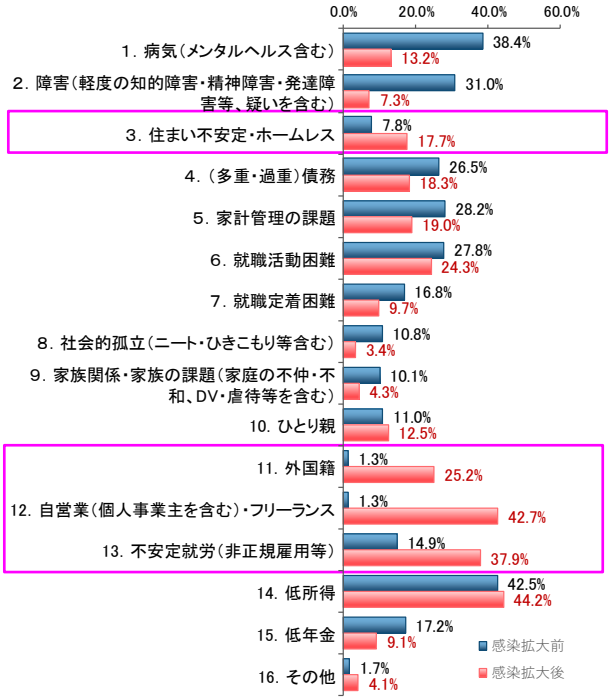

図表Ⅲ-2-7　新型コロナウイルス感染拡大前後の相談者の特徴（自治体３区分別）

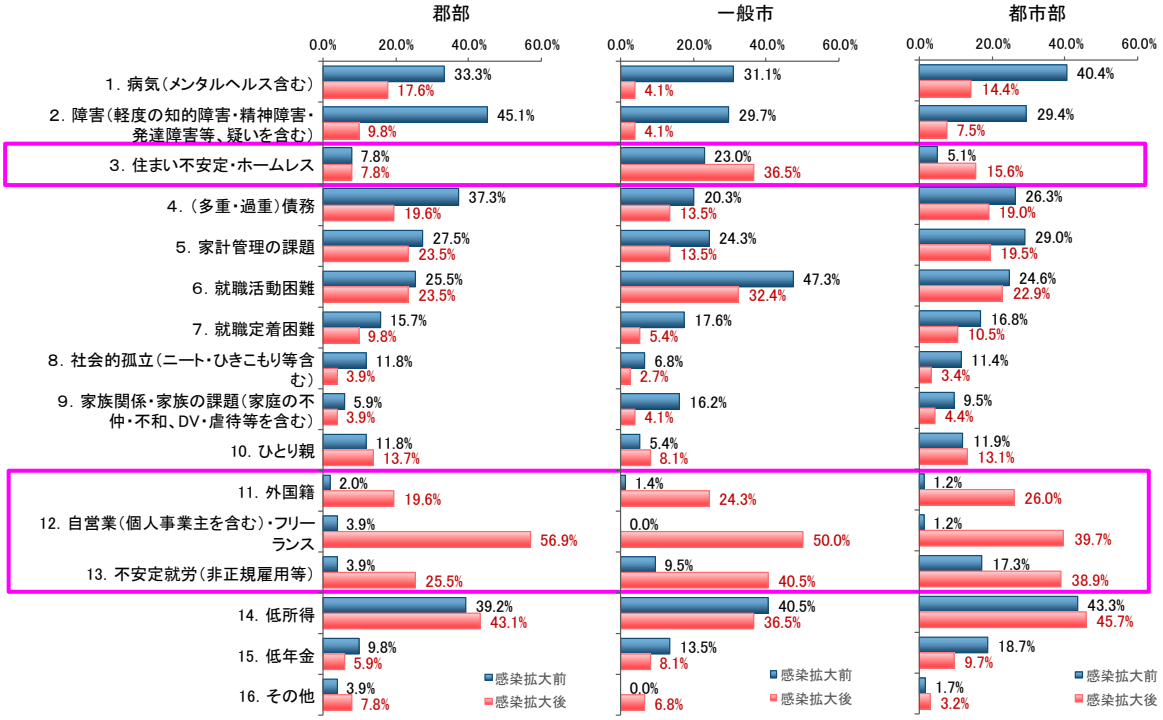

（２）支援ニーズの変化について

① 抱える課題の数

P17 で触れたとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とでは相談者の課題・特性として、経済的困窮（3.2 倍）、住まい不安定（2.2 倍）、ホームレス（1.6 倍）、ひとり親（1.5 倍）、外国籍（7.0 倍）が多く増加した（再掲）。新型コロナウイルス感染拡大後の支援ニーズ・課題特性としては、経済的困窮が最も大きく増加幅も大きいが、これまで同様、幅広い課題要因も指摘できる。

そこで、相談者が抱える課題の数を比較すると（図表Ⅲ-2-8）、3個以上の課題を抱える相談者はコロナ流行前（9.7%）からコロナ流行後（51.6%）では大幅に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加している。

図表Ⅲ-2-8　新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（抱える課題の数）

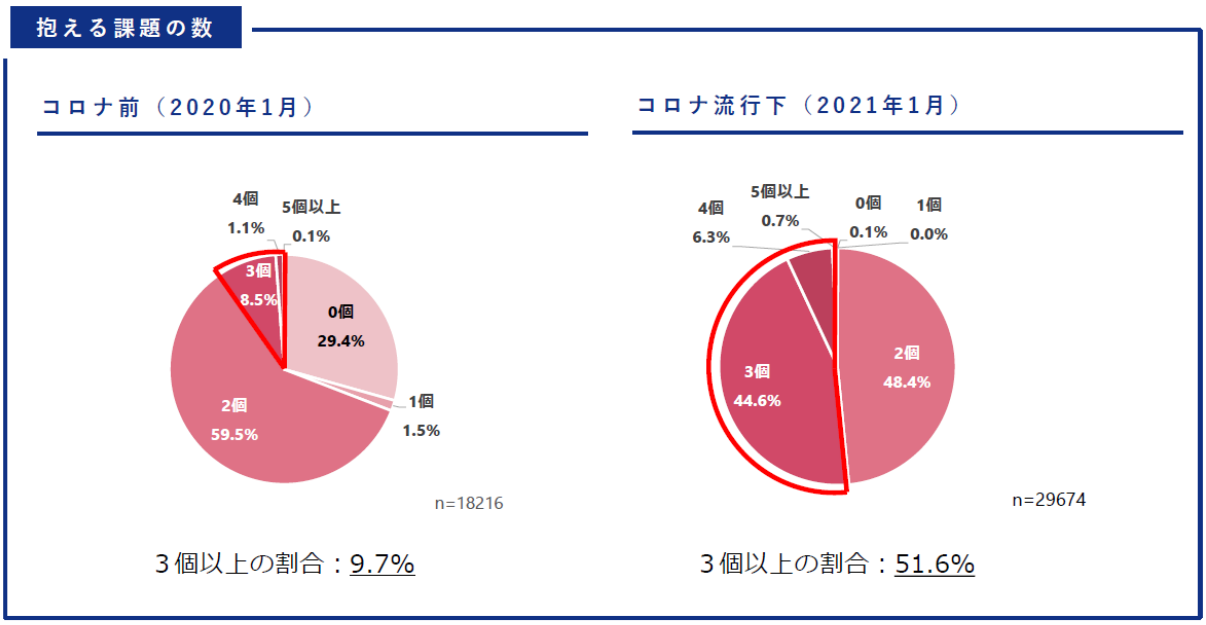

（出典）生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第１回）資料３より抜粋

② 顕在化したニーズについて

コロナ禍において顕在化した支援ニーズとしては（図表Ⅲ-2-9）、「2.緊急時の食料供給」「7.ハローワークとの連携による就労支援」「11.家計に関する相談」について、8割以上の自治体が、重要・必要であると回答している。（「実施している（実施予定を含む）取組」も、上記3項目が自治体回答の上位3つにあたる（表省略））

その他5、6の就労支援や、1、9の居住支援に関して重要・必要との認識も比較的高いことから、**新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、就労支援や家計相談、居住支援の重要性が増してきている**と言える。

一方、自治体3区分ごとの違いをみると、都市部では全ての項目において7割以上が必要性・重要性が高いと回答している一方、一般市・郡部では1割程度と都市部と比べて低く大きな差がみられた。新型コロナウイルス感染症による顕在化したニーズが都市部に集中していることがうかがえる。

図表Ⅲ-2-9　コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズ（調査票 p12）

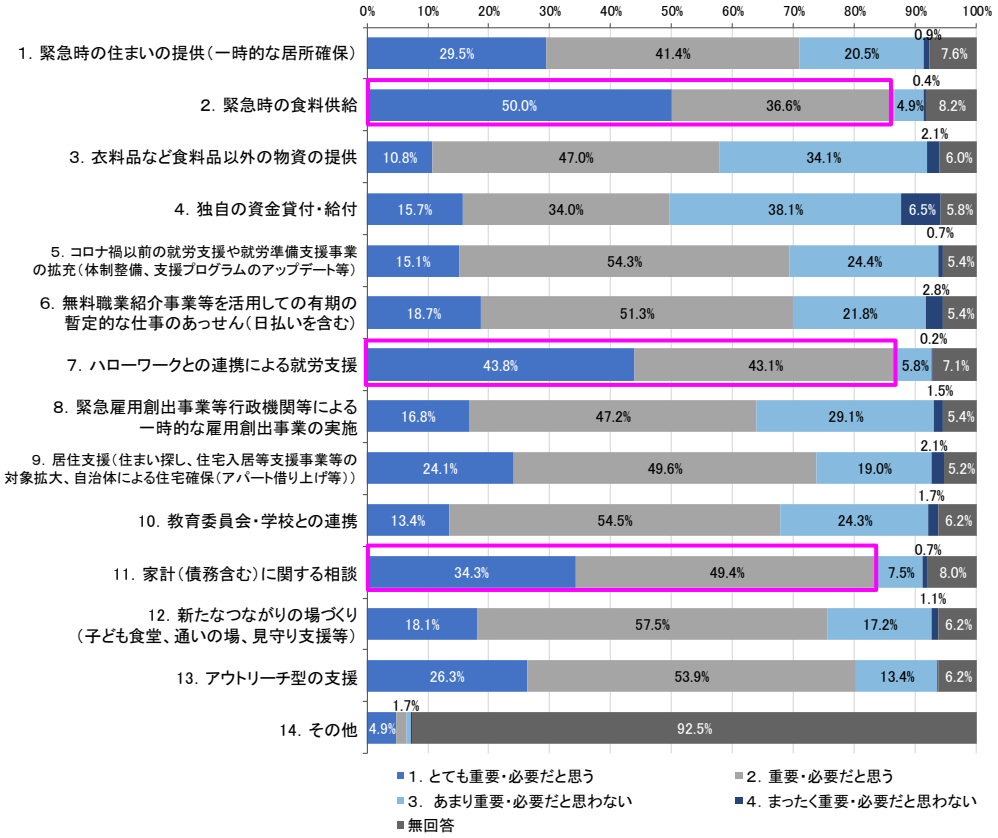

図表Ⅲ-2-10　コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズで「とても重要・必要である」「重要・必要である」と回答した自治体の３区分ごとの違い

	郡部	一般市	都市部	合計
1. 緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）	35 9.2%	61 16.1%	284 74.7%	380 100.0%
2. 緊急時の食料供給	40 8.6%	65 14.0%	359 77.4%	464 100.0%
3. 衣料品など食料品以外の物資の提供	22 7.1%	47 15.2%	241 77.7%	310 100.0%
4. 独自の資金貸付・給付	23 8.6%	40 15.0%	203 76.3%	266 100.0%
5. コロナ禍以前の就労支援や就労準備支援事業の拡充（体制整備、支援プログラムのアップデート等）	31 8.3%	58 15.6%	283 76.1%	372 100.0%
6. 無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん（日払いを含む）	31 8.3%	53 14.1%	291 77.6%	375 100.0%
7. ハローワークとの連携による就労支援	42 9.0%	65 13.9%	359 77.0%	466 100.0%
8. 緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施	33 9.6%	55 16.0%	255 74.3%	343 100.0%
9. 居住支援（住まい探し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等の対象拡大、自治体による住宅確保（アパート借り上げ等））	37 9.4%	60 15.2%	298 75.4%	395 100.0%
10. 教育委員会・学校との連携	33 9.1%	48 13.2%	283 77.7%	364 100.0%
11. 家計（債務含む）に関する相談	38 8.5%	62 13.8%	349 77.7%	449 100.0%
12. 新たなつながりの場づくり（子ども食堂、通いの場、見守り支援等）	35 8.6%	62 15.3%	308 76.0%	405 100.0%
13. アウトリーチ型の支援	39 9.1%	64 14.9%	327 76.0%	430 100.0%
14. その他	5 14.3%	4 11.4%	26 74.3%	35 100.0%
全体	51 9.5%	74 13.8%	411 76.7%	536 100.0%

※都市部は政令市・中核市・東京特別区を含む。

③ 相談支援への影響と課題について

相談支援への影響と課題として、「4.緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」「10.再就職が難しい相談者が継続ケースとして滞留する」について9割以上の自治体が課題と回答している。

また、「5.経済的困窮からひきこもり状態の方や 8050 問題等が表面化する」「6.持ち家でローンが支払えない、収入は基準を超えているが借金返済があるために家賃の支払いが難しくなっている（略）」といった経済的リスクや、「12.ひとり親や非正規シングル女性等の雇用環境の悪化が継続する」「14.雇用市場が冷え込み、就労支援の相談が増加する」といった就業等のリスクに関しても８割と高い値を占めている。

以上と、前ページの結果も合わせると、**今後想定される相談支援の課題として、就労支援や家計支援を重視する自治体が多いと言える。**

図表Ⅲ-2-11　新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響と課題（調査票 p15）

		1. とても課題だと思う	2. やや課題だと思う	3. あまり課題とは思わない	4. 全く課題だと思わない	5. わからない	無回答	合計
【外出自粛や行動制限】※保育園の休園や学校等の休校、移動自粛要請等	1. コロナの感染予防への意識から、経済的困窮以外のひきこもりや障害（疑いを含む）など、本来、相談に来たほうがよい方が相談に来れていない可能性がある	145	232	119	10	24	6	536
		27.1%	43.3%	22.2%	1.9%	4.5%	1.1%	100.0%
	2. 外出自粛の長期化等に伴い、家庭内不和・DV等の問題が表面化する	135	270	90	4	31	6	536
		25.2%	50.4%	16.8%	0.7%	5.8%	1.1%	100.0%
	3. 精神疾患を抱える方の状態が悪化する可能性がある	171	275	61	2	19	8	536
		31.9%	51.3%	11.4%	0.4%	3.5%	1.5%	100.0%
【経済的リスク（公的融資等の貸付利用者、ローン利用者等）】	4. 緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する	370	125	25	4	6	6	536
		69.0%	23.3%	4.7%	0.7%	1.1%	1.1%	100.0%
	5. 経済的困窮からひきこもり状態の方や8050問題等が表面化する	265	206	45	4	9	7	536
		49.4%	38.4%	8.4%	0.7%	1.7%	1.3%	100.0%
	6. 持ち家でローンが支払えない、収入は基準を超えているが借金返済があるために家賃の支払いが難しくなっている場合など、住居確保給付金の対象外の方からの相談に対応できない	206	238	76	4	6	6	536
		38.4%	44.4%	14.2%	0.7%	1.1%	1.1%	100.0%
【居住リスク（住居確保給付金利用後）】	7. 住居確保給付金が再延長まで満了した時点で強制退去となってしまう相談者が増えることが想定され、転居先を見つけるための居住支援が求められる	110	222	156	21	20	7	536
		20.5%	41.4%	29.1%	3.9%	3.7%	1.3%	100.0%
【顕在化しない相談ニーズ】	8. 個人事業主や自営業、フリーランスの方などで、生活に困っているが、相談支援を求めておらず、相談対応に困難が生じている	128	234	133	12	23	6	536
		23.9%	43.7%	24.8%	2.2%	4.3%	1.1%	100.0%
	9. 外出自粛や地域の交流の減少により、生活困窮者の抱える課題が周りから見えにくく、早期の相談につながりにくくなっている	121	271	105	12	21	6	536
		22.6%	50.6%	19.6%	2.2%	3.9%	1.1%	100.0%
【求職活動、就業等のリスク】	10. 再就職が難しい相談者が継続ケースとして滞留する	269	217	39	2	3	6	536
		50.2%	40.5%	7.3%	0.4%	0.6%	1.1%	100.0%
	11. 自営業やフリーランスの方などで、現在の仕事の再建を支援することが求められる（または他の仕事への就労支援に困難が生じている）	251	224	47	2	6	6	536
		46.8%	41.8%	8.8%	0.4%	1.1%	1.1%	100.0%
	12. ひとり親や非正規シングル女性等の雇用環境の悪化が継続する	213	256	49	2	10	6	536
		39.7%	47.8%	9.1%	0.4%	1.9%	1.1%	100.0%
	13. 就職氷河期世代の高年齢化に伴い要支援層が拡大する	139	263	99	6	23	6	536
		25.9%	49.1%	18.5%	1.1%	4.3%	1.1%	100.0%
	14. 雇用市場が冷え込み、就労支援の相談が増加する	186	249	75	3	16	7	536
		34.7%	46.5%	14.0%	0.6%	3.0%	1.3%	100.0%
【外国籍の方のリスク】	15. 外国籍の方からの相談が増え、言葉の壁により相談対応に困難が生じている	159	213	108	25	25	6	536
		29.7%	39.7%	20.1%	4.7%	4.7%	1.1%	100.0%
	16. 外国籍の方の就労のマッチングにおいて、基本的に選択肢が限られている状況で、ハローワークにも合う求人が少ない	183	182	96	23	44	8	536
		34.1%	34.0%	17.9%	4.3%	8.2%	1.5%	100.0%

図表Ⅲ-2-12　新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響と課題（調査票 p15）

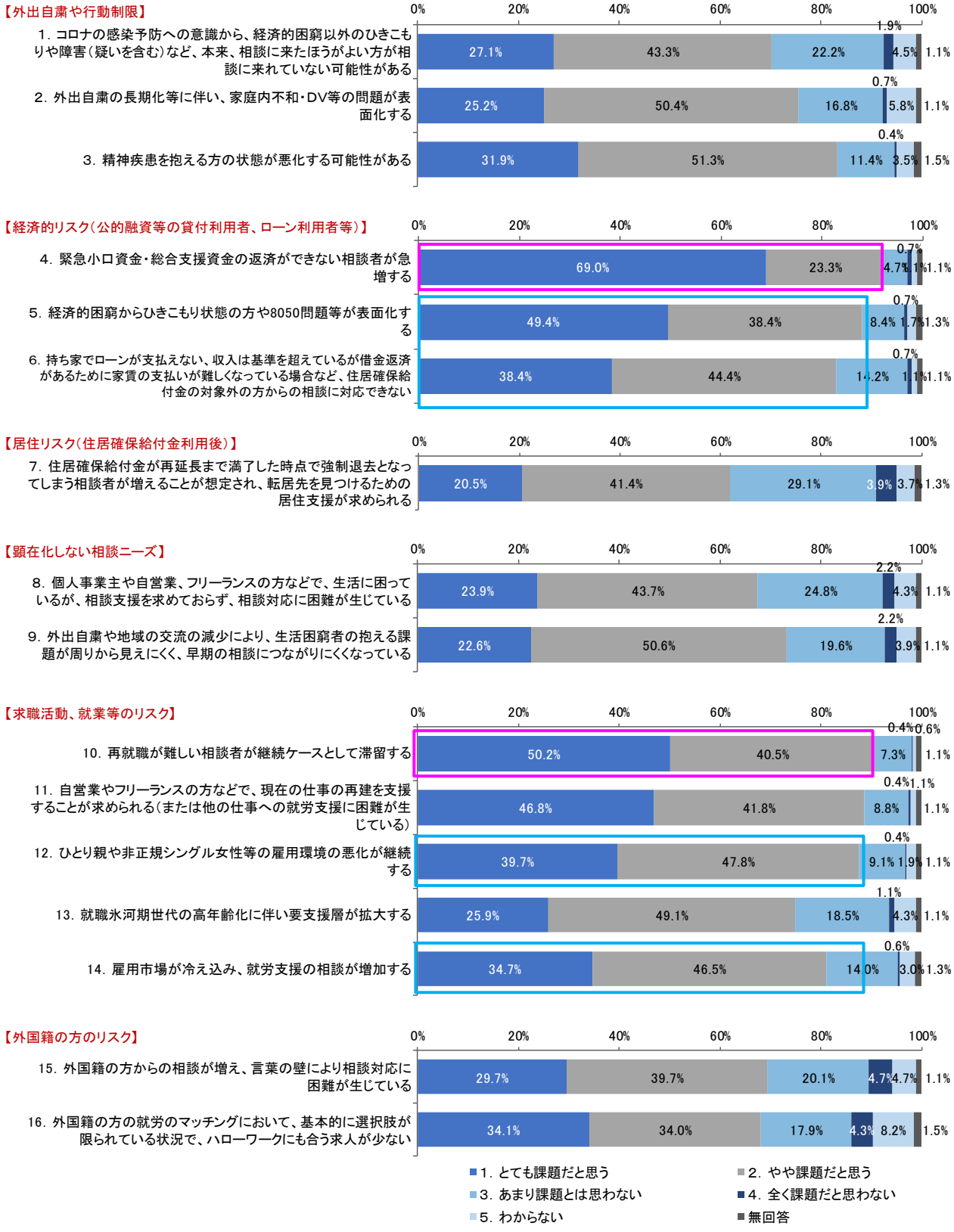

（３）支援ニーズの変化への対応状況について

① 顕在化したニーズへの対応状況

コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズのうち、自治体が実施している（実施予定を含む）取組を整理すると図表Ⅲ-2-13 のとおりである。「2.緊急時の食料供給」「7.ハローワークとの連携による就労支援」「11.家計に関する相談」の3つが5割前後と比較的多くの自治体で取り組まれていると言える。

「7.ハローワークとの連携による就労支援」では、生活保護受給者等就労自立促進事業、就労準備支援事業の活用が多いほか、『労働局と雇用対策協定を締結し、市庁舎にハローワークの窓口を常設、就労支援を行う』『生涯現役促進地域連携協議会の出張就労相談を予約し同席するなど支援している』などの独自の取組もみられた（参考資料参照）。

図表Ⅲ-2-13　コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズのうち実施している（実施予定を含む）取組（調査票 p12）

（複数回答）

	件数	%
1. 緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）	138	25.7%
2. 緊急時の食料供給	320	59.7%
3. 衣料品など食料品以外の物資の提供	115	21.5%
4. 独自の資金貸付・給付	90	16.8%
5. コロナ禍以前の就労支援や就労準備支援事業の拡充（体制整備、支援プログラムのアップデート等）	55	10.3%
6. 無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん（日払いを含む）	37	6.9%
7. ハローワークとの連携による就労支援	247	46.1%
8. 緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施	8	1.5%
9. 居住支援（住まい探し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等の対象拡大、自治体による住宅確保（アパート借り上げ等））	67	12.5%
10. 教育委員会・学校との連携	63	11.8%
11. 家計（債務含む）に関する相談	225	42.0%
12. 新たなつながりの場づくり（子ども食堂、通いの場、見守り支援等）	70	13.1%
13. アウトリーチ型の支援	113	21.1%
14. その他	12	2.2%
全体	536	

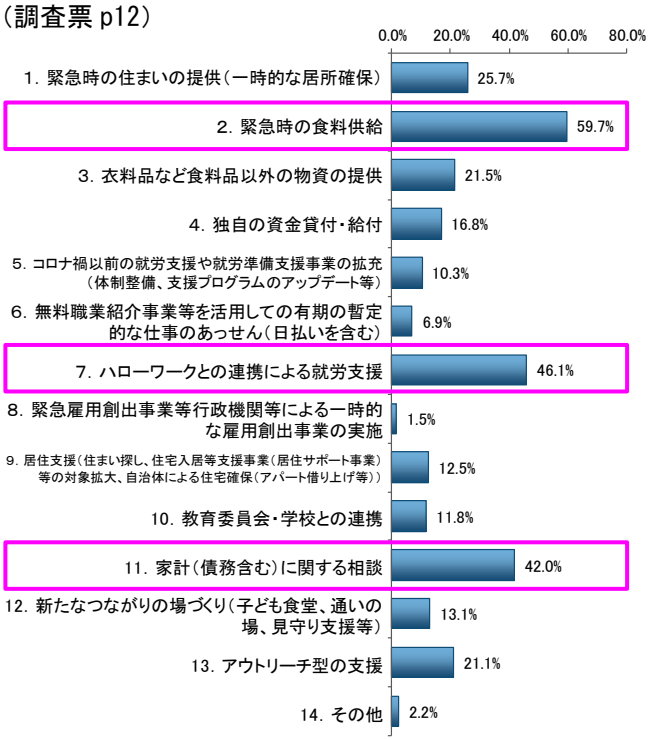

②生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組として、現在取り組んでいる・取り組んだこととして、「3.自立相談支援機関におけるアウトリーチの取組」「7.電話・メール・SNS などを活用した相談支援」「1.自立相談支援体制の強化」の順に割合が高く、これらについては一定の対応がなされている。

実施したい・実施すべきだができていない取組として割合が高く、取り組んでいることとの差が 20 ポイント以上あるのは、「6.LINE を活用した相談支援」「9.商工部門等と連携した就労支援」「10.就労準備支援事業等におけるオンライン化等による支援の強化」「16.一時生活支援事業の実施促進に向けた支援強化」となっている。

相談支援業務に関連するオンライン対応や、任意事業の「強化」に関する取組、就労支援の強化、不安定居住者等への対応（一時生活支援事業の実施体制含む）に関しては、困難さが垣間見える。

一方、自由回答からは、LINE やメール、学習支援の Zoom 等オンライン対応等について地域で独自に取り組んでいる内容や、人員加配が有効に機能しているところも確認することができる。

図表Ⅲ-2-14　生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担軽減等のために、現在、「取り組んでいる・取り組んだ」取組、および「実施したい・実施すべきだができていない」取組（調査票 p16）

（複数回答）

	現在、取り組んでいる・取り組んだことがある		実施したい・実施すべきだができていない	
	件数	%	件数	%
1.自立相談支援機関における相談員等の加配による自立相談支援体制の強化	192	35.8%	172	32.1%
2.自立相談支援機関における相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置	87	16.2%	146	27.2%
3.自立相談支援機関におけるアウトリーチの取組	216	40.3%	150	28.0%
4.住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用	96	17.9%	125	23.3%
5.家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化	71	13.2%	150	28.0%
6.LINEを活用した相談支援	46	8.6%	165	30.8%
7.電話・メール・SNS（上記6を除く）などを活用した相談支援	210	39.2%	87	16.2%
8.多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施	131	24.4%	163	30.4%
9.自治体の商工部門等と連携した就労支援	47	8.8%	205	38.2%
10.就労準備支援事業等における、オンライン等で実施する支援メニューの開発・展開、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化	16	3.0%	156	29.1%
11.地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化	107	20.0%	199	37.1%
12.子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化（遠隔での学習支援やオンライン相談の実施等）	52	9.7%	153	28.5%
13.子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配	14	2.6%	138	25.7%
14.不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化	35	6.5%	124	23.1%
15.不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化	55	10.3%	166	31.0%
16.一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化	21	3.9%	138	25.7%
17.その他	8	1.5%	11	2.1%
全体	536		536	

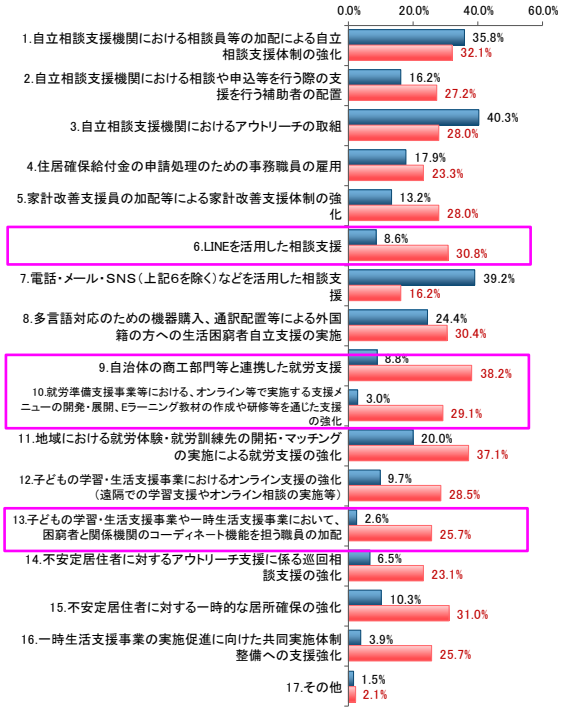

図表Ⅲ-2-15　生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担軽減等で現在、「取り組んでいる・取り組んだ」取組のうち、最も効果があった取組について（主な意見）（調査票 p17）

主な意見（分類結果）		
１．　自立相談支援機関における相談員等の加配による自立相談支援体制の強化	・相談者増加に対応できた 35 件 ・支援の質の向上 20 件 ・業務負担軽減 17 件 ・スムーズに対応・効率化 17 件 ・その他 28 件	99 件
２．自立相談支援機関における相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置		16 件
３．自立相談支援機関におけるアウトリーチの取組		41 件
４．住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用		29 件
５．家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化		11 件
６．LINE を活用した相談支援		11 件
７．電話・メール・ＳＮＳ（上記 ６ を除く） などを活用した相談支援	・コロナ禍対応（16 件）	46 件
	・時間の融通・気軽な相談（9 件）	
	・その他（28 件）	
８．多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施		21 件
９．自治体の商工部門等と連携した就労支援		2 件
10. 就労準備支援事業等における、オンライン等で実施する支援メニューの開発・展開、E ラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化		1 件
11. 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化		16 件
12. 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化（遠隔での学習支援やオンライン相談の実施等）		9 件
13. 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配		1 件
14. 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化		1 件
15. 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化		3 件
16. 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化		3 件
17. その他		6 件

③ 就労支援について

コロナ禍において自立支援の機能強化のため「実施したい・実施すべきだができていない」取組として（図表Ⅲ-2-16《再掲》）、「9.商工部門等と連携した就労支援」が最も割合が高く、次いで「11.就労体験等の開拓・マッチングによる就労支援の強化」となっており、就労支援ニーズがコロナ禍により高まっていると言える。このなかでも、「9.商工部門等と連携した就労支援」は、現在取り組んでいる自治体も8.8%と少なくギャップが非常に大きいことから、**商工部門と連携する機能の強化**が期待されていると言える。

図表Ⅲ-2-16　生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担軽減等のために、現在、「取り組んでいる・取り組んだ」取組、および「実施したい・実施すべきだができていない」取組（P27）※再掲

（複数回答）

	現在、取り組んでいる・取り組んだことがある		実施したい・実施すべきだができていない	
	件数	%	件数	%
1.自立相談支援機関における相談員等の加配による自立相談支援体制の強化	192	35.8%	172	32.1%
2.自立相談支援機関における相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置	87	16.2%	146	27.2%
3.自立相談支援機関におけるアウトリーチの取組	216	40.3%	150	28.0%
4.住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用	96	17.9%	125	23.3%
5.家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化	71	13.2%	150	28.0%
6.LINEを活用した相談支援	46	8.6%	165	30.8%
7.電話・メール・SNS（上記6を除く）などを活用した相談支援	210	39.2%	87	16.2%
8.多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施	131	24.4%	163	30.4%
9.自治体の商工部門等と連携した就労支援	47	8.8%	205	38.2%
10.就労準備支援事業等における、オンライン等で実施する支援メニューの開発・展開、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化	16	3.0%	156	29.1%
11.地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化	107	20.0%	199	37.1%
12.子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化（遠隔での学習支援やオンライン相談の実施等）	52	9.7%	153	28.5%
13.子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配	14	2.6%	138	25.7%
14.不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化	35	6.5%	124	23.1%
15.不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化	55	10.3%	166	31.0%
16.一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化	21	3.9%	138	25.7%
17.その他	8	1.5%	11	2.1%
全体	536		536	

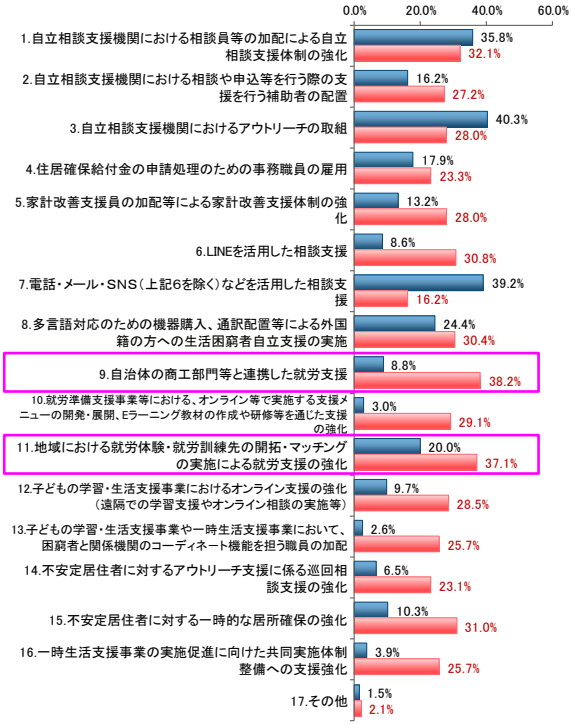

また、住居確保給付金受給者における就労支援のニーズを把握している場合（全体の約 3/4 の自治体）、「把握されたニーズに対し、現状の就労支援メニューや、就職先となる企業等の開拓の状況により、対応できると思うか」との問いに対し、「3.あまり対応できない」「4.全く対応できない」をあわせると、約4割が対応できないと認識している（図表Ⅲ-2-18）。なお、この対応状況によっての支援実績や任意事業の実施状況に差はみられなかった（図表略）。

自治体において、コロナ禍で就労体験や就職活動等にも影響がある中で、困窮者の就労支援のために連携を強化する必要があると考える部局・行政機関等は、「1.福祉部局（障害者福祉）」、「8.ハローワーク・マザーズハローワーク」、「9.若者サポステ」、「12.障害者就業・生活支援センター」がやや高い割合を示す。**なお、庁内の「3.4.商工部局」や「5.雇用・労働部局」との連携は1割台とそれほど認識されていない**と言える。

自由記入をみると、就労マッチング・就労場所の確保や複雑ケースへの対応の連携が必要とする声が多いものの、それが進まない理由として、行政の縦割りや人員不足、周知・認識不足を指摘する意見みもみられる。また、国・都道府県に求める支援策としては、より就労支援がすすむような仕組みづくりへの意見や、他部局・企業への周知、利用者・受け入れ企業へのインセンティブを求める声などがみられた。

これらのことから、コロナの影響により顕在化した支援ニーズに対応する取組の1つとして就労支援の重要性が示唆される。特に、新たな支援対象者像となる自営業・フリーランスにおける現在の仕事の再建等の支援や、外国籍への対応のほか、ひとり親、非正規雇用等の十分な職業能力を身につけられていない人等への支援において、これまで以上に、多様な就労支援のノウハウ、柔軟な働き方を受け入れてくれる事業所等の開拓、就労支援体制の強化等が必要とされる局面もあると予想されるが、今回のアンケート調査ではそれら具体の取組としては十分に進んでいないことがうかがえる。

図表Ⅲ-2-17　住居確保給付金の受給者における就労支援のニーズの把握の有無（調査票 p37）

	件数	%
1. ほとんどにおいて把握している	266	49.6%
2. 一部において把握している	167	31.2%
3. 把握していない	66	12.3%
無回答	37	6.9%
合計	536	100.0%

「1. ほとんどにおいて把握している」「2. 一部において把握している」と回答した場合

図表Ⅲ-2-18　把握されたニーズに対し、現状の就労支援メニューや、就職先となる企業等の開拓の状況により、対応できると思うか（調査票 p37）

	件数	%
1. 十分対応できる	16	3.7%
2. まあ対応できる	194	44.8%
3. あまり対応できない	158	36.5%
4. 全く対応できない	14	3.2%
5. わからない	48	11.1%
無回答	3	0.7%
合計	433	100.0%

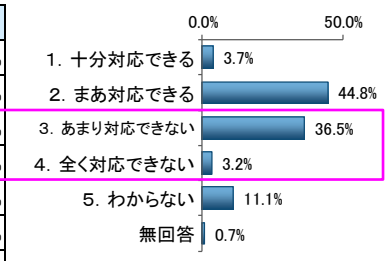

図表Ⅲ-2-19　生活困窮者に対する就労支援のため、連携を強化する必要があると考える部局・行政機関等（調査票 p38）

（複数回答）

	件数	%
1. 福祉部局（障害者福祉）	153	28.5%
2. 福祉部局（上記1以外）	76	14.2%
3. 商工部局（農林水産業）	99	18.5%
4. 商工部局（上記3以外　※まちづくり等）	85	15.9%
5. 雇用・労働部局	138	25.7%
6. 企画部局	12	2.2%
7. 住宅関係部局	57	10.6%
8. ハローワーク・マザーズハローワーク	353	65.9%
9. 地域若者サポートステーション	163	30.4%
10. 職業訓練機関	133	24.8%
11. シルバー人材センター	125	23.3%
12. 障害者就業・生活支援センター	151	28.2%
13. その他	11	2.1%
14. 特になし	59	11.0%
全体	536	

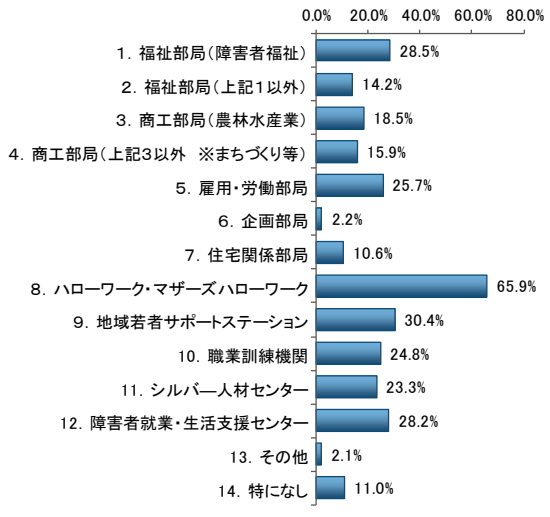

図表Ⅲ-2-20　連携を強化する必要があると考える理由（調査票 p38）

主な意見（分類結果）	
・マッチングをするために促進	58 件
・就労場所の確保・開拓	49 件
・関係者・本人の制度への理解による連携強化	41 件
・複雑ケースや相談増に対応するため	39 件
・就業機会の拡大のため	35 件

図表Ⅲ-2-21　連携にあたっての課題（調査票 p38）

主な意見（分類結果）	
・縦割り	32 件
・人員不足、余裕がない	28 件
・周知・認識不足	23 件
・情報共有の難しさ	12 件
・受け皿がない	11 件
・コロナ禍の影響	10 件

図表Ⅲ-2-22　生活困窮者の就労支援を推進するにあたり国や都道府県に求める支援内容（調査票 p38）

主な意見（分類結果）	
・制度・就労支援の仕組みづくりへの意見	30 件
・他部局や企業への周知・啓発	12 件
・利用者へのインセンティブ	12 件
・受け入れ企業へのインセンティブ	12 件
・その他	27 件

④ 地域の支援関係機関・関係分野との連携強化について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、新たに連携を強化したい、もしくは連携を強化した機関・分野等について尋ねたところ図表Ⅲ-2-23 のような回答がみられた。まず、『行政関係』分野では、生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にも、**ひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅等との連携**がみられた。また、『行政以外の関係機関』では、社会福祉協議会に加え、**法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体など、幅広い分野で新たに連携強化**が図られた。

一方で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特に女性の自死者が増加しているとの指摘もある(※)が、自殺対策の部署との連携は1割程度にとどまっている。

(※)「令和3年版自殺対策白書」によると、2020(R2)年の自殺者数は全国で2万 1,081 人と、前年に比べ 912 人(4.5%)増加した。増加は 11 年ぶりで、男性は減少したものの女性の増加幅が上回った。白書では、20 年と過去 5 年(15～19 年)の平均値とを比較し、女性の職業別では「被雇用者・勤め人」が 381 人と大きく増加しており、原因・動機別でみても「勤務問題」が 34.8%と大きく増加していることなどから働く女性の自殺者が増えたことが指摘されている。

図表Ⅲ-2-23　新たに連携を強化した機関・分野について（調査票 p14）

【行政関係】　（複数回答）

	件数	%
1. 生活保護・福祉事務所	299	55.8%
2. 高齢者福祉	119	22.2%
3. 障害者福祉	135	25.2%
4. 地域福祉	94	17.5%
5. 児童福祉	102	19.0%
6. ひとり親	166	31.0%
7. 自殺対策担当	62	11.6%
8. 地域包括支援センター	157	29.3%
9. 児童相談所・児童家庭支援センター	74	13.8%
10. 障害者就業・生活支援センター	99	18.5%
11. 地域子育て支援センター	37	6.9%
12. 成年後見制度に係る中核機関	40	7.5%
13. 婦人相談所・配偶者暴力相談センター	50	9.3%
14. 国民健康保険	176	32.8%
15. 年金	144	26.9%
16. 市町村税	190	35.4%
17. 市町村営住宅	174	32.5%
18. 都道府県営住宅	117	21.8%
19. 水道	115	21.5%
20. 教育委員会	82	15.3%
21. 消防	10	1.9%
22. 保健所・保健センター	107	20.0%
23. 消費生活センター	62	11.6%
24. 警察	47	8.8%
25. 年金事務所	78	14.6%
26. 雇用・産業	155	28.9%
27. ハローワーク・マザーズハローワーク	273	50.9%
28. 地域若者サポートステーション	106	19.8%
29. 職業訓練機関	95	17.7%
30. その他	10	1.9%
全体	536	

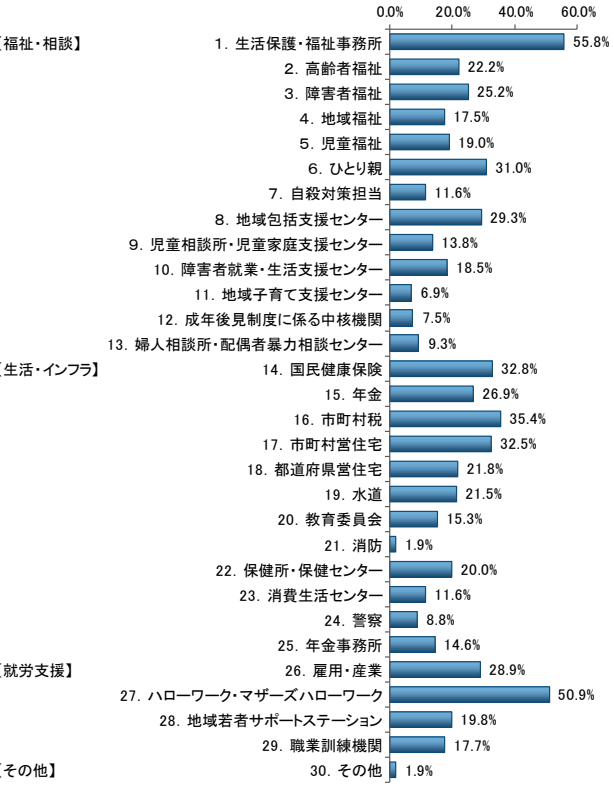

【行政以外の関係機関】　（複数回答）

	件数	%
31. 社会福祉協議会	302	56.3%
32. 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	71	13.2%
33. 法テラス・弁護士（会）・司法書士会	203	37.9%
34. 消費者保護団体	12	2.2%
35. 医師会	12	2.2%
36. 医療機関（精神科）	126	23.5%
37. 医療機関（上記37「精神科」以外）	62	11.6%
38. 更生保護施設等	24	4.5%
39. 保育所・幼稚園	24	4.5%
40. 小学校	52	9.7%
41. 中学校	55	10.3%
42. 高等学校	41	7.6%
43. その他の学校・大学等	21	3.9%
44. 教育支援関係者・団体	30	5.6%
45. 民生委員・児童委員	134	25.0%
46. フードバンク活動団体	220	41.0%
47. NPO法人・ボランティア団体（46以外）	105	19.6%
48. 経済団体（商工会議所や事業協同組合等）	57	10.6%
49. 生活協同組合	36	6.7%
50. 農業者・農業団体	51	9.5%
51. 民間企業（求人開拓）	108	20.1%
52. 民間企業（就労体験等の協力事業所）	115	21.5%
53. 町内会・自治会、福祉委員	60	11.2%
54. その他の地域住民	21	3.9%
55. 電気・ガス等の供給事業者	82	15.3%
56. 介護サービス事業者	33	6.2%
57. 新聞配達所	11	2.1%
58. 郵便局	14	2.6%
59. 居住支援協議会	81	15.1%
60. 不動産業者、家主等	126	23.5%
61. 日本政策金融公庫	9	1.7%
62. 多文化共生センター等外国人支援団体	74	13.8%
63. その他	12	2.2%
全体	536	

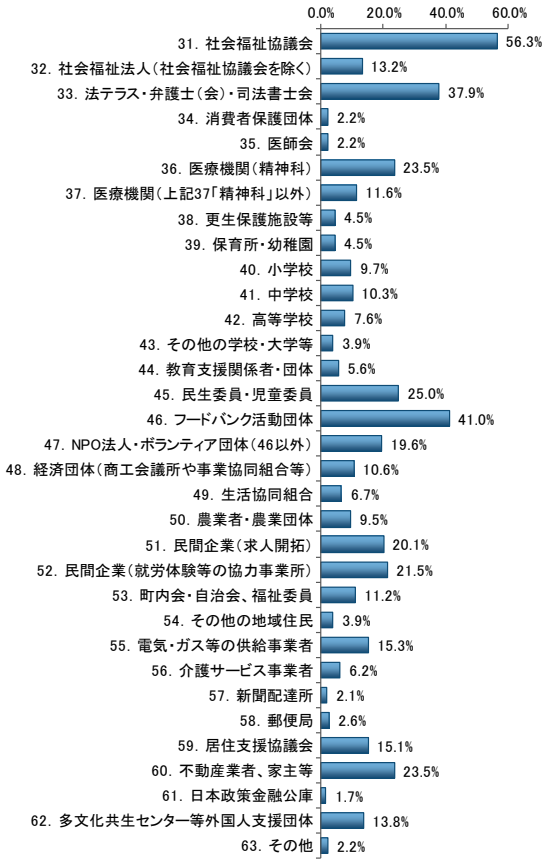

コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズに対しての取組状況として、「2.緊急時の食料供給」「3.衣料品など食料品以外の物資の提供」「4.独自の資金貸付・給付」では、社会福祉協議会との連携が大半で、食料提供では、NPO 法人との連携も多い。

「12.新たなつながりの場づくり」では、「2.他機関・団体等と連携して実施」が 82.8%と最も多く、連携している機関として、NPO 法人のほか、ボランティア団体や地域住民、子ども食堂、大学等の地域資源(「その他」)があげられている。

図表Ⅲ-2-24　コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズに対しての取組状況（調査票 p12）

【項目ごとの取組状況】 ※記載のあった取組について集計

	取組状況				※「2. 他機関・団体等と連携して実施」と回答した場合のみ 連携している機関（複数回答）					うち、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」活用の有無		
	1. 自治体/自立相談支援機関のみで実施	2. 他機関・団体等と連携して実施	無回答	合計	1. 社会福祉協議会	2. 社会福祉法人（社協以外）	3. NPO法人	その他	全体	活用なし	活用あり	合計
1. 緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）	80	56	0	136	10	7	20	35	56	135	1	136
	58.8%	41.2%	0.0%	100.0%	17.9%	12.5%	35.7%	62.5%		99.3%	0.7%	100.0%
2. 緊急時の食料供給	63	277	1	341	176	35	114	73	277	337	4	341
	18.5%	81.2%	0.3%	100.0%	63.5%	12.6%	41.2%	26.4%		98.8%	1.2%	100.0%
3. 衣料品など食料品以外の物資の提供	44	66	2	112	52	16	16	19	66	109	3	112
	39.3%	58.9%	1.8%	100.0%	78.8%	24.2%	24.2%	28.8%		97.3%	2.7%	100.0%
4. 独自の資金貸付・給付	45	49	0	94	42	5	1	9	49	86	8	94
	47.9%	52.1%	0.0%	100.0%	85.7%	10.2%	2.0%	18.4%		91.5%	8.5%	100.0%
5. コロナ禍以前の就労支援や就労準備支援事業の拡充（体制整備、支援プログラムのアップデート等）	17	34	3	54	20	10	10	15	34	53	1	54
	31.5%	63.0%	5.6%	100.0%	58.8%	29.4%	29.4%	44.1%		98.1%	1.9%	100.0%
6. 無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん（日払いを含む）	23	11	1	35	6	2	3	8	11	33	2	35
	65.7%	31.4%	2.9%	100.0%	54.5%	18.2%	27.3%	72.7%		94.3%	5.7%	100.0%
7. ハローワークとの連携による就労支援	66	164	8	238	20	3	7	142	164	237	1	238
	27.7%	68.9%	3.4%	100.0%	12.2%	1.8%	4.3%	86.6%		99.6%	0.4%	100.0%
8. 緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施	7	0	1	8					0	7	1	8
	87.5%	0.0%	12.5%	100.0%						87.5%	12.5%	100.0%
9. 居住支援（住まい探し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等の対象拡大、自治体による住宅確保（アパート借り上げ等））	23	33	1	57	7	3	8	20	33	55	2	57
	40.4%	57.9%	1.8%	100.0%	21.2%	9.1%	24.2%	60.6%		96.5%	3.5%	100.0%
10. 教育委員会・学校との連携	24	25	3	52	5	2	5	20	25	52	0	52
	46.2%	48.1%	5.8%	100.0%	20.0%	8.0%	20.0%	80.0%		100.0%	0.0%	100.0%
11. 家計（債務含む）に関する相談	120	87	7	214	48	4	3	42	87	213	1	214
	56.1%	40.7%	3.3%	100.0%	55.2%	4.6%	3.4%	48.3%		99.5%	0.5%	100.0%
12. 新たなつながりの場づくり（子ども食堂、通いの場、見守り支援等）	9	48	1	58	22	11	22	30	48	57	1	58
	15.5%	82.8%	1.7%	100.0%	45.8%	22.9%	45.8%	62.5%		98.3%	1.7%	100.0%
13. アウトリーチ型の支援	49	46	3	98	28	10	10	18	46	97	1	98
	50.0%	46.9%	3.1%	100.0%	60.9%	21.7%	21.7%	39.1%		99.0%	1.0%	100.0%
14. その他	5	11	0	16	5	0	2	4	11	15	1	16
	31.3%	68.8%	0.0%	100.0%	45.5%	0.0%	18.2%	36.4%		93.8%	6.3%	100.0%

件数は少ないが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用の事例もみられた。(参考資料参照)

⑤ 厚労省からの各種事務連絡による情報提供について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、厚生労働省からは各種事務連絡が情報提供されていたが、それらについての回答をまとめたのが図表Ⅲ-2-25 である。これをみると、8割以上の自治体が厚生労働省からの事務連絡を把握していると回答している。

また、支援現場での各種事務連絡の把握状況としては、<u>事務連絡による情報提供を把握している自治体の方が、支援現場にとって役立っていると回答</u>しており、また、<u>制度・ツールも機能していると回答</u>している。

図表Ⅲ-2-25　厚生労働省からの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援策等についての各種事務連絡による各自治体へ情報提供（調査票 p18）

	件数	%
1. すべて把握している	62	11.6%
2. 概ね把握している	397	74.1%
3. 十分に把握できていない	63	11.8%
4. ほとんど把握できていない	11	2.1%
無回答	3	0.6%
合計	536	100.0%

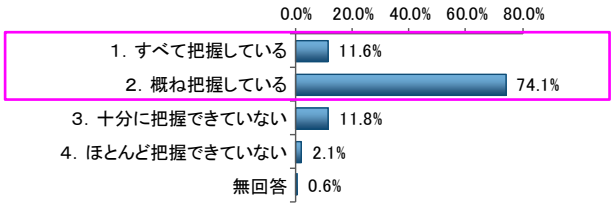

※上記で、「1.すべて把握している」「2.概ね把握している」と回答した自治体（把握している）と、「3.十分に把握できていない」「4.ほとんど把握できていない」自治体（把握できていない）において比較。

→ 把握している

→ 把握できていない

図表Ⅲ-2-26　厚生労働省からの事務連絡は支援の現場にとって役立ったか（調査票 p18）

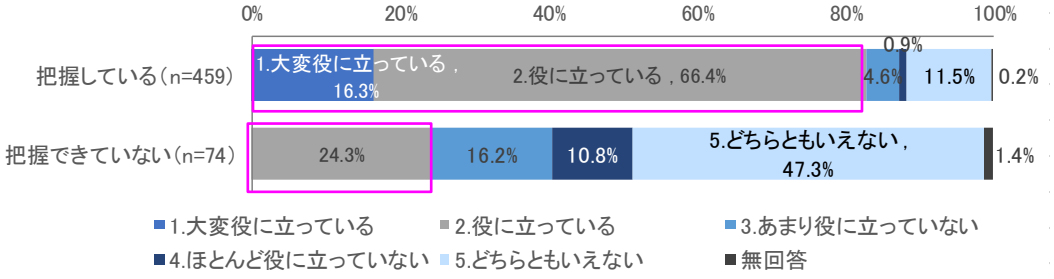

図表Ⅲ-2-27　生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思うか（調査票 p18）

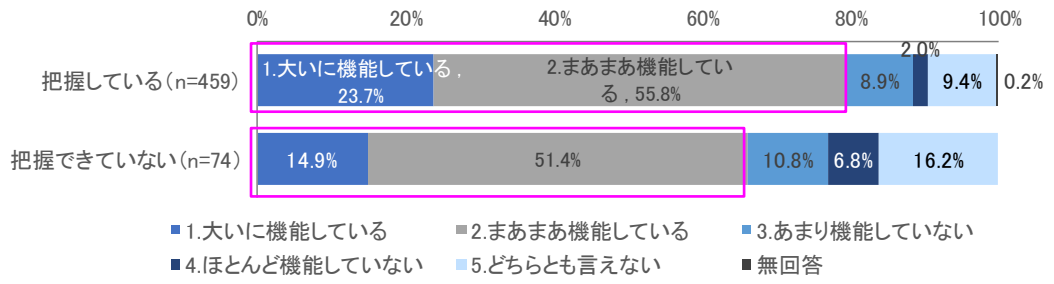

図表Ⅲ-2-28　コロナ禍において「生活困窮者自立支援統計システム（業務支援ツール）」は有効に機能していると思うか（調査票 p19）

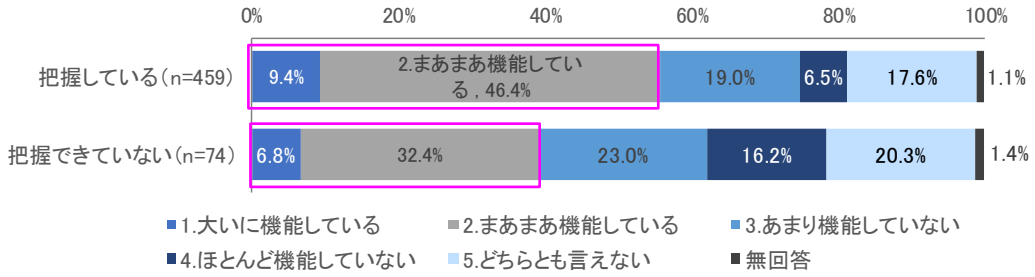

各種事務連絡を把握している、制度が機能していると感じている自治体の実績（新規相談受付件数、プラン作成件数）は、そうではないとする自治体と比べて、高い傾向がある。よりわかりやすい、より的確な事務連絡を情報提供することで、制度の趣旨・理解が進む可能性が示唆される。

図表Ⅲ-2-29　自立相談支援事業の実績（新規相談受付件数・プラン作成件数）の比較

新規相談受付件数

		件数	平均	最大値	最小値	標準偏差	変動係数
①各種事務連絡の把握状況（p18）	把握している	459	46.7	206.3	0.0	33.7	72.1
	把握できていない	74	40.0	276.2	0.0	39.5	98.8
②事務連絡が支援現場に役立ったか（p18）	役に立っている	398	47.4	276.2	0.0	34.9	73.6
	役に立っていない、どちらとも言えない	45	42.9	181.0	5.4	40.5	94.4
③制度が有効に機能していると思うか（p18）	機能している	415	47.2	206.3	3.2	33.5	71.0
	機能していない、どちらとも言えない	63	45.1	179.4	1.7	37.3	82.7
④支援ツールが有効に機能していると思うか（p19）	機能している	285	48.4	276.2	1.7	35.5	73.4
	機能していない、どちらとも言えない	147	48.0	206.3	1.8	37.4	78.0

プラン作成件数

		件数	平均	最大値	最小値	標準偏差	変動係数
①各種事務連絡の把握状況（p18）	把握している	459	8.0	96.1	0.0	11.0	137.8
	把握できていない	74	8.4	102.9	0.0	15.7	187.0
②事務連絡が支援現場に役立ったか（p18）	役に立っている	398	8.4	102.9	0.0	11.8	140.6
	役に立っていない、どちらとも言えない	45	8.3	80.2	0.0	16.7	201.2
③制度が有効に機能していると思うか（p18）	機能している	415	8.6	96.1	0.0	11.8	137.2
	機能していない、どちらとも言えない	63	3.3	19.1	0.0	3.8	117.3
④支援ツールが有効に機能していると思うか（p19）	機能している	285	8.1	102.9	0.0	12.1	148.6
	機能していない、どちらとも言えない	147	8.6	80.9	0.0	12.7	147.6

なお、「生活困窮者自立支援統計システム(業務支援ツール)」の機能について、改善すべき機能、付加すべき機能について、自由記入として回答されたものを整理したのが、図表Ⅲ-2-30 のとおりである。入力の操作性向上に向けて多くの意見が得られた。

図表Ⅲ-2-30 「生活困窮者自立支援統計システム（業務支援ツール)」の機能について
改善すべき・付加すべき機能（調査票 p19）

改善すべき機能 (250 件)	①入力項目（カテゴリー）の改善・入力文字の対応（51 件） ②印刷時の問題・エクセルへの出力時の問題（41 件） ③入力情報が多すぎる・簡略化して欲しい（39 件） ④検索機能の改善・データ抽出機能の改善（31 件） ⑤インテーク・アセスメント時の入力情報の問題（29 件） ⑤一定時間で自動的にログアウトしてしまう（29 件） ⑦時系列・経過が見辛い、全体が把握しにくい（27 件） ＜経過を見る際、都度最初のページに戻るが多数あり＞ ⑧集計システムの効率が悪い・月次報告が見辛い（25 件） ⑨和暦・西暦の問題（10 件） ⑩必須項目と任意項目の改善（7 件） ⑩ブラウザの問題　数字の根拠がわからない、数値が合わない（7 件） ⑫相談記録、継続ケースが見辛い（5 件） ⑫同居家族の入力（5 件） ⑭文字数の制限（4 件） ※その他（82 件） ・システムの互換性を希望 ・「日付」について、自動的に当日になるのが困る ・サーバー役の PC がスリープ状態だと使えない ・他の機関の相談経過の追加を入力したい ・利活用マニュアル、研修。記入例が欲しい ・変更、修正を簡易にして欲しい。誤った登録を削除したい。戻るボタンが欲しい
付加すべき機能 (167 件)	①検索・抽出機能（43 件） ①集計・統計機能（43 件） ③その他の追加（35 件） ＜添付保存、キーワード登録、新規・継続分類等＞ ④関係機関との共通利用（タブレット利用含む）（20 件） ⑤印刷機能（14 件） ⑤コロナ要因の追加（14 件） ⑦過去データ利用（12 件） ⑧家族構成の記入（ジェノグラム、エコマップ含む）（10 件） ⑨マニュアル配布、支援情報が画面で確認可能（8 件） ⑨バックアップ機能（8 件） ⑪自動変換入力（7 件）＜西暦・和暦変換、音声入力等＞ ⑫貸付・給付の追加（6 件） ⑬収支の追加、自動計算 ⑭ユーザーの削除機能 ※その他（82 件） ・支援経過記録の自動保存。 ・一般的な OS の更新に合わせられること。 ・システムの不具合が生じそれが解決するまで、時間をかなり消耗したことがある。全国から寄せられる相談、その解決方法をまとめたものを発信してほしい。 ・地域別集計等のクロス集計を可能にするための付加できるフラグの追加。 ・家計相談支援システムに被保護のフラグを追加して集計。 ・新制度（生活困窮者自立支援金等）の追加。 ・AI の活用による自動入力及びエマージェンシー機能（自死リスク評価・法令違反等）の付加。 ・付加ではなく業務軽減のため、入力量を軽減してほしい ・「戻る」キーが必要 ・その都度入力項目に間違いがないか簡単に確認する案内や誘導の機能があると便利だと思われる。

⑥ 第２のセーフティネットとしての機能について

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、**生活困窮者自立支援制度が有効に機能しているかどうかについて尋ねた所、77.5%の自治体が「機能している」と回答**した。人口規模別では、30 万人以上の自治体において8割以上が「機能している」と回答した一方、1万人未満では（サンプル数が少ないが）「機能している」の割合が他の人口規模に比べて低くなっており、人口の多い自治体の方が本制度のコロナ禍での有効性をより実感していると予想される。

また、任意事業の実施有無別にみると、就労準備支援事業を実施している自治体は「機能している」と回答している割合が高い一方、家計改善支援事業を実施している自治体は、実施していない自治体と比較して大きな差は見られない。新型コロナウイルス感染症拡大に伴っての特例貸付の延長等の対応に追われ、家計改善支援事業の取組が発揮されていないと感じている可能性がある。

図表Ⅲ-2-31　生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思うか（調査票 p18）

	件数	%
1. 大いに機能している	121	22.6%
2. まあまあ機能している	294	54.9%
3. あまり機能していない	49	9.1%
4. ほとんど機能していない	14	2.6%
5. どちらともいえない	55	10.3%
無回答	3	0.6%
合計	536	100.0%

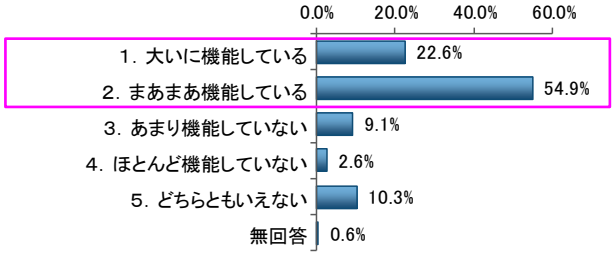

※上記を回答した理由について自由記入を分類（詳細は参考資料参照）

1 大いに機能している 2 まあまあ機能している	①支援策が有効（125 件） ②有効だが支援に限界あり（54 件） ③生活保護に至る前段階での支援（対応）ができた（46 件） ④他機関・他部署と連携が取れる（18 件）
3 あまり機能していない 4 ほとんど機能していない	①貸付・給付以外につながらない（49 件） ②人員・時間不足（20 件） ③コロナ禍に対応しきれていない（16 件）　等

図表Ⅲ-2-32　（人口規模別）生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思うか（調査票 p18）

※ 人口規模別には都道府県も入っていることに留意

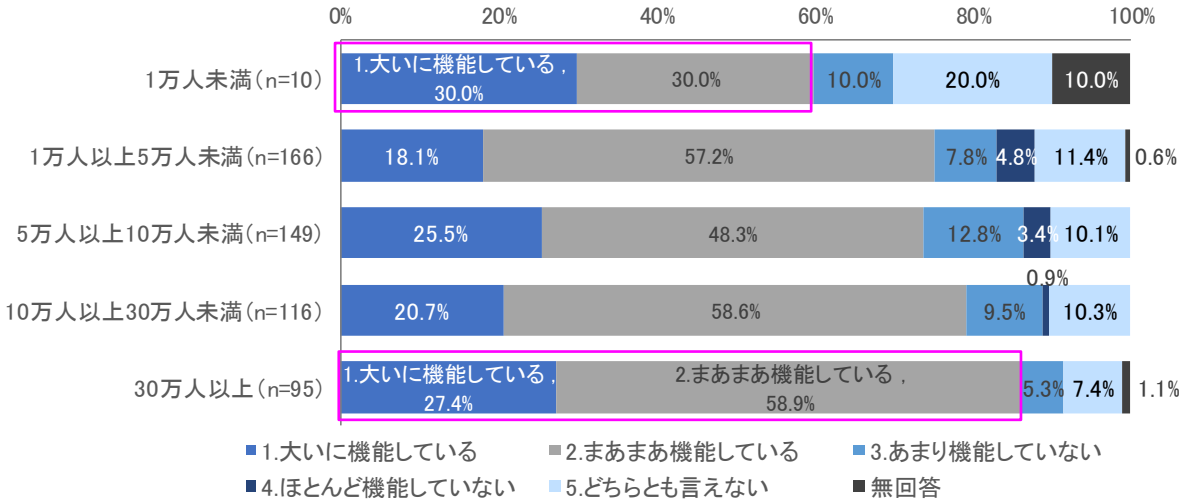

図表Ⅲ-2-33　（任意事業実施状況別）生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思うか
（調査票 p18）

＜就労準備支援事業の実施状況別＞

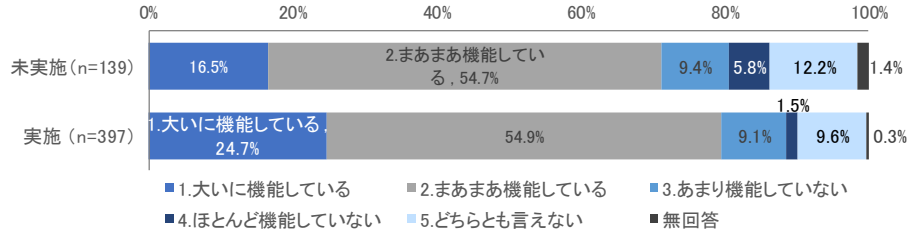

＜一時生活支援事業の実施状況別＞

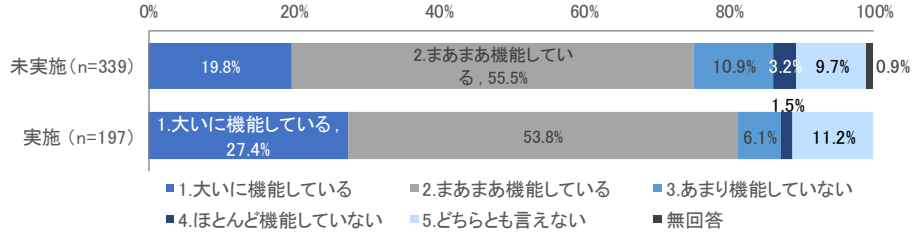

＜家計改善支援事業の実施状況別＞

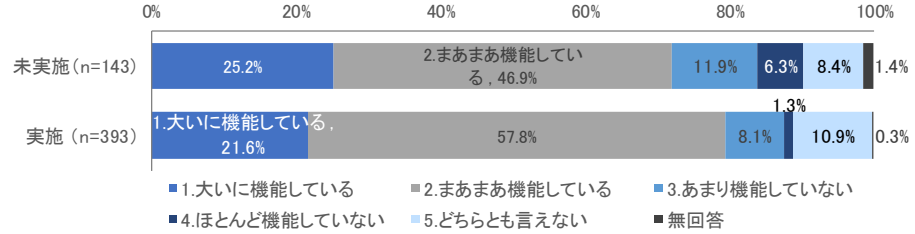

＜子どもの学習・生活支援事業の実施状況別

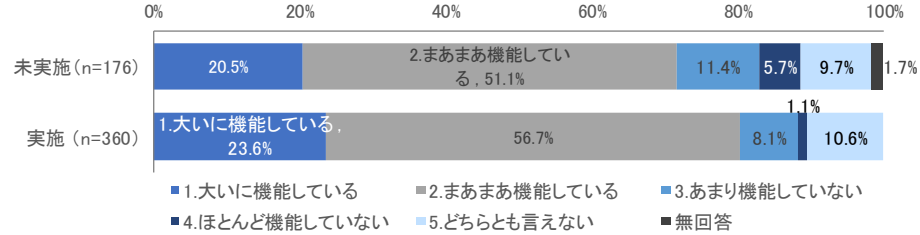

＜被保護者就労準備支援事業の実施状況別＞

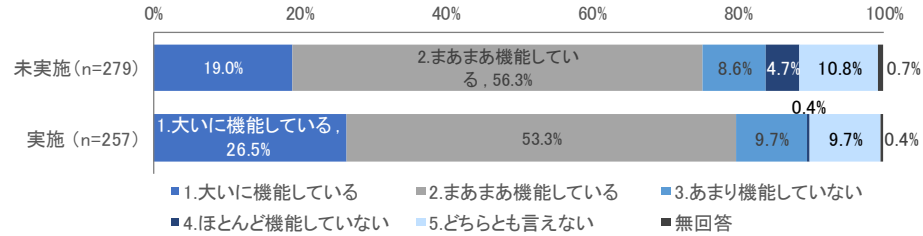

＜被保護者家計改善支援事業の実施状況別＞

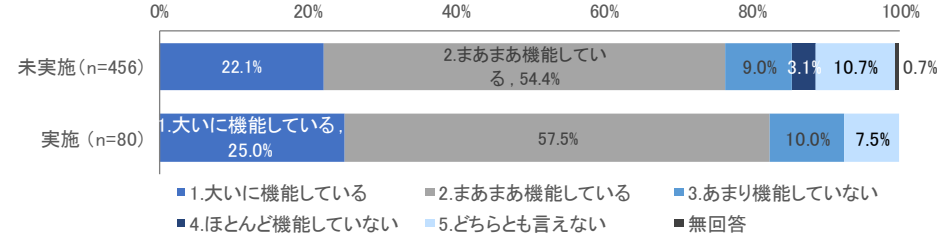

３．コロナ禍における生活困窮者の実態に関する分析（ケース類型）

（１）コロナ禍における生活困窮者の実態について

新型コロナウイルス感染拡大前後における相談者の属性を比較したのが図表Ⅲ-3-1 である。これをみると、新型コロナウイルス感染拡大の影響により表出した相談者の実態として、「7.中年・単身（男性）」、「11.夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年）」、「9.ひとり親世帯」、「1.高齢・単身（男性）」「5.若年・単身（男性）」、「4.高齢者と子のみの世帯」、「8.中年・単身（女性）」、「6.若年・単身（女性）」などと指摘することができる。そこで、これらに基づき、下記図表の①～⑥の属性に着目して各種特徴を集計・分析を行う。なお、その際には、次ページ以降の各種属性ごとの集計表を踏まえる。

図表Ⅲ-3-1　新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者の属性（調査票 p5）

（複数回答）

	感染拡大前		感染拡大後	
	件数	%	件数	%
1. 高齢・単身（男性）	265	49.4%	122	22.8%
2. 高齢・単身（女性）	101	18.8%	45	8.4%
3. 高齢者のみの世帯	157	29.3%	75	14.0%
4. 高齢者と子のみの世帯	157	29.3%	81	15.1%
5. 若年・単身（男性）	50	9.3%	142	26.5%
6. 若年・単身（女性）	12	2.2%	48	9.0%
7. 中年・単身（男性）	352	65.7%	332	61.9%
8. 中年・単身（女性）	97	18.1%	112	20.9%
9. ひとり親世帯	196	36.6%	234	43.7%
10. 夫婦のみの世帯（若年～中年）	22	4.1%	36	6.7%
11. 夫婦と子供から成る世帯（若年～中年）	86	16.0%	283	52.8%
12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年）	9	1.7%	9	1.7%
13. 夫婦とひとり親から成る世帯	2	0.4%	5	0.9%
14. その他	9	1.7%	13	2.4%
全体	536		536	

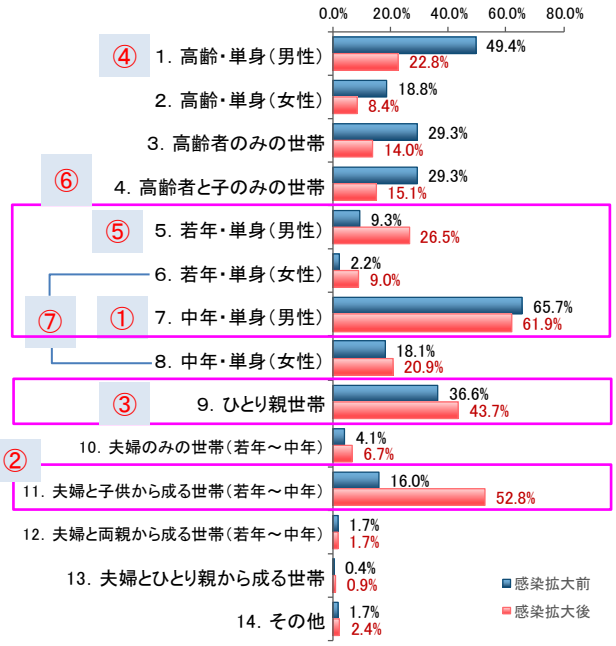

図表Ⅲ-3-2　属性ごとの概要

【特徴】

単位：%

	1. 病気（メンタルヘルス含む）	2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む）	3. 住まい不安定・ホームレス	4.（多重・過重）債務	5. 家計管理の課題	6. 就職活動困難	7. 就職定着困難	8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む）	10. ひとり親	11. 外国籍	12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	13. 不安定就労（非正規雇用等）	14. 低所得	15. 低年金	16. その他
【全体】 n=1260	20.1%	12.5%	14.3%	21.7%	26.4%	30.3%	20.3%	6.5%	14.5%	16.1%	9.7%	25.2%	30.3%	45.5%	11.7%	5.8%
7. 中年・単身（男性） n=264	22.3%	14.8%	24.2%	26.5%	22.7%	31.1%	22.3%	7.2%	11.4%	0.8%	5.3%	30.7%	31.4%	41.7%	2.3%	4.2%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	9.4%	9.4%	9.9%	23.6%	33.9%	25.3%	18.5%	3.4%	13.3%	1.7%	13.3%	39.9%	23.6%	39.9%	1.7%	8.6%
9. ひとり親世帯 n=217	20.7%	11.1%	11.1%	20.3%	22.6%	21.7%	20.7%	5.1%	21.7%	82.5%	10.6%	15.2%	41.0%	55.8%	1.4%	5.5%
1. 高齢・単身（男性） n=117	24.8%	4.3%	14.5%	25.6%	27.4%	41.9%	15.4%	8.5%	10.3%	0.0%	1.7%	15.4%	27.4%	46.2%	53.0%	3.4%
5. 若年・単身（男性） n=86	17.4%	17.4%	17.4%	15.1%	22.1%	32.6%	30.2%	4.7%	16.3%	0.0%	20.9%	16.3%	26.7%	37.2%	1.2%	7.0%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	31.2%	24.7%	6.5%	16.9%	35.1%	37.7%	29.9%	24.7%	22.1%	3.9%	1.3%	16.9%	29.9%	46.8%	22.1%	6.5%
8. 中年・単身（女性） n=80	23.8%	18.8%	13.8%	16.3%	21.3%	33.8%	25.0%	1.3%	12.5%	8.8%	22.5%	30.0%	38.8%	40.0%	2.5%	2.5%
6. 若年・単身（女性） n=29	24.1%	6.9%	34.5%	13.8%	17.2%	37.9%	10.3%	3.4%	20.7%	6.9%	6.9%	10.3%	44.8%	41.4%	0.0%	10.3%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	23.9%	15.6%	19.3%	15.6%	20.2%	34.9%	21.1%	1.8%	14.7%	8.3%	18.3%	24.8%	40.4%	40.4%	1.8%	4.6%

：10ポイント以上の増加

【住まいの形態】

単位：%

	1.（本人・同居家族の）持ち家（戸建て）	2.（本人・同居家族の）持ち家（集合住宅）	3. 民間の賃貸住宅	4. 公営賃貸住宅	5. 社宅・寮等	6. 保護施設（救護施設、更生施設、宿泊提供施設等）・その他福祉施設	7. 住居がない又は簡易宿泊所、無料低額宿泊所、シェルター等	8. その他	無回答
【全体】 n=1260	18.8%	0.6%	66.2%	9.3%	2.2%	0.0%	1.3%	1.0%	0.6%
7. 中年・単身（男性） n=264	13.6%	0.4%	71.2%	4.2%	5.3%	0.0%	4.5%	0.4%	0.4%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	29.6%	1.3%	58.4%	8.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
9. ひとり親世帯 n=217	5.5%	0.5%	73.7%	18.9%	0.0%	0.0%	0.5%	0.9%	0.0%
1. 高齢・単身（男性） n=117	21.4%	0.0%	62.4%	8.5%	2.6%	0.0%	0.9%	3.4%	0.9%
5. 若年・単身（男性） n=86	8.1%	0.0%	84.9%	1.2%	4.7%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	48.1%	2.6%	32.5%	11.7%	2.6%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%
8. 中年・単身（女性） n=80	10.0%	0.0%	77.5%	7.5%	2.5%	0.0%	1.3%	1.3%	0.0%
6. 若年・単身（女性） n=29	3.4%	0.0%	93.1%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	8.3%	0.0%	81.7%	6.4%	1.8%	0.0%	0.9%	0.9%	0.0%

：10ポイント以上の増加

【就労状況】

単位：%

	1. 一般就労中	2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中	3. 一般就労のため、準備・求職中	4. 未就労（働く意思がない）	5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない	6. 中間的就労（支援付就労）中
【全体】 n=1260	33.2%	41.8%	14.1%	3.3%	8.3%	0.2%
7. 中年・単身（男性） n=264	28.0%	43.9%	18.9%	1.9%	9.5%	0.0%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	44.6%	33.0%	9.4%	2.6%	7.3%	0.4%
9. ひとり親世帯 n=217	35.9%	44.7%	11.5%	0.9%	6.9%	0.0%
1. 高齢・単身（男性） n=117	21.4%	47.0%	15.4%	6.8%	8.5%	0.0%
5. 若年・単身（男性） n=86	29.1%	51.2%	16.3%	2.3%	8.1%	0.0%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	31.2%	28.6%	16.9%	10.4%	20.8%	0.0%
8. 中年・単身（女性） n=80	33.8%	47.5%	13.8%	0.0%	6.3%	0.0%
6. 若年・単身（女性） n=29	34.5%	44.8%	17.2%	0.0%	3.4%	3.4%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	33.9%	46.8%	14.7%	0.0%	5.5%	0.9%

：10ポイント以上の増加

【就労状況が「一般就労」の場合の就労形態】

単位：%

	1. 正規職員	2. 非正規（パート・アルバイト）	3. 非正規（派遣社員）	4. 非正規（契約社員・嘱託社員）	5. 自営その他	6. 不明	無回答
【全体】 n=1260	11.3%	38.7%	11.8%	5.8%	27.7%	0.7%	4.0%
7. 中年・単身（男性） n=264	12.6%	25.1%	19.7%	7.1%	33.9%	0.5%	1.1%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	20.2%	21.9%	7.9%	4.5%	41.0%	1.1%	3.4%
9. ひとり親世帯 n=217	8.1%	54.3%	8.7%	3.5%	17.9%	1.2%	6.4%
1. 高齢・単身（男性） n=117	2.6%	58.4%	2.6%	5.2%	23.4%	0.0%	7.8%
5. 若年・単身（男性） n=86	19.7%	27.3%	19.7%	15.2%	13.6%	0.0%	4.5%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	2.3%	54.5%	11.4%	4.5%	20.5%	0.0%	6.8%
8. 中年・単身（女性） n=80	1.7%	40.0%	21.7%	6.7%	21.7%	1.7%	6.7%
6. 若年・単身（女性） n=29	0.0%	56.5%	21.7%	4.3%	17.4%	0.0%	0.0%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	1.2%	44.6%	21.7%	6.0%	20.5%	1.2%	4.8%

：10ポイント以上の増加

【1ヵ月当たりの世帯収入（コロナ禍前）】

単位：%

	0円	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上50万円未満	50万円以上	無回答	平均（万円/月）
【全体】 n=1260	0.8%	0.5%	4.5%	14.7%	21.1%	20.8%	8.0%	10.9%	2.3%	2.5%	1.2%	2.2%	10.6%	21.5
7. 中年・単身（男性） n=264	1.1%	0.4%	1.9%	9.1%	21.6%	23.1%	11.4%	12.5%	2.3%	1.5%	0.4%	2.7%	12.1%	23.6
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	0.4%	0.0%	1.3%	6.9%	9.9%	15.9%	11.6%	22.7%	6.9%	7.3%	3.9%	6.0%	7.3%	29.7
9. ひとり親世帯 n=217	0.5%	0.5%	2.8%	21.2%	27.6%	24.9%	5.1%	6.5%	0.9%	0.5%	0.0%	0.5%	9.2%	17.9
1. 高齢・単身（男性） n=117	1.7%	0.9%	10.3%	18.8%	31.6%	18.8%	3.4%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	15.3
5. 若年・単身（男性） n=86	1.2%	0.0%	3.5%	12.8%	29.1%	26.7%	5.8%	8.1%	1.2%	1.2%	1.2%	0.0%	9.3%	19.0
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	1.3%	0.0%	7.8%	14.3%	16.9%	14.3%	14.3%	7.8%	1.3%	3.9%	1.3%	1.3%	15.6%	20.9
8. 中年・単身（女性） n=80	0.0%	2.5%	6.3%	20.0%	22.5%	23.8%	2.5%	7.5%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	11.3%	17.7
6. 若年・単身（女性） n=29	0.0%	0.0%	10.3%	17.2%	20.7%	31.0%	6.9%	0.0%	3.4%	0.0%	3.4%	0.0%	6.9%	18.0
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	0.0%	1.8%	7.3%	19.3%	22.0%	25.7%	3.7%	5.5%	0.9%	2.8%	0.9%	0.0%	10.1%	17.8

：10ポイント以上の増加

【1ヵ月当たりの世帯収入（コロナ禍後）】

単位：%

	0円	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上50万円未満	50万円以上	無回答	平均（万円/月）
【全体】 n=1260	24.9%	9.4%	27.2%	18.6%	6.1%	3.7%	1.0%	0.6%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	8.2%	6.9
7. 中年・単身（男性） n=264	35.2%	6.8%	25.0%	17.4%	5.3%	1.5%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	5.4
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	21.5%	5.2%	15.0%	23.2%	9.9%	11.6%	2.1%	1.7%	0.4%	0.9%	0.0%	0.0%	8.6%	9.9
9. ひとり親世帯 n=217	16.6%	8.8%	35.9%	22.6%	6.9%	2.3%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	7.1
1. 高齢・単身（男性） n=117	23.9%	17.9%	35.9%	13.7%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.8%	5.0
5. 若年・単身（男性） n=86	29.1%	9.3%	29.1%	18.6%	4.7%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.1%	5.7
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	15.6%	13.0%	19.5%	18.2%	6.5%	7.8%	2.6%	1.3%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	9.2
8. 中年・単身（女性） n=80	35.0%	10.0%	31.3%	10.0%	3.8%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.8%	4.6
6. 若年・単身（女性） n=29	20.7%	10.3%	37.9%	27.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	5.8
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	31.2%	10.1%	33.0%	14.7%	2.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	4.9

：10ポイント以上の増加

【相談開始～プラン作成頃の困窮・困りごと・トラブル等の内容　＜支出面の問題＞】

単位：%

	1. 家計管理ができていないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないことも含む）	2. 医療・介護に要する費用による支出過多	3. 育児・教育に要する費用による支出過多	4. 債務（多重・過重）による支出過多	5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多	6. 収入のない同居者による支出過多	7. その他	8. 特になし	9. 不明
【全体】 n=1260	33.8%	8.7%	11.7%	28.3%	4.4%	7.1%	11.4%	28.3%	4.2%
7. 中年・単身（男性） n=264	33.3%	7.2%	1.9%	40.9%	8.7%	2.3%	9.5%	29.9%	5.7%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	38.6%	4.7%	28.3%	28.3%	3.0%	12.0%	14.6%	20.6%	3.9%
9. ひとり親世帯 n=217	26.7%	4.6%	30.9%	21.2%	0.5%	5.1%	9.2%	25.3%	2.3%
1. 高齢・単身（男性） n=117	41.0%	15.4%	0.9%	30.8%	5.1%	0.9%	10.3%	29.9%	8.5%
5. 若年・単身（男性） n=86	33.7%	5.8%	0.0%	24.4%	10.5%	1.2%	11.6%	36.0%	4.7%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	46.8%	31.2%	0.0%	24.7%	2.6%	39.0%	10.4%	15.6%	0.0%
8. 中年・単身（女性） n=80	27.5%	13.8%	2.5%	20.0%	3.8%	0.0%	10.0%	43.8%	3.8%
6. 若年・単身（女性） n=29	20.7%	0.0%	0.0%	17.2%	0.0%	0.0%	17.2%	55.2%	0.0%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	25.7%	10.1%	1.8%	19.3%	2.8%	0.0%	11.9%	46.8%	2.8%

：10ポイント以上の増加

【相談開始～プラン作成頃の困窮・困りごと・トラブル等の内容　＜就労関連の問題＞】

単位：%

	1. 就労経験の乏しさによる就職困難	2. 高齢のため就職困難	3. 低学歴や能力不足による就職困難	4. 本人の疾病・障害等による就職困難	5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難	6. 離退職を繰り返す	7. 職場の人間関係トラブル（いじめ、パワハラ等）	8. 自営業/会社経営の業績不振	9. その他	10. 特になし	11. 不明
【全体】 n=1260	10.0%	16.4%	13.3%	17.1%	10.6%	19.0%	9.6%	27.3%	16.9%	9.1%	0.8%
7. 中年・単身（男性） n=264	10.2%	7.2%	17.8%	20.1%	1.5%	33.0%	12.1%	31.4%	15.9%	8.7%	1.1%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	6.4%	1.7%	6.9%	9.9%	12.4%	17.2%	7.3%	42.9%	19.7%	10.3%	1.3%
9. ひとり親世帯 n=217	13.4%	2.3%	16.1%	16.6%	35.0%	15.2%	12.4%	18.4%	15.2%	10.1%	0.9%
1. 高齢・単身（男性） n=117	4.3%	70.1%	11.1%	17.9%	0.9%	10.3%	0.9%	17.1%	11.1%	3.4%	0.0%
5. 若年・単身（男性） n=86	15.1%	1.2%	18.6%	15.1%	0.0%	30.2%	12.8%	23.3%	23.3%	14.0%	1.2%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	19.5%	32.5%	16.9%	28.6%	15.6%	15.6%	16.9%	16.9%	16.9%	2.6%	0.0%
8. 中年・単身（女性） n=80	16.3%	5.0%	13.8%	22.5%	3.8%	22.5%	15.0%	27.5%	21.3%	8.8%	0.0%
6. 若年・単身（女性） n=29	20.7%	3.4%	17.2%	13.8%	3.4%	13.8%	13.8%	20.7%	13.8%	17.2%	0.0%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	17.4%	4.6%	14.7%	20.2%	3.7%	20.2%	14.7%	25.7%	19.3%	11.0%	0.0%

：10ポイント以上の増加

【相談開始～プラン作成頃の困窮・困りごと・トラブル等の内容　＜住まい関連の問題＞】

単位：%

	1. 住まいがない・住むところが定まっていない	2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題がある（老朽化、バリアフリーでない、狭い）	3. 家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	4. 転居を迫られている/その心配がある	5. 保証人がいなくて入居/転居ができない	6. その他	7. 特になし	8. 不明
【全体】 n=1260	2.7%	1.9%	53.1%	11.6%	5.2%	3.8%	29.0%	1.1%
7. 中年・単身（男性） n=264	9.1%	0.4%	51.9%	19.7%	8.3%	2.7%	27.3%	0.4%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	0.0%	0.9%	54.5%	9.9%	2.1%	3.9%	29.6%	1.7%
9. ひとり親世帯 n=217	0.9%	1.4%	58.1%	10.1%	4.6%	4.6%	29.0%	1.4%
1. 高齢・単身（男性） n=117	2.6%	2.6%	54.7%	12.0%	6.0%	5.1%	23.1%	0.9%
5. 若年・単身（男性） n=86	3.5%	1.2%	48.8%	12.8%	9.3%	4.7%	32.6%	1.2%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	0.0%	13.0%	37.7%	5.2%	2.6%	2.6%	37.7%	2.6%
8. 中年・単身（女性） n=80	1.3%	0.0%	67.5%	8.8%	8.8%	1.3%	22.5%	0.0%
6. 若年・単身（女性） n=29	0.0%	0.0%	69.0%	3.4%	3.4%	0.0%	20.7%	0.0%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	0.9%	0.0%	67.9%	7.3%	7.3%	0.9%	22.0%	0.0%

：10ポイント以上の増加

【困窮状態等に至ったきっかけや人生の転換期（ターニングポイント）となった出来事】

単位：%

	1. 疾病の発症	2. 障害の診断・認定	3. 家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始	4. 離婚	5. 家族の不仲、家庭不和の発生（DV・虐待等を含む）	6. 学校でのいじめ・不登校・中退等	7. 進学や就職活動の失敗	8. ひきこもり・ニート	9. 初職における定着失敗（早期離職）	10. 初職以外の本人の失職（自営業の事業の失敗等を含む）	11. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等）	12. 債務発生	13. 住まいの喪失	14. 非行・補導・犯罪等	15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減	16. コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇い止め	17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や	18. コロナウイルス感染症により休職・退職	19. その他
【全体】 n=1260	13.4%	3.4%	7.6%	10.4%	8.1%	1.9%	2.2%	3.6%	3.3%	7.9%	10.3%	16.9%	2.7%	1.1%	66.9%	32.5%	7.5%	4.0%	5.2%
7. 中年・単身（男性） n=264	15.9%	3.0%	2.3%	10.6%	7.6%	1.1%	3.4%	3.0%	4.5%	13.6%	7.6%	26.1%	7.2%	3.0%	66.7%	36.4%	3.0%	4.2%	5.3%
11. 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233	8.2%	3.0%	14.2%	2.6%	6.9%	2.6%	1.3%	3.4%	2.1%	8.2%	14.2%	15.5%	1.3%	0.9%	73.0%	27.9%	9.9%	2.1%	6.0%
9. ひとり親世帯 n=217	11.5%	2.3%	13.4%	29.0%	12.4%	5.5%	3.2%	1.4%	1.4%	3.2%	11.1%	13.8%	0.9%	0.9%	73.3%	31.3%	23.0%	4.6%	3.7%
1. 高齢・単身（男性） n=117	14.5%	0.9%	3.4%	4.3%	4.3%	1.7%	0.0%	2.6%	0.9%	4.3%	11.1%	14.5%	3.4%	1.7%	58.1%	40.2%	2.6%	3.4%	5.1%
5. 若年・単身（男性） n=86	11.6%	4.7%	0.0%	7.0%	8.1%	0.0%	4.7%	2.3%	10.5%	16.3%	4.7%	15.1%	3.5%	0.0%	74.4%	30.2%	3.5%	11.6%	3.5%
4. 高齢者と子のみの世帯 n=77	20.8%	9.1%	22.1%	5.2%	13.0%	1.3%	1.3%	22.1%	5.2%	7.8%	14.3%	15.6%	0.0%	0.0%	51.9%	26.0%	0.0%	3.9%	7.8%
8. 中年・単身（女性） n=80	15.0%	6.3%	1.3%	12.5%	11.3%	0.0%	1.3%	1.3%	5.0%	5.0%	5.0%	13.8%	2.5%	0.0%	71.3%	38.8%	3.8%	6.3%	3.8%
6. 若年・単身（女性） n=29	10.3%	0.0%	0.0%	10.3%	13.8%	0.0%	6.9%	0.0%	3.4%	3.4%	3.4%	20.7%	0.0%	0.0%	58.6%	44.8%	0.0%	0.0%	10.3%
【合算】中年と若年・単身（女性） n=109	13.8%	4.6%	0.9%	11.9%	11.9%	0.0%	2.8%	0.9%	4.6%	4.6%	4.6%	15.6%	1.8%	0.0%	67.9%	40.4%	2.8%	4.6%	5.5%

：10ポイント以上の増加

注：その他の属性は除いているのでｎの合計値は全体 1260 にはならない

① 中年・単身（男性）

特徴としては、「14.低所得」、「13.不安定就労」、「12.自営業・フリーランス」の割合が高い。住まいの形態をみると「3.民間の賃貸住宅」が 7 割を超えている。就労状況をみると、「2.コロナ禍により休業中」が全体よりも割合が高い。就労形態をみると、「5.自営・その他」が最も割合が高く、「3.非正規（派遣社員）」の割合も全体よりも高い。

支出面の問題をみると、「4.債務による支出過多」が最も割合が高い。就労関連の問題をみると「6.離退職を繰り返す」の割合が高い。住まい関連の問題をみると、「3.家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が最も高く約半数を占める。その他、**「1.住まいがない」は 9.1%となっており、全体よりも 3 倍近い割合になっている。**

困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事をみると、「15.コロナの影響による休業や就業時間減少に伴う収入減」が最も割合が高く6割超となっており、次いで、「16.コロナの影響により勤め先が休業・廃業となり解雇や雇い止め」が 4 割弱となっている。また、「12.債務発生」について全体よりも 10 ポイント近く高い。

支援で苦慮しているポイントとしては（参考資料参照）、コロナ前より疾病や障害を抱えているケースがある人、コロナ禍において収入が不安定となるも再就職・転職に苦労がみられる事例、引きこもり、就労経験がない、少ない、外国籍、家計管理の課題等がみられた。

② 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年）

特徴としては、「14.低所得」と「12.自営業・フリーランス」が同率で最も高い割合を占めている。住まいの形態をみると「3.民間の賃貸住宅」が 6 割弱となっている。就労状況をみると、「1.一般就労中」が最も高く、他の属性と比べても最も高い割合となっている。ついで、「2.コロナ禍により休業中」となって

いる。その「一般就労」の就労形態をみると、「5.自営・その他」が最も割合が高い。なお、コロナ禍前の1ヵ月当たりの世帯収入をみると23.6万円で他の属性と比べて最も高い。

支出面の問題をみると、「家計管理ができていないことによる支出過多」が最も割合が高く、ついで「3.育児・教育に要する費用による支出過多」「4.債務による支出過多」が同率で続く。就労関連の問題をみると「8.自営業・会社経営の業績不振」の割合が最も高く、他の属性と比較しても最も高い。住まい関連の問題をみると、「3.家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が最も高く約半数を占める。

困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事をみると、「15.コロナの影響による休業や就業時間減少に伴う収入減」が最も割合が高く7割超となっており、他属性よりも高い傾向となっている。

支援で苦慮しているポイントとしては（参考資料参照）、自営業・フリーランス、職種へのこだわり等のため収入増の支援や就職支援が難しいことや、子どもの教育費用の捻出に現金給付での限界がきていること、元々コロナ前から債務を抱えていたことが起因してその整理がコロナによりさらに難しくなっていること、外国籍の方及びその子どもの日本語の理解度が不足していることによる困難などが挙げられている。

③ ひとり親世帯

特徴としては、「14.低所得」と「13.不安定就労」が最も高い割合を占めている。住まいの形態をみると「3.民間の賃貸住宅」が7割強となっている。就労状況をみると、「2.コロナ禍により休業中」が最も高く、他の属性と比べても最も高い割合となっており、次いで「1.一般就労中」となっている。その「一般就労」の就労形態をみると、「2.非正規（パート・アルバイト）」の割合が最も高い。なお、コロナ禍前の1ヵ月当たりの世帯収入をみると17.9万円と他の属性と比べて低い。

支出面の問題をみると、「3.育児・教育に要する費用による支出過多」が最も割合が高く、次いで「1.家計管理ができていないことによる支出過多」が続く。就労関連の問題をみると、「5.介護・看病・子育て等による就職困難」が最も割合が高く、次いで「8.自営業・会社経営の業績不振」と続く。住まい関連の問題をみると、「3.家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が最も高く約半数を占める。

困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事をみると、「15.コロナの影響による休業や就業時間減少に伴う収入減」が最も割合が高く7割超となっており、他属性よりも高い傾向となっている。加えて、「4.離婚」が約3割と他属性と比べると最も高い割合となっている。

支援で苦慮しているポイントとしては（参考資料参照）、副業、転職が難しい環境や、本人や子どもに疾患があると次のステップにつながりにくいという状況が複数のケースにおいて見られている。加えて、コロナの影響により子育ての負担がこれまで以上に増してきて、それに対応することができないことへの相談の対応の難しさもみられる。

④ 高齢・単身（男性）

特徴としては、「15.低年金」「14.低所得」「6.就職活動困難」が高い割合を占めている。住まいの形態をみると「3.民間の賃貸住宅」が6割強となっている。就労状況をみると、「2.コロナ禍により休業中」が最も高く、次いで「1.一般就労中」となっている。その「一般就労」の就労形態をみると、「2.非正規（パー

ト・アルバイト）」が約半数近く、次いで「5.自営その他」となっている。なお、コロナ禍前の１ヵ月当たりの世帯収入をみると 15.3 万円と他の属性と比べて低い。

支出面の問題をみると、「1.家計管理ができないことによる支出過多」が最も割合が高く、次いで「4.債務による支出過多」が続く。就労関連の問題をみると、「2.高齢のため就職困難」が最も割合が高く、次いで「4.本人の疾病・障害等による就職困難」と続く。住まい関連の問題をみると、「3.家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が最も高く約半数を占める。

困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事をみると、「15.コロナの影響による休業や就業時間減少に伴う収入減」が最も割合が高く6割弱となっている。

支援で苦慮しているポイントとしては（参考資料参照）、年齢的なことから疾病や障害のリスクが高いこと、それに加え、長年自営業など働き続けてきた結果、失職・休職したことからのリカバリーの難しさがみられる。特例貸付等の貸付を受領しても生活の立て直しまでや返済の見込みを見通すことも困難な事例もみられた。また、住まいに関しての課題としては、これも高齢ということで保証人の確保や就職が安定しないことで居所が転々としてしまうということも支援の難しさとして指摘されている。

⑤ 若年・単身（男性）

特徴としては、「14.低所得」「6.就職活動困難」「7.就職定着困難」が高い割合を占めている。住まいの形態をみると「3.民間の賃貸住宅」が８割強と高い割合となっている。就労状況をみると、「2.コロナ禍により休業中」が最も高く、他の属性と比べても最も高い割合となっており、次いで「1.一般就労中」となっている。その「一般就労」の就労形態をみると、「2.非正規（パート・アルバイト）」が約3割近く、次いで「1.正規職員」「3.非正規職員（派遣社員）」となっている。

支出面の問題をみると、「8.特になし」が最も割合が高い。これは他の属性だと「女性」も当てはまる（後述）。就労関連の問題をみると、「6.離退職を繰り返す」が最も高く、次いで「8.自営業・会社経営の業績不振」と続く。住まい関連の問題をみると、「3.家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が最も高く約半数を占める。

困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事をみると、「15.コロナの影響による休業や就業時間減少に伴う収入減」が最も割合が高く6割弱となっている。

支援で苦慮しているポイントとしては（参考資料参照）、貸付でつながるものの、本人の就労意欲が低く就職の定着に困難が伴うことや自分で仕事を探さないなどといった意欲に関することや、外国籍で就労している人に対しての、コロナ禍の影響による収入減に伴う支援上でのコミュニケーションの課題などが挙げられた。

⑥ 高齢者と子のみの世帯

特徴としては、「14.低所得」「6.就職活動困難」「5.家計管理の課題」が高い割合を占めている。住まいの形態をみると「2.持ち家」が約半数と他の属性と比べて最も高い。就労状況をみると、「1.一般就労中」が最も高いが、他の属性と比べて最も低い割合となっている。複数の世帯員から構成されるため、コロナ前の1ヶ月あたりの収入は 20.9 万円と他の属性よりは高かったが、コロナ禍後では半額以下となっている。

支出面の問題をみると、「1.家計管理ができていないことによる支出過多」が約半数と最も高い割合である。就労関連の問題をみると、「2.高齢のため就職困難」が最も高い割合で、次いで「4.本人の疾病・障害等による就職困難」と続く。住まい関連の問題をみると、「3.家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が最も高く約半数を占める。

困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事をみると、「15.コロナの影響による休業や就業時間減少に伴う収入減」が最も割合が高く約半数となっている。また、「3.家族の介護・看護」「8.ひきこもり・ニート」についても2割程度と一定数みられる。

支援で苦慮しているポイントとしては（参考資料参照）、子どもがひきこもっているケースや家族間の関係性に課題があり、経済的困窮から自立に向けての支援を世帯全員に向けて展開すべき状況が垣間見える。

⑦ 若年・中年・単身（女性）

若年と中年の単身女性を合算して集計したところ、特徴としては、「14.低所得」「13.不安定就労」がどちらも約4割と高い割合を占めている。住まいの形態をみると「3.民間の賃貸住宅」が8割と高く、若年・単身女性に限ってみると9割を超えている。就労状況をみると、「2.コロナ禍により休業中」が最も高く5割弱となっている。

コロナ前の1ヶ月あたりの収入は 17.8 万円と、稼働年齢層でみれば、ひとり親に次いで低くなっており、コロナ禍以降では 4.9 万円と他の属性と比べて最も低い。中でも中年単身女性に限ってみると 4.6 万円となっている。

支出面の問題をみると、「8.特になし」が 5 割弱と最も高い割合で、他の属性と比較しても最も高い。就労関連の問題をみると、「8.自営業・会社経営の業績不振」が最も高い。これは、中年・単身（女性）（n=80）が若年・単身（女性）（n=29）よりも多いことが影響していると思われる。住まい関連の問題をみると、「3.家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が最も高く 7 割弱となっている。

困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事をみると、「15.コロナの影響による休業や就業時間減少に伴う収入減」が最も割合が高く 7 割弱となっている。

４．自立相談支援機関における相談体制に関する分析

（１）人員配置の状況について

① 自立相談支援事業の支援員等の配置状況

自立相談支援事業における各種支援員の経験年数は、主任相談支援員では「5年以上」が最も割合が高く、相談支援員及び就労支援員は「1年以上3年未満」の割合が高い。

支援員の職歴では、主任相談支援員及び相談支援員は「1.相談員・指導員（ソーシャルワーカー系職員）」の割合が高く、就労支援員は他の職種と比べ「9.キャリアカウンセラー・キャリアコンサルタント」の割合が高い。

図表Ⅲ-4-1　自立相談支援事業の支援員等の配置状況（調査票 p3）

※回答があった自治体の職員数について集計　　（人）

職種	回答自治体数（カ所）	勤務形態		経験年数別 職員数 1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	計
①主任相談支援員	469	常勤	専従	51	78	52	133	314
			兼務	25	69	33	64	191
		非常勤	専従	2	4	2	12	20
			兼務	0	2	0	10	12
		計		78	153	87	219	537
				14.5%	28.5%	16.2%	40.8%	100.0%
②相談支援員	512	常勤	専従	196	255	122	183	756
			兼務	106	135	65	72	378
		非常勤	専従	60	76	59	104	299
			兼務	27	33	12	25	97
		計		389	499	258	384	1530
				25.4%	32.6%	16.9%	25.1%	100.0%
③就労支援員	350	常勤	専従	43	75	49	61	228
			兼務	35	34	20	31	120
		非常勤	専従	24	34	35	39	132
			兼務	12	27	12	23	74
		計		114	170	116	154	554
				20.6%	30.7%	20.9%	27.8%	100.0%

図表Ⅲ-4-2　支援員の職歴（調査票 p4）

（複数回答）

	支援員の職歴（過去に就いたことのある職業） 1. 相談員・指導員（ソーシャルワーカー系職員）	2. 介護支援専門員（ケアマネジャー）	3. 介護職員・ホームヘルパー（ケアワーカー系職員）	4. 保育士	5. 看護師・保健師	6. 理学療法士・作業療法士（リハビリテーション系職員）	7. 事務職員	8. 社会福祉協議会職員	9. キャリアカウンセラー・キャリアコンサルタント	10. 自治体職員	11. その他	全体
①主任相談支援員	186	63	64	13	8	2	52	172	14	112	31	469
	39.7%	13.4%	13.6%	2.8%	1.7%	0.4%	11.1%	36.7%	3.0%	23.9%	6.6%	
②相談支援員	218	83	114	28	24	2	97	118	36	111	58	512
	42.6%	16.2%	22.3%	5.5%	4.7%	0.4%	18.9%	23.0%	7.0%	21.7%	11.3%	
③就労支援員	72	20	41	8	2	0	59	75	63	63	45	350
	20.6%	5.7%	11.7%	2.3%	0.6%	0.0%	16.9%	21.4%	18.0%	18.0%	12.9%	
④管理職	34	11	10	1	2	0	20	32	5	60	6	162
	21.0%	6.8%	6.2%	0.6%	1.2%	0.0%	12.3%	19.8%	3.1%	37.0%	3.7%	
⑤事務職員	12	2	6	1	3	0	44	8	2	40	10	142
	8.5%	1.4%	4.2%	0.7%	2.1%	0.0%	31.0%	5.6%	1.4%	28.2%	7.0%	
⑥通訳者（外国人・多言語対応）	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	9
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	22.2%	0.0%	11.1%	0.0%	
⑦その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68

② 自立相談支援事業の支援員等の配置と支援実績の比較

職種ごとの経験年数と、支援実績の関係をみると、例えば、5年以上の主任相談支援員がいる場合の新規相談受付件数は 47.14 件となっている一方、5年以上の主任相談支援員がいない場合は 45.17 件となっており、5年以上の主任相談支援員がいる方がやや新規相談受付件数は高い傾向が見て取れる。

ただし、5年以上の主任相談支援員がいる自治体と、1年以上3年未満の主任相談支援員がいる自治体の新規相談受付件数を比べると、経験年数が長い人がいる方が、支援実績があるとは言い難い（集計上、主任 1 年以上 3 年未満にも、主任 5 年以上の職員が含まれる可能性はあり、また、逆に主任5年以上の中にも主任1年以上3年未満の職員が含まれるケースはある（それ以外の職種も同様）。

人口あたりの新規相談受付件数の上位 25%の自治体と、下位 25%の自治体とを比較し、職種ごとの人数を分析すると、上位 25%の自治体の方が、5 年以上の経験がある主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、管理職の割合が高い。また、1年未満の主任相談支援員と比較すると、下位 25%の自治体の方が上位 25%の自治体と比べて 10 ポイント以上高くなっている。

図表Ⅲ-4-3　自立相談支援事業の支援員等の配置状況（調査票 p3）と実績数値の比較

※全体より数値が多いものは赤いセル・赤字

		新規相談受付（人口10万人あたり、月）				プラン作成件数（人口10万人あたり、月）			
		なし		あり		なし		あり	
		人数	平均	人数	平均	人数	平均	人数	平均
主任相談支援員	5年以上	328	45.17	204	47.14	328	7.48	204	8.95
	3～5年以上	448	45.31	84	49.20	448	8.23	84	7.03
	1～3年以上	396	44.17	136	51.02	396	7.80	136	8.75
	1年未満	458	47.03	74	39.10	458	8.21	74	7.03
相談支援員	5年以上	303	43.12	229	49.73	303	7.16	229	9.20
	3～5年以上	357	43.18	175	51.66	357	7.55	175	9.04
	1～3年以上	268	44.00	264	47.96	268	7.59	264	8.50
	1年未満	304	41.80	228	51.53	304	7.74	228	8.44
就労支援員	5年以上	402	44.12	128	51.55	402	8.06	128	8.05
	3～5年以上	433	44.18	97	53.67	433	7.75	97	9.44
	1～3年以上	403	45.20	127	48.18	403	7.58	127	9.58
	1年未満	434	44.52	96	52.22	434	7.77	96	9.35
管理職	5年以上	470	44.83	59	54.70	470	7.86	59	9.75
	3～5年以上	502	46.33	27	38.47	502	8.21	27	5.60
	1～3年以上	471	45.65	58	48.24	471	8.41	58	5.31
	1年未満	489	45.31	40	53.58	489	7.73	40	12.20
事務職員	5年以上	497	45.42	34	52.85	497	7.98	34	9.05
	3～5年以上	512	45.31	19	61.83	512	8.12	19	6.33
	1～3年以上	475	44.62	56	56.69	475	7.97	56	8.77
	1年未満	462	43.48	69	62.09	462	8.05	69	8.04

	新規相談受付件数（人口10万人あたり、月）		プラン作成件数（人口10万人あたり、月）	
	件数	平均	件数	平均
全体	536	45.75	536	8.03

図表Ⅲ-4-4　自立相談支援事業の支援員等の配置状況（調査票 p3）と実績（上位 25%自治体と下位 25%自治体の比較）

人口あたり新規相談受付件数【上位%25以上】

職種	回答自治体数（カ所）	経験年数別　職員数				計
		1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	
①主任相談支援員	134	14	51	24	53	142
		9.9%	35.9%	16.9%	37.3%	100.0%
②相談支援員	134	147	176	77	149	549
		26.8%	32.1%	14.0%	27.1%	100.0%
③就労支援員	133	36	44	39	54	173
		20.8%	25.4%	22.5%	31.2%	100.0%
④管理職	133	14	25	3	44	86
		16.3%	29.1%	3.5%	51.2%	100.0%
⑤事務職員	133	50	27	9	12	98
		51.0%	27.6%	9.2%	12.2%	100.0%

人口あたり新規相談受付件数【下位%25以上】

職種	回答自治体数（カ所）	経験年数別　職員数				計
		1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	
①主任相談支援員	132	26	36	18	43	123
		21.1%	29.3%	14.6%	35.0%	100.0%
②相談支援員	131	70	98	50	53	271
		25.8%	36.2%	18.5%	19.6%	100.0%
③就労支援員	131	24	31	26	31	112
		21.4%	27.7%	23.2%	27.7%	100.0%
④管理職	131	9	27	10	9	55
		16.4%	49.1%	18.2%	16.4%	100.0%
⑤事務職員	131	12	12	1	11	36
		33.3%	33.3%	2.8%	30.6%	100.0%

※参考【全体】

職種	回答自治体数（カ所）	経験年数別　職員数				計
		1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	
①主任相談支援員	469	78	153	87	219	537
		14.5%	28.5%	16.2%	40.8%	100.0%
②相談支援員	512	389	499	258	384	1530
		25.4%	32.6%	16.9%	25.1%	100.0%
③就労支援員	350	114	170	116	154	554
		20.6%	30.7%	20.9%	27.8%	100.0%
④管理職	162	43	86	30	86	245
		17.6%	35.1%	12.2%	35.1%	100.0%
⑤事務職員	142	106	75	23	41	245
		43.3%	30.6%	9.4%	16.7%	100.0%

③ 生活困窮者自立支援制度の有効性

所管部局の生活困窮者自立支援制度を担当する職員の専従の有無別に、生活困窮者自立支援制度の有効性についての認識を尋ねたところ（図表Ⅲ-4-5）、**所管部局の専従職員なしの自治体の方が、生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していないと感じる割合が高い。**

図表Ⅲ-4-5　所管部局の生活困窮者自立支援制度を担当する職員の専従の有無別の制度の有効性

（調査票ｐ3、p18）

所管部局の生活困窮者自立支援制度を担当する職員

		件数	%
常勤	専従なし	276	51.5%
	専従あり	256	47.8%
回答なし		4	0.7%
合計		536	100.0%

※常勤専従職員の有無別

生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思うか

	常勤専従なし		常勤専従あり	
	件数	%	件数	%
1. 大いに機能している	62	22.5%	57	22.3%
2. まあまあ機能している	142	51.4%	152	59.4%
3. あまり機能していない	31	11.2%	18	7.0%
4. ほとんど機能していない	8	2.9%	6	2.3%
5. どちらともいえない	32	11.6%	23	9.0%
無回答	1	0.4%	0	0.0%
合計	276	100.0%	256	100.0%

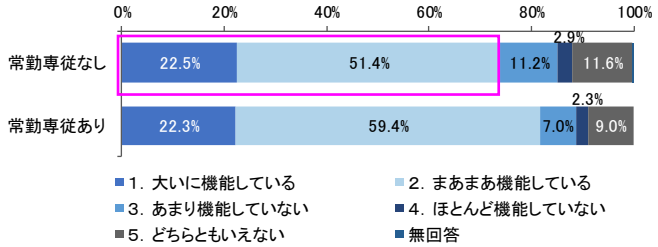

また、所管部局の管理者・正規職員の専従の有無別と人材充足感の認識別に生活困窮者制度の有効性について分析すると（図表Ⅲ-4-6）、所管部局の専従職員なし、かつ、管理職・正規職員が不足している自治体ほど、生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していないと感じる割合が高いことも確認できる。

これらのことから、**所管部局に専従職員がいないことや正規職員や管理職が不足していることが、コロナ禍において、生活困窮者自立支援制度の機能を活かすことの障害になっている可能性**がある。

図表Ⅲ-4-6　所管部局の管理者・正規職員の専従の有無別・人材の充足感・制度の有効性

（調査票 p3、p18）

※常勤専従の有無 と 人員配置の充足感（不足・適切）の組み合わせで、事務連絡等について集計

【管理職】 常勤専従の有無×人員配置の充足感

		人員配置の充足感					合計
		不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
常勤	専従なし	① 38 13.8%	② 199 72.1%	0 0.0%	18 6.5%	21 7.6%	276 100.0%
	専従あり	③ 34 13.3%	④ 187 73.0%	0 0.0%	18 7.0%	17 6.6%	256 100.0%
回答なし		1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	4 100.0%
合計		73 13.6%	387 72.2%	0 0.0%	36 6.7%	40 7.5%	536 100.0%

①常勤専従なし管理職不足
②常勤専従なし管理職適切
③常勤専従あり管理職不足
④常勤専従あり管理職適切

【正規職員】 常勤専従の有無×人員配置の充足感

		人員配置の充足感					合計
		不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
常勤	専従なし	① 123 44.6%	② 129 46.7%	0 0.0%	3 1.1%	21 7.6%	276 100.0%
	専従あり	③ 119 46.5%	④ 114 44.5%	0 0.0%	8 3.1%	15 5.9%	256 100.0%
回答なし		2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	4 100.0%
合計		244 45.5%	243 45.3%	0 0.0%	11 2.1%	38 7.1%	536 100.0%

①常勤専従なし正規職員不足
②常勤専従なし正規職員適切
③常勤専従あり正規職員不足
④常勤専従あり正規職員適切

生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思うか

【管理職】

	①常勤専従なし 管理職不足		②常勤専従なし 管理職適切		③常勤専従あり 管理職不足		④常勤専従あり 管理職適切	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 大いに機能している	7	18.4%	46	23.1%	5	14.7%	47	25.1%
2. まあまあ機能している	19	50.0%	105	52.8%	21	61.8%	110	58.8%
3. あまり機能していない	6	15.8%	20	10.1%	3	8.8%	13	7.0%
4. ほとんど機能していない	2	5.3%	5	2.5%	2	5.9%	3	1.6%
5. どちらともいえない	4	10.5%	23	11.6%	3	8.8%	14	7.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	38	100.0%	199	100.0%	34	100.0%	187	100.0%

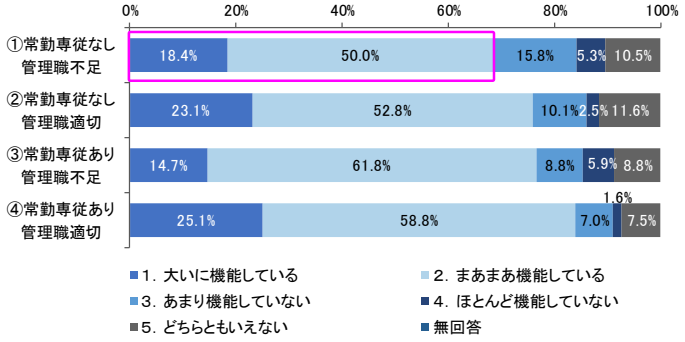

【正規職員】

	①常勤専従なし 正規職員不足		②常勤専従なし 正規職員適切		③常勤専従あり 正規職員不足		④常勤専従あり 正規職員適切	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 大いに機能している	21	17.1%	37	28.7%	28	23.5%	26	22.8%
2. まあまあ機能している	68	55.3%	64	49.6%	70	58.8%	67	58.8%
3. あまり機能していない	13	10.6%	12	9.3%	10	8.4%	7	6.1%
4. ほとんど機能していない	6	4.9%	2	1.6%	4	3.4%	1	0.9%
5. どちらともいえない	15	12.2%	14	10.9%	7	5.9%	13	11.4%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	123	100.0%	129	100.0%	119	100.0%	114	100.0%

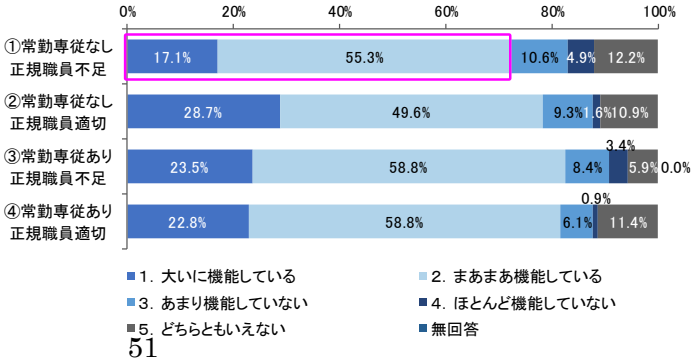

（２）委託先の選定状況

① 自立・任意事業の選定方法・理由

自立相談支援事業を委託する場合の委託先の調達方法について、企画提案を考慮して調達している自治体は約3割(28.9%)である。

企画提案を考慮し調達している自治体において、委託先を選定する基準をみるとほとんどの自治体が「1.事業内容に関する実績・能力」をあげている。そのほか、理念・基本方針や組織の運営管理が多く、次いで、「4.人材の確保・育成」「5.職員の就業状況・処遇への配慮」といった職員の質に係る項目もあげられている。

※なお、「5.随意契約(企画提案なし)」を行う自治体の中には、事業の実施可能である団体が地域内で限定されているために、その調達方法を採用している場合があることに留意が必要。

図表Ⅲ-4-7　委託先の選定方法（調査票 p1～2）

（自立相談支援機関）

委託先の調達方法　（複数回答）

	件数	%
1. 一般競争入札(価格のみ)	2	0.5%
2. 一般競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	16	4.1%
3. 指名競争入札(価格のみ)	2	0.5%
4. 指名競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	4	1.0%
5. 随意契約(企画提案なし)	264	68.4%
6. 随意契約(企画提案あり)	93	24.1%
全体	386	

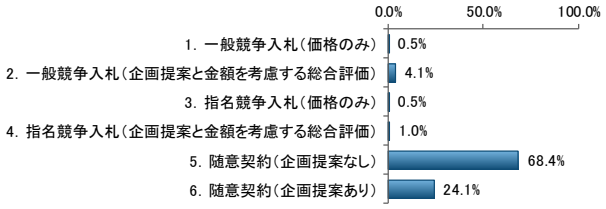

「2」「4」「6」の場合

③委託先の選定基準(評価の内容)　（複数回答）

	件数	%
1. 事業内容に関する実績・能力	106	96.4%
2. 理念・基本方針、事業計画の策定	80	72.7%
3. 組織の運営管理	79	71.8%
4. 人材の確保・育成(職員の教育・研修に関する計画、実施)	70	63.6%
5. 職員の就業状況・処遇への配慮	27	24.5%
6. 特になし	0	0.0%
7. その他	8	7.3%
全体	110	

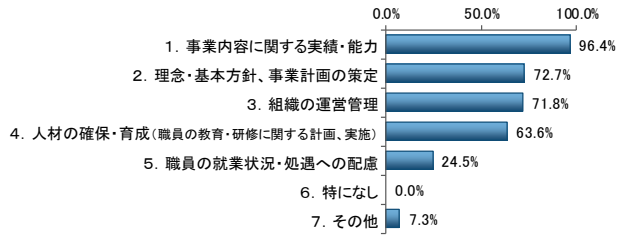

（就労準備支援事業）

②委託先の調達方法　（複数回答）

	件数	%
1. 一般競争入札(価格のみ)	10	2.9%
2. 一般競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	22	6.3%
3. 指名競争入札(価格のみ)	1	0.3%
4. 指名競争入札(企画提案と金額を考慮する総合評価)	3	0.9%
5. 随意契約(企画提案なし)	213	61.0%
6. 随意契約(企画提案あり)	96	27.5%
全体	349	

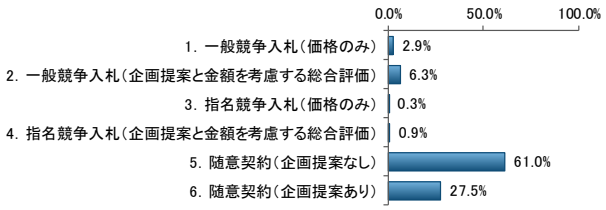

「2」「4」「6」の場合

③委託先の選定基準(評価の内容)　（複数回答）

	件数	%
1. 事業内容に関する実績・能力	114	95.0%
2. 理念・基本方針、事業計画の策定	90	75.0%
3. 組織の運営管理	83	69.2%
4. 人材の確保・育成(職員の教育・研修に関する計画、実施)	77	64.2%
5. 職員の就業状況・処遇への配慮	32	26.7%
6. 特になし	1	0.8%
7. その他	9	7.5%
全体	120	

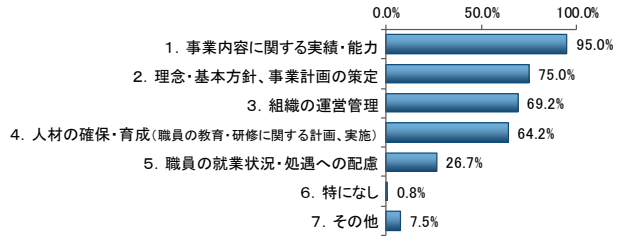

（一時生活支援事業）

②委託先の調達方法　（複数回答）

	件数	%
1. 一般競争入札（価格のみ）	1	0.9%
2. 一般競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）	8	7.1%
3. 指名競争入札（価格のみ）	0	0.0%
4. 指名競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）	1	0.9%
5. 随意契約（企画提案なし）	65	57.5%
6. 随意契約（企画提案あり）	30	26.5%
全体	113	

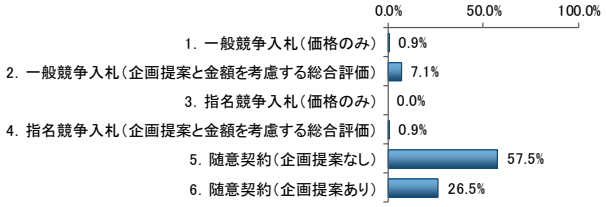

→「2」「4」「6」の場合

③委託先の選定基準（評価の内容）　（複数回答）

	件数	%
1. 事業内容に関する実績・能力	37	94.9%
2. 理念・基本方針、事業計画の策定	30	76.9%
3. 組織の運営管理	30	76.9%
4. 人材の確保・育成（職員の教育・研修に関する計画、実施）	21	53.8%
5. 職員の就業状況・処遇への配慮	11	28.2%
6. 特になし	0	0.0%
7. その他	4	10.3%
全体	39	

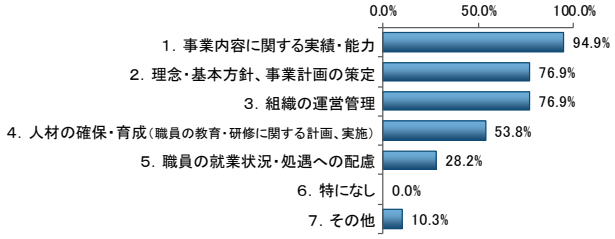

（家計改善支援事業）

②委託先の調達方法　（複数回答）

	件数	%
1. 一般競争入札（価格のみ）	3	0.9%
2. 一般競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）	12	3.7%
3. 指名競争入札（価格のみ）	1	0.3%
4. 指名競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）	2	0.6%
5. 随意契約（企画提案なし）	228	69.9%
6. 随意契約（企画提案あり）	73	22.4%
全体	326	

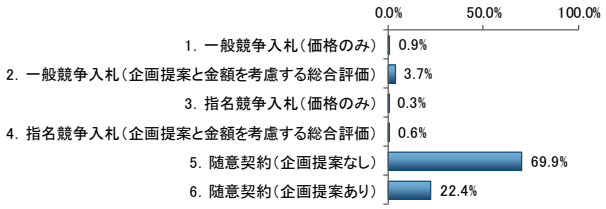

→「2」「4」「6」の場合

③委託先の選定基準（評価の内容）　（複数回答）

	件数	%
1. 事業内容に関する実績・能力	85	97.7%
2. 理念・基本方針、事業計画の策定	70	80.5%
3. 組織の運営管理	60	69.0%
4. 人材の確保・育成（職員の教育・研修に関する計画、実施）	54	62.1%
5. 職員の就業状況・処遇への配慮	25	28.7%
6. 特になし	1	1.1%
7. その他	6	6.9%
全体	87	

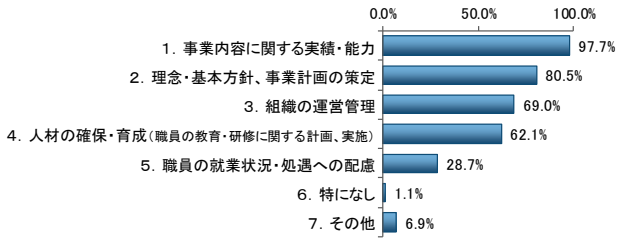

② 選定別でみた支援員の配置状況

自立相談支援事業の委託にあたり、質の観点から企画提案を考慮して委託している場合の支援員の配置状況をみると、主任相談支援員では「5年以上」経験のある職員を配置している割合が高い。また、<u>質の観点から企画提案を考慮して委託している場合、新規相談件数及びプラン作成件数のいずれも平均件数が多い。</u>

図表Ⅲ-4-8　委託先の選定別でみた自立相談支援事業の支援員等の配置状況

【全体】

※回答があった自治体の職員数について集計　（人）

職種	回答自治体数（カ所）	勤務形態		経験年数別 職員数 1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	計
①主任相談支援員	469	常勤	専従	51	78	52	133	314
			兼務	25	69	33	64	191
		非常勤	専従	2	4	2	12	20
			兼務	0	2	0	10	12
		計		78	153	87	219	537
				14.5%	28.5%	16.2%	40.8%	100.0%
②相談支援員	512	常勤	専従	196	255	122	183	756
			兼務	106	135	65	72	378
		非常勤	専従	60	76	59	104	299
			兼務	27	33	12	25	97
		計		389	499	258	384	1530
				25.4%	32.6%	16.9%	25.1%	100.0%
③就労支援員	350	常勤	専従	43	75	49	61	228
			兼務	35	34	20	31	120
		非常勤	専従	24	34	35	39	132
			兼務	12	27	12	23	74
		計		114	170	116	154	554
				20.6%	30.7%	20.9%	27.8%	100.0%

Ⅰ1(1)②(P1)の「委託先の調達方法」で「2」「4」「6」を選択した自治体（③で「6特になし」を選んだ自治体はゼロ）

【A:質で委託先を評価】

※回答があった自治体の職員数について集計　（人）

職種	回答自治体数（カ所）	勤務形態		経験年数別 職員数 1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	計
①主任相談支援員	102	常勤	専従	9	16	14	51	90
			兼務	1	7	8	12	28
		非常勤	専従	1	1	1	1	4
			兼務	0	0	0	0	0
		計		11	24	23	64	122
				9.0%	19.7%	18.9%	52.5%	100.0%
②相談支援員	110	常勤	専従	72	96	40	77	285
			兼務	25	40	7	18	90
		非常勤	専従	12	20	13	38	83
			兼務	6	3	3	5	17
		計		115	159	63	138	475
				24.2%	33.5%	13.3%	29.0%	100.0%
③就労支援員	70	常勤	専従	24	38	14	17	93
			兼務	5	6	3	7	21
		非常勤	専従	2	8	3	4	17
			兼務	0	2	1	0	3
		計		31	54	21	28	134
				23.1%	40.3%	15.7%	20.9%	100.0%

【B:A以外】

※回答があった自治体の職員数について集計　（人）

職種	回答自治体数（カ所）	勤務形態		経験年数別 職員数 1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	計
①主任相談支援員	367	常勤	専従	42	62	38	82	224
			兼務	24	62	25	52	163
		非常勤	専従	1	3	1	11	16
			兼務	0	2	0	10	12
		計		67	129	64	155	415
				16.1%	31.1%	15.4%	37.3%	100.0%
②相談支援員	402	常勤	専従	124	159	82	106	471
			兼務	81	95	58	54	288
		非常勤	専従	48	56	46	66	216
			兼務	21	30	9	21	81
		計		274	340	195	247	1056
				25.9%	32.2%	18.5%	23.4%	100.0%
③就労支援員	280	常勤	専従	19	37	35	44	135
			兼務	30	28	17	24	99
		非常勤	専従	22	26	32	35	115
			兼務	12	25	11	23	71
		計		83	116	95	126	420
				19.8%	27.6%	22.6%	30.0%	100.0%

図表Ⅲ-4-9　委託の選定基準の該当有無別にみた新規相談件数・プラン作成数
（人口 10 万人当たり/月）

■委託の選定基準(P1)の該当有無別×新規相談件数（人口10万人当たり/月）

		n	平均値	標準偏差	変動係数	最大値	最小値
委託の選定基準	【A・質を評価】※	110	55.18	39.62	71.80	206.33	1.79
	【B・A以外】	426	43.32	32.84	75.82	276.25	0.00
全体		536	45.75	34.64	75.71	276.25	0.00

※Ⅰ1(1)②(P1)の「委託先の調達方法」で「2」「4」「6」を選択した自治体（③で「6特になし」を選んだ自治体はゼロ）

■委託の選定基準(P1)の該当有無別×プラン作成件数（人口10万人当たり/月）

		n	平均値	標準偏差	変動係数	最大値	最小値
委託の選定基準	【A・質を評価】※	110	9.07	10.58	116.73	71.50	0.00
	【B・A以外】	426	7.76	11.96	154.17	102.93	0.00
全体		536	8.03	11.69	145.69	102.93	0.00

※Ⅰ1(1)②(P1)の「委託先の調達方法」で「2」「4」「6」を選択した自治体（③で「6特になし」を選んだ自治体はゼロ）

図表Ⅲ-4-10　支援のニーズに対しての対応状況別にみた新規相談件数・プラン作成数

（人口 10 万人当たり/月）

■支援ニーズの対応状況（P12）×新規相談件数（人口10万人当たり/月）
※Ⅱ2（1）の各選択肢で「実施（実施予定を含む）」を選択した自治体

	n	平均値	標準偏差	変動係数	最大値	最小値
1. 緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）	138	51.9	35.6	68.7	206.3	7.7
2. 緊急時の食料供給	320	48.5	32.6	67.1	206.3	5.6
3. 衣料品など食料品以外の物資の提供	115	55.7	36.4	65.5	206.3	6.6
4. 独自の資金貸付・給付	90	51.6	35.7	69.2	206.3	8.8
5. コロナ禍以前の就労支援や就労準備支援事業の拡充（体制整備、支援プログラムのアップデート等）	55	51.8	32.2	62.1	151.1	9.3
6. 無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん（日払いを含む）	37	56.6	43.2	76.4	206.3	7.7
7. ハローワークとの連携による就労支援	247	46.7	32.5	69.7	206.3	4.4
8. 緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施	8	47.2	23.4	49.6	82.3	16.5
9. 居住支援（住まい探し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等の対象拡大、自治体による住宅確保	67	53.6	31.5	58.8	151.1	7.7
10. 教育委員会・学校との連携	63	51.0	28.6	56.1	149.4	7.7
11. 家計（債務含む）に関する相談	225	48.2	30.7	63.8	165.2	4.8
12. 新たなつながりの場づくり（子ども食堂、通いの場、見守り支援等）	70	54.5	34.1	62.6	151.1	6.6
13. アウトリーチ型の支援	113	53.1	31.9	60.1	151.1	6.6
全体	536	45.75	34.64	75.71	276.25	0.00

■支援ニーズの対応状況（P12）×プラン作成件数（人口10万人当たり/月）
※Ⅱ2（1）の各選択肢で「実施（実施予定を含む）」を選択した自治体

	n	平均値	標準偏差	変動係数	最大値	最小値
1. 緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）	138	9.65	12.65	131.14	80.87	0.00
2. 緊急時の食料供給	320	8.15	11.30	138.78	96.11	0.00
3. 衣料品など食料品以外の物資の提供	115	9.62	13.00	135.06	96.11	0.00
4. 独自の資金貸付・給付	90	7.36	9.98	135.63	80.21	0.00
5. コロナ禍以前の就労支援や就労準備支援事業の拡充（体制整備、支援プログラムのアップデート等）	55	9.02	11.89	131.82	80.21	0.00
6. 無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん（日払いを含む）	37	9.16	13.35	145.78	80.87	0.00
7. ハローワークとの連携による就労支援	247	8.33	11.88	142.68	96.11	0.00
8. 緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施	8	9.40	8.93	95.02	29.05	2.22
9. 居住支援（住まい探し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等の対象拡大、自治体による住宅確保	67	8.23	7.61	92.50	28.87	0.00
10. 教育委員会・学校との連携	63	6.48	6.07	93.66	27.95	0.00
11. 家計（債務含む）に関する相談	225	8.70	12.53	144.10	96.11	0.00
12. 新たなつながりの場づくり（子ども食堂、通いの場、見守り支援等）	70	9.75	11.69	119.88	80.21	0.00
13. アウトリーチ型の支援	113	10.57	13.96	132.05	80.87	0.00
全体	536	8.03	11.69	145.69	102.93	0.00

（３）コロナ禍に伴う人員強化に関するニーズ

① 自立相談支援機関

自立相談支援機関では、相談支援員について「不足」との回答が最も多く（38.1%）で、次いで就労支援員、主任相談支援員となる。

人口規模別にみると、「不足」と回答している割合が高いのは、3職種全てにおいて 30 万人以上の自治体となっている。（都道府県除く）

「不足」と回答した場合の具体的にどのような職員についてかを尋ねたところ、主任相談員の場合は、スーパーバイズなどを行える経験豊富な職員や、専任や複数人体制を求める声が多かった。また、相談支援員でも同様に豊富な経験を求める声が多数を占めるが、アウトリーチに関する人材を求める声もみられた。就労支援員についても、経験を求める声が目立つが、企業開拓・つなぎに関する職員の増員が必要との意見がみられる。なお、共通して、募集しても人材が集まらない、という課題も散見された。

人材の充足状況と人口当たりの新規相談受付件数を合わせてみると、「不足」と回答している自治体の方が多い傾向がある一方、人材の充足状況とプラン作成件数を合わせてみると、「適切」と回答している自治体の方が多い。

図表Ⅲ-4-11　自立相談支援機関の職員の充足感（調査票 p17）

①自立相談支援機関

		人員配置の充足感					合計
		不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
①自立相談支援事業（ホームレス分除く）	主任相談支援員	84	408	0	18	26	536
		15.7%	76.1%	0.0%	3.4%	4.9%	100.0%
	相談支援員	204	312	1	5	14	536
		38.1%	58.2%	0.2%	0.9%	2.6%	100.0%
	就労支援員	134	337	0	30	35	536
		25.0%	62.9%	0.0%	5.6%	6.5%	100.0%
②ホームレス対策の巡回相談	主任相談支援員	12	90	0	294	140	536
		2.2%	16.8%	0.0%	54.9%	26.1%	100.0%
	相談支援員	18	93	0	290	135	536
		3.4%	17.4%	0.0%	54.1%	25.2%	100.0%
	就労支援員	13	79	0	304	140	536
		2.4%	14.7%	0.0%	56.7%	26.1%	100.0%
③その他の職員		52	146	0	136	202	536
		9.7%	27.2%	0.0%	25.4%	37.7%	100.0%

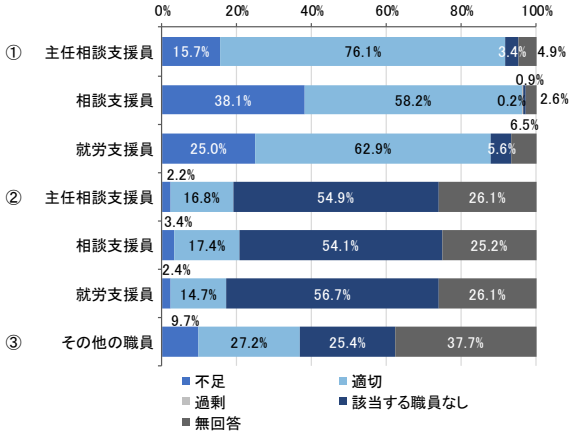

図表Ⅲ-4-12　自立相談支援機関の職員の充足感（調査票 p17）×人口規模別クロス

※都道府県除く

【主任相談支援員】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	1	6	0	2	1	10
	10.0%	60.0%	0.0%	20.0%	10.0%	100.0%
1万人以上5万人未満	19	125	0	9	13	166
	11.4%	75.3%	0.0%	5.4%	7.8%	100.0%
5万人以上10万人未満	25	110	0	5	9	149
	16.8%	73.8%	0.0%	3.4%	6.0%	100.0%
10万人以上30万人未満	16	98	0	0	2	116
	13.8%	84.5%	0.0%	0.0%	1.7%	100.0%
30万人以上	16	44	0	1	1	62
	25.8%	71.0%	0.0%	1.6%	1.6%	100.0%
合計	77	383	0	17	26	503
	15.3%	76.1%	0.0%	3.4%	5.2%	100.0%

【相談支援員】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	3	5	0	1	1	10
	30.0%	50.0%	0.0%	10.0%	10.0%	100.0%
1万人以上5万人未満	46	109	0	4	7	166
	27.7%	65.7%	0.0%	2.4%	4.2%	100.0%
5万人以上10万人未満	63	82	0	0	4	149
	42.3%	55.0%	0.0%	0.0%	2.7%	100.0%
10万人以上30万人未満	44	70	1	0	1	116
	37.9%	60.3%	0.9%	0.0%	0.9%	100.0%
30万人以上	32	30	0	0	0	62
	51.6%	48.4%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	188	296	1	5	13	503
	37.4%	58.8%	0.2%	1.0%	2.6%	100.0%

【就労支援員】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	2	4	0	2	2	10
	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	100.0%
1万人以上5万人未満	36	103	0	12	15	166
	21.7%	62.0%	0.0%	7.2%	9.0%	100.0%
5万人以上10万人未満	35	92	0	12	10	149
	23.5%	61.7%	0.0%	8.1%	6.7%	100.0%
10万人以上30万人未満	28	81	0	1	6	116
	24.1%	69.8%	0.0%	0.9%	5.2%	100.0%
30万人以上	23	37	0	1	1	62
	37.1%	59.7%	0.0%	1.6%	1.6%	100.0%
合計	124	317	0	28	34	503
	24.7%	63.0%	0.0%	5.6%	6.8%	100.0%

図表Ⅲ-4-13　自立相談支援機関において不足人材の増員の具体的なイメージ（調査票 p17）

主な意見（分類結果）		
主任相談支援員	・経験豊富、即戦力（※うち、社会福祉士を求める声が 6 件） ・専任・複数人体制 ・スーパーバイズや相談員の指導を行える人材 ・その他	27 件 19 件 18 件 25 件
相談支援員	・経験豊富、即戦力（※うち、社会福祉士を求める声が 16 件） ・専任・複数人体制 ・アウトリーチ人材 ・その他	77 件 19 件 13 件 79 件
就労支援員	・経験豊富、即戦力（※うち、社会福祉士を求める声が 6 件） ・企業・職場体験等の開拓 ・コロナの影響での就労支援強化のため ・専任・複数人体制 ・その他	30 件 29 件 14 件 12 件 28 件

図表Ⅲ-4-14　自立相談支援機関の職員の充足感（調査票 p17）×実績（新規受付件数、プラン作成数）

自立相談支援機関の人材の充足×実績（新規受付件数）

	主任相談員		相談員		就労支援員	
	件数	平均	件数	平均	件数	平均
不足	84	48.57	204	48.60	134	51.66
適切	408	46.76	312	44.98	337	45.30
過剰	－	－	1	39.25	－	－
該当する職員なし	18	29.85	5	25.86	30	34.48

自立相談支援機関の人材の充足×実績（プラン作成数）

	主任相談員		相談員		就労支援員	
	件数	平均	件数	平均	件数	平均
不足	84	7.46	204	6.75	134	8.59
適切	408	8.58	312	9.10	337	8.43
過剰	－	－	1	4.02	－	－
該当する職員なし	18	3.60	5	4.02	30	4.26

新規相談受付件数（人口10万人あたり、月）

	件数	平均
全体	536	45.75

プラン作成件数（人口10万人あたり、月）

件数	平均
536	8.03

② 所管部局の職員の充足感

所管部局の人員の充足状況としては、正規職員について「不足」との回答が最も多くで、次いで会計年度任用職員、管理職となる。

人口規模別にみると、この3つの職について30万人以上の自治体の不足感が比較的大きい。

人材の充足状況と、人口当たりの新規相談受付件数・プラン作成件数を合わせてみると、「不足」と回答している自治体の方が多い実績を残している。

図表Ⅲ-4-15　所管部局の職員の充足感（調査票 p18）

②所管部局

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
管理職	73 13.6%	387 72.2%	0 0.0%	36 6.7%	40 7.5%	536 100.0%
正規職員（管理職除く）	244 45.5%	243 45.3%	0 0.0%	11 2.1%	38 7.1%	536 100.0%
特別職非常勤	7 1.3%	64 11.9%	0 0.0%	381 71.1%	84 15.7%	536 100.0%
臨時的任用	16 3.0%	73 13.6%	0 0.0%	368 68.7%	79 14.7%	536 100.0%
会計年度任用職員	86 16.0%	215 40.1%	0 0.0%	171 31.9%	64 11.9%	536 100.0%

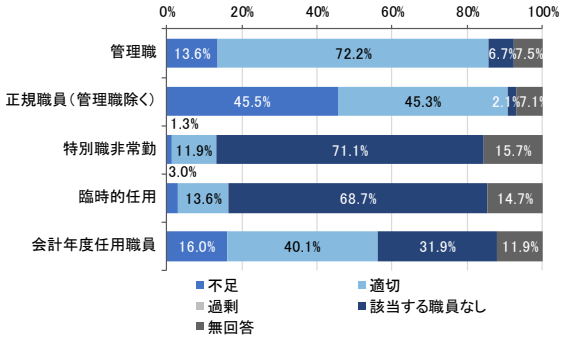

図表Ⅲ-4-16　所管部局の職員の充足感（調査票 p18）×人口規模別クロス

※都道府県除く

【管理職】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	0 0.0%	7 70.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	10 100.0%
1万人以上 5万人未満	15 9.0%	122 73.5%	0 0.0%	14 8.4%	15 9.0%	166 100.0%
5万人以上 10万人未満	27 18.1%	103 69.1%	0 0.0%	7 4.7%	12 8.1%	149 100.0%
10万人以上 30万人未満	14 12.1%	84 72.4%	0 0.0%	10 8.6%	8 6.9%	116 100.0%
30万人以上	12 19.4%	47 75.8%	0 0.0%	2 3.2%	1 1.6%	62 100.0%
合計	68 13.5%	363 72.2%	0 0.0%	34 6.8%	38 7.6%	503 100.0%

【正規職員（管理職除く）】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	1 10.0%	6 60.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	10 100.0%
1万人以上 5万人未満	59 35.5%	88 53.0%	0 0.0%	4 2.4%	15 9.0%	166 100.0%
5万人以上 10万人未満	72 48.3%	65 43.6%	0 0.0%	1 0.7%	11 7.4%	149 100.0%
10万人以上 30万人未満	57 49.1%	48 41.4%	0 0.0%	4 3.4%	7 6.0%	116 100.0%
30万人以上	41 66.1%	19 30.6%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	62 100.0%
合計	230 45.7%	226 44.9%	0 0.0%	11 2.2%	36 7.2%	503 100.0%

【特別職非常勤】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	0	1	0	6	3	10
	0.0%	10.0%	0.0%	60.0%	30.0%	100.0%
1万人以上	2	20	0	112	32	166
5万人未満	1.2%	12.0%	0.0%	67.5%	19.3%	100.0%
5万人以上	2	19	0	104	24	149
10万人未満	1.3%	12.8%	0.0%	69.8%	16.1%	100.0%
10万人以上	2	15	0	85	14	116
30万人未満	1.7%	12.9%	0.0%	73.3%	12.1%	100.0%
30万人以上	1	8	0	46	7	62
	1.6%	12.9%	0.0%	74.2%	11.3%	100.0%
合計	7	63	0	353	80	503
	1.4%	12.5%	0.0%	70.2%	15.9%	100.0%

【臨時的任用】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	0	1	0	6	3	10
	0.0%	10.0%	0.0%	60.0%	30.0%	100.0%
1万人以上	4	21	0	110	31	166
5万人未満	2.4%	12.7%	0.0%	66.3%	18.7%	100.0%
5万人以上	6	14	0	105	24	149
10万人未満	4.0%	9.4%	0.0%	70.5%	16.1%	100.0%
10万人以上	4	20	0	81	11	116
30万人未満	3.4%	17.2%	0.0%	69.8%	9.5%	100.0%
30万人以上	2	16	0	38	6	62
	3.2%	25.8%	0.0%	61.3%	9.7%	100.0%
合計	16	72	0	340	75	503
	3.2%	14.3%	0.0%	67.6%	14.9%	100.0%

【会計年度任用職員】

	人員配置の充足感					合計
	不足	適切	過剰	該当する職員なし	無回答	
1万人未満	0	3	0	4	3	10
	0.0%	30.0%	0.0%	40.0%	30.0%	100.0%
1万人以上	16	64	0	58	28	166
5万人未満	9.6%	38.6%	0.0%	34.9%	16.9%	100.0%
5万人以上	32	64	0	36	17	149
10万人未満	21.5%	43.0%	0.0%	24.2%	11.4%	100.0%
10万人以上	21	52	0	34	9	116
30万人未満	18.1%	44.8%	0.0%	29.3%	7.8%	100.0%
30万人以上	15	27	0	17	3	62
	24.2%	43.5%	0.0%	27.4%	4.8%	100.0%
合計	84	210	0	149	60	503
	16.7%	41.7%	0.0%	29.6%	11.9%	100.0%

図表Ⅲ-4-17　所管部局の職員の充足感（調査票 p18）×実績（新規受付件数、プラン作成数）

所管部局の人材の充足×実績(新規受付件数)

	管理職		正規職員(管理職除く)		特別職非常勤		臨時的任用		会計年度任用職員	
	件数	平均	件数	平均	件数	平均	件数	平均	件数	平均
不足	73	53.63	244	51.82	7	36.84	16	56.31	86	54.16
適切	387	45.42	243	40.62	64	43.20	73	47.44	215	45.72
過剰	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
該当する職員なし	36	37.69	11	31.77	381	47.26	368	46.07	171	42.54

所管部局の人材の充足×実績(プラン作成数)

	管理職		正規職員(管理職除く)		特別職非常勤		臨時的任用		会計年度任用職員	
	件数	平均	件数	平均	件数	平均	件数	平均	件数	平均
不足	73	11.42	244	8.58	7	11.07	16	9.07	86	8.44
適切	387	7.66	243	7.63	64	5.97	73	6.71	215	8.44
過剰	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
該当する職員なし	36	5.52	11	8.30	381	8.41	368	8.35	171	6.96

新規相談受付件数(人口10万人あたり、月)

	件数	平均
全体	536	45.75

プラン作成件数(人口10万人あたり、月)

件数	平均
536	8.03

③ 所管部局の専従の有無別のコロナ禍における機能強化について

所管部局の専従職員の有無別に、新型コロナウイルスの影響を踏まえた自立支援の機能強化への取組項目をみると（図表Ⅲ-4-18）、専従職員がいない自治体の方が取組項目が全体的に少ない。

図表Ⅲ-4-18　所管部局の専従者有無別・コロナ禍での取組状況

所管部局の生活困窮者自立支援制度を担当する職員

		件数	%
常勤	専従なし	276	51.5%
	専従あり	256	47.8%
回答なし		4	0.7%
合計		536	100.0%

※常勤専従職員の有無別

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担軽減等のために、現在、取り組んでいる・取り組んだことがある取組

（複数回答）

	常勤専従なし		常勤専従あり	
	件数	%	件数	%
1.自立相談支援機関における相談員等の加配による自立相談支援体制の強化	88	31.9%	104	40.6%
2.自立相談支援機関における相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置	41	14.9%	46	18.0%
3.自立相談支援機関におけるアウトリーチの取組	101	36.6%	114	44.5%
4.住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用	36	13.0%	60	23.4%
5.家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化	31	11.2%	39	15.2%
6.LINEを活用した相談支援	27	9.8%	19	7.4%
7.電話・メール・SNS（上記6を除く）などを活用した相談支援	106	38.4%	103	40.2%
8.多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施	60	21.7%	70	27.3%
9.自治体の商工部門等と連携した就労支援	20	7.2%	27	10.5%
10.就労準備支援事業等における、オンライン等で実施する支援メニューの開発・展開、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化	6	2.2%	10	3.9%
11.地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化	41	14.9%	65	25.4%
12.子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化（遠隔での学習支援やオンライン相談の実施等）	25	9.1%	27	10.5%
13.子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関のコーディネート機能を担う職員の加配	4	1.4%	10	3.9%
14.不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化	14	5.1%	21	8.2%
15.不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化	25	9.1%	30	11.7%
16.一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化	10	3.6%	11	4.3%
17.その他	5	1.8%	3	1.2%
全体	276		256	

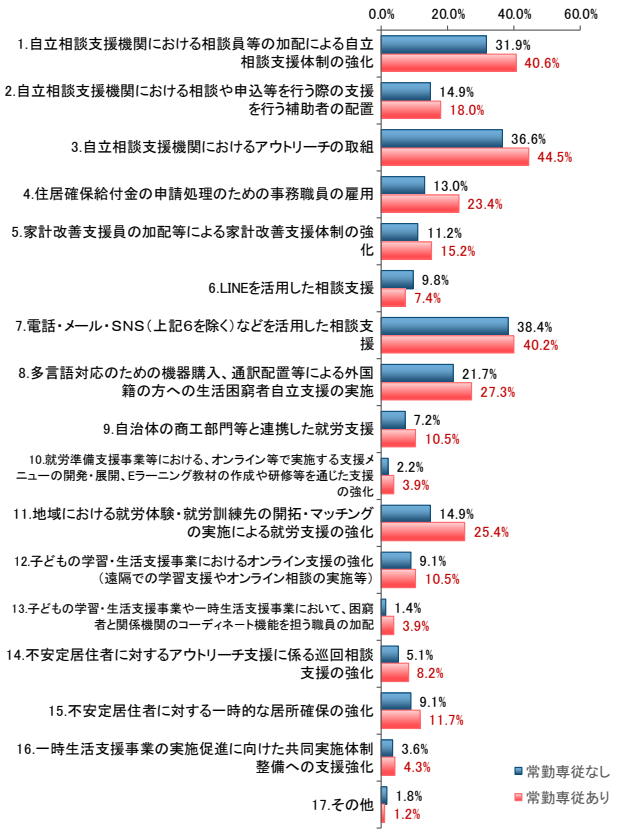

該当する個数

	常勤専従なし		常勤専従あり	
	件数	%	件数	%
1～3個	131	47.5%	116	45.3%
4～6個	54	19.6%	55	21.5%
7～9個	11	4.0%	28	10.9%
10～12個	4	1.4%	6	2.3%
13～15個	0	0.0%	0	0.0%
16個～	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	76	27.5%	51	19.9%
合計	276	100.0%	256	100.0%
平均	3.2 個		3.7 個	

④ 人員の充足感と「自立支援事業機能強化の取組」

自立相談支援機関の人員の充足感(調査票 p17①・p18②)と「自立支援事業機能強化の取組」(調査票 p16)のクロス集計をすると、自立相談支援機関の人員が不足していると回答している自治体の方が、機能強化の取組が「できていない」と回答している取組数が多い。

前記③と合わせて鑑みると、所管部局に専従職員がいないことや、自立相談支援機関で人員が不足していることが、コロナ禍に対する機能強化の取組を遅らせている可能性がある

図表Ⅲ-4-19　自立相談支援機関の充足感（調査票 p17）×　生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組状況（調査票 p16）

			生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組状況			
			現在取り組んでいる・取り組んだことがある取組の個数		実施したい・実施すべきだができていない取組の個数	
			件数	平均	件数	平均
自立相談支援機関の人員の充足感	主任相談支援員の充足感	不足	70	3.61	71	5.79
		適切	316	3.41	307	6.00
		該当する職員なし	7	3.71	13	5.00
	相談支援員の充足感	不足	167	3.39	173	6.58
		適切	232	3.53	224	5.54
		過剰	1	1.00	0	–
		該当する職員なし	3	2.33	3	3.67
	就労支援員の充足感	不足	111	3.36	111	6.91
		適切	260	3.58	255	5.71
		該当する職員なし	18	2.56	19	5.21

			生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組状況			
			現在取り組んでいる・取り組んだことがある取組の個数		実施したい・実施すべきだができていない取組の個数	
			件数	平均	件数	平均
所管部局の人員の充足感	管理職の充足感	不足	58	3.97	58	7.10
		適切	296	3.43	293	5.96
		該当する職員なし	30	2.80	27	4.59
	正規職員の充足感	不足	201	3.68	202	6.56
		適切	175	3.24	172	5.41
		該当する職員なし	10	2.80	7	5.57
	会計年度職員の充足感	不足	68	3.72	74	6.23
		適切	169	3.45	161	5.67
		該当する職員なし	130	3.22	127	6.40

（※参考）調査票 P16 の個別の選択肢ごとに確認はしたが、大きな差（10 ポイント以上の差）があるような違いはみられなかった。

（４）支援の ICT 化等の新たな取組について

ICT を活用したオンライン相談の実施割合は自立相談支援事業において約2割にとどまっており、利用しなかった理由としては、設備・機器がなかったことが最も多くあげられている。設備・機器がないことに関しては、自立相談支援機関側での設備問題が約半数、相談者側の設備問題は約 7 割弱となっている。

就労準備支援事業におけるプログラムの中でのオンライン活用については、約7割が「6.活用していない」、約1割は「7.全てあるいは一部のプログラムを再開できていない」とあり、取組としてあまり進んでいない。

家計改善支援事業におけるオンライン相談の実施割合は、自立相談支援事業よりも低い約1割にとどまっている。

「子どもの学習・生活支援事業」では、新型コロナウイルスによる影響下における支援として取り組んだものとして、「7.オンライン学習の実施」が最も多く（18.9%）、次いで「2.フードバンクと連携した食事支援」（16.7%）、「3.フードパントリーや食料配布の実施」（13.1%）となっている。

ICT 活用のメリットとしては、いずれの事業も「2.対面に抵抗感のある人の相談がしやすくなった」「5.移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施できる」、デメリットとして「1.対象者の生活実態が把握しづらい」「2.対象者の心身の状況が把握しづらい」との割合が高い。

感染対策の一環となる相談支援のオンライン化については、現状では、生活困窮者自立支援法に基づく事業全体として、取組はまだ限定的といえる。

図表Ⅲ-4-20　新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況（支援の ICT 化等）（調査票 p19～）

＜自立相談支援事業の ICT 活用状況＞

ICTの活用状況

	件数	%
1. すべての面談や支援等にICTを活用した	1	0.2%
2. 一部の面談や支援等にICTを活用した	122	22.8%
3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった	406	75.7%
無回答	7	1.3%
合計	536	100.0%

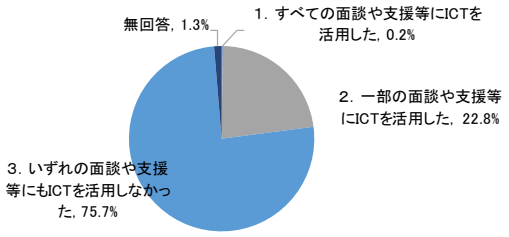

※「3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった」場合

ICTを活用しなかった理由

（複数回答）

	件数	%
1. 該当するケースがなかった	140	34.5%
2. 対面で実施すべきと判断した	152	37.4%
3. オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない	94	23.2%
4. オンラインで実施するための設備、機器がなかった	190	46.8%
5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、機器の取り扱いができなかった	46	11.3%
6. その他	28	6.9%
全体	406	

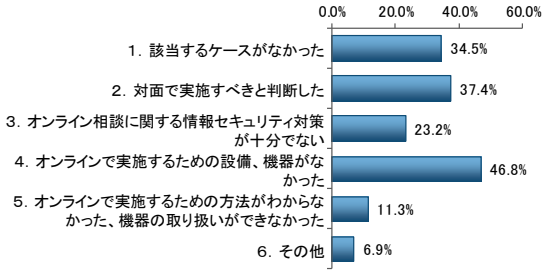

4. オンラインで実施するための設備、機器がなかった

	件数	%
1. 相談者・家族	127	66.8%
2. 貴自立相談支援機関	110	57.9%
全体	190	

5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、機器の取り扱いができなかった

	件数	%
1. 相談者・家族	29	63.0%
2. 貴自立相談支援機関	28	60.9%
全体	46	

＜就労準備支援プログラムの ICT 化＞

（複数回答）

	件数	%
1. 従来から、オンライン通話を活用している	5	1.3%
2. 新型コロナウイルスの影響で、新たに、オンライン通話を活用するようになった	19	4.8%
3. 従来から、Eラーニングのコンテンツを活用している	5	1.3%
4. 新型コロナウイルスの影響で、新たに、Eラーニングのコンテンツを活用するようになった	6	1.5%
5. バーチャル職場見学・体験を実施している	5	1.3%
6. 感染症予防に配慮しながら、対面により実施している（オンライン通話やEラーニングは活用していない）	265	66.8%
7. 全てあるいは一部のプログラムを再開できていない	31	7.8%
8. その他	32	8.1%
全体	397	

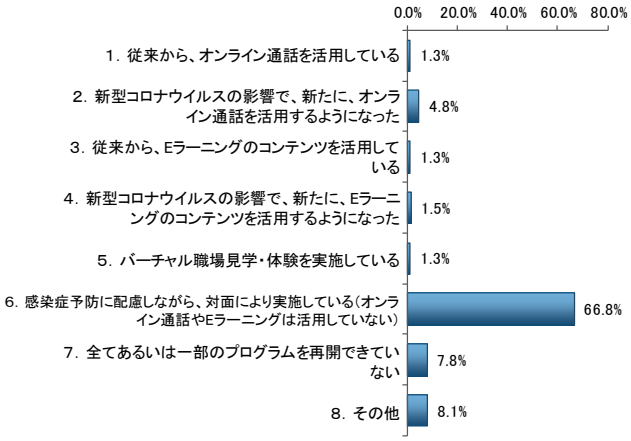

＜家計改善支援事業の ICT 活用状況＞

ICTの活用状況

	件数	%
1. すべての面談や支援等にICTを活用した	0	0.0%
2. 一部の面談や支援等にICTを活用した	52	13.2%
3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった	338	86.0%
無回答	3	0.8%
合計	393	100.0%

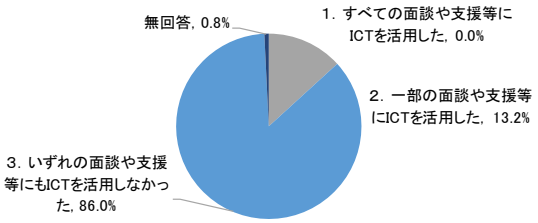

※「3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった」場合

ICTを活用しなかった理由

（複数回答）

	件数	%
1. 該当するケースがなかった	134	38.8%
2. 対面で実施すべきと判断した	132	38.3%
3. オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない	62	18.0%
4. オンラインで実施するための設備、機器がなかった	128	37.1%
5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、機器の取り扱いができなかった	36	10.4%
6. その他	13	3.8%
全体	345	

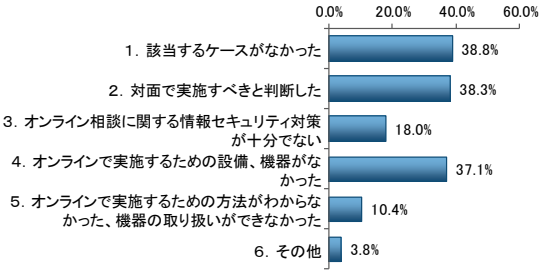

4. オンラインで実施するための設備、機器がなかった

	件数	%
1. 相談者・家族	92	71.9%
2. 貴自立相談支援機関	72	56.3%
全体	128	

5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、機器の取り扱いができなかった

	件数	%
1. 相談者・家族	28	77.8%
2. 貴自立相談支援機関	18	50.0%
全体	36	

＜新型コロナウイルスによる影響下における支援として取り組んだ内容＞

※子どもの学習支実施自治体のみ

（複数回答）

	件数	%
1. 子ども食堂と連携した食事支援	36	10.0%
2. フードバンクと連携した食事支援	60	16.7%
3. フードパントリーや食料配付の実施	47	13.1%
4. 自治体独自事業又は寄付等を活用した教材や事務用品の配付	22	6.1%
5. 居場所支援の拡充	6	1.7%
6. 臨時相談会の実施	4	1.1%
7. オンライン学習の実施	68	18.9%
8. オンライン相談の実施	27	7.5%
9. 通信学習の実施	33	9.2%
10. SNS等を活用した相談支援の実施	28	7.8%
11. その他	26	7.2%
12. 特に実施していない	136	37.8%
全体	360	

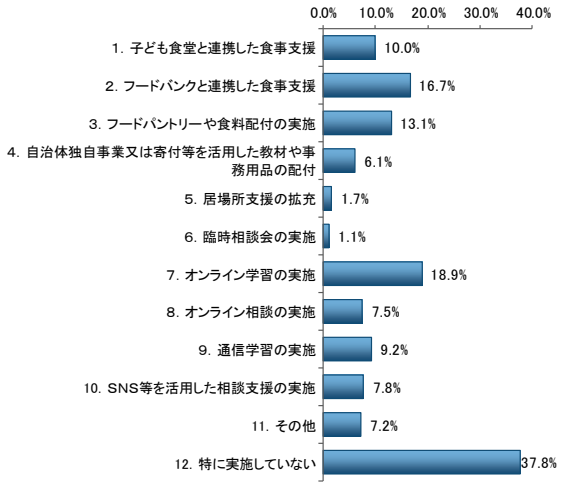

＜自立相談支援事業で ICT を活用した場合のメリット・デメリット＞

※「１．すべての面談や支援等に ICT を活用した」「２．一部の面談や支援等に ICT を活用した」場合の自治体のみ

メリット

（複数回答）

	件数	%
1. 潜在的な相談ニーズが顕在化しやすい	19	15.4%
2. 対面に抵抗感のある人の相談がしやすくなった	68	55.3%
3. 気軽にコミュニケーションをとれるようになった	28	22.8%
4. 対象者の特性上、オンラインによる相談のほうが継続しやすい	21	17.1%
5. 移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施することができる	69	56.1%
6. その他	24	19.5%
7. 特になし	1	0.8%
全体	123	

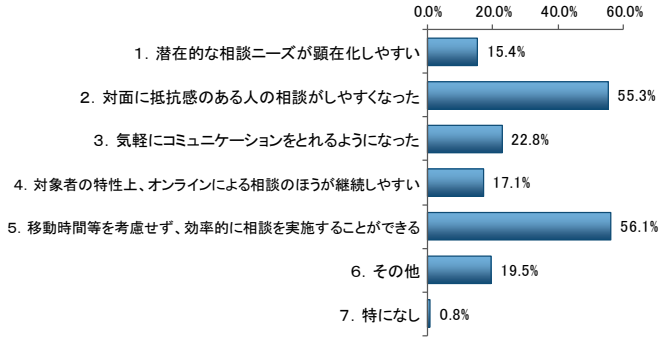

デメリット

（複数回答）

	件数	%
1. 対象者の生活実態が把握しづらい	81	65.9%
2. 対象者の心身の状況が把握しづらい	81	65.9%
3. インターネットの接続不良による中断等の理由で、相談が円滑に進まない	11	8.9%
4. 器材が不足しているため、多くの相談ができない	15	12.2%
5. その他	21	17.1%
6. 特になし	9	7.3%
全体	123	

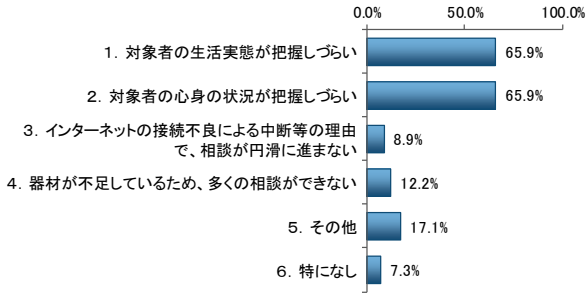

５．任意事業等の実施促進に向けた課題分析

（１）就労準備支援事業について

① 実施上の課題

就労準備支援事業を実施する上での課題認識としては、「1.協力事業所の開拓・連携が不十分」「2.支援メニューの種類が十分ではない」において、「とても課題だと思う」の割合が高い。また、「6.アウトリーチ」や「7.住民への周知」についても約半数が課題であると認識している。また、中でも、「1.協力事業所の開拓・連携が不十分」「2.支援メニューの種類が十分ではない」において、「とても課題である」、「やや課題である」と回答している自治体を人口規模別にみると、人口規模が少ない自治体ほど課題に感じている自治体が多い傾向にある。

就労準備支援事業の利用を促進するうえでの課題は、**支援を必要とする者の把握・アウトリーチ等のいわゆる支援の「入口」部分や、協力事業所等の開拓・連携や支援メニューの種類など支援の「コンテンツ」開発が課題**となっている可能性がある。これらのノウハウが十分に蓄積、活用しきれていない自治体もあると推測される。

図表Ⅲ-5-1　就労準備支援事業を実施する上での課題認識（調査票 p27）

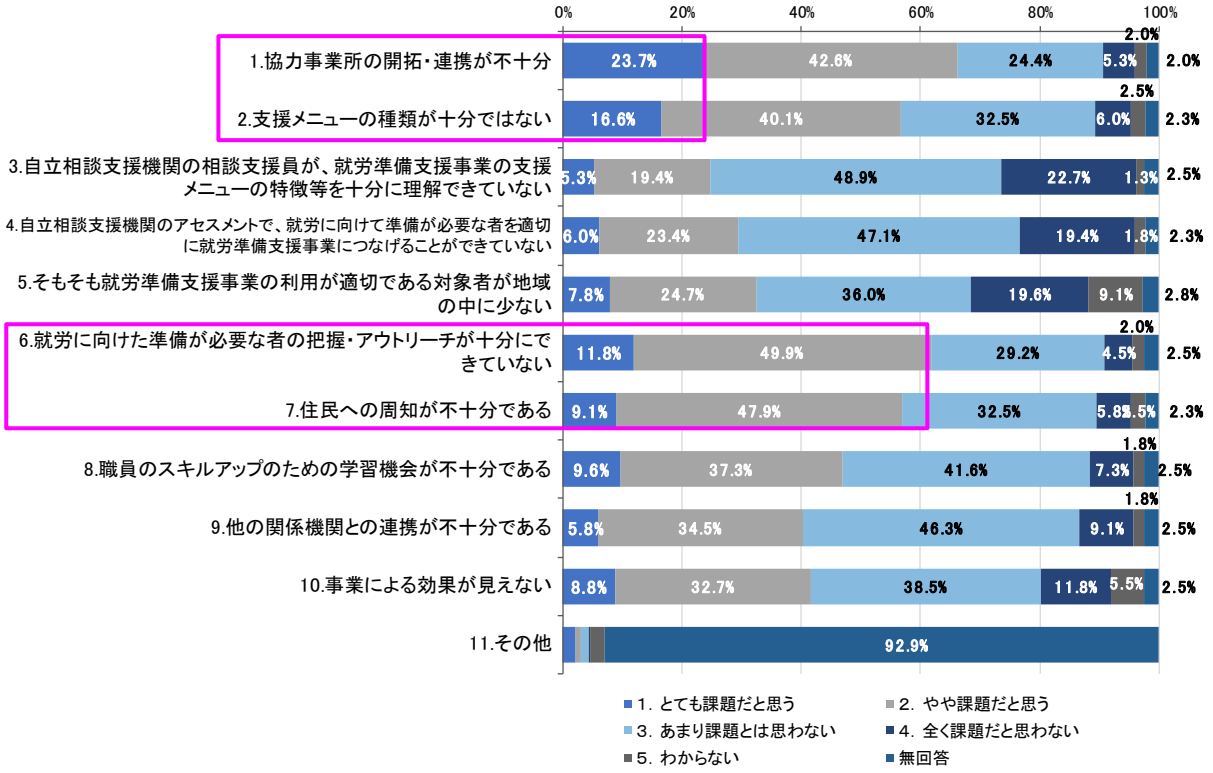

図表Ⅲ-5-2　就労準備支援事業を実施する上での課題認識（人口規模別 ※都道府県除く）

【１．協力事業所の開拓・連携が不十分】

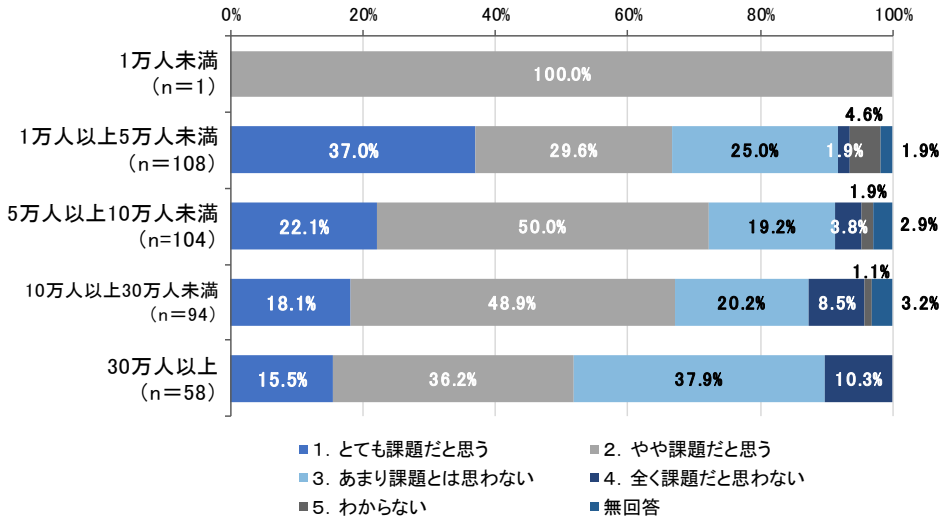

【２．支援メニューの種類が十分ではない】

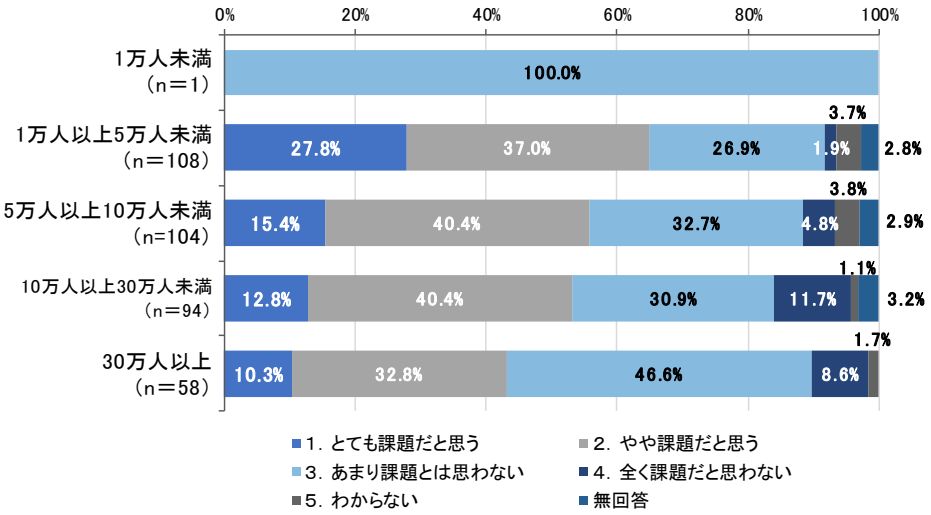

② 就労準備支援事業につながらないケース

アセスメントの結果、就労準備支援事業を利用することが適切と見立てられたものの、何らかの事情で支援につながっていないケースが「ある」と回答した自治体が 6 割弱となっている。理由として、「本人が希望しない（選択肢 4～6）」が目立ち、なかでも、「5.（必要性を理解しない）」「4.（新しい環境に拒否感がある）」が 5 割から 7 割となっている。また、「6.（参加のための経済的負担ができない）」の具体的な経済的負担を尋ねると「交通費」が 80.0%と圧倒的に多い。以上のことから、**本人の意思として、就労準備支援事業の利用を希望しないと判断されるケースが多数ある**ものと予想される。

図表Ⅲ-5-3　就労準備支援事業につながらないケース（調査票 p28）

	件数	%
ある	232	58.4%
ない	152	38.3%
無回答	13	3.3%
合計	397	100.0%

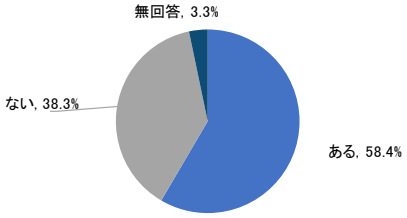

理由

（複数回答）

	件数	%
1. 年齢要件を満たさないため	9	3.9%
2. 資産収入要件を満たさないため	15	6.5%
3. 原則の利用期間（1年）を越えた利用が想定されるため	7	3.0%
4. 本人が希望しない（新しい環境に拒否感がある）	127	54.7%
5. 本人が希望しない（必要性を理解しない）	179	77.2%
6. 本人が希望しない（参加のための経済的負担ができない）	50	21.6%
7. 本人が希望しない（4～6以外）	27	11.6%
8. 家族が同意しない	16	6.9%
9. その他	13	5.6%
全体	232	

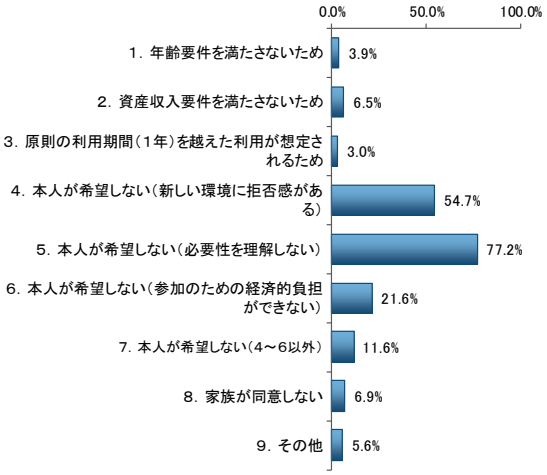

上記②で「6. 本人が希望しない（参加のための経済的負担ができない）」と回答された場合

具体的にどのような経済的負担ができないと考えられるか

（複数回答）

	件数	%
交通費	40	80.0%
プログラム参加費（食費）	12	24.0%
その他	27	54.0%
全体	50	

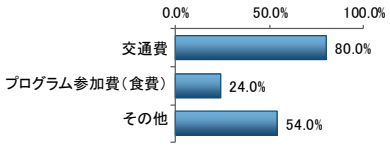

③有効な取組・求める支援

就労準備支援事業の利用者を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、効果がある取組等についてとりまとめたのが図表Ⅲ-5-4 である。自立相談支援機関等との連携のほか、民生委員、社協、就職氷河期PJなどとのつなぎや、ひきこもり対策との協働などもみられる。また、課題としてあがっていた体験・見学や企業開拓といった取組の回答もみられる。

また、国や都道府県へ求める施策を取りまとめたのが図表Ⅲ-5-5 である。経済的支援を求める意見が多数あるほか、事業所の開拓を求める意見も目立つ。その他、**利用要件の緩和・資産収入要件の撤廃を求める意見も一定程度みられた。**これについては、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年 9 月 28 日公布、同年 10 月 1 日施行）により生活困窮者自立支援法施行規則が一部改正され、就労準備支援事業は、対象者の年齢要件の撤廃、資産収入要件によって対象者の範囲が必要以上に限定されないための規定の明確化等が行われたところであるが、それでも、支援現場ではさらに運用改善を求める声が確認されたところである。

図表Ⅲ-5-4　就労準備支援事業の利用者を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、効果がある取組等（調査票 p28）

主な意見（分類結果）	
・自立相談支援機関や関係機関等との連携	50 件
・事業周知（広報・パンフ・リーフレット・HP 等）	34 件
・ひきこもり対策との連携	11 件
・体験・見学	10 件
・企業開拓・企業周知	9 件
・その他	61 件

図表Ⅲ-5-5　国や都道府県に求める施策（調査票 p28）

主な意見（分類結果）	
・経済的支援（交通費等現金の給付等）	31 件
・開拓支援	17 件
・利用要件の緩和・資産収入要件の撤廃	12 件
・他制度との調整	11 件
・他自治体との情報共有・意見交換会の場	10 件
・周知・広報	8 件
・その他	37 件

（２）家計改善支援事業について

① 実施上の課題

新型コロナウイルス感染症の影響により新たに表出した支援対象者の代表的なケースに関する設問において、相談開始からプラン作成に至るまでに判明した「⑧支出面の問題」では、「1.家計管理ができていないことによる支出過多」が最も割合が高く 33.8%となっており、次いで「4.債務による支出過多」が 28.4%となっている。コロナの影響で住居確保給付金、特例貸付等における相談を通じて自立相談支援機関につながった事例が多いと予想され、家計面において上記のような課題を持つ相談者の特徴がみられたと推測される。

図表Ⅲ-5-6　新型コロナウイルス感染症の影響により新たに表出した支援対象者の代表的なケース（調査票 p6）

⑧相談開始～プラン作成頃の困窮・困りごと・トラブル等の内容

【支出面の問題】　（複数回答）

	件数	%
1. 家計管理ができていないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないことも含む）	426	33.8%
2. 医療・介護に要する費用による支出過多	109	8.7%
3. 育児・教育に要する費用による支出過多	148	11.7%
4. 債務（多重・過重）による支出過多	357	28.3%
5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多	55	4.4%
6. 収入のない同居者による支出過多	90	7.1%
7. その他	144	11.4%
8. 特になし	357	28.3%
9. 不明	53	4.2%
全体	1260	

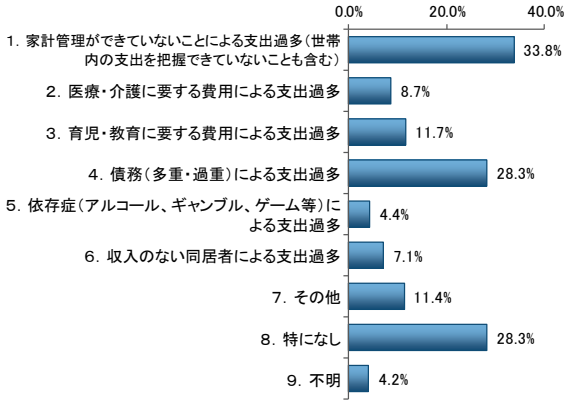

家計改善支援事業を実施する上での課題認識として、「5.住民への周知が不十分」「4.家計改善支援事業の利用が必要な者の把握・アウトリーチが不十分」「6.職員のスキルアップのための学習機会が不十分」の順番で課題と認識する割合が高くなっている。特に、家計改善支援事業を実施する導入部分での課題が他項目よりも高い傾向となっている。なお、これらを選択したに自治体について、人口規模別にみたが、特に大きな差は見られなかった。

図表Ⅲ-5-7　家計改善支援事業を実施する上での課題認識（調査票 p30）

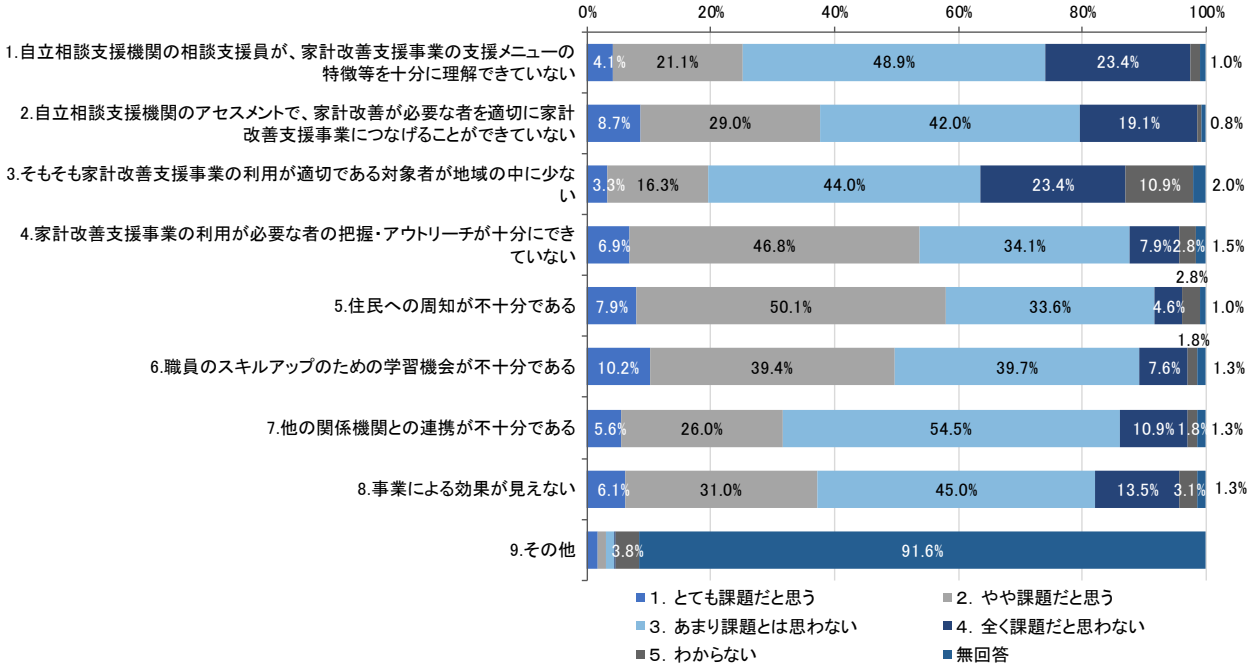

② 家計改善支援事業につながらないケース

アセスメントの結果、家計改善支援事業を利用することが適切と見立てられたものの、何らかの事情で支援につながっていないケースが「ある」と回答した自治体は約7割となっている。理由として、「5.本人が希望しない（必要性を理解しない）」が圧倒的に多く 89.7%、次いで「4.貸付を受けられた場合、貸付という目的が達成されたことで、継続した支援を拒否される」(53.5%)、「3.貸付を目的とした相談の場合、貸付の対象外となると支援を拒否するか、支援が中断する」(41.7%)となっている。

<u>貸付により一時的な収入が得られたことで目的が達成して支援を拒否されるなどのケース</u>も見受けられる。家計改善支援事業をより効果的に実施するためには、事業への理解の促進や、支援を担う人材のスキル向上、対象者へのアプローチ等に関してさらに工夫が必要と思われる。

図表Ⅲ-5-8　家計改善支援事業実施自治体における家計改善支援事業につながらないケース（調査票 p31）

	件数	%
ある	271	69.0%
ない	117	29.8%
無回答	5	1.3%
合計	393	100.0%

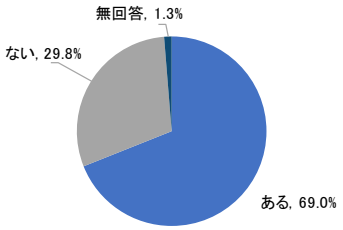

理由

（複数回答）

	件数	%
1. 実際に家計支援はしているものの、家計改善支援事業に利用申込ができていない	58	21.4%
2. 自立相談支援機関と家計改善支援事業の実施機関が異なるため、利用者から相談員が交代になると思われ拒否感がある	9	3.3%
3. 貸付を目的とした相談の場合、貸付の対象外となると支援を拒否するか、支援が中断する	113	41.7%
4. 貸付を受けられた場合、貸付という目的が達成されたことで、継続した支援を拒否される	145	53.5%
5. 本人が希望しない（必要性を理解しない）	243	89.7%
6. 本人が希望しない（5以外）	51	18.8%
7. その他	11	4.1%
全体	271	

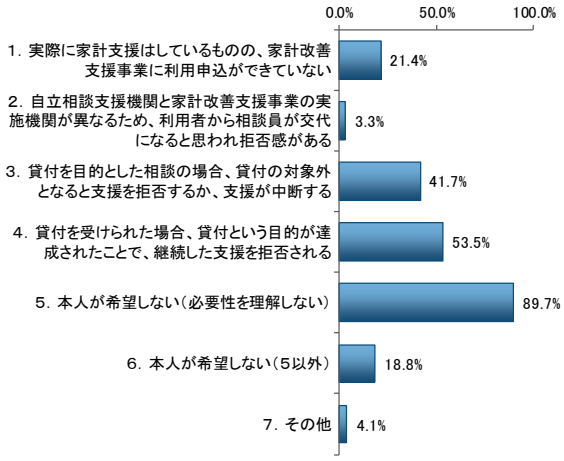

③有効な取組・求める支援

家計改善支援事業の利用者を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、効果がある取組等についてとりまとめたのが図表Ⅲ-5-9 である。こちらも就労準備支援事業同様に、自立相談支援機関等との連携についての意見が数多くみられたほか、税務担当や地域包括支援センター等の他サービス事業者、金融機関や専門機関との連携もみられた。また、事業周知や貸付相談からのつなぎでの連携もみられ、課題としてみられた住民周知の参考となる取組に関する回答もいくつかみられたところである。

また、国や都道府県へ求める施策を取りまとめたのが図表Ⅲ-5-10 である。相談員研修の拡充、広報、給付制度と合わせた支援などについての意見が目立つ。

図表Ⅲ-5-9　家計改善支援事業の利用者を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、効果がある取組等（調査票 p31）

主な意見（分類結果）	
・自立相談支援機関や関係機関等との連携	50 件
・事業周知（広報・パンフ・リーフレット・HP 等）	29 件
・貸付からのつなぎ	13 件
・説明会・研修・講座・セミナー等	9 件
・その他	61 件

図表Ⅲ-5-10　国や都道府県に求める施策（調査票 p31）

主な意見（分類結果）	
・相談員研修の拡充	13 件
・広報	13 件
・給付制度と合わせた支援	8 件
・関係部署・関係機関との連携	6 件
・必須事業化	5 件
・事例紹介・情報共有	5 件
・その他	39 件

（３）子どもの学習支援

① 実施上の課題

子どもの学習支援の事業実施上の課題として、最も多い回答としては「2.対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」が 40.1%であり、次いで「8.活動場所への子どもの移動手段の確保が難しい」「6.子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい」と続く。

「2.対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」と回答した自治体を人口規模別にみると、30 万人以上の自治体だと 6 割を超える自治体が課題と回答している。また、「3.教育機関との連携体制を構築するのが難しい」の回答も、人口 30 万人以上の自治体が他の人口区分と比べても高くなっており、大都市での教育セクションとの連携の難しさも垣間見える。

上記のような課題への対応策として多いものから、「4.送迎手段の確保」「7.学生ボランティア等の確保」「5.委託先の開拓」と続いている。

他の任意事業に比べると実施率が順調に拡大してきているものの、子どもの事業参加のための保護者の理解や委託先・人材・送迎手段の確保等の課題を抱える自治体もある。自治体の人口規模別にみると、「2.対象となり得る子どもは一定するものの利用につなげることが難しい」「3.教育機関との連携体制を構築するのが難しい」「4.子どもが事業に参加することについて保護者の理解や協力を得ることが難しい」については、比較的社会資源のある 30 万人以上の規模において課題認識が大きくなる傾向がある。

図表Ⅲ-5-11　子ども学習支援の実施上の課題（調査票 p32）

＜事業実施にあたっての課題＞

（複数回答）

	件数	%
1. 対象となる子ども自体が少ない	86	16.0%
2. 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい	215	40.1%
3. 教育機関との連携体制を構築するのが難しい	105	19.6%
4. 子どもが事業に参加することについて保護者の理解や協力を得ることが難しい	82	15.3%
5. 委託先を確保するのが難しい	84	15.7%
6. 子どもや保護者と直接接する事業の担い手（支援員）の確保が難しい	126	23.5%
7. 活動場所の確保が難しい	94	17.5%
8. 活動場所への子どもの移動手段の確保が難しい	150	28.0%
9. 事業の周知が難しい	98	18.3%
10. 実施するための財源の確保が難しい	94	17.5%
11. その他	32	6.0%
12. 特に課題はない	19	3.5%
全体	536	

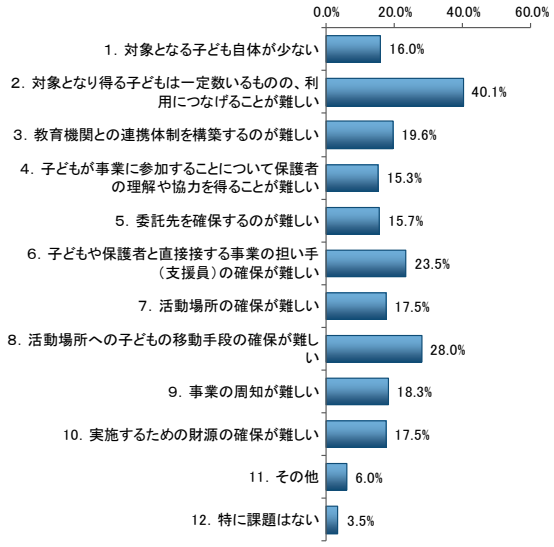

図表Ⅲ-5-12　子ども学習支援の実施上の課題（人口規模別　※都道府県除く）

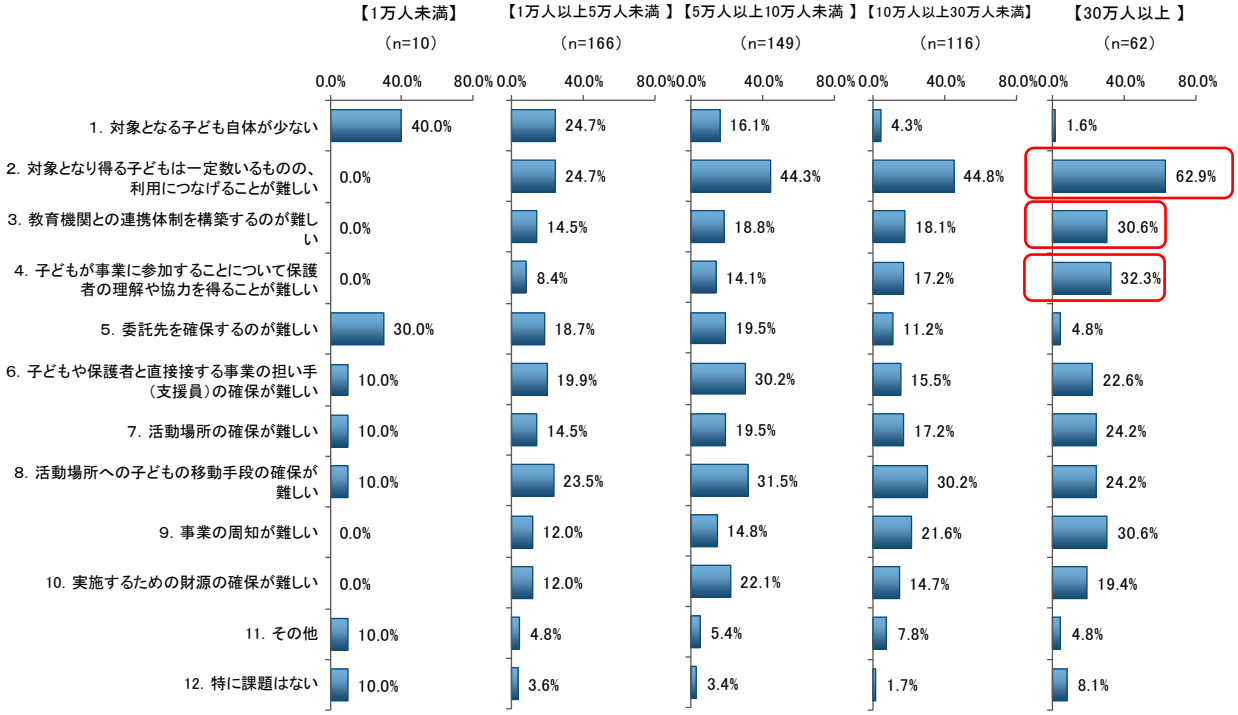

＜上記の課題に対応するために考えられる方策＞

（複数回答）

	件数	%
1．訪問型による事業の実施	71	13.2%
2．オンライン形式やEラーニング形式等による事業の実施	71	13.2%
3．周辺自治体との共同実施	32	6.0%
4．送迎手段の確保	136	25.4%
5．委託先の開拓	97	18.1%
6．人材養成・研修	87	16.2%
7．学生ボランティア等の確保	108	20.1%
8．自治体ホームページやSNS等を活用した事業の周知	70	13.1%
9．財政部局等への説明・理解促進	90	16.8%
10．その他	69	12.9%
11．特に方策はない	63	11.8%
全体	536	

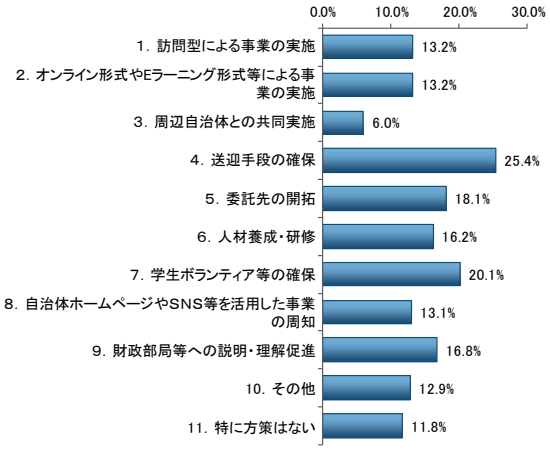

（４）一時生活支援事業

① 新型コロナウイルス感染症により顕在化した居住に関する支援ニーズ

コロナ禍において顕在化した支援ニーズとして、約7割が「1.緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）」や「9.居住支援（住まい探し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等の対象拡大、自治体による住宅確保（アパート借り上げ等））」が重要・必要と回答している（図表Ⅲ-5-13）。これらについて人口規模別にみると、1万人以上では6割以上の自治体が重要・必要と回答しており、人口規模が大きくなるにつれてその割合は高くなる傾向がみられた。

図表Ⅲ-5-13　コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズの変化を受け、生活困窮者支援に重要・必要な取組（調査票 p12）

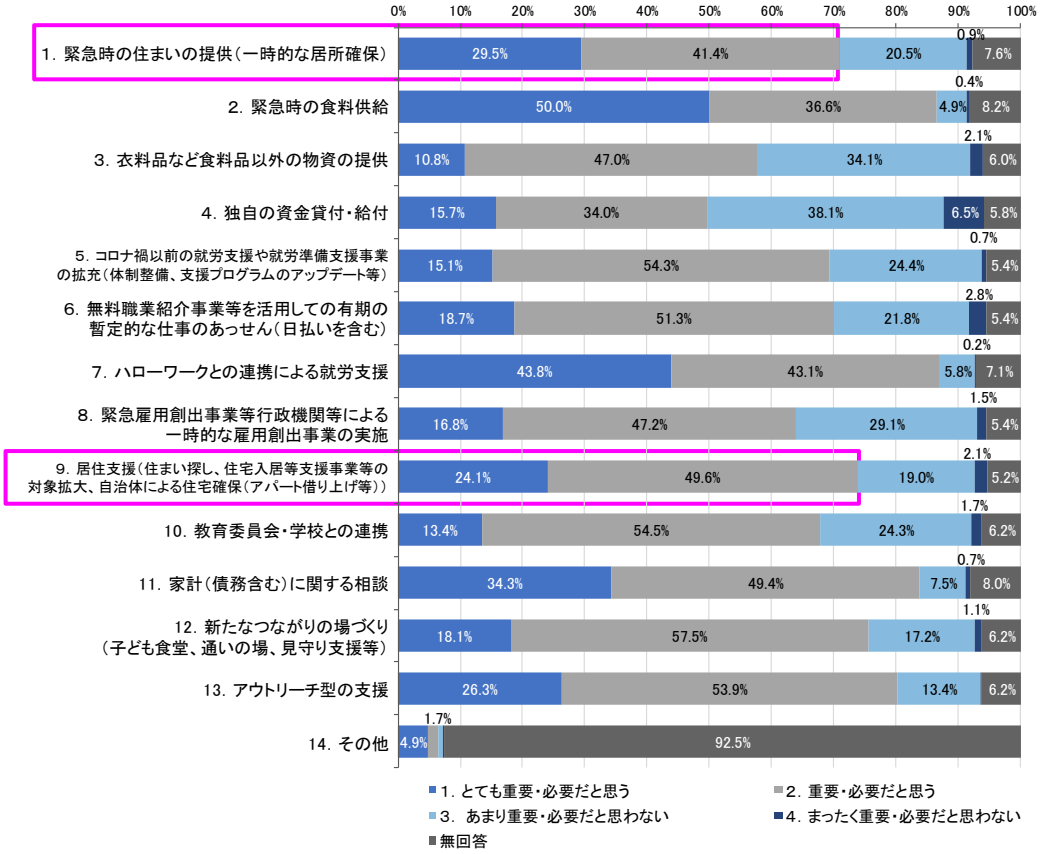

図表Ⅲ-5-14　支援ニーズの変化を受け、生活困窮者支援に重要・必要な取組（人口規模別）

1．緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）を**「重要」「必要」（選択肢１または２）**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	4	1.1%	40.0%
1万人以上5万人未満	109	28.7%	65.7%
5万人以上10万人未満	105	27.6%	70.5%
10万人以上30万人未満	83	21.8%	71.6%
30万人以上	79	20.8%	83.2%
合計	380	100.0%	70.9%

9．居住支援（住まい探し、住宅確保等）を**「重要」「必要」（選択肢１または２）**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	6	1.5%	60.0%
1万人以上5万人未満	110	27.8%	66.3%
5万人以上10万人未満	113	28.6%	75.8%
10万人以上30万人未満	87	22.0%	75.0%
30万人以上	79	20.0%	83.2%
合計	395	100.0%	73.7%

※上記人口規模別には都道府県も入っていることに留意

新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響と課題について尋ねたところ(図表Ⅲ-5-15)、「居住リスク」(住居確保給付金が再延長まで満了した時点で強制退去となってしまう相談者が増えることが想定され、転居先を見つけるための居住支援が求められる)を課題と捉えている自治体は 6 割以上にのぼり、人口規模別でみると人口区分が大きくなるほど割合は高くなり、30 万人以上の自治体では 8 割を超えている。

図表Ⅲ-5-15　新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響と課題（調査票 p15）

		1. とても課題だと思う	2. やや課題だと思う	3. あまり課題とは思わない	4. 全く課題だと思わない	5. わからない	無回答	合計
【外出自粛や行動制限】※保育園の休園や学校等の休校、移動自粛要請等	1. コロナの感染予防への意識から、経済的困窮以外のひきこもりや障害(疑いを含む)など、本来、相談に来たほうがよい方が相談に来れていない可能性がある	145 27.1%	232 43.3%	119 22.2%	10 1.9%	24 4.5%	6 1.1%	536 100.0%
	2. 外出自粛の長期化等に伴い、家庭内不和・DV等の問題が表面化する	135 25.2%	270 50.4%	90 16.8%	4 0.7%	31 5.8%	6 1.1%	536 100.0%
	3. 精神疾患を抱える方の状態が悪化する可能性がある	171 31.9%	275 51.3%	61 11.4%	2 0.4%	19 3.5%	8 1.5%	536 100.0%
【経済的リスク(公的融資等の貸付利用者、ローン利用者等)】	4. 緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する	370 69.0%	125 23.3%	25 4.7%	4 0.7%	6 1.1%	6 1.1%	536 100.0%
	5. 経済的困窮からひきこもり状態の方や8050問題等が表面化する	265 49.4%	206 38.4%	45 8.4%	4 0.7%	9 1.7%	7 1.3%	536 100.0%
	6. 持ち家でローンが支払えない、収入は基準を超えているが借金返済があるために家賃の支払いが難しくなっている場合など、住居確保給付金の対象外の方からの相談に対応できない	206 38.4%	238 44.4%	76 14.2%	4 0.7%	6 1.1%	6 1.1%	536 100.0%
【居住リスク(住居確保給付金利用後)】	7. 住居確保給付金が再延長まで満了した時点で強制退去となってしまう相談者が増えることが想定され、転居先を見つけるための居住支援が求められる	110 20.5%	222 41.4%	156 29.1%	21 3.9%	20 3.7%	7 1.3%	536 100.0%

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	4	1.2%	40.0%
1万人以上5万人未満	81	24.4%	48.8%
5万人以上10万人未満	98	29.5%	65.8%
10万人以上30万人未満	72	21.7%	62.1%
30万人以上	77	23.2%	81.1%
合計	332	100.0%	61.9%

上記人口規模別には都道府県も入っていることに留意

令和元年度と令和2年度における居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の差(図表Ⅲ-5-16)は、**一時生活支援事業実施自治体において「増えている」が約5割となっている。未実施自治体でも約4割が「増えている」と回答**している(ただし、未実施自治体の場合は「無回答」も約4割と高くなっていることに留意が必要)。

図表Ⅲ-5-16　自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の状況（令和元年度～２年度）（※一時生活支援事業実施自治体のみ）（調査票 p24）

	件数	%
増えている	100	50.8%
同じ	76	38.6%
減っている	18	9.1%
無回答	3	1.5%
合計	197	100.0%

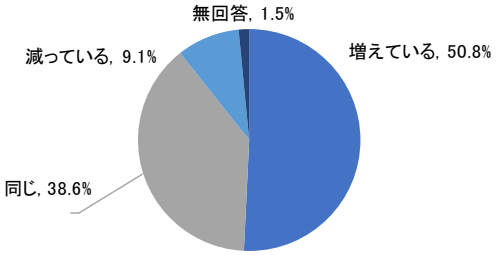

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	0	0.0%	0.0%
1万人以上5万人未満	10	10.0%	32.3%
5万人以上10万人未満	26	26.0%	47.3%
10万人以上30万人未満	23	23.0%	47.9%
30万人以上	41	41.0%	66.1%
合計	100	100.0%	50.8%

※上記人口規模別には都道府県も入っていることに留意

図表Ⅲ-5-17　自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の状況（令和元年度～２年度）（※一時生活支援事業未実施実施自治体のみ）（調査票 p25）

	件数	%
増えている	137	40.4%
同じ	47	13.9%
減っている	3	0.9%
無回答	152	44.8%
合計	339	100.0%

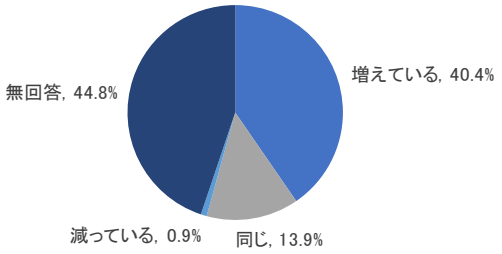

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	2	1.5%	22.2%
1万人以上5万人未満	34	24.8%	25.2%
5万人以上10万人未満	46	33.6%	48.9%
10万人以上30万人未満	33	24.1%	48.5%
30万人以上	22	16.1%	66.7%
合計	137	100.0%	40.4%

※上記人口規模別には都道府県も入っていることに留意

② 一時生活支援事業「未実施」自治体の課題認識

一時生活支援事業「未実施」自治体において、コロナ禍に伴い顕在化したニーズとして特に居住支援に関しての支援ニーズについて、人口区分別に見たのが図表Ⅲ-5-18 である。これをみると概ね1万人以上の自治体においては、コロナ禍において緊急時の住まいのニーズや居住支援の重要性・必要性の認識が高く、また、住居確保給付金利用後の居住リスクに関する認識も一定程度ある。また、同じく未実施自治体において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援の機能強化に向けた取組として、不安定居住者のアウトリーチや、不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化について「実施したい」「実施すべきだができていない」と回答している自治体も一定数存在している。

図表Ⅲ-5-18　一時生活支援事業未実施自治体の課題認識

一時生活支援事業未実施自治体人口区分

	件数	割合
１万人未満	9	2.7%
1万人以上5万人未満	135	39.8%
5万人以上10万人未満	94	27.7%
10万人以上30万人未満	68	20.1%
30万人以上	33	9.7%
合計	339	100.0%

P12　Ⅱ２（１）コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズについて

支援ニーズの変化を受け、生活困窮者支援に重要・必要な取組

１．緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）を**「重要」「必要」（選択肢１または２）**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	3	1.4%	33.3%
1万人以上5万人未満	83	38.1%	61.5%
5万人以上10万人未満	63	28.9%	67.0%
10万人以上30万人未満	44	20.2%	64.7%
30万人以上	25	11.5%	75.8%
合計	218	100.0%	64.3%

１．緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）を**実施（実施予定も含む）**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	0	0.0%	0.0%
1万人以上5万人未満	5	22.7%	3.7%
5万人以上10万人未満	7	31.8%	7.4%
10万人以上30万人未満	3	13.6%	4.4%
30万人以上	7	31.8%	21.2%
合計	22	100.0%	6.5%

9．居住支援（住まい探し、住宅確保等）を**「重要」「必要」（選択肢１または２）**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	5	2.1%	55.6%
1万人以上5万人未満	84	35.4%	62.2%
5万人以上10万人未満	71	30.0%	75.5%
10万人以上30万人未満	50	21.1%	73.5%
30万人以上	27	11.4%	81.8%
合計	237	100.0%	69.9%

9．居住支援（住まい探し、住宅確保等）を**実施（実施予定を含む）**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	0	0.0%	0.0%
1万人以上5万人未満	10	33.3%	7.4%
5万人以上10万人未満	11	36.7%	11.7%
10万人以上30万人未満	5	16.7%	7.4%
30万人以上	4	13.3%	12.1%
合計	30	100.0%	8.8%

P15　Ⅱ２（３）新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響と課題について

【居住リスク（住居確保給付金利用後）】

７．住居確保給付金が再延長まで満了した時点で強制退去となってしまう相談者が増えることが想定され、転居先を見つけるための居住支援が求められる

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	3	1.5%	33.3%
1万人以上5万人未満	61	31.0%	45.2%
5万人以上10万人未満	58	29.4%	61.7%
10万人以上30万人未満	47	23.9%	69.1%
30万人以上	28	14.2%	84.8%
合計	197	100.0%	58.1%

※上記人口規模別には都道府県も入っていることに留意

P16　Ⅱ３（１）生活困窮者自立支援に関する機能強化の取組

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援の機能強化に向けた取組

14．不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化を**現在取り組んでいる・取り組んだことがある**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	0	0.0%	0.0%
1万人以上5万人未満	2	20.0%	1.5%
5万人以上10万人未満	3	30.0%	3.2%
10万人以上30万人未満	2	20.0%	2.9%
30万人以上	3	30.0%	9.1%
合計	10	100.0%	2.9%

14．不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化を**実施したい・実施すべきだができていない**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	2	1.6%	22.2%
1万人以上5万人未満	44	35.5%	32.6%
5万人以上10万人未満	27	21.8%	28.7%
10万人以上30万人未満	29	23.4%	42.6%
30万人以上	22	17.7%	66.7%
合計	124	100.0%	36.6%

15．不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化に**現在取り組んでいる・取り組んだことがある**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	3	21.4%	33.3%
1万人以上5万人未満	4	28.6%	3.0%
5万人以上10万人未満	5	35.7%	5.3%
10万人以上30万人未満	0	0.0%	0.0%
30万人以上	2	14.3%	6.1%
合計	14	100.0%	4.1%

15．不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化**実施したい・実施すべきだができていない**

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	0	0.0%	0.0%
1万人以上5万人未満	45	38.1%	33.3%
5万人以上10万人未満	35	29.7%	37.2%
10万人以上30万人未満	24	20.3%	35.3%
30万人以上	14	11.9%	42.4%
合計	118	100.0%	34.8%

一時生活支援事業が未実施の自治体に対し、一時生活支援事業を実施しない理由を尋ねたところ、ホームレスがいないとする自治体が約7割、ホームレス以外の利用者がいないとする回答が約５割となっている。そこで、それらを選択した自治体の中で、ニーズの把握を尋ねると、4割超が把握していると回答した。しかし、その内容はほとんどがホームレス全国実態調査結果とする回答となっており、同規模市町村への調査を行っている自治体はゼロとなっている。

図表Ⅲ-5-19　一時生活支援事業を実施する上での課題（調査票 p33）

全体

	1. とてもよくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない	5. わからない	無回答	合計
1. 事業を利用する見込みのホームレスがいない	155	107	85	53	26	110	536
	28.9%	20.0%	15.9%	9.9%	4.9%	20.5%	100.0%
2. 事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がいない	91	126	119	53	34	113	536
	17.0%	23.5%	22.2%	9.9%	6.3%	21.1%	100.0%

一時生活未実施自治体

	1. とてもよくあてはまる	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない	5. わからない	無回答	合計
1. 事業を利用する見込みのホームレスがいない	109	123	63	22	6	16	339
	32.2%	36.3%	18.6%	6.5%	1.8%	4.7%	100.0%
2. 事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がいない	77	89	33	8	20	112	339
	22.7%	26.3%	9.7%	2.4%	5.9%	33.0%	100.0%

	件数	合計に対する割合	未実施自治体の同じ人口区分に対する割合
１万人未満	4	2.1%	44.4%
1万人以上5万人未満	78	41.3%	57.8%
5万人以上10万人未満	55	29.1%	58.5%
10万人以上30万人未満	39	20.6%	57.4%
30万人以上	13	6.9%	39.4%
合計	189	100.0%	55.8%

※上記人口規模別には都道府県も入っていることに留意

図表Ⅲ-5-20　これまでに潜在的なニーズの把握の有無（調査票 p34）

	件数	%
1. している	117	43.5%
2. していない	133	49.4%
3. 今後実施予定	2	0.7%
無回答	17	6.3%
合計	269	100.0%

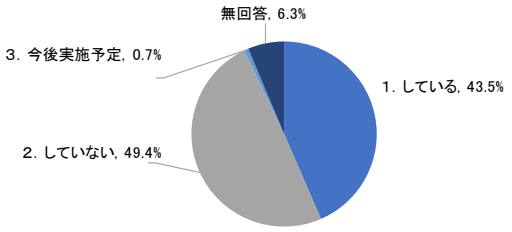

※「1. している」場合

把握方法

（複数回答）

	件数	%
1. 自立相談支援機関へのヒアリング	33	28.2%
2. 関係機関へのヒアリング	16	13.7%
3. 同規模市町村におけるニーズの確認	0	0.0%
4. ホームレスの実態に関する全国調査結果	84	71.8%
5. 独自の実態調査結果	15	12.8%
6. その他	8	6.8%
全体	117	

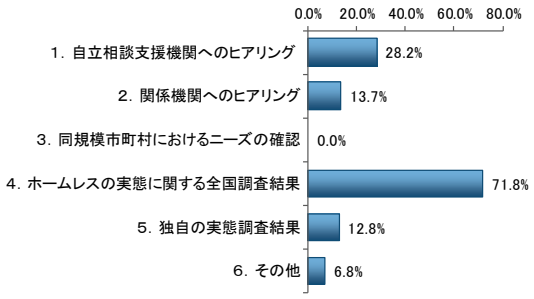

③ 一時生活支援事業「未実施」自治体における住まいに関する支援方法

一時生活支援事業「未実施」自治体に対し、住まいに関する支援方法を尋ねたのが図表Ⅲ-5-21である。これをみると、居所が不安定な方へのニーズに対して「1.住居確保給付金の活用」、「2.生活保護につないだ」がほとんどとなっている。住居確保給付金にも生活保護にも該当しないが、本来は居住支援が必要であるものの、一時生活支援事業という選択肢を考えた場合、**ホームレスがいないということに誘引されて事業の実施に至らない「隙間」がある可能性がある。**

図表Ⅲ-5-21　一時生活支援事業未実施自治体における住まいに関する支援方法（調査票 p25）
（※一時生活支援事業未実施実施自治体のみ）

	件数	%
増えている	137	40.4%
同じ	47	13.9%
減っている	3	0.9%
無回答	152	44.8%
合計	339	100.0%

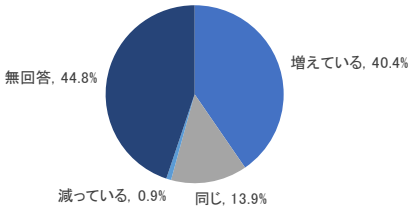

住まいに困窮する方からの相談に対して、どのように対応したか

（複数回答）

	件数	%
1. 住居確保給付金を活用した	124	90.5%
2. 生活保護につないだ	89	65.0%
3. 他の一時生活支援事業実施自治体の宿泊場所を活用できるよう調整した（している）	11	8.0%
4. 貴自治体が実施している他サービスで対応した	8	5.8%
5. 貴自治体内の民間機関が実施している他サービスで対応した	9	6.6%
6. 貴自治体内の他機関を紹介した	8	5.8%
7. 他自治体に対応を依頼した（3の一時生活支援事業以外）	2	1.5%
8. 住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報等を収集した（している）	25	18.2%
9. 具体的な対応には至らなかった	4	2.9%
10. その他	16	11.7%
全体	137	

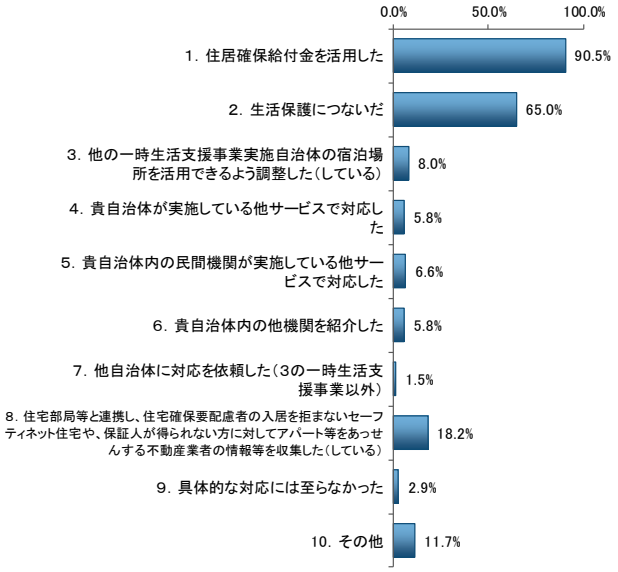

④ 課題への対応方法

一時生活支援事業の実施にあたって課題に対応するために考えられる方策について「未実施」自治体に尋ねたところ（図表Ⅲ-5-22）、「2.委託先の開拓」17.9%、「1.周辺自治体との共同実施」17.0%となっている。ただし、「7.特に方策はない」との回答も 17.7%と比較的高い。

図表Ⅲ-5-22　事業実施にあたっての課題に対応するための方策（調査票 p34）

（複数回答）

	件数	%
1. 周辺自治体との共同実施	91	17.0%
2. 委託先の開拓	96	17.9%
3. 幅広い利用者を受け入れるための他部局との定期的な情報交換	60	11.2%
4. 送り出し自治体と受入れ自治体とで事業費を按分するような仕組み	38	7.1%
5. 財政部局等への説明・理解促進	44	8.2%
6. その他	22	4.1%
7. 特に方策はない	95	17.7%
全体	536	

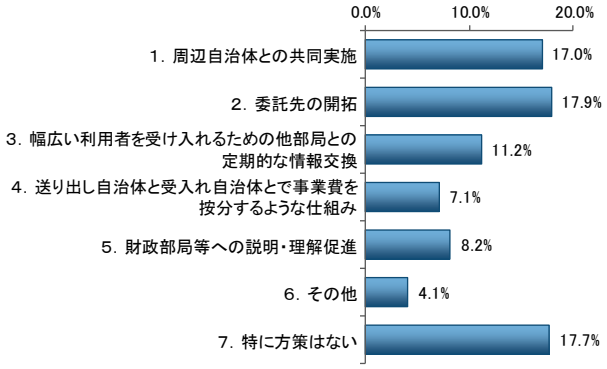

（５）社会参加や体験等を含む働く機会・場の創出

① 社会参加や就労支援における協力事業所・団体等の開拓について

自立相談支援事業による社会参加支援や就労支援、また、就労準備支援事業による就労体験の場の確保等において、協力事業所・団体等の開拓の取組について尋ねたところ（図表Ⅲ-5-23）、「2.協力事業所・団体等の開拓の必要性は認識しているが、具体的な取組に至っていない」が 52.1%と最も多い。

具体的に取り組んでいる自治体は約2割あり、自治体の人口規模別にみると、30 万人以上の自治体では約4割となっている。一方、人口規模が少ない自治体だと取組の割合が低くなる。

図表Ⅲ-5-23　社会参加や就労支援における協力事業所・団体等の開拓について（調査票 p35）

	件数	%
1. 協力事業所・団体等の開拓の必要性を感じ、具体的に取り組んでいる（取り組んだ）	109	20.3%
2. 協力事業所・団体等の開拓の必要性は認識しているが、具体的な取組に至っていない	279	52.1%
3. 協力事業所・団体等の開拓の必要性は認識し、取り組んでいる（取り組んだ）が、これ以上開拓することが難しい	34	6.3%
4. その他	15	2.8%
5. 協力事業所・団体等の開拓の必要性を感じていない	38	7.1%
無回答	61	11.4%
合計	536	100.0%

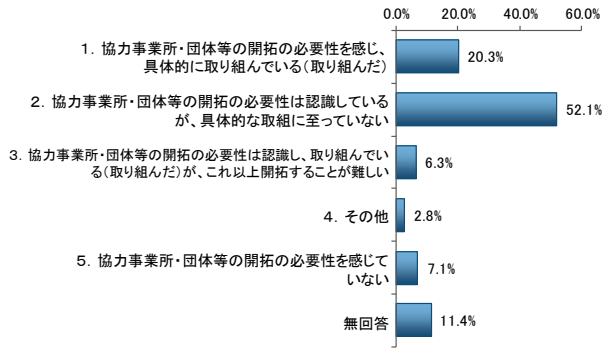

図表Ⅲ-5-24　社会参加や就労支援における協力事業所・団体等の開拓について（人口規模別 ※都道府県除く）

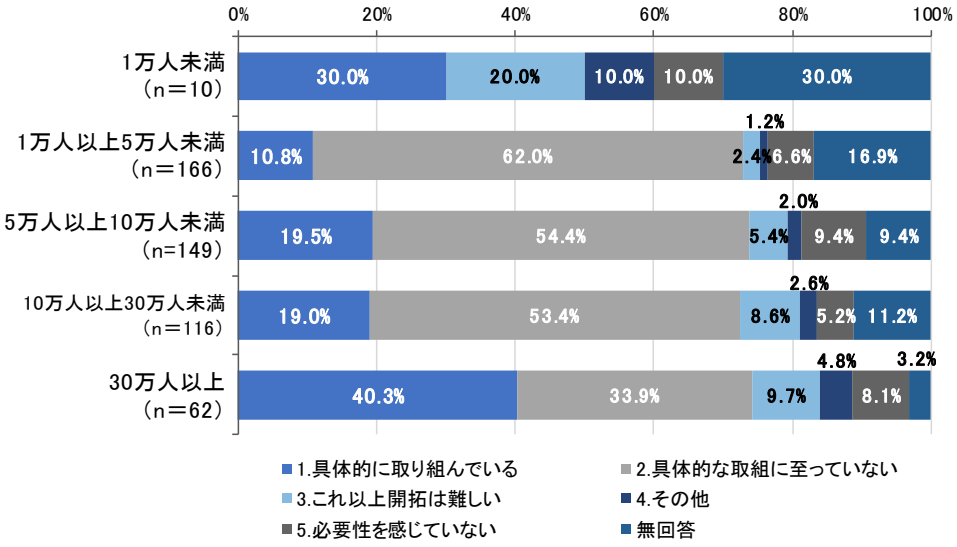

その具体的な取組内容と特に効果があると思う手法について自由記入を整理したのが図表Ⅲ-5-25である。具体的な取組内容ごとに分類すると、「企業等へ訪問・丁寧な説明」に関する取組が 32 件と最も多く、「過去につながったことがある団体等へアプローチ」(22 件)、「委託項目の一環」(14 件)、「商工会議所等業界団体やキーマンへアプローチ」(12 件)、「相談者のニーズに応じた調整」(10 件)、「共同・広域での取組」(4 件)、「その他」(10 件)と続く。

特徴的な取組内容としては、都道府県の別部署が所管する「プチバイト事業」と連動させている事例、社会貢献活動を行っているまたは標榜している企業に対してのアプローチ、人手不足となっている事業所や企業団体へのアプローチなど参考となると思われる事例も多数みられた。(詳細は参考資料参照)

図表Ⅲ-5-25　主な取組内容と効果があると思う手法（調査票 p35）

主な意見（分類結果）	
・企業等へ訪問・丁寧な説明	32 件
・過去につながったことがある団体等へアプローチ	22 件
・委託項目の一環	14 件
・商工会議所等業界団体やキーマンへアプローチ	12 件
・相談者のニーズに応じた調整	10 件
・共同・広域での取組	4 件
・その他	10 件

② 認定就労訓練事業所を増やしていくための取組

認定就労訓練事業所を増やしていくために必要なことについて尋ねたところ図表Ⅲ-5-26 のような回答があった。「8.受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ」が 45.5%と最も多い回答となっており、それに続き、「1.就労訓練事業所の開拓を行う専門人材の育成・確保」(43.5%)、「4.対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援」(41.2%)と続いている。

国や都道府県に求める支援としての自由回答をみても(参考資料参照)、インセンティブを求める声が目立つとともに、<u>事業所が困った時に気軽に相談できる相談先の情報提供や、労働局との連携、オンライン申請を求める意見</u>などもみられた。

図表Ⅲ-5-26　認定就労訓練事業所の認定数や受入れ実績を増やしていくために必要なこと
（調査票 p36）

（複数回答）

	件数	%
1. 就労訓練事業所の開拓を行う専門人材の育成・確保	233	43.5%
2. 就労支援プログラムの策定や見直しを支援する専門人材の育成・確保	142	26.5%
3. 受入れ事業所に対する対象者のアセスメント、業務の切り出しの支援	153	28.5%
4. 対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援	221	41.2%
5. 事業所における就労訓練を行う施設の整備・充実	110	20.5%
6. 受入れにあたってのノウハウを事業者が共有できるしくみ	157	29.3%
7. 就労訓練に際しての交通費に関する補助	149	27.8%
8. 受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ	244	45.5%
9. 認定就労訓練事業所に対する公共事業の優先発注	47	8.8%
10. その他	18	3.4%
11. 特になし	41	7.6%
全体	536	

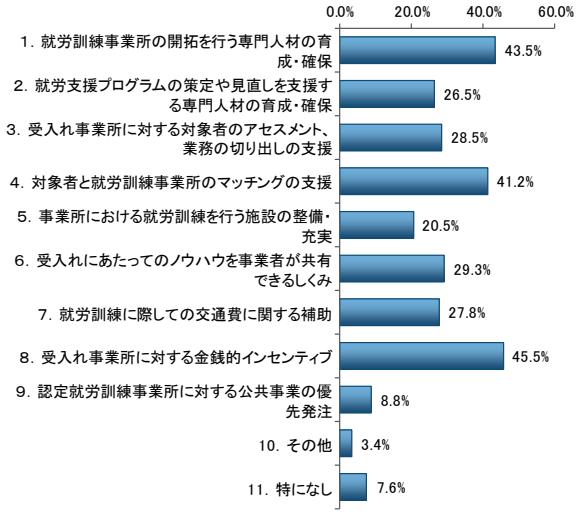

図表Ⅲ-5-27　国や都道府県に求める施策（調査票 p36）

主な意見（分類結果）	
・受入側へのインセンティブ	25 件
・手続き・窓口全般に関する仕組みの変更	9 件
・事業の周知・啓発	7 件
・利用者へのインセンティブ	7 件
・専門人材の確保	5 件
・その他	9 件

（６）無料職業紹介事業について

① 無料職業紹介の取組

無料職業紹介事業の取組状況を尋ねたところ（図表Ⅲ-5-28）、「実施している」と回答したのは約2割の自治体であり、人口規模別でみると**人口規模が小さいところほど取り組んでいる。**なお、近年増加傾向にあるとも言い難い。また、内容としては、「2.あっせん（マッチング）」「1.求人の開拓・管理」が主な回答となっている。

図表Ⅲ-5-28　無料職業紹介所について（調査票 p37）

	件数	%
実施している	119	22.2%
実施していない	385	71.8%
無回答	32	6.0%
合計	536	100.0%

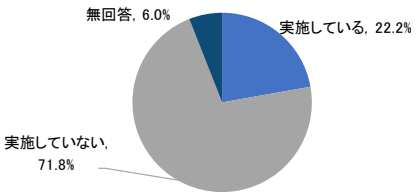

「1. 実施している」場合

事業開始年度

	件数	%
平成26年度以前	36	30.3%
平成27年度	39	32.8%
平成28年度	8	6.7%
平成29年度	9	7.6%
平成30年度	12	10.1%
令和元年度	5	4.2%
令和2年度	10	8.4%
合計	119	100.0%

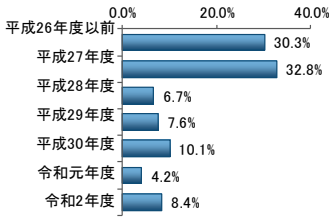

	件数	合計に対する割合	同じ人口区分に対する割合
１万人未満	9	2.7%	90.0%
1万人以上5万人未満	135	39.8%	81.3%
5万人以上10万人未満	94	27.7%	63.1%
10万人以上30万人未満	68	20.1%	58.6%
30万人以上	33	9.7%	34.7%
合計	339	100.0%	63.2%

※上記人口規模別には都道府県も入っていることに留意

取組の有無　（複数回答）

	件数	%
1. 求人の開拓・管理	81	68.1%
2. あっせん（マッチング）	93	78.2%
3. 就労準備支援事業等と組み合わせて支援プログラムを整備	22	18.5%
4. 登録する事業所を管理し、協力事業所を組織	12	10.1%
5. 企業合同説明会の開催	12	10.1%
6. 合同面接会の開催	7	5.9%
7. 対象者別（障害、高齢、就職氷河期等）の面接会等の対応	7	5.9%
8. 体験プログラム作成に向けた専門家派遣（事業者支援）	3	2.5%
9. その他	10	8.4%
全体	119	

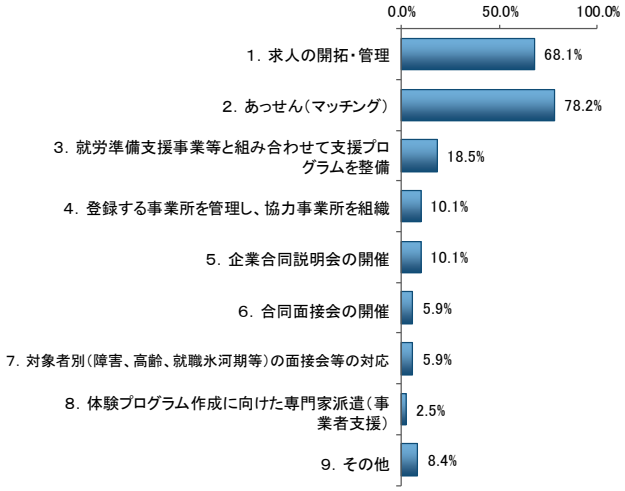

（７）その他の支援の質に関わる状況

① 自治体・支援員向けコンサルティング事業

「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の利用自治体はまだ限られているものの、利用した自治体では、「1.未実施事業について予算確保を行い事業の立ち上げにつながった」や「8.他機関等との連携が進み、支援員が利用可能な支援ツールが増えた」など、具体の効果につながっている。

図表Ⅲ-5-29　自治体・支援員向けコンサルティング事業（調査票 p39）

「自治体・支援員向けコンサルティング事業」の利用の有無

	件数	%
利用している（利用したことがある）	44	8.2%
利用していない（利用したことがない）	480	89.6%
無回答	12	2.2%
合計	536	100.0%

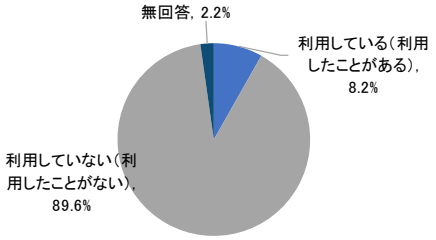

→ コンサルティングを実施した事業

（複数回答）

	件数	%
就労準備支援事業	25	56.8%
家計改善支援事業	23	52.3%
全体	44	

→ 上記（1）で「1. 利用している（利用したことがある）」と回答された方

コンサルタント後、各事業のさらなる推進に向けて、庁内関係部局・庁外関係機関等への具体的な働きかけや効果

（複数回答）

	件数	%
1. 未実施事業について予算確保を行い事業の立ち上げにつながった	9	20.5%
2. 未実施事業についての準備を行い、予算化（実施予定）のめどがたった	8	18.2%
3. 支援員に対してノウハウを伝達するための研修を企画・実施した	7	15.9%
4. 庁内関係部局との意見交換会や連絡会等により連携・情報共有を深めた	6	13.6%
5. 庁外関係機関等との意見交換会や連絡会等により連携・情報共有を深めた	5	11.4%
6. 支援の出口づくりとして、企業や商工会等への訪問やセミナー等のアプローチを行った	5	11.4%
7. 各事業をわかりやすく紹介するパンフレットや支援マニュアル等を作成（改編）するなどし、庁内関係部局からのつなぎを強化した	4	9.1%
8. 他機関等との連携が進み、支援員が利用可能な支援ツールが増えた	7	15.9%
9. その他	6	13.6%
10. 特になし	8	18.2%
全体	44	

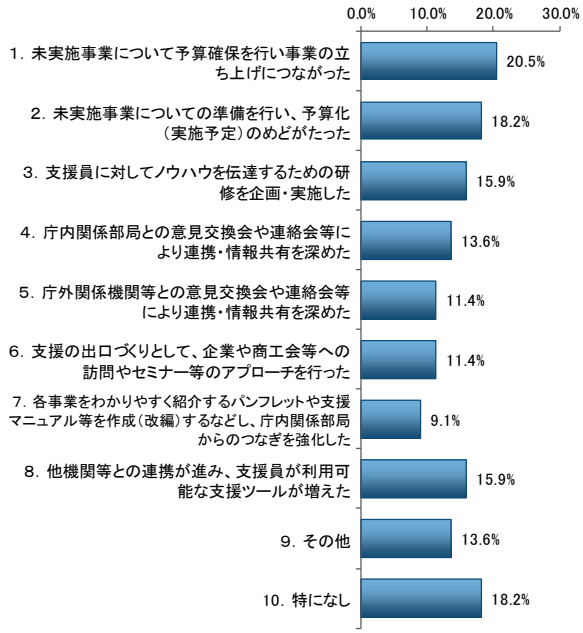

② 支援調整会議

支援調整会議における検討・情報共有や運営上の課題について尋ねたところ(図表Ⅲ-5-30)、「3.個別ケースの報告や確認に時間を要し、地域づくり等の展開につながらない」が 45.7%、「5.特になし」35.3%と続いている。自治体マニュアルには支援調整会議の意義として、「社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討」があるが、<u>多くの自治体においては個別ケースの協議にとどまっている。</u>

図表Ⅲ-5-30　支援調整会議（調査票 p41）

(4)支援調整会議の主な議題

（複数回答）

	件数	%
1. 個別ケースの支援プラン	467	87.1%
2. 支援実施状況の報告	376	70.1%
3. 支援プランの評価(終結、再プラン等)	382	71.3%
4. 関係機関間の情報共有	318	59.3%
5. 支援困難事例への対応方針の検討	251	46.8%
6. コロナ禍における対応	96	17.9%
7. 地域課題の検討	40	7.5%
8. 地域資源の開発	16	3.0%
9. 産業部門や企業との関係づくり	4	0.7%
10. 支援の理念や基本的な考え方の共有	43	8.0%
11. 国・都道府県からの発出物等の共有	50	9.3%
12. その他	5	0.9%
全体	536	

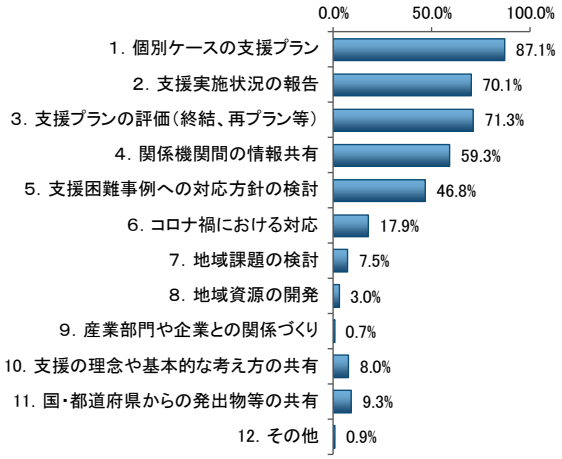

(5)支援調整会議における検討・情報共有や運営上の課題

（複数回答）

	件数	%
1. 構成員が多いため、自ら関わるケース(人・分野)が少なく、意見や質問が出にくい	27	5.0%
2. 参加者の知識や経験が生かし切れていない	40	7.5%
3. 個別ケースの報告や確認に時間を要し、地域づくり等の展開につながらない	245	45.7%
4. その他	54	10.1%
5. 特になし	189	35.3%
全体	536	

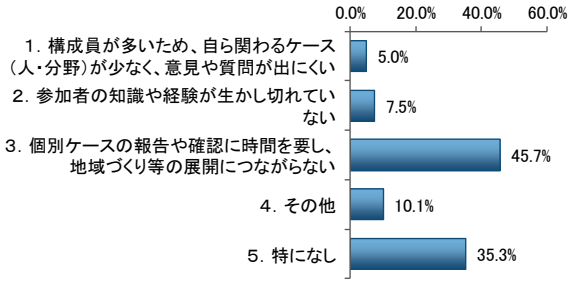

支援調整会議の主な議題の有無と支援実績の比較をしたのが図表Ⅲ-5-31 である。これをみると、議題として「6.コロナ禍における対応」や「10.支援の理念や基本的な考え方の共有」「11.国・都道府県からの発出物の共有」に取り組んでいるとする自治体の方が、新規相談受付件数の件数が多くなっている。

図表Ⅲ-5-31　支援調整会議の主な議題の有無と実績の比較

		件数	新規相談受付（月当たり、平均）	プラン作成件数（月当たり、平均）
1. 個別ケースの支援プラン	取組あり	467	47.14	8.32
	取組なし	69	36.38	6.01
2. 支援実施状況の報告	取組あり	376	45.96	8.16
	取組なし	160	45.28	7.71
3. 支援プランの評価（終結、再プラン等）	取組あり	382	48.27	8.39
	取組なし	154	39.51	7.13
4. 関係機関間の情報共有	取組あり	318	46.01	7.66
	取組なし	218	45.38	8.55
5. 支援困難事例への対応方針の検討	取組あり	251	46.96	7.88
	取組なし	285	44.69	8.15
6. コロナ禍における対応	取組あり	96	53.61	7.80
	取組なし	440	44.04	8.07
7. 地域課題の検討	取組あり	40	46.76	9.20
	取組なし	496	45.67	7.93
8. 地域資源の開発	取組あり	16	47.56	8.87
	取組なし	520	45.70	8.00
9. 産業部門や企業との関係づくり	取組あり	4	23.45	7.44
	取組なし	532	45.92	8.03
10. 支援の理念や基本的な考え方の共有	取組あり	43	50.81	8.53
	取組なし	493	45.31	7.98
11. 国・都道府県からの発出物等の共有	取組あり	50	56.41	9.29
	取組なし	486	44.66	7.90
全体		905	45.75	8.03

③ 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施している自治体は、1割程度となっている。取組の内容としては、「3.訪問支援」が最も多く、次いで「1.関係者との協議」「2.対象者の実態調査」と続いている。取組の効果としては「2.訪問支援により、ひきこもり状態にある人やその家族へのアプローチが進んだ」が最も多く81.7%となっている。

地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の取組自治体は1割と少ない状態だが、ほとんどの自治体が訪問支援での効果を認識している。訪問支援のノウハウの普及、人員の確保が進むことで他の自治体においてもアウトリーチ事業が進む可能性があると思われる。

図表Ⅲ-5-32　地域におけるアウトリーチ支援等推進事業（調査票 p42）

「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」の実施状況

	件数	%
実施している	60	11.2%
実施していない	469	87.5%
無回答	7	1.3%
合計	536	100.0%

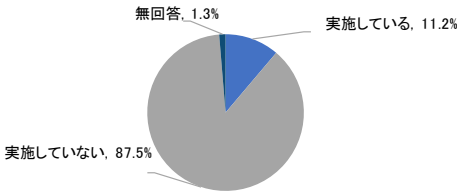

取組内容　（複数回答）

	件数	%
1. 関係者との協議	37	61.7%
2. 対象者の実態調査	17	28.3%
3. 訪問支援	51	85.0%
4. 土日祝日や時間外の相談	16	26.7%
5. 居場所・カフェ（学校）	1	1.7%
6. 居場所・カフェ（商店街等民間施設）	2	3.3%
7. 居場所・カフェ（公民館）	0	0.0%
8. 居場所・カフェ（その他）	4	6.7%
9. 就労体験先の開拓	10	16.7%
10. 就労体験先とのマッチング	10	16.7%
11. その他	6	10.0%
全体	60	

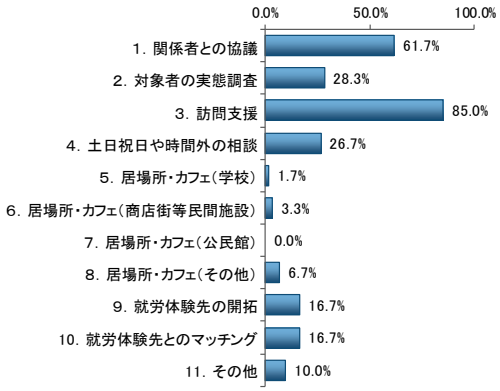

※「1. 実施している」と回答した場合

事業の実施による効果　（複数回答）

	件数	%
1. ひきこもり地域支援センターやサポステ等との連携が進み、より専門性の高い相談支援体制の構築につながった	22	36.7%
2. 訪問支援により、ひきこもり状態にある人やその家族へのアプローチが進んだ	49	81.7%
3. つながりができた後の、自立までの一貫した支援を信頼関係の構築の下、丁寧に行うことができ、就労準備支援事業やその他の就労支援プログラムの利用が進んだ	24	40.0%
4. 土日祝日や時間外の相談により、相談へのアクセス性が向上した	9	15.0%
5. 家族会や当事者会の参画を含め、ひきこもり状態にある人の居場所づくりが進んだ	9	15.0%
6. 就労に限らない多様な社会参加の場づくりが進んだ	9	15.0%
7. SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施、カウンセリングなど対象者がアクセスしやすくなった	3	5.0%
8. その他	5	8.3%
全体	60	

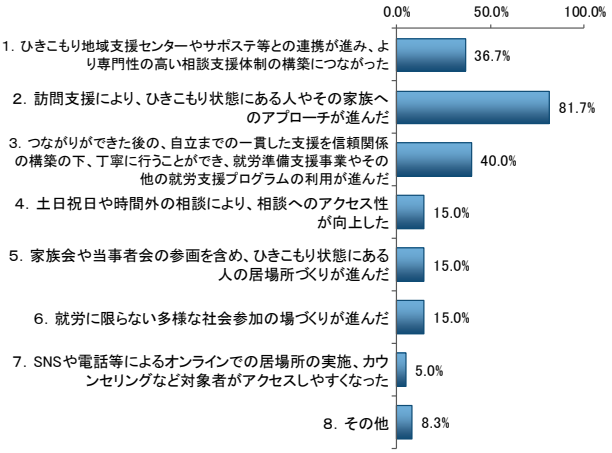

６．生活保護制度との連携に関する分析

（１）生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性

生活困窮者自立支援制度の所管部局に対し、生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性について尋ねたところ（図表Ⅲ-6-1）、7 割超の自治体が「必要性を感じる」と回答している。必要とするケースの概要としては、「3.日常的な家計面での支援が必要」（56.4%）、「6.社会生活自立に向けての支援が必要」（46.2%）、「2.緊急的な支援（住まい、食料等）が必要」（45.2%）との回答が多かった。

生活保護受給者の中にも、日常的な金銭管理が必要な人や、社会生活自立に向けての支援が必要なケースがみられ、それらに対応する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性（ニーズ）が一定程度あることが予想される。

なお、生活困窮者自立支援と生活保護申請の窓口の状況によって、認識はほとんど変わらない。

図表Ⅲ-6-1　生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性（調査票 p45）

	件数	%
必要性を感じる	385	71.8%
必要性を感じない	143	26.7%
無回答	8	1.5%
合計	536	100.0%

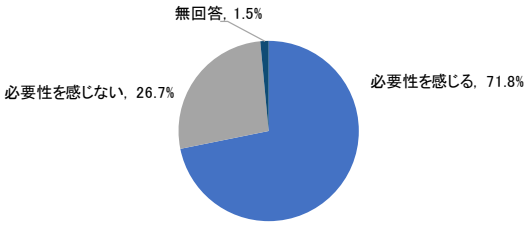

※「1. 必要性を感じる」の場合

支援を必要とするケースの概要　（複数回答）

	件数	%
1. 求職活動を行う準備がまだできていない	142	36.9%
2. 緊急的な支援（住まい、食料等）が必要	174	45.2%
3. 日常的な家計面での支援が必要	217	56.4%
4. 就労先などの個別求人開拓のノウハウが必要	63	16.4%
5. 日常生活自立に向けての支援が必要	164	42.6%
6. 社会生活自立に向けての支援が必要	178	46.2%
7. 継続的な見守りが必要	147	38.2%
8. 消費者トラブルに巻き込まれるのを防ぐための支援が必要	31	8.1%
9. その他	14	3.6%
全体	385	

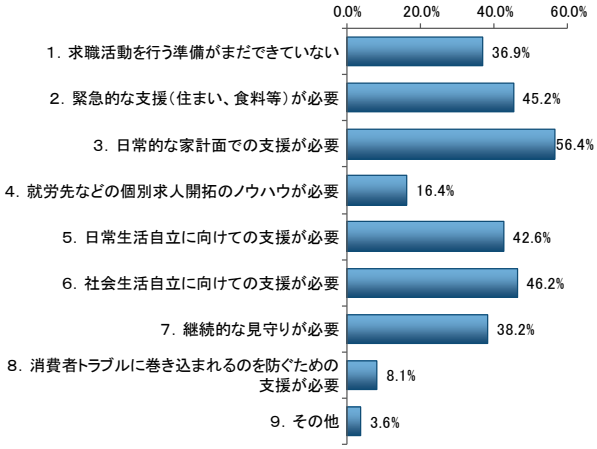

図表Ⅲ-6-2　生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性（調査票 p45）
（生活困窮者自立支援と生活保護申請の窓口の状況別）

	1.必要性を感じる	2.必要性を感じない	無回答	合計
1.別々に設置	253 71.5%	94 26.6%	7 2.0%	354 100.0%
2.窓口は共通	123 71.5%	48 27.9%	1 0.6%	172 100.0%
3.その他	8 88.9%	1 11.1%	0 0.0%	9 100.0%
無回答	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
合計	385 71.8%	143 26.7%	8 1.5%	536 100.0%

（２）生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース

生活保護制度から生活困窮自立支援制度に移行するケースがあると答えた自治体は約3割となっており、最も多い理由としては「1.就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある」「4.金銭管理に不安がある」といった理由がみられた（図表Ⅲ-6-3）。なお、窓口の形態に差はなかった（表省略）

保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行する場合の課題としては、「7.特に課題はない」が最も多く4割弱、次いで「3.移行後の本人との関係性の構築が難しい」となっている。

「生困→保護」と比べ、相談者、または、保護受給者から生活困窮者自立支援制度へつなぐ事例は一般的ではない。ただし、就労自立したものの収入が不安定なケースや、金銭管理の課題から一定程度の移行ケースは存在し、特に課題はないとする回答もあり、「支援の連続性」は確保されている自治体があることも示唆される。

図表Ⅲ-6-3　生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース（調査票 p45）

令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから生活困窮者自立支援制度へ移行されたケース

	件数	%
ある	175	32.6%
ない	350	65.3%
無回答	11	2.1%
合計	536	100.0%

件数　　平均　　4.7 件

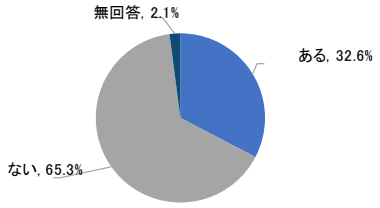

生活困窮者自立支援制度につながれた理由

（複数回答）

	件数	%
1. 就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある	118	67.4%
2. 社会的なつながりが不十分なため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談することができる人がいない	69	39.4%
3. 一時的な増収により保護廃止となったが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない	70	40.0%
4. 金銭管理に不安がある	77	44.0%
5. その他	22	12.6%
全体	175	

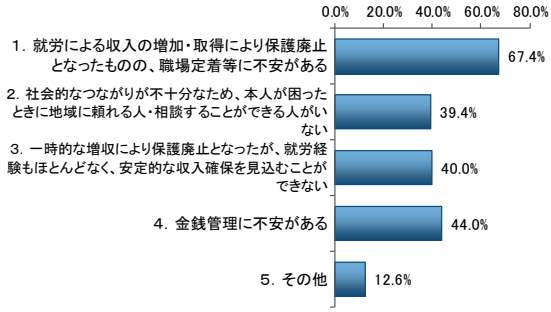

生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行される場合、課題となっていること

（複数回答）

	件数	%
1. 移行するメリットについて生活保護担当者の認識が不十分	69	12.9%
2. そもそも生活困窮者自立支援制度の支援内容等について把握されていない	74	13.8%
3. 移行後の本人との関係性の構築が難しい	104	19.4%
4. 廃止になって担当者が変わっても、生活保護ケースワーカーが継続的に関わらざるを得ない面がある	53	9.9%
5. 生活保護の担当ケースワーカーとの連携が取れていないため情報が引き継がれない	35	6.5%
6. その他	28	5.2%
7. 特に課題はない	208	38.8%
全体	536	

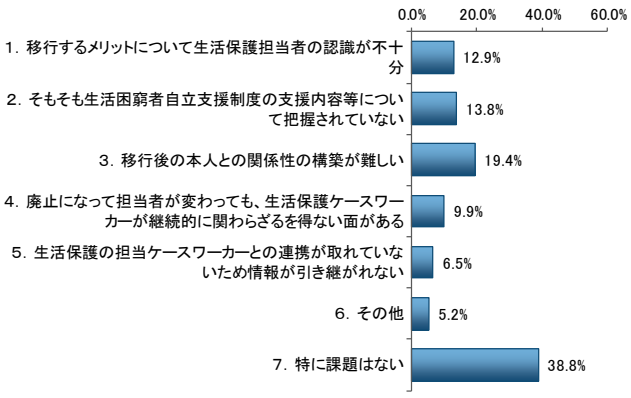

自立相談支援機関の運営形態別に、生活保護制度から生活困窮自立支援制度に移行するケースの有無を整理したのが図表Ⅲ-6-4 である。これをみると、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の窓口の違いによっては移行ケースに違いは見られなかったが（P89）、運営形態別にみると、委託より直営の方が移行している割合が高くなっている。

図表Ⅲ-6-4　令和２年度中に、生活保護を廃止したケースから生活困窮者自立支援制度へ移行されたケース（運営方法別）

	自立相談支援機関の運営方法							
	直営のみ		委託のみ		直営＋委託		複数あり	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
ある	54	36.2%	96	29.9%	14	35.0%	10	40.0%
ない	94	63.1%	216	67.3%	25	62.5%	15	60.0%
無回答	1	0.7%	9	2.8%	1	2.5%	0	0.0%
合計	149	100.0%	321	100.0%	40	100.0%	25	100.0%

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけについて、両制度の共通点と相違点について、自由記入で尋ねた。それらの回答について、カテゴリー分類し集計したのが図表Ⅲ-6-5 である。なお、参考までに保護部局向けのアンケートの回答も共通でカテゴリー分類したものを合わせて表示している。

両制度に共通する点としては、「相談対応において信頼関係を構築すること」「就労・自立を目標としてうること」「本人の意思を尊重すること」「相談対応において本人の尊厳の確保」「寄り添い相談・対応を行うこと」などを指摘することができる。一方、相違点としては、「現金・現物給付の有無」「指示義務や措置性の違い」「支援方法や体制、終結の違い」などがあるといえる（詳細は参考資料参照）。

図表Ⅲ-6-5　生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけについて（調査票 p46）

＜両制度の共通点＞

	困窮部局		保護部局	
	件数	%	件数	%
相談対応において、信頼関係の構築	84	20.2%	116	25.9%
就労・自立を目標としていること	75	18.1%	73	16.3%
本人の意思を尊重	67	16.1%	43	9.6%
相談対応において、本人の尊厳の確保	46	11.1%	60	13.4%
寄り添い相談・対応を行うこと	38	9.2%	70	15.6%
ケースワーク	34	8.2%	18	4.0%
セーフティーネットの役割を担う	2	0.5%	4	0.9%
概ね共通している	17	4.1%	7	1.6%
他法制度の活用と有効な情報提供	23	5.5%	20	4.5%
支援対象が生活に困窮している	11	2.7%	12	2.7%
その他	18	4.3%	25	5.6%
全体	415		448	

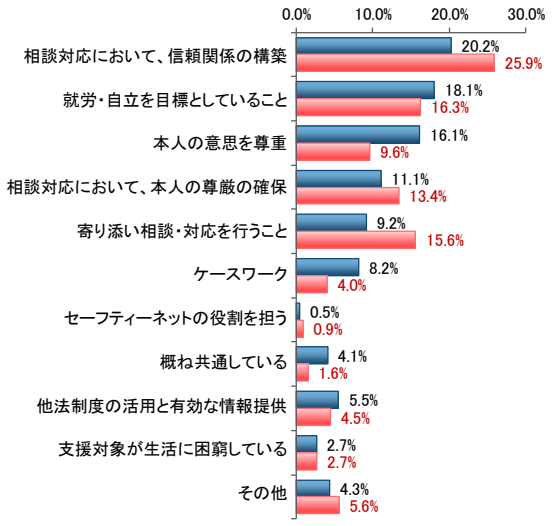

＜両制度の異なる点＞

	困窮部局		保護部局	
	件数	%	件数	%
現金・現物給付の有無	118	32.8%	147	37.0%
指示義務や措置性の高さの違い	90	25.0%	105	26.4%
支援方法や体制、終結の違い	79	21.9%	65	16.4%
公的扶助への依存心の程度	20	5.6%	21	5.3%
支援に求められる早急さ	17	4.7%	19	4.8%
支援対象者となる要件の違い	15	4.2%	27	6.8%
その他	21	5.8%	13	3.3%
全体	360		397	

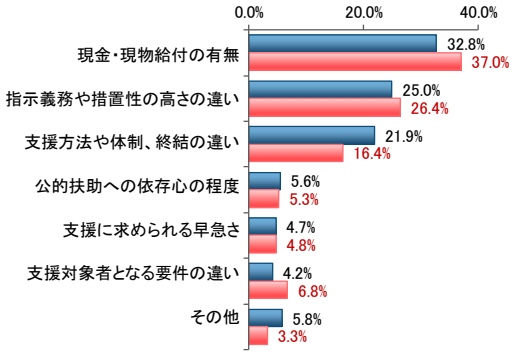

7．【保護】新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況・実態把握

（１）新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の変化

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の状況を比較すると、図表Ⅲ-7-1、図表Ⅲ-7-2 のようである。感染拡大後の方が、属性では「7．中年・単身（男性）」が 8.5 ポイント、「5．若年・単身（男性）」がサンプル数自体少ないものの 5.7 ポイント高くなっており、特徴では「6．就職活動困難」「13．不安定就労（非正規雇用等）」で増加がみられる。

また、生活保護を受ける前に利用していた支援としては、感染拡大前後とも「1．自立相談支援機関での相談」が最も多いが、それに次いで、感染拡大後では、「3．社会福祉協議会での貸付」「4．住居確保給付金」からのつなぎが大幅に増えたことがうかがえる。

図表Ⅲ-7-1　新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の属性・特徴（n=566）（調査票 p2）

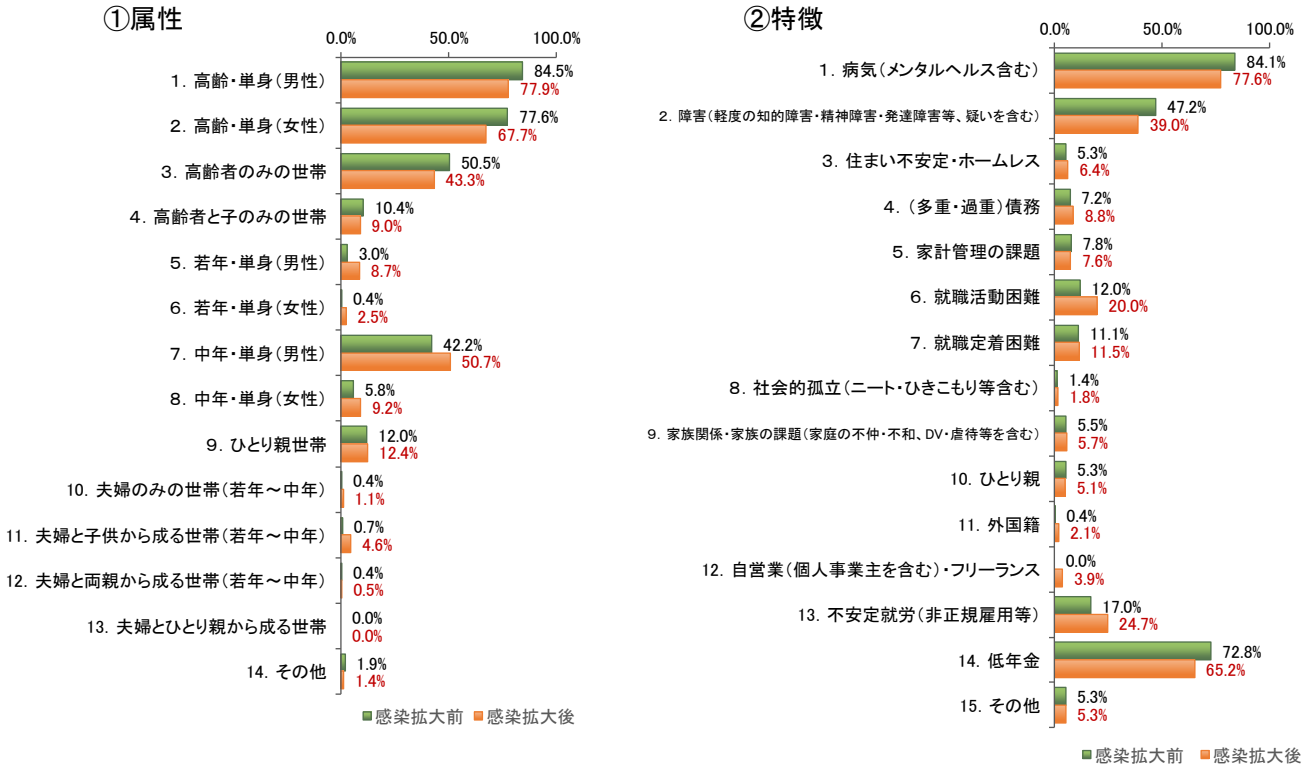

図表Ⅲ-7-2　生活保護を受ける前に利用していた支援（n=566）（調査票 p2）

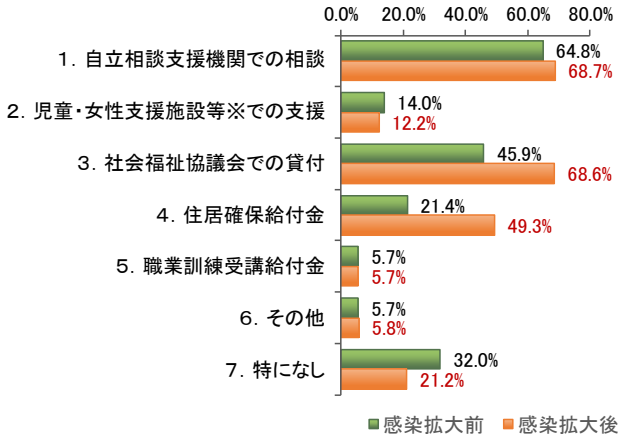

（２）新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケース

新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをイメージして1事例を選んでいただき、調査票への回答を依頼したところ、次のような傾向がみられた。

ここでは新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケースの特徴を整理するため、一部の項目において、感染拡大以前に、(株)野村総合研究所が平成 29 年度に厚生労働省委託業務として実施した「生活保護に至る要因に関する調査及び分析業務」(以下、「平成 29 年度調査」という)の結果との比較を行った。同調査では、全国の自治体を人口規模別に並べ、無作為抽出にて選定を行い(同一の県から複数の市町村が選ばれないよう配慮)、抽出された 25 の自治体において1人のケースワーカーに個別ケース3～5ケース分を無作為抽出した上で、調査票への回答を依頼し、計 3,667 ケースを回収・分析している。

※留意事項
本アンケート調査では、福祉事務所設置自治体における生活保護担当部局 906 ヵ所を対象とし、回収された 566 自治体において「新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケース」を1ケース選定してもらい、調査票への回答を依頼した。自治体より回答のあった **448 ケース**について集計した結果であり、上記(株)野村総合研究所による「平成 29 年度調査」とは、対象自治体及びケースの抽出方法が異なることに留意する必要がある。

１）対象者像

① 性別・年齢構成

本アンケート調査で得られた回答は、男性が6割強、女性が約3割となっている(図表Ⅲ-7-3)。平成 29 年度調査による回答結果(男性 53.8%、女性 45.8%)や、被保護者調査結果(男性 49.4%、女性 50.6%)と比べて、**男性の割合がやや高い**。

年齢構成については、本アンケート調査の回答では、40 歳未満が1割、40～64 歳が5割、65 歳以上が4割という構成であるのに対し、被保護者調査では、40 歳未満が2割、40～64 歳が3割、65 歳以上が5割という構成であり、40 歳未満と高齢者の割合がやや少なく、一方、40～64 歳の中高年層の割合がやや高い。また、平成 29 年度調査(※)では、40 歳未満が2割弱、40～64 歳が4割、65 歳以上が4割という構成であり、本調査では、**40～64 歳の中高年層の割合が高い**。

※平成 29 年度調査では、「被保護者調査」と比較してやや若い世代の回答割合が高いことが確認されており、これは、平成 27 年度中に新規に生活保護受給を始めた人を対象としており、1年以上にわたって継続的に生活保護を受給している人が対象に含まれないこと、施設等に入所している生活保護受給者が含まれていないことが影響していると考察されている。

図表Ⅲ-7-3　代表的なケース〔性別〕(調査票 p4)

	件数	%
男性	298	66.5%
女性	125	27.9%
その他	12	2.7%
無回答	13	2.9%
合計	448	100.0%

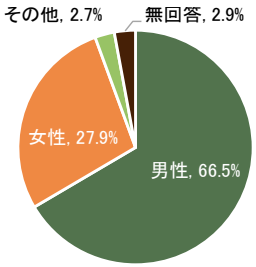

図表Ⅲ-7-4　代表的なケース〔年齢階級〕（調査票 p4）

	件数	%
1. 19歳以下	0	0.0%
2. 20～29歳	20	4.5%
3. 30～39歳	23	5.1%
4. 40～49歳	59	13.2%
5. 50～59歳	118	26.3%
6. 60～64歳	47	10.5%
7. 65～69歳	78	17.4%
8. 70～74歳	63	14.1%
9. 75～79歳	15	3.3%
10. 80～84歳	13	2.9%
11. 85歳以上	8	1.8%
無回答	4	0.9%
合計	448	100.0%

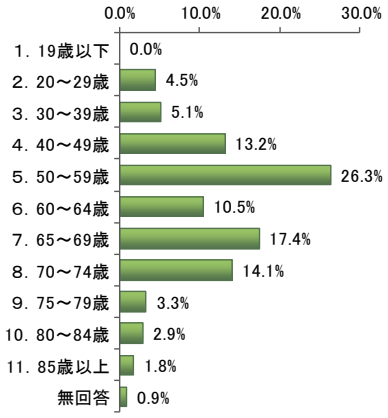

図表Ⅲ-7-5　過去調査との比較

※資料：2019年度「被保護者調査」（年次調査（個別調査）令和元年7月末日現在）

		本アンケート調査（代表的ケース）	平成29年度調査	《参考》(※) 被保護者調査
性別	男性	66.5%	53.8%	49.4%
	女性	27.9%	45.8%	50.6%
年齢構成	19歳以下	0.0%	0.5%	10.2%
	20～29歳	4.5%	5.4%	2.6%
	30～39歳	5.1%	9.3%	4.8%
	40～49歳	13.2%	15.7%	9.9%
	50～59歳	26.3%	16.7%	13.1%
	60～64歳	10.5%	10.3%	8.0%
	65～69歳	17.4%	15.1%	11.6%
	70～74歳	14.1%	9.3%	12.9%
	75～79歳	3.3%	8.1%	11.7%
	80歳以上	4.7%	9.4%	15.3%
	無回答	0.9%	0.1%	―
	（65歳以上）	40.4%	41.9%	51.5%

② 世帯類型

代表的ケースとしてあげられた属性の集計結果からは、「7. 中年・単身（男性）」が 32.6%と最も多く、次いで「1. 高齢・単身（男性）」が 22.3%、「2. 高齢・単身（女性）」が 14.7%となっている（図表Ⅲ-7-6）。

本アンケート調査による世帯類型(※)では、単身者が 85.0%であり、平成 29 年度調査の 76.3%と比べ、**単身世帯の割合がやや高くなっている**（図表Ⅲ-7-7）。

また、平成 29 年度調査では、**「8. ひとり親世帯」が 10.4%であるのに対し、本調査で得られた回答ケースについては、2.9%と少ない。**本調査では、コロナの影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをとして多いものを抽出してもらったことから、従来の被保護者の世帯類型・構成比率と差が出た可能性がある。

図表Ⅲ-7-6　代表的なケース〔属性〕（調査票 p4）

	件数	%
1. 高齢・単身（男性）	100	22.3%
2. 高齢・単身（女性）	66	14.7%
3. 高齢者のみの世帯	23	5.1%
4. 高齢者と子のみの世帯	8	1.8%
5. 若年・単身（男性）	26	5.8%
6. 若年・単身（女性）	9	2.0%
7. 中年・単身（男性）	146	32.6%
8. 中年・単身（女性）	34	7.6%
9. ひとり親世帯	13	2.9%
10. 夫婦のみの世帯（若年～中年）	6	1.3%
11. 夫婦と子供から成る世帯（若年～中年）	13	2.9%
12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年）	0	0.0%
13. 夫婦とひとり親から成る世帯	0	0.0%
14. その他	2	0.4%
無回答	2	0.4%
合計	448	100.0%

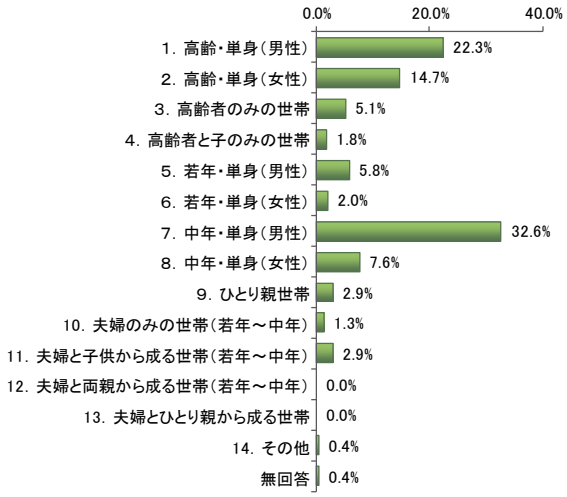

図表Ⅲ-7-7　過去調査との比較

	本アンケート調査（代表的ケース）	平成29年度調査
1.高齢・単身（男性）	22.3%	15.5%
2.高齢・単身（女性）	14.7%	19.4%
3.高齢者のみ世帯	5.1%	3.8%
4.高年齢者と子のみの世帯	1.8%	1.6%
5.高齢・その他世帯	―	1.1%
6.若年・単身（男性）	38.4%	28.5%
7.若年・単身（女性）	9.6%	12.9%
8.ひとり親世帯	2.9%	10.4%
9.若年・その他世帯	4.2%	4.9%
10.その他	0.4%	―
無回答	0.4%	1.9%
単身者	85.0%	76.3%

※平成 29 年度調査では、下記「世帯類型の考え方」のとおり 65 歳未満を「若年」としており、本調査では、「若年」と「中年」を分けているため、比較にあたっては、本調査で「若年」と「中年」を足したものを「若年」として割合を記載している。

図表Ⅲ-7-8　世帯類型の考え方

F2年齢	F6同居家族	F1性別	（F2年齢）	類型	
65歳以上	同居家族なし（独居）	男性		1	高齢・単身（男性）
		女性		2	高齢・単身（女性）
	配偶者のみ			3	高齢者のみ世帯
	父、母、義父・義母のみ				
	配偶者と父、母、義父・義母のみ				
	子のみ			4	高年齢者と子のみの世帯
	その他			5	高齢・その他世帯
65歳未満	同居家族なし（独居）	男性		6	若年・単身（男性）
		女性		7	若年・単身（女性）
	子のみ		60～64歳	4	（高年齢者と子のみの世帯）
			60歳未満	8	ひとり親世帯
	配偶者のみ			9	若年・その他世帯
	父、母、義父・義母のみ				
	配偶者と父、母、義父・義母のみ				
	その他				

③ 特徴

代表的ケースの「特徴」としては、「1. 病気（メンタルヘルス含む）」、「13. 不安定就労（非正規雇用等）」、「14. 低年金」「6. 就職活動困難」、「7. 就職定着困難」が上記5位である。

図表Ⅲ-7-9　代表的ケースの「特徴」（調査票 p4）

（複数回答）

	件数	%
1. 病気（メンタルヘルス含む）	172	38.4%
2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む）	43	9.6%
3. 住まい不安定・ホームレス	32	7.1%
4. （多重・過重）債務	65	14.5%
5. 家計管理の課題	43	9.6%
6. 就職活動困難	108	24.1%
7. 就職定着困難	90	20.1%
8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	14	3.1%
9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む）	43	9.6%
10. ひとり親	15	3.3%
11. 外国籍	5	1.1%
12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	69	15.4%
13. 不安定就労（非正規雇用等）	168	37.5%
14. 低年金	126	28.1%
15. その他	22	4.9%
全体	448	

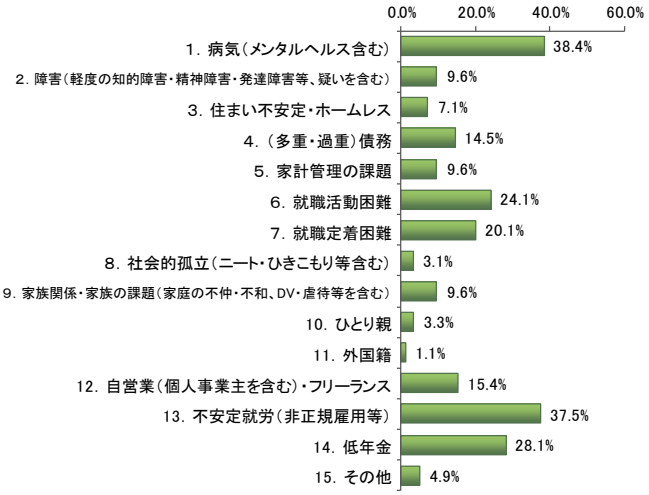

④ 生活保護受給前に利用していた支援

生活保護受給前に利用していた支援は、「特になし」が 42.2%と最も多いが、それ以外では、「3. 社会福祉協議会での貸付」、「1. 自立相談支援機関での相談」、「4. 住居確保給付金」等が占め、それらの支援を受けた後、6割強が1ヵ月以内程度で生活保護につながっている。

図表Ⅲ-7-10　生活保護受給前に利用していた支援（調査票 p4）

生活保護受給前に利用していた支援　（複数回答）

	件数	%
1. 自立相談支援機関での相談	136	30.4%
2. 児童・女性支援施設等※での支援	6	1.3%
3. 社会福祉協議会での貸付	155	34.6%
4. 住居確保給付金	81	18.1%
5. 職業訓練受講給付金	2	0.4%
6. その他	28	6.3%
7. 特になし	189	42.2%
全体	448	

※婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設等

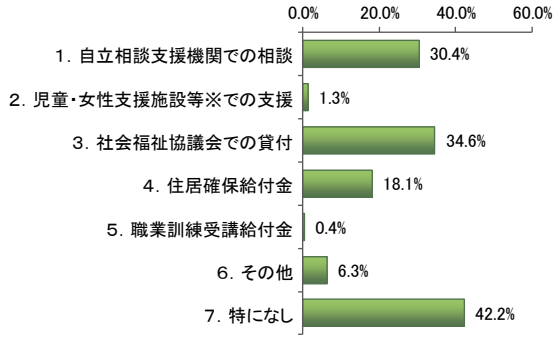

上記の支援が終了してから生活保護につながるまでの期間

	件数	%
1. 2～3日以内	43	16.6%
2. 1週間以内	22	8.5%
3. 2週間以内	13	5.0%
4. 1ヵ月以内	91	35.1%
5. 2ヵ月以内	20	7.7%
6. 3ヵ月以内	27	10.4%
7. 6ヵ月以内	20	7.7%
8. 6ヵ月以上	9	3.5%
無回答	14	5.4%
合計	259	100.0%

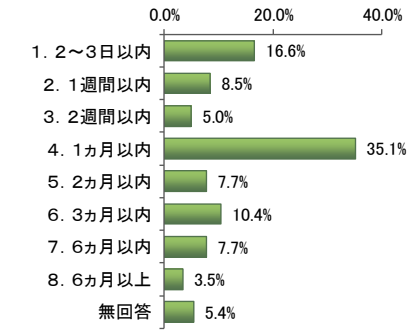

⑤ 住まいの状況

住まいの状況に関しては、「民間賃貸住宅」が 69.6%とほぼ7割を占める。

平成 29 年度調査と比較しても、「民間の賃貸住宅」が6～7割、「持ち家(戸建て)」が約1割とほぼ同様な傾向がみられる。平成 29 年度調査では、「民間の賃貸住宅」に次いで「公営賃貸住宅」が 15.5%であり、本アンケート調査では 7.4%であるのに対し、やや割合が高い。

図表Ⅲ-7-11　代表的なケース〔住まいの形態〕(調査票 p4)

	件数	%
1.(本人・同居家族の)持ち家(戸建て)	52	11.6%
2.(本人・同居家族の)持ち家(集合住宅)	5	1.1%
3. 民間の賃貸住宅	312	69.6%
4. 公営賃貸住宅	33	7.4%
5. 社宅・寮等	11	2.5%
6. 保護施設(救護施設、更生施設、宿泊提供施設等)・その他福祉施設	6	1.3%
7. 住居がない又は簡易宿泊所、無料低額宿泊所、シェルター等	16	3.6%
8. その他	10	2.2%
無回答	3	0.7%
合計	448	100.0%

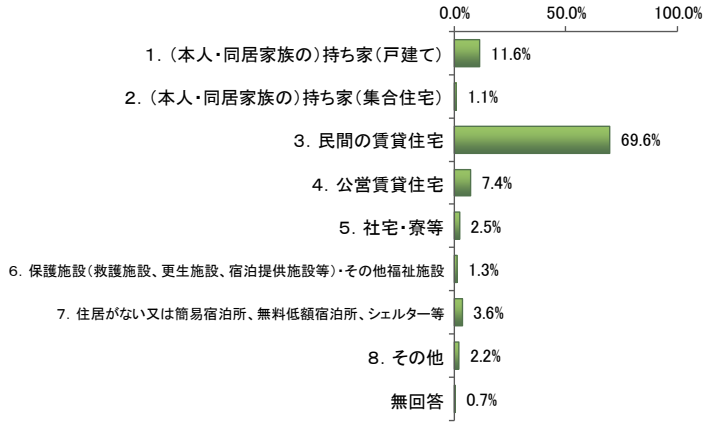

図表Ⅲ-7-12　過去調査との比較

	本アンケート調査(代表的ケース)	平成29年度調査
1.(本人・同居家族の)持ち家(戸建て)	11.6%	7.2%
2.(本人・同居家族の)持ち家(集合住宅)	1.1%	1.0%
3. 民間の賃貸住宅	69.6%	65.9%
4. 公営賃貸住宅	7.4%	15.5%
5. 社宅・寮等	2.5%	0.4%
6. 保護施設(救護施設、更生施設、宿泊提供施設等)・その他福祉施設	1.3%	6.6%
7. 住居がない又は簡易宿泊所、無料低額宿泊所、シェルター等	3.6%	3.0%
8. その他	2.2%	―
無回答	0.7%	0.5%

⑥ 就労状況

就労状況は、**本アンケート調査で得られたケースでは、「2．一般就労していたが、コロナ禍により休業中」が約3割**と最も多い。また、就労中もしくは就労していた方の就労形態としては、「2．非正規雇用（パート・アルバイト）」が約半数（53.3%）を占め、次いで「5．自営その他」が約2割（19.2%）であった。（図表Ⅲ-7-13）

平成 29 年度調査では、「未就労」が7割超と多く、「一般就労中」は 14.2%と少ない。（「4．未就労（働く意思がない）」が 46.9%と最も多く、次いで「5．未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない」25.9%）

本アンケート調査では、「未就労」は約4割（37.7%）であり、うち「4．未就労（働く意思がない）」は13.4%にとどまる。コロナ禍によるシフトや労働時間の減少、営業自粛に伴う減収等により非正規雇用や自営業等の稼働層が大きな影響を受け、生活保護の申請につながっていることがうかがえる。

図表Ⅲ-7-13　代表的なケース〔就労状況〕（調査票 p5）

	件数	%
1．一般就労中	48	10.7%
2．一般就労していたが、コロナ禍により休業中	134	29.9%
3．一般就労のため、準備・求職中	63	14.1%
4．未就労（働く意思がない）	60	13.4%
5．未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない	109	24.3%
6．中間的就労（支援付就労）中	1	0.2%
無回答	33	7.4%
合計	448	100.0%

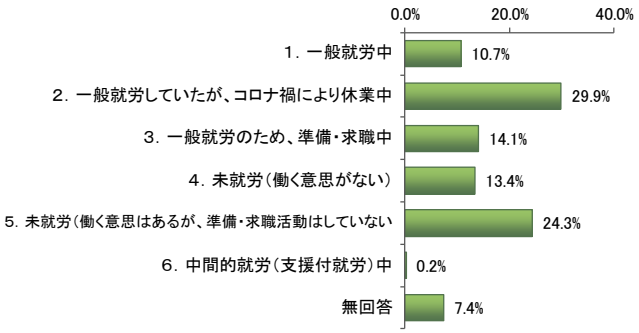

【就労形態】

	件数	%
1．正規職員	8	4.4%
2．非正規（パート・アルバイト）	97	53.3%
3．非正規（派遣社員）	10	5.5%
4．非正規（契約社員・嘱託社員）	7	3.8%
5．自営その他	35	19.2%
6．不明	4	2.2%
無回答	21	11.5%
合計	182	100.0%

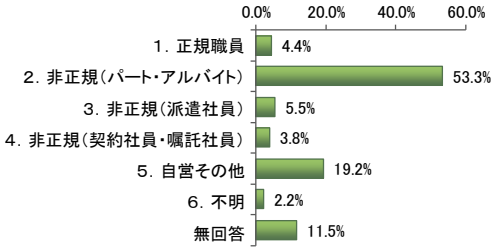

図表Ⅲ-7-14　過去調査との比較

	本アンケート調査（代表的ケース）	平成29年度調査
1．一般就労中	10.7%	14.2%
2．一般就労していたが、コロナ禍により休業中	29.9%	—
3．一般就労のため、準備・求職中	14.1%	8.4%
4．未就労（働く意思がない）	13.4%	46.9%
5．未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない	24.3%	25.9%
6．中間的就労（支援付就労）中	0.2%	3.1%
無回答	7.4%	1.6%

⑦ 生活保護受給歴

過去の生活保護受給歴では、子ども時代に「生活保護を受給していたことがある」が 4.7%であり、成人以降に「過去にも受給したことがある」は 15.4%であった。

図表Ⅲ-7-15　代表的なケース〔生活保護受給歴〕（調査票 p4）

本人の子ども時代

	件数	%
1. 生活保護を受給していたことがある	21	4.7%
2. 生活保護を受給していたことはない	342	76.3%
3. わからない	60	13.4%
無回答	25	5.6%
合計	448	100.0%

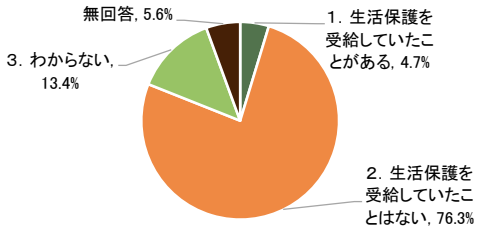

本人の成人以降

	件数	%
1. 今回の申請が初めて	355	79.2%
2. 過去にも受給したことがある	69	15.4%
3. わからない	13	2.9%
無回答	11	2.5%
合計	448	100.0%

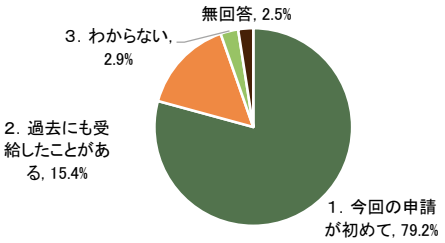

過去の受給回数

	件数	%
1回	47	68.1%
2回	13	18.8%
3回	2	2.9%
4回	1	1.4%
5回以上	2	2.9%
無回答	4	5.8%
合計	69	100.0%

平均　1.83 回

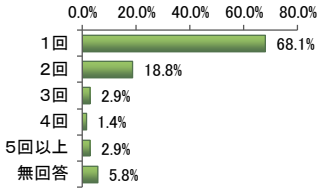

過去の受給期間

	件数	%
6か月未満	3	4.3%
6か月以上1年未満	4	5.8%
1年以上2年未満	8	11.6%
2年以上3年未満	4	5.8%
3年以上5年未満	8	11.6%
5年以上10年未満	8	11.6%
10年以上15年未満	5	7.2%
15年以上20年未満	1	1.4%
20年以上	0	0.0%
無回答	28	40.6%
合計	69	100.0%

平均　4年 2ヵ月

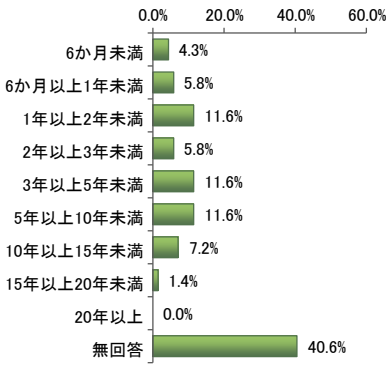

平成 29 年度調査と比較すると、子ども時代に「生活保護を受給していたことがある」は、平成 29 年度調査でも 6.8%にとどまり、本アンケート調査が 4.7%と、いずれも少ない。

一方、**本人の成人以降で「過去にも受給したことがある」は、平成 29 年度調査の対象者では 25.2%であったが、本アンケート調査では 15.4%にとどまっている**。

過去の受給回数では、平成 29 年度調査において、「2回」が 62.8%と多数を占め、さらに「3回」(16.2%)、「4回」(11.8%)と多数の経験がある割合も3割近くに上っているのに対し、本アンケート調査では、「1回」が 68.1%と多数を占める。

図表Ⅲ-7-16　過去調査との比較

		本アンケート調査（代表的ケース）	平成29年度調査
本人の子ども時代	1. 生活保護を受給していたことがある	4.7%	6.8%
	2. 生活保護を受給していたことはない	76.3%	77.9%
	3. わからない	13.4%	11.7%
	無回答	5.6%	3.5%
本人の成人以降	1. 今回の申請が初めて	79.2%	64.3%
	2. 過去にも受給したことがある	15.4%	25.2%
	3. わからない	2.9%	1.6%
	無回答	2.5%	8.9%

過去の受給回数

	本アンケート調査（代表的ケース）	平成29年度調査
1回	68.1%	7.6%
2回	18.8%	62.8%
3回	2.9%	16.2%
4回以上	4.3%	11.8%
無回答	5.8%	1.6%

2） 相談・申請時の困窮内容

① 生活保護申請理由

○**生活保護の申請理由は、本アンケート調査で得られたケースでは、「働きによる収入の減少・喪失」(47.3%)と「貯金等の減少・喪失」(37.9%)**とが、第3位の「疾病による」(24.1%)より 10 ポイント以上多く、2大要因となっている(図表Ⅲ-7-17)。

○平成 29 年度調査と比較すると、上位3つに入る項目は同じであるが、平成 29 年度調査では、「働きによる収入の減少・喪失」が第3位で 10.7%であるのに対し、「貯金等の減少・喪失」(27.0%)、「疾病による」(26.4%)がそれぞれ第1位、2位となっている。

○本アンケート調査で得られたケースの就労状況として、「2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中」が約3割と最も多い(※前述)ことなどから、コロナ禍により勤労収入が減少・喪失した人が生活保護につながっていることが示唆される。

図表Ⅲ-7-17　代表的なケース〔生活保護申請理由〕（調査票 p4）

（複数回答）

	件数	%
1. 疾病による	108	24.1%
2. 急迫保護で医療扶助単給	1	0.2%
3. 要介護状態	6	1.3%
4. 働いていた者の死亡	3	0.7%
5. 働いていた者の離別等	11	2.5%
6. 働きによる収入の減少・喪失	212	47.3%
7. 定年・失業	91	20.3%
8. 老齢による収入の減少	49	10.9%
9. 事業不振・倒産	49	10.9%
10. その他の働きによる収入の減少	30	6.7%
11. 社会保障給付金の減少・喪失	21	4.7%
12. 貯金等の減少・喪失	170	37.9%
13. 仕送りの減少・喪失	38	8.5%
14. その他	9	2.0%
全体	448	

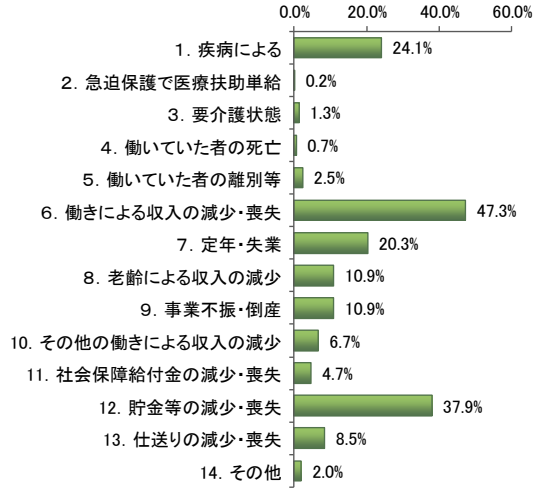

図表Ⅲ-7-18　過去調査との比較

本アンケート調査（代表的ケース） n=448		平成 29 年度調査 n=3,664	
・**働きによる収入の減少・喪失**	47.3%	・貯金等の減少・喪失	27.0%
・**貯金等の減少・喪失**	37.9%	・疾病による	26.4%
・疾病による	24.1%	・働きによる収入の減少・喪失	10.7%
・定年・失業	20.3%	・老齢による収入の減少	6.8%
・老齢による収入の減少	10.9%	・働いていた者の離別等	5.8%
・事業の不振・倒産	10.9%	・定年・失業	5.7%

② 生活保護「申請」時の困窮・困りごと・トラブル等の内容

生活保護申請時の困窮・困りごと・トラブル等の内容では、「収入・貯蓄がない/少ない」が多く、96.0%を占めた。

本アンケート調査でも、平成 29 年度調査でも、「収入・貯蓄がない/少ない」に特化している点など困窮内容の上位項目には類似性がみられる。一方、本アンケート調査では、「就労関連」や「住まい関連」、「人間関係・社会とのつながり」などの割合も平成 29 年度調査と比べて5～10 ポイントほど高く、困窮要因が多岐にわたるケースが比較的多いことがうかがえる。

図表Ⅲ-7-19　代表的なケース〔生活保護「申請」時の困窮・困りごと・トラブル等の内容〕

【申請時の困窮内容】　（複数回答）

	件数	%
1. 収入・貯蓄がない/少ない	430	96.0%
2. 支出が多い	33	7.4%
3. 就労関連で問題がある	97	21.7%
4. 住まい関連で問題がある	59	13.2%
5. 人間関係・社会とのつながりに問題がある	46	10.3%
6. その他	14	3.1%
全体	448	

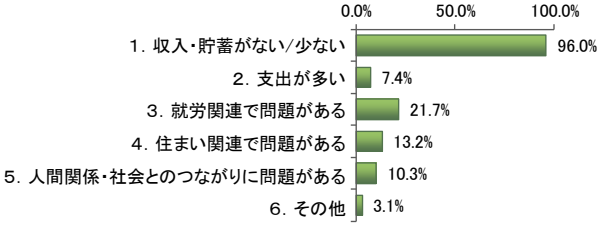

図表Ⅲ-7-20　過去調査との比較

本アンケート調査（代表的ケース） n=448		平成 29 年度調査 n=3,664	
・収入・貯蓄がない/少ない	96.7%	・収入・貯蓄がない/少ない	93.7%
・就労関連で問題がある	21.7%	・就労関連で問題がある	12.0%
・住まい関連で問題がある	13.2%	・人間関係・社会とのつながりに問題がある	8.5%
・人間関係・社会とのつながりに問題がある	10.3%	・住まい関連で問題がある	6.2%
・支出が多い	7.4%	・支出が多い	6.0%

③ 支出面の問題

支出面について、「特になし」が 44.4%を占めた（図表Ⅲ-7-21）。

平成 29 年度調査では「支出面については特に問題なし」が約 59.6%と多数を占めるのに対し、本アンケート調査においては、「特になし」が 44.4%にとどまり、「債務（多重・過重）による支出過多」（21.0%）「、医療・介護に要する費用による支出過多」（18.8%）、「家計管理ができていないことによる支出過多」（17.6%）も多くみられている。

図表Ⅲ-7-21　代表的なケース〔支出面の問題〕（調査票 p5）

（複数回答）

	件数	%
1. 家計管理ができていないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないことも含む）	79	17.6%
2. 医療・介護に要する費用による支出過多	84	18.8%
3. 育児・教育に要する費用による支出過多	7	1.6%
4. 債務（多重・過重）による支出過多	94	21.0%
5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多	17	3.8%
6. 収入のない同居者による支出過多	6	1.3%
7. その他	13	2.9%
8. 特になし	199	44.4%
9. 不明	23	5.1%
全体	448	

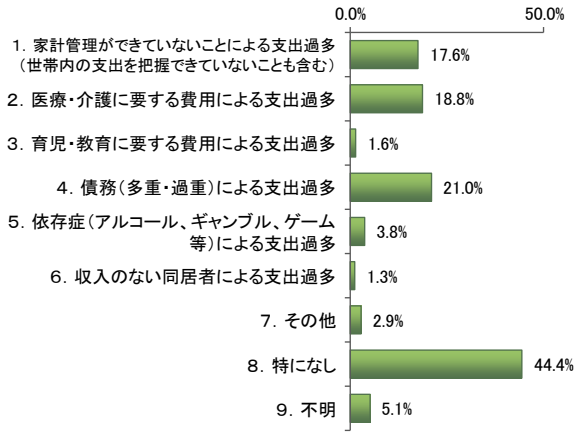

図表Ⅲ-7-22　過去調査との比較

本アンケート調査（代表的ケース） n=448		平成 29 年度調査 n=3,664	
・特になし	44.4%	・支出面については特に問題なし	59.6%
・債務（多重・過重）による支出過多	21.0%	・医療・介護に要する費用による支出過	21.9%
・医療・介護に要する費用による支出過多	18.8%	・家計管理ができていないことによる支出過多	9.2%
・家計管理ができていないことによる支出過多	17.6%	・債務（多重・過重）による支出過多	6.2%

④ 就労関連の問題

本アンケート調査でも、平成 29 年度調査でも、65 歳以上の対象者が4割といったことなどから「高齢のため就職困難」「本人の疾病・障害等による就職困難」が就労関連の問題として多くあげられている。

本アンケート調査においては、そのほかにも、「離退職を繰り返す」(19.0%)や、「自営業/会社経営の業績不振」(17.9%)なども多くあげられており、就労定着が難しい人や、コロナ禍により新たに表出した自営業等の状態像が顕在化したと考えられる。

図表Ⅲ-7-23　代表的なケース〔就労関連の問題〕(調査票 p5)

(複数回答)

	件数	%
1. 就労経験の乏しさによる就職困難	30	6.7%
2. 高齢のため就職困難	156	34.8%
3. 低学歴や能力不足による就職困難	63	14.1%
4. 本人の疾病・障害等による就職困難	125	27.9%
5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難	13	2.9%
6. 離退職を繰り返す	85	19.0%
7. 職場の人間関係トラブル(いじめ、パワハラ等)	32	7.1%
8. 自営業/会社経営の業績不振	80	17.9%
9. その他	23	5.1%
10. 特になし	56	12.5%
11. 不明	6	1.3%
全体	448	

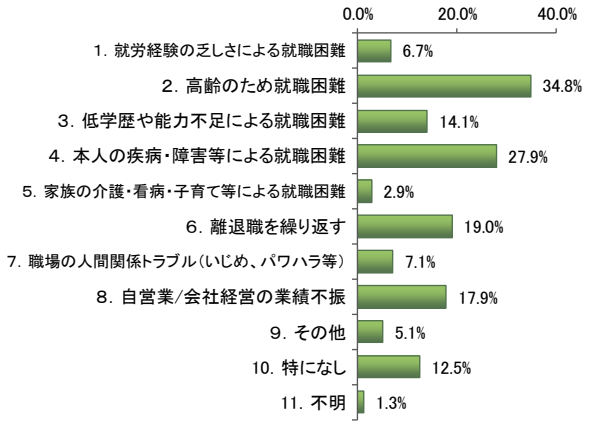

図表Ⅲ-7-24　過去調査との比較

本アンケート調査(代表的ケース) n=448		平成 29 年度調査 n=3,664	
・高齢のため就職困難	**34.8%**	**・本人の疾病・障害等による就職困難**	**45.2%**
・本人の疾病・障害等による就職困難	**27.9%**	**・高齢のため就職困難**	**37.0%**
・離退職を繰り返す	19.0%	・低学歴や能力不足による就職困難	9.2%
・自営業/会社経営の業績不振	17.9%	・離退職を繰り返す	9.1%
・低学歴や能力不足による就職困難	14.1%	・特になし	7.8%
・特になし	12.5%		

⑤ 住まい関連の問題

住まい関連の問題では、「特になし」が 51.6%と約半数を占めるが、それ以外にも「家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」(26.6%)、「転居を迫られている/その心配がある」(13.2%)といった課題を抱えるケースもみられる。

平成 29 年度調査では、「特になし」が 78.0%と多数を占めるのに対し、本アンケート調査では、住まい関連の課題を抱えるケースが多くあらわれている可能性がある。

図表Ⅲ-7-25　代表的なケース〔住まい関連の問題〕（調査票 p5）

（複数回答）

	件数	%
1. 住まいがない・住むところが定まっていない	31	6.9%
2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題がある（老朽化、バリアフリーでない、狭い等）	13	2.9%
3. 家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	119	26.6%
4. 転居を迫られている/その心配がある	59	13.2%
5. 保証人がいなくて入居/転居ができない	16	3.6%
6. その他	9	2.0%
7. 特になし	231	51.6%
8. 不明	5	1.1%
全体	448	

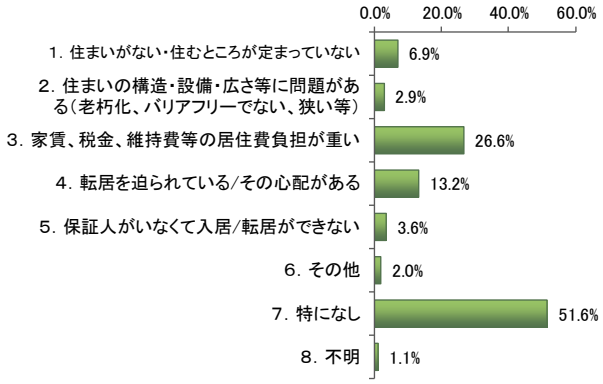

図表Ⅲ-7-26　過去調査との比較

本アンケート調査（代表的ケース） n=448		平成 29 年度調査 n=3,664	
・特になし	51.6%	・特になし	**78.0%**
・家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	26.6%	・家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	8.2%
・転居を迫られている/その心配がある	13.2%	・住まいがない・住むところが定まっていない	4.5%

３）ターニング・ポイント（困窮状態等に至ったきっかけや人生の転換期となった出来事）

○ターニング・ポイントでは、**本アンケート調査では、「コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減」が 47.8%と最も多く、次いで「（世帯主ご本人の）疾病の発症」「コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇止め」がそれぞれ 32.4%、31.5%の順になっている**。

○平成 29 年度調査において生活保護受給に至る上位3つのターニング・ポイントである「（世帯主ご本人の）疾病の発症」「（世帯主ご本人の）離婚」「（世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）」は、本アンケート調査の回答においても、上位（それぞれ2位、6位、4位）に含まれている。

※本アンケート調査項目におけるコロナの影響を踏まえた選択肢 16～19 は、平成 29 年度調査票の項目にはない。

図表Ⅲ-7-27　代表的なケース〔ターニング・ポイント〕（調査票 p5）

（複数回答）

	件数	%
1.（世帯主ご本人の）疾病の発症	145	32.4%
2.（世帯主ご本人の）障害の診断・認定	14	3.1%
3. 家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始	14	3.1%
4.（世帯主ご本人の）離婚	41	9.2%
5. 家族の不仲、家庭不和の発生	31	6.9%
6.（世帯主ご本人の）学校でのいじめ・不登校・中退等	7	1.6%
7.（世帯主ご本人の）進学や就職活動の失敗	7	1.6%
8.（世帯主ご本人の）ひきこもり・ニート	9	2.0%
9.（世帯主ご本人の）初職における定着失敗（早期離職）	23	5.1%
10.（世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）	72	16.1%
11. 世帯主以外の収入源の喪失	26	5.8%
12. 収入のない同居者の増加	4	0.9%
13. 債務発生	52	11.6%
14. 住まいの喪失	32	7.1%
15.（世帯主ご本人の）非行・補導・犯罪等	7	1.6%
16. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減	214	47.8%
17. コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇い止め	141	31.5%
18. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職	9	2.0%
19. コロナウイルス感染症にり患により休職・退職	6	1.3%
20. その他	27	6.0%
全体	448	

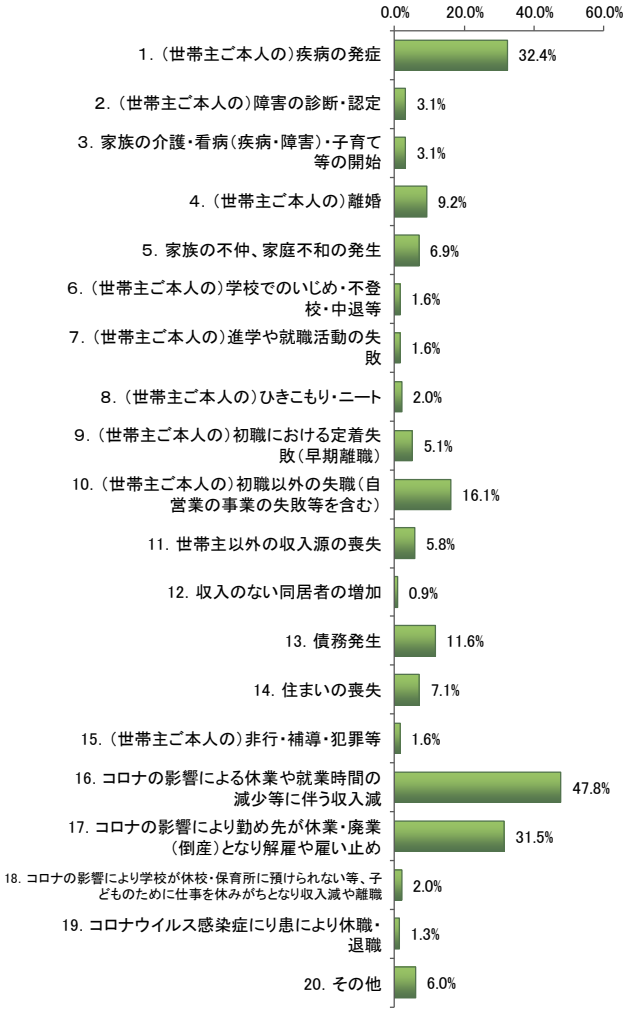

図表Ⅲ-7-28　過去調査との比較

本アンケート調査（代表的ケース） n=448		平成 29 年度調査 n=3,664	
1）コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減	47.8%	**1）（世帯主ご本人の）疾病の発症**	**49.5%**
2）**（世帯主ご本人の）疾病の発症**	**32.4%**	2）**（世帯主ご本人の）離婚**	**30.3%**
3）コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇止め	31.5%	3）**（世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）**	**30.3%**
4）**（世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）**	**16.1%**	4）（世帯主ご本人の）障害の診断・認定	18.8%
5）債務発生	11.6%	5）（世帯主ご本人の）初職における定着失敗	17.7%
6）**（世帯主ご本人の）離婚**	**9.2%**	6）家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始	14.7%
7）住まいの喪失	7.1%	7）世帯主以外の収入源の喪失	14.4%

（３） 世帯類型別の傾向分析

新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケースとして回答のあった 488 事例における主な「属性」ごとの傾向を把握・分析する観点から、困窮状況やターニング・ポイント等の設問とのクロス集計を行った。

１） 類型別にみた困窮状況

① 特徴

高齢者に関する世帯類型（表中の①～④）では、「14. 低年金」が全体に比べて高い傾向があり、「③高齢者のみの世帯」では、「12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス」の割合も全体に比べて高く、高齢夫婦により自営業等を営む世帯への影響が垣間みえる。

サンプル数が少ないが、「⑤若年・単身（男性）」では、「13. 不安定就労（非正規雇用等）」が全体と比べ 20 ポイント以上高いほか「4. （多重・過重）債務」や「7. 就職定着困難」といった課題も多く、不安定な仕事で低所得という状況で、疾病や家族間の困難も抱えている。

さらにサンプル数が少ない「⑪夫婦と子どもから成る世帯」では、障がい、債務、家計管理、就職活動困難、家族関係・家族の課題等、特徴・課題が多岐にわたる傾向がみられる。各ケースの援助方針（自由記入）をみると、世帯として複合的な課題を抱えるため、関係機関と連携した支援が求められているといえる。

図表Ⅲ-7-29　世帯類型別にみた「特徴」（複数回答）（調査票 p4）

	1. 病気（メンタルヘルス含む）	2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む）	3. 住まい不安定・ホームレス	4. （多重・過重）債務	5. 家計管理の課題	6. 就職活動困難	7. 就職定着困難	8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	9. 家族関係・家族の課題	10. ひとり親	11. 外国籍	12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	13. 不安定就労（非正規雇用等）	14. 低年金	15. その他
全体	38.4	9.6	7.1	14.5	9.6	24.1	20.1	3.1	9.6	3.3	1.1	15.4	37.5	28.1	4.9
①高齢・単身（男性） n=100	39.0	9.0	4.0	14.0	10.0	19.0	15.0	3.0	12.0	2.0	3.0	22.0	26.0	51.0	3.0
②高齢・単身（女性） n=66	28.7	0.0	3.0	4.5	7.5	24.2	6.0	1.5	3.0	0.0	0.0	4.5	37.8	80.3	7.5
③高齢者のみの世帯 n=23	39.1	13.0	0.0	8.6	8.6	17.3	4.3	0.0	13.0	0.0	0.0	30.4	21.7	65.2	8.6
④高齢者と子のみの世帯 n=8	62.5	25.0	12.5	37.5	12.5	25.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	37.5	50.0	25.0	12.5
⑤若年・単身（男性） n=26	38.4	11.5	15.3	26.9	11.5	26.9	34.6	7.6	19.2	0.0	0.0	3.8	61.5	7.6	0.0
⑦中年・単身（男性） n=146	36.9	8.2	9.5	14.3	7.5	28.7	29.4	3.4	5.4	0.0	1.3	15.7	40.4	0.0	5.4
⑧中年・単身（女性） n=34	47.0	8.8	11.7	8.8	5.8	26.4	14.7	2.9	8.8	5.8	0.0	5.8	44.1	8.8	2.9
⑨ひとり親世帯 n=13	30.7	15.3	0.0	15.3	15.3	15.3	15.3	0.0	15.3	84.6	0.0	23.0	30.7	0.0	0.0
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	38.4	38.4	15.3	53.8	30.7	38.4	23.0	0.0	30.7	0.0	0.0	30.7	53.8	0.0	15.3

：全体より10ポイント以上の増加

援助方針（自由記入）　「⑪夫婦と子どもから成る世帯」　※主なものを抜粋

- 主・妻ともに無職のため、ハローワークと連携して、就労指導を行う。長女・次女の通学状況を確認。
- 収入が安定するよう支援。妻の病状安定のため通院継続するよう支援助言し関係機関と連携していく。
- 就労支援員と連携し、各自が適した仕事に就けるよう支援する。親族との交流状況を把握する。高額家賃であるため、転居を指導する。債務整理を支援する。
- 主の病状を把握し、療養に専念できるよう環境を整える。妻が安心して出産できるよう、保健師と連携し体調の把握と環境整備に努める。子らが健やかに成長できるよう、地区担当保健師、幼稚園と連携し見守り体制を整える。速やかに転居できるよう情報の提供と手続きの支援を行う。

② 生活保護受給前に利用していた支援

生活保護受給前に利用していた支援は、高齢者に関する世帯類型（表中の①～④）のうち、「①高齢・単身（男性）」では「3．社会福祉協議会での貸付」が最も多く、全体と比べても高くなっており、その他の類型（②～④）では、「7．特になし」が大半である。

「3．社会福祉協議会での貸付」は、「⑨ひとり親世帯」や「⑪夫婦と子どもから成る世帯」で全体と比べ10ポイント以上高くなっている。また「⑨ひとり親世帯」では、他の類型と比べてさまざまな機関での支援からつながっている様子がうかがえる。

図表Ⅲ-7-30　世帯類型別みた生活保護受給前に利用していた支援（複数回答）（調査票 p4）

	1．自立相談支援機関での相談	2．児童・女性支援施設等での支援	3．社会福祉協議会での貸付	4．住居確保給付金	5．職業訓練受講給付金	6．その他	7．特になし
全体	30.4	1.3	34.5	18.1	0.4	6.3	42.2
①高齢・単身（男性） n=100	30.0	2.0	46.0	21.0	1.0	1.0	43.0
②高齢・単身（女性） n=66	21.2	0.0	15.1	10.6	0.0	7.5	59.0
③高齢者のみの世帯 n=23	17.3	0.0	13.0	13.0	0.0	4.3	65.2
④高齢者と子のみの世帯 n=8	37.5	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	62.5
⑤若年・単身（男性） n=26	19.2	0.0	38.4	19.2	0.0	3.8	38.4
⑦中年・単身（男性） n=146	35.6	0.6	39.0	20.5	0.6	8.2	36.3
⑧中年・単身（女性） n=34	17.6	2.9	26.4	8.8	8.8	8.8	58.8
⑨ひとり親世帯 n=13	53.8	15.3	46.1	30.7	0.0	0.0	7.6
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	38.4	0.0	46.1	23.0	0.0	15.3	15.3

：全体より10ポイント以上の増加

③ 相談に来た時の手持ち金（預貯金等）

相談に来た時の手持ち金（預貯金等）は、全体の平均が約 2.5 万円であり、高齢世帯も若年・中年世帯も、単身世帯で低い傾向がみられる。なお、「②高齢・単身（女性）」では平均より約1万円高いほか、「④高齢者と子のみの世帯」では、平均金額が2番目に低くなっている。

図表Ⅲ-7-31　世帯類型別みた相談に来た時の手持ち金（預貯金等）（調査票 p4）

	0円	千円未満	千円以上5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上2.5万円未満	2.5万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	無回答	平均（円）
全体	2.5	10.5	17.4	10.0	20.3	17.6	11.8	4.7	5.1	25,114
①高齢・単身（男性） n=100	3.0	4.0	16.0	5.0	28.0	21.0	10.0	6.0	7.0	26,253
②高齢・単身（女性） n=66	1.5	4.6	7.6	7.6	25.8	27.3	15.2	7.6	3.0	35,376
③高齢者のみの世帯 n=23	8.7	0.0	4.4	8.7	21.7	21.7	21.7	13.0	0.0	42,432
④高齢者と子のみの世帯 n=8	0.0	0.0	37.5	0.0	37.5	0.0	0.0	0.0	25.0	10,453
⑤若年・単身（男性） n=26	0.0	19.2	26.9	15.4	15.4	15.4	0.0	0.0	7.7	9,068
⑦中年・単身（男性） n=146	2.7	17.1	24.0	15.1	13.7	13.0	9.6	0.7	4.1	15,983
⑧中年・単身（女性） n=34	0.0	11.8	17.7	14.7	17.7	17.7	14.7	2.9	2.9	23,065
⑨ひとり親世帯 n=13	7.7	0.0	15.4	7.7	15.4	23.1	7.7	15.4	7.7	32,594
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	7.7	15.4	0.0	0.0	23.1	15.4	23.1	15.4	0.0	60,093

④ 申請時（受給直前）の１ヵ月あたりの世帯の収入

世帯類型別にみた申請時(受給直前)の１ヵ月あたりの世帯の収入は、全体の平均が約 4.6 万円である。最も低いのが「⑧中年・単身(女性)」の 3.2 万円、次いで「①高齢・単身(男性)」、「⑦中年・単身(男性)」の 4.0 万円となっており、これらの類型では世帯の収入「0円」も2割以上存在する。(※無回答も1～2割程度あることに留意)

図表Ⅲ-7-32　世帯類型別みた申請時（受給直前）の１ヵ月あたりの世帯の収入（調査票 p4）

	0円	1万円未満	1万円以上2.5万円未満	2.5万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上	無回答	平均（万円/月）
全体	25.9	0.0	6.0	15.6	21.0	8.9	3.6	0.9	0.0	18.1	4.6
①高齢・単身(男性) n=100	23.0	0.0	6.0	19.0	26.0	7.0	0.0	0.0	0.0	19.0	4.0
②高齢・単身(女性) n=66	7.6	0.0	6.1	24.2	39.4	12.1	1.5	1.5	0.0	7.6	5.8
③高齢者のみの世帯 n=23	0.0	0.0	8.7	26.1	39.1	13.0	0.0	0.0	0.0	13.0	6.2
④高齢者と子のみの世帯 n=8	12.5	0.0	0.0	25.0	25.0	23.5	0.0	0.0	0.0	25.0	4.8
⑤若年・単身(男性) n=26	34.6	0.0	0.0	7.7	15.4	7.7	7.7	0.0	0.0	26.9	4.8
⑦中年・単身(男性) n=146	42.5	0.0	4.1	11.0	6.2	8.9	7.5	1.4	0.0	18.5	4.0
⑧中年・単身(女性) n=34	29.4	0.0	11.8	17.7	17.7	5.9	0.0	0.0	0.0	17.7	3.2
⑨ひとり親世帯 n=13	0.0	0.0	7.7	15.4	30.8	15.4	7.7	7.7	0.0	15.4	8.8
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	15.4	0.0	23.1	0.0	30.8	7.7	0.0	0.0	0.0	23.1	4.9

⑤ 生活保護申請理由

生活保護申請理由は、高齢者に関する世帯類型(表中の①～④)では、「1. 疾病による」や「8. 老齢による収入の減少」が全体に比べ高い傾向にある。また、そのうち「③高齢者のみ世帯」では、前述①でみたように「自営業(個人事業主を含む)・フリーランス」の割合も高いことから「9. 事業不振・倒産」についても比較的高く、コロナ禍の影響がうかがえる。

「⑨ひとり親世帯」では「4. 働いていた者の離別等」が、「⑪夫婦と子どもから成る世帯」では「6. 働きによる収入の減少・喪失」が、全体や他の類型と比べて突出して高くなっている。

図表Ⅲ-7-33　世帯類型別にみた生活保護申請理由（複数回答）（調査票 p4）

	1. 疾病による	2. 急迫保護で医療扶助単給	3. 要介護状態	4. 働いていた者の死亡	5. 働いていた者の離別等	6. 働きによる収入の減少・喪失	7. 定年・失業	8. 老齢による収入の減少	9. 事業不振・倒産	10. その他の働きによる収入の減少	11. 社会保障給付金の減少・喪失	12. 貯金等の減少・喪失	13. 仕送りの減少・喪失	14. その他
全体	24.1	0.2	1.3	0.7	2.5	47.3	20.3	10.9	10.9	6.7	4.7	37.9	8.5	2.0
①高齢・単身(男性) n=100	28.0	1.0	3.0	2.0	6.0	39.0	20.0	27.0	14.0	9.0	3.0	46.0	11.0	0.0
②高齢・単身(女性) n=66	18.1	0.0	3.0	0.0	1.5	39.3	22.7	19.6	4.5	7.5	1.5	43.9	18.1	0.0
③高齢者のみの世帯 n=23	39.1	0.0	0.0	4.3	0.0	34.7	17.3	34.7	30.4	8.6	4.3	47.8	17.3	0.0
④高齢者と子のみの世帯 n=8	75.0	0.0	12.5	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	37.5	25.0	0.0
⑤若年・単身(男性) n=26	19.2	0.0	0.0	0.0	0.0	53.8	23.0	0.0	0.0	11.5	3.8	19.2	3.8	7.6
⑦中年・単身(男性) n=146	23.2	0.0	0.0	0.0	1.3	52.0	23.9	0.0	10.2	5.4	7.5	34.9	2.0	3.4
⑧中年・単身(女性) n=34	14.7	0.0	0.0	0.0	0.0	47.0	11.7	0.0	8.8	8.8	5.8	32.3	8.8	2.9
⑨ひとり親世帯 n=13	15.3	0.0	0.0	0.0	15.3	46.1	7.6	0.0	23.0	0.0	0.0	23.0	15.3	0.0
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	30.7	0.0	0.0	0.0	0.0	84.6	15.3	7.6	7.6	0.0	7.6	46.1	0.0	7.6

：全体より10ポイント以上の増加

⑥ 申請時の困窮内容

生活保護申請時の困窮内容をみると、どの属性においても「1．収入・貯蓄がない/少ない」が圧倒的に多数を占めるが、その他の困窮内容にはいくつかの特徴がみられる。

「⑤若年・単身（男性）」では、「3．就労関連で問題がある」「5．人間関係・社会とのつながりに問題がある」の割合が高い傾向がみられる。具体的に就労状況（P110）をみると、若年・中年世帯の中では、この属性のみ「未就労」が半数を占めており、就労関連の問題（P112）としては、「6．離退職を繰り返す」「7．職場の人間関係トラブル（いじめ、パワハラ等）」が全体や他の類型と比べて高い傾向にある。人間関係・社会とのつながりに課題があるといった生きづらさ・背景要因が、就労関連の課題につながっている可能性が考えられる。

「⑨ひとり親世帯」、「⑪夫婦と子どもから成る世帯」では「2．支出が多い」の割合が高い傾向がみられ、支出面の問題（P111）をみると「3．育児・教育に要する費用による支出過多」、住まい関連の問題（P112）においては「3．家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」の割合が全体と比べて高く、そうした要因が支出増につながっている可能性がある。

どちらの属性も、就労状況（P110）では「一般就労中」が約2割、「一般就労していたが、コロナ禍により休業中」も4割強と、他の属性と比べて就労している・していた割合が高いものの、就労形態として、コロナ禍での影響を強く受けた非正規や自営業が多く、子どもや住まい等に関する支出に対して収入が追い付かない状況が困窮につながっていることがうかがえる。

※「⑤若年・単身（男性）」、「⑨ひとり親世帯」、「⑪夫婦と子どもから成る世帯」いずれもサンプル数が少ないことに留意が必要である。

図表Ⅲ-7-34　世帯類型別にみた申請時の困窮内容（複数回答）（調査票 p5）

	1．収入・貯蓄がない/少ない	2．支出が多い	3．就労関連で問題がある	4．住まい関連で問題がある	5．人間関係・社会とのつながりに問題がある	6．その他
全体	96.0	7.4	21.7	13.2	10.3	3.1
①高齢・単身（男性） n=100	97.0	8.0	15.0	14.0	11.0	2.0
②高齢・単身（女性） n=66	98.4	3.0	10.6	1.5	1.5	3.0
③高齢者のみの世帯 n=23	91.3	17.3	13.0	4.3	0.0	4.3
④高齢者と子のみの世帯 n=8	87.5	12.5	37.5	25.0	12.5	25.0
⑤若年・単身（男性） n=26	96.1	3.8	38.4	19.2	23.0	0.0
⑦中年・単身（男性） n=146	93.8	4.1	27.3	17.8	13.0	3.4
⑧中年・単身（女性） n=34	100.0	0.0	23.5	11.7	2.9	0.0
⑨ひとり親世帯 n=13	100.0	23.0	23.0	7.6	7.6	0.0
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	100.0	38.4	38.4	30.7	15.3	15.3

：全体より10ポイント以上の増加

⑦ 世帯主の就労状況（生活保護申請時）

「②高齢・単身（女性）」と「⑤若年・単身（男性）」において、未就労の割合が半数となっている。逆に、「⑨ひとり親世帯」と「⑪夫婦と子供から成る世帯」では、未就労の割合は低く、「1. 一般就労中」「2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中」を合わせて就労している・していた割合が全体や他の属性と比べて高い傾向がみられる。

図表Ⅲ-7-35　世帯類型別にみた世帯主の就労状況（調査票 p5）

【就労形態】※「1. 一般就労中」「2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中」

	1. 一般就労中	2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中	3. 一般就労のため、準備・求職中	4. 未就労（働く意思がない）	5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない	6. 中間的就労（支援付就労）中	無回答
全体	10.7	29.9	14.1	13.4	24.3	0.2	7.4
①高齢・単身（男性） n=100	8.0	32.0	9.0	21.0	22.0	0.0	8.0
②高齢・単身（女性） n=66	9.1	24.2	10.6	31.8	18.2	0.0	6.1
③高齢者のみの世帯 n=23	4.4	30.4	4.4	21.7	21.7	0.0	17.4
④高齢者と子のみの世帯 n=8	0.0	62.5	0.0	12.5	25.0	0.0	0.0
⑤若年・単身（男性） n=26	11.5	30.8	3.9	3.9	46.2	0.0	3.9
⑦中年・単身（男性） n=146	8.9	26.7	23.3	6.2	28.8	0.7	5.5
⑧中年・単身（女性） n=34	14.7	32.4	14.7	2.9	23.5	0.0	11.8
⑨ひとり親世帯 n=13	23.1	38.5	7.7	7.7	15.4	0.0	7.7
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	23.1	46.2	15.4	0.0	7.7	0.0	7.7

：全体より10ポイント以上の増加

	1. 正規職員	2. 非正規（パート・アルバイト）	3. 非正規（派遣社員）	4. 非正規（契約社員・嘱託社員）	5. 自営その他	6. 不明	無回答
全体	4.4	53.3	5.5	3.8	19.2	2.2	11.5
①高齢・単身（男性） n=100	5.0	45.0	0.0	5.0	32.5	0.0	12.5
②高齢・単身（女性） n=66	0.0	95.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.6
③高齢者のみの世帯 n=23	0.0	37.5	12.5	0.0	37.5	0.0	12.5
④高齢者と子のみの世帯 n=8	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0
⑤若年・単身（男性） n=26	9.1	45.5	9.1	18.2	9.1	0.0	9.1
⑦中年・単身（男性） n=146	5.8	34.6	9.6	3.9	19.2	7.7	19.2
⑧中年・単身（女性） n=34	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑨ひとり親世帯 n=13	12.5	37.5	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	0.0	22.2	22.2	11.1	33.3	0.0	11.1

：全体より10ポイント以上の増加

⑧ 支出面の問題

支出面の問題は、高齢世帯で「2. 医療・介護に要する費用による支出過多」の割合が高い傾向にある。また、「⑨ひとり親世帯」「⑪夫婦と子どもから成る世帯」では、子どもがいることでの「3. 育児・教育に要する費用による支出過多」が、さらに、「④高齢者と子のみの世帯」「⑤若年・単身(男性)」「⑪夫婦と子どもから成る世帯」では、「4. 債務(多重・過重)による支出過多」が全体と比べて高い傾向がみられる。

図表Ⅲ-7-36　世帯類型別にみた支出面の問題（複数回答）（調査票 p5）

	1. 家計管理ができていないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないことも含む）	2. 医療・介護に要する費用による支出過多	3. 育児・教育に要する費用による支出過多	4. 債務（多重・過重）による支出過多	5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多	6. 収入のない同居者による支出過多	7. その他	8. 特になし	9. 不明
全体	17.6	18.8	1.6	21.0	3.8	1.3	2.9	44.4	5.1
①高齢・単身（男性） n=100	21.0	26.0	1.0	24.0	7.0	3.0	3.0	41.0	2.0
②高齢・単身（女性） n=66	10.6	22.7	0.0	7.5	1.5	0.0	1.5	60.6	4.5
③高齢者のみの世帯 n=23	26.0	52.1	0.0	13.0	0.0	0.0	0.0	39.1	0.0
④高齢者と子のみの世帯 n=8	25.0	50.0	0.0	50.0	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0
⑤若年・単身（男性） n=26	15.3	3.8	0.0	42.3	3.8	0.0	3.8	26.9	3.8
⑦中年・単身（男性） n=146	15.7	14.3	0.0	22.6	4.7	0.0	2.7	47.9	7.5
⑧中年・単身（女性） n=34	5.8	5.8	0.0	8.8	0.0	0.0	5.8	55.8	8.8
⑨ひとり親世帯 n=13	15.3	7.6	23.0	23.0	0.0	0.0	0.0	30.7	7.6
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	46.1	0.0	23.0	38.4	0.0	7.6	0.0	7.6	7.6

：全体より10ポイント以上の増加

⑨ 就労関連の問題

高齢世帯（表中の①～③）では、「2．高齢のため就職困難」の割合が高く、回答がほぼその選択肢に集中する傾向がみられる。「⑤若年・単身（男性）」「⑦中年・単身（男性）」では「6．離退職を繰り返す」、また、「④高齢者と子のみの世帯」「⑧中年・単身（女性）」「⑨ひとり親世帯」では「4．本人の疾病・障害等による就職困難」、子どもを抱える「⑨ひとり親世帯」「⑪夫婦と子どもから成る世帯」では「5．家族の介護・看病・子育て等による就職困難」の割合が高い。

図表Ⅲ-7-37　世帯類型別にみた就労関連の問題（複数回答）（調査票 p5）

	1．就労経験の乏しさによる就職困難	2．高齢のため就職困難	3．低学歴や能力不足による就職困難	4．本人の疾病・障害等による就職困難	5．家族の介護・看病・子育て等による就職困難	6．離退職を繰り返す	7．職場の人間関係トラブル（いじめ、パワハラ等）	8．自営業/会社経営の業績不振	9．その他	10．特になし	11．不明
全体	6.7	34.8	14.1	27.9	2.9	19.0	7.1	17.9	5.1	12.5	1.3
①高齢・単身（男性） n=100	6.0	63.0	10.0	30.0	3.0	11.0	5.0	25.0	2.0	7.0	0.0
②高齢・単身（女性） n=66	1.5	71.2	9.0	7.5	3.0	3.0	0.0	4.5	1.5	22.7	0.0
③高齢者のみの世帯 n=23	4.3	73.9	0.0	30.4	8.6	8.6	4.3	30.4	0.0	4.3	0.0
④高齢者と子のみの世帯 n=8	12.5	25.0	12.5	50.0	0.0	12.5	0.0	37.5	25.0	12.5	0.0
⑤若年・単身（男性） n=26	15.3	11.5	11.5	30.7	0.0	42.3	23.0	15.3	3.8	15.3	3.8
⑦中年・単身（男性） n=146	7.5	12.3	18.4	29.4	0.6	30.8	10.9	17.1	6.1	14.3	1.3
⑧中年・単身（女性） n=34	2.9	8.8	14.7	41.1	0.0	11.7	2.9	14.7	17.6	8.8	5.8
⑨ひとり親世帯 n=13	7.6	0.0	15.3	46.1	23.0	7.6	0.0	23.0	15.3	7.6	0.0
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	23.0	7.6	23.0	23.0	15.3	23.0	7.6	23.0	0.0	7.6	7.6

：全体より10ポイント以上の増加

⑩ 住まい関連の問題

住まい関連の問題では、「⑨ひとり親世帯」「⑪夫婦と子どもから成る世帯」で「3．家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」、「⑤若年・単身（男性）」で「4．転居を迫られている/その心配がある」の割合が全体に対して高い傾向がみられる。

図表Ⅲ-7-38　世帯類型別にみた住まい関連の問題（複数回答）（調査票 p5）

	1．住まいがない・住むところが定まっていない	2．住まいの構造・設備・広さ等に問題がある（老朽化、バリアフリーでない、狭い等）	3．家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	4．転居を迫られている/その心配がある	5．保証人がいなくて入居/転居ができない	6．その他	7．特になし	8．不明
全体	6.9	2.9	26.6	13.2	3.6	2.0	51.6	1.1
①高齢・単身（男性） n=100	7.0	5.0	35.0	14.0	7.0	2.0	48.0	1.0
②高齢・単身（女性） n=66	0.0	6.0	15.1	6.0	3.0	1.5	69.6	3.0
③高齢者のみの世帯 n=23	0.0	0.0	21.7	8.6	0.0	4.3	60.8	4.3
④高齢者と子のみの世帯 n=8	0.0	0.0	25.0	12.5	0.0	12.5	50.0	0.0
⑤若年・単身（男性） n=26	15.3	0.0	34.6	26.9	0.0	0.0	30.7	0.0
⑦中年・単身（男性） n=146	10.9	2.0	23.9	16.4	4.1	2.0	48.6	0.6
⑧中年・単身（女性） n=34	8.8	2.9	8.8	2.9	0.0	2.9	70.5	0.0
⑨ひとり親世帯 n=13	7.6	0.0	38.4	15.3	0.0	0.0	38.4	0.0
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	0.0	0.0	61.5	23.0	0.0	0.0	7.6	0.0

：全体より10ポイント以上の増加

２）類型別にみたターニング・ポイント

属性ごとにターニング・ポイントをみると、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケースであるため、多くみられる出来事の上位3つは、「16. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減」、「17. コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇い止め」が入り、これに加えて、「⑪夫婦と子どもから成る世帯」を除き「1. （世帯主ご本人の）疾病の発症」となっている。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の状況を比較した際（P92）、感染拡大後 5.7 ポイントの増加がみられた「⑤若年・単身（男性）」では、「9. （世帯主ご本人の）初職における定着失敗（早期離職）」、「10. （世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）」のほか、「13. 債務発生」や「14. 住まいの喪失」の割合が全体に対して高い傾向がみられる。

また、「⑨ひとり親世帯」では、上位 3 つの出来事のほか、「4. （世帯主ご本人の）離婚」、「18. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職」の割合が高い傾向がみられる。

「⑪夫婦と子どもから成る世帯」では、「3. 家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始」、「13. 債務発生」の割合が高い傾向がみられ、育児・教育や住まい等に関する費用による支出過多に加え、家計管理ができていないなどの課題が困窮に至る要素としてうかがえる。

なお、サンプル数が n=8と非常に少ないものの「④高齢者と子のみの世帯」では、「3. 家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始」、「12. 収入のない同居者の増加」の割合が高い傾向がみられる。高齢の親と単身の子といった世帯において、親もしくは子のどちらか・親子ともが疾病を発症して治療・看病が必要となる、さらに、子も非正規雇用などで低所得、自営業においてもコロナ禍により収入減となるなどのことが重なり、親の年金だけでは世帯の生活がままならなくなる状況などが考えられる。

図表Ⅲ-7-39　世帯類型別にみたターニング・ポイント（調査票 p5）

	1.（世帯主ご本人の）疾病の発症	2.（世帯主ご本人の）障害の診断・認定	3. 家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始	4.（世帯主ご本人の）離婚	5. 家族の不仲、家庭不和の発生	6.（世帯主ご本人の）学校でのいじめ・不登校・中退等	7.（世帯主ご本人の）進学や就職活動の失敗	8.（世帯主ご本人の）ひきこもり・ニート	9.（世帯主ご本人の）初職における定着失敗（早期離職）	10.（世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）	11. 世帯主以外の収入源の喪失	12. 収入のない同居者の増加	13. 債務発生	14. 住まいの喪失	15.（世帯主ご本人の）非行・補導・犯罪等	16. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減	17. コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇い止め	18. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職	19. コロナウイルス感染症により患により休職・退職	20. その他
全体	32.4	3.1	3.1	9.2	6.9	1.6	1.6	2.0	5.1	16.1	5.8	0.9	11.6	7.1	1.6	47.8	31.5	2.0	1.3	6.0
①高齢・単身（男性） n=100	**37.0**	7.0	4.0	10.0	7.0	3.0	3.0	3.0	9.0	18.0	8.0	1.0	13.0	7.0	3.0	**44.0**	**34.0**	3.0	2.0	4.0
②高齢・単身（女性） n=66	**25.7**	3.0	0.0	12.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	7.5	4.5	0.0	9.0	0.0	0.0	**46.9**	**33.3**	1.5	1.5	15.1
③高齢者のみの世帯 n=23	**52.1**	0.0	8.6	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	17.3	8.6	0.0	4.3	0.0	0.0	**47.8**	**30.4**	0.0	0.0	4.3
④高齢者と子のみの世帯 n=8	**62.5**	0.0	**25.0**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	**25.0**	0.0	0.0	**50.0**	**50.0**	0.0	0.0	12.5
⑤若年・単身（男性） n=26	**30.7**	7.6	3.8	3.8	15.3	0.0	3.8	7.6	19.2	**30.7**	0.0	7.6	23.0	23.0	3.8	**34.6**	**50.0**	0.0	3.8	7.6
⑦中年・単身（男性） n=146	**32.8**	2.0	0.0	9.5	6.8	2.0	2.0	2.7	4.1	21.2	4.1	0.0	11.6	9.5	2.0	**48.6**	**25.3**	2.0	1.3	4.1
⑧中年・単身（女性） n=34	**23.5**	0.0	0.0	8.8	8.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	8.8	0.0	2.9	5.8	0.0	**58.8**	**35.2**	0.0	0.0	2.9
⑨ひとり親世帯 n=13	**38.4**	0.0	7.6	30.7	7.6	7.6	0.0	0.0	0.0	0.0	15.3	0.0	0.0	7.6	0.0	**38.4**	**46.1**	15.3	0.0	0.0
⑪夫婦と子どもから成る世帯 n=13	7.6	0.0	**23.0**	7.6	15.3	0.0	0.0	0.0	0.0	15.3	0.0	0.0	**30.7**	15.3	0.0	**53.8**	**23.0**	0.0	0.0	15.3

：全体より10ポイント以上の増加

太文字　：割合の高い上位3つ

（４）生活保護受給歴別の集計

新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケースとして回答のあった 448 事例において、『本人の子ども時代』と『本人の成人以降』の生活保護受給歴別にクロス集計を行った。

①　【本人の子ども時代】×【本人の成人以降】の生活保護受給経験

448 事例のうち「子ども時代に生活保護を受給した経験がある」ケースは 4.7%（21 件）、「成人以降において過去に受給経験がある」ケースは 15.4%（69 件）であった（P99）。

本人の成人以降における過去の受給経験と、子ども時代の生活保護受給経験とをクロス集計すると、成人以降において過去にも生活保護を受給したケースは 69 件、うち 10 件は、子ども時代にも生活保護受給経験がある。つまり、子ども時代に生活保護受給経験がある 21 ケースのうち、約半数（47.6%）の 10 ケースは、成人以降において、今回の申請以前にも受給経験があった（図表Ⅲ-7-40）。

なお、子ども時代に生活保護を受給していたケースにおける成人以降の生活保護受給（今回の申請以前）の回数は平均して 1.3 回、受給期間は4年2ヵ月であった。

図表Ⅲ-7-40　生活保護受給歴【本人の成人以降】×【本人の子ども時代】（調査票 p4）

	全体		本人の子ども時代					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 今回の申請が初めて	355	79.2%	6	28.6%	303	88.6%	31	51.7%
2. 過去にも受給したことがある	69	15.4%	10	47.6%	31	9.1%	20	33.3%
3. わからない	13	2.9%	2	9.5%	3	0.9%	8	13.3%
無回答	11	2.5%	3	14.3%	5	1.5%	1	1.7%
合計	448	100.0%	21	100.0%	342	100.0%	60	100.0%
過去の受給回数（平均）	1.83 回		1.33 回		2.40 回		1.22 回	
過去の受給期間（平均）	4年 2ヵ月		4年 2ヵ月		4年 3ヵ月		4年 3ヵ月	

②　属性別にみた過去の生活保護受給経験

次に、属性別に過去の生活保護受給経験をみると、次頁図表Ⅲ-7-41 のとおりである。
これをみると、子ども時代の生活保護受給経験は、対象ケースとしても多い「1. 高齢・単身（男性）」及び「7. 中年・単身（男性）」のほか、サンプル数が少ないものの「5. 若年・単身（男性）」において高い傾向がみられる。

成人以降の生活保護受給経験では、「7. 中年・単身（男性）」が 42.0%と最も多く、次いで「1. 高齢・単身（男性）」（23.2%）に続き、「中年・単身（女性）」（14.5%）でやや高くなっている。

図表Ⅲ-7-41　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】生活保護受給歴別の属性（調査票 p4）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 高齢・単身（男性）	100	22.3%	4	19.0%	75	21.9%	16	26.7%	78	22.0%	16	23.2%	4	30.8%
2. 高齢・単身（女性）	66	14.7%	1	4.8%	51	14.9%	10	16.7%	60	16.9%	4	5.8%	1	7.7%
3. 高齢者のみの世帯	23	5.1%	0	0.0%	19	5.6%	3	5.0%	22	6.2%	0	0.0%	1	7.7%
4. 高齢者と子のみの世帯	8	1.8%	0	0.0%	6	1.8%	1	1.7%	6	1.7%	2	2.9%	0	0.0%
5. 若年・単身（男性）	26	5.8%	3	14.3%	22	6.4%	1	1.7%	21	5.9%	3	4.3%	0	0.0%
6. 若年・単身（女性）	9	2.0%	1	4.8%	7	2.0%	1	1.7%	8	2.3%	1	1.4%	0	0.0%
7. 中年・単身（男性）	146	32.6%	7	33.3%	105	30.7%	23	38.3%	109	30.7%	29	42.0%	4	30.8%
8. 中年・単身（女性）	34	7.6%	2	9.5%	28	8.2%	4	6.7%	22	6.2%	10	14.5%	1	7.7%
9. ひとり親世帯	13	2.9%	1	4.8%	9	2.6%	1	1.7%	12	3.4%	1	1.4%	0	0.0%
10. 夫婦のみの世帯（若年～中年）	6	1.3%	1	4.8%	5	1.5%	0	0.0%	4	1.1%	2	2.9%	0	0.0%
11. 夫婦と子供から成る世帯（若年～中年）	13	2.9%	1	4.8%	12	3.5%	0	0.0%	10	2.8%	1	1.4%	2	15.4%
12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
13. 夫婦とひとり親から成る世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. その他	2	0.4%	0	0.0%	2	0.6%	0	0.0%	2	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	0.4%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%
合計	448	100.0%	21	100.0%	342	100.0%	60	100.0%	355	100.0%	69	100.0%	13	100.0%

③　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】の生活保護受給歴別の特徴

子ども時代に生活保護を受給していたことがあるケースでは、「全体」や「生活保護を受給していたことがない」ケースと比べ、「2. 障害」や「5. 家計管理の課題」、「6. 就職活動困難」、「7. 就職定着困難」、「9. 家族関係・家族の課題」、「13. 不安定就労（非正規雇用等）」の割合が高い傾向がみられる。

また、成人以降の生活保護受給経験があるケースにおいても、「2. 障害」や「3. 住まい不安定・ホームレス」、「6. 就職活動困難」、「7. 就職定着困難」、「9. 家族関係・家族の課題」、「13. 不安定就労（非正規雇用等）」などの複数項目において割合が高い傾向がみられる。

子ども時代や成人以降において、過去に生活保護受給経験のあるケースは、複合課題を抱えている場合が多いことがうかがえる。

図表Ⅲ-7-42　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】生活保護受給歴別×特徴（調査票 p4）

（複数回答）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 病気（メンタルヘルス含む）	172	38.4%	8	38.1%	137	40.1%	23	38.3%	136	38.3%	28	40.6%	5	38.5%
2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む	43	9.6%	4	19.0%	28	8.2%	8	13.3%	29	8.2%	9	13.0%	3	23.1%
3. 住まい不安定・ホームレス	32	7.1%	2	9.5%	25	7.3%	5	8.3%	20	5.6%	8	11.6%	2	15.4%
4. （多重・過重）債務	65	14.5%	2	9.5%	52	15.2%	9	15.0%	51	14.4%	10	14.5%	3	23.1%
5. 家計管理の課題	43	9.6%	4	19.0%	30	8.8%	8	13.3%	33	9.3%	8	11.6%	2	15.4%
6. 就職活動困難	108	24.1%	7	33.3%	83	24.3%	12	20.0%	77	21.7%	26	37.7%	5	38.5%
7. 就職定着困難	90	20.1%	8	38.1%	65	19.0%	14	23.3%	65	18.3%	18	26.1%	2	15.4%
8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	14	3.1%	1	4.8%	10	2.9%	3	5.0%	7	2.0%	3	4.3%	2	15.4%
9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等	43	9.6%	3	14.3%	33	9.6%	7	11.7%	31	8.7%	8	11.6%	3	23.1%
10. ひとり親	15	3.3%	1	4.8%	7	2.0%	5	8.3%	10	2.8%	4	5.8%	1	7.7%
11. 外国籍	5	1.1%	0	0.0%	3	0.9%	2	3.3%	3	0.8%	1	1.4%	1	7.7%
12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	69	15.4%	2	9.5%	58	17.0%	7	11.7%	60	16.9%	3	4.3%	5	38.5%
13. 不安定就労（非正規雇用等）	168	37.5%	10	47.6%	117	34.2%	29	48.3%	125	35.2%	33	47.8%	7	53.8%
14. 低年金	126	28.1%	3	14.3%	98	28.7%	19	31.7%	107	30.1%	12	17.4%	5	38.5%
15. その他	22	4.9%	1	4.8%	17	5.0%	4	6.7%	19	5.4%	3	4.3%	0	0.0%
全体	448		21		342		60		355		69		13	

④ 【本人の子ども時代】【本人の成人以降】の生活保護受給歴別の手持ち金・世帯収入

相談に来た時の手持ち金（預貯金等）は、全体平均としては約2万5千円であるが、子ども時代に生活保護を受給していたことがあるケースでは、約1万6千円で「千円以上5千円未満」が3割と最も多い。また、成人以降の生活保護受給経験があるケースにおいても、手持ち金の平均は約1万5千円で、同様に「千円以上5千円未満」が3割である（図表Ⅲ-7-43）。

申請時(受給直前)の 1 ヵ月あたりの世帯の収入は、「子ども時代に生活保護を受給していたことがある」「成人以降の生活保護受給経験がある」ケースのどちらも、「0円」が3割を超えており、「全体」の平均収入よりも低い傾向がみられる（図表Ⅲ-7-44）。

図表Ⅲ-7-43　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】相談に来た時の手持ち金（預貯金等）（調査票 p4）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0円	11	2.5%	3	14.3%	7	2.0%	0	0.0%	8	2.3%	2	2.9%	1	7.7%
千円未満	47	10.5%	3	14.3%	37	10.8%	5	8.3%	35	9.9%	10	14.5%	0	0.0%
千円以上5千円未満	78	17.4%	6	28.6%	51	14.9%	14	23.3%	55	15.6%	21	30.4%	1	7.7%
5千円以上1万円未満	45	10.0%	1	4.8%	37	10.8%	3	5.0%	33	9.4%	7	10.1%	2	15.4%
1万円以上2.5万円未満	91	20.3%	4	19.0%	69	20.2%	15	25.0%	74	21.0%	10	14.5%	4	30.8%
2.5万円以上5万円未満	79	17.6%	1	4.8%	62	18.1%	13	21.7%	63	17.9%	13	18.8%	3	23.1%
5万円以上10万円未満	53	11.8%	1	4.8%	48	14.0%	4	6.7%	49	13.9%	4	5.8%	0	0.0%
10万円以上	21	4.7%	2	9.5%	16	4.7%	2	3.3%	16	4.5%	1	1.4%	1	7.7%
無回答	23	5.1%	0	0.0%	15	4.4%	4	6.7%	19	5.4%	1	1.4%	1	7.7%
合計	448	100.0%	21	100.0%	342	100.0%	60	100.0%	352	100.0%	69	100.0%	13	100.0%
平均	25,114.3円		16,157.9円		26,659.0円		21,085.5円		27,745.7円		15,306.9円		21,220.9円	

図表Ⅲ-7-44　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】申請時（受給直前）の 1 ヵ月あたりの世帯の収入（調査票 p4）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0円	116	25.9%	8	38.1%	91	26.6%	12	20.0%	87	24.5%	24	34.8%	3	23.1%
1万円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1万円以上2.5万円未満	27	6.0%	1	4.8%	22	6.4%	3	5.0%	21	5.9%	5	7.2%	0	0.0%
2.5万円以上5万円未満	70	15.6%	2	9.5%	60	17.5%	4	6.7%	58	16.3%	9	13.0%	2	15.4%
5万円以上10万円未満	94	21.0%	3	14.3%	74	21.6%	12	20.0%	79	22.3%	11	15.9%	2	15.4%
10万円以上15万円未満	40	8.9%	5	23.8%	21	6.1%	9	15.0%	28	7.9%	9	13.0%	1	7.7%
15万円以上20万円未満	16	3.6%	0	0.0%	13	3.8%	2	3.3%	14	3.9%	1	1.4%	0	0.0%
20万円以上25万円未満	4	0.9%	0	0.0%	2	0.6%	1	1.7%	3	0.8%	0	0.0%	1	7.7%
25万円以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	81	18.1%	2	9.5%	59	17.3%	17	28.3%	65	18.3%	10	14.5%	4	30.8%
合計	448	100.0%	21	100.0%	342	100.0%	60	100.0%	355	100.0%	69	100.0%	13	100.0%
平均	4.6万円／月		4.1万円／月		4.3万円／月		5.7万円／月		4.7万円／月		3.9万円／月		5.3万円／月	

⑤ 【本人の子ども時代】【本人の成人以降】の生活保護受給歴別の就労状況

子ども時代及び成人以降の生活保護受給経験のあるケースのいずれも、「全体」や過去の受給経験がないケースと比べて、「3．一般就労のため、準備・求職中」の割合が高い傾向がみられる。

未就労（「働く意思がない」「働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない」）の割合は、子ども時代あるいは成人以降において、過去の生活保護の受給経験がないケースの方が高い。生活保護受給経験のあるケースでは、就労に向けた準備・求職活動を行っているにも関わらず、年齢や健康上の問題、就労面での課題等により、就労機会を得ることができず、生活保護の受給に至ったケースが一定数あることが考えられる。

図表Ⅲ-7-45　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】就労状況（調査票 p4、5）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 一般就労中	48	10.7%	2	9.5%	40	11.7%	4	6.7%	42	11.8%	6	8.7%	0	0.0%
2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中	134	29.9%	3	14.3%	107	31.3%	18	30.0%	104	29.3%	22	31.9%	5	38.5%
3. 一般就労のため、準備・求職中	63	14.1%	7	33.3%	38	11.1%	13	21.7%	42	11.8%	17	24.6%	3	23.1%
4. 未就労（働く意思がない）	60	13.4%	1	4.8%	49	14.3%	8	13.3%	54	15.2%	3	4.3%	1	7.7%
5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない	109	24.3%	5	23.8%	83	24.3%	14	23.3%	87	24.5%	16	23.2%	3	23.1%
6. 中間的就労（支援付就労）中	1	0.2%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%
無回答	33	7.4%	3	14.3%	24	7.0%	3	5.0%	26	7.3%	4	5.8%	1	7.7%
合計	448	100.0%	21	100.0%	342	100.0%	60	100.0%	355	100.0%	69	100.0%	13	100.0%

【就労形態】

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 正規職員	8	4.4%	0	0.0%	7	4.8%	1	4.5%	5	3.4%	3	10.7%	0	0.0%
2. 非正規（パート・アルバイト）	97	53.3%	4	80.0%	75	51.0%	16	72.7%	77	52.7%	16	57.1%	2	40.0%
3. 非正規（派遣社員）	10	5.5%	0	0.0%	9	6.1%	1	4.5%	9	6.2%	1	3.6%	0	0.0%
4. 非正規（契約社員・嘱託社員）	7	3.8%	0	0.0%	6	4.1%	0	0.0%	5	3.4%	2	7.1%	0	0.0%
5. 自営その他	35	19.2%	1	20.0%	30	20.4%	2	9.1%	31	21.2%	2	7.1%	2	40.0%
6. 不明	4	2.2%	0	0.0%	3	2.0%	1	4.5%	3	2.1%	1	3.6%	0	0.0%
無回答	21	11.5%	0	0.0%	17	11.6%	1	4.5%	16	11.0%	3	10.7%	1	20.0%
合計	182	100.0%	5	100.0%	147	100.0%	22	100.0%	146	100.0%	28	100.0%	5	100.0%

⑥　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】の生活保護受給歴別の申請時の困窮等の内容

「本人の子ども時代」「本人の成人以降」の生活保護受給歴別に申請時の困窮等の内容をみると、次頁図表Ⅲ-7-46 のようである。

支出面の問題として、子ども時代に「生活保護を受給していたことがある」ケースにおいて、「全体」や「生活保護を受給していたことはない」と比べて、「1. 家計管理ができていないことによる支出過多」が高い傾向がみられる。

就労面の問題では、子ども時代に「生活保護を受給していたことがある」ケースでは、「1. 就労経験の乏しさによる就職困難」や、「3. 低学歴や能力不足による就職困難」、「6. 離退職を繰り返す」、「7. 職場の人間関係トラブル」などの課題の割合が、「全体」や「生活保護を受給していたことはない」ケースと比べて高い傾向がみられる。前述したように、約3割のケースでは、就労に向けた準備・求職活動を行っているにも関わらず、就労機会を得ることができない背景・要因となっている可能性がある。また、成人以降に生活保護を「過去にも受給したことがある」ケースでは、「6. 離退職を繰り返す」の割合が高く、就労定着に至らず、再び生活保護の受給となっている実態が垣間見られる。

なお、住まい関連の問題では、全体として大きな差はみられなかった。

図表Ⅲ-7-46　【本人の子ども時代】【本人の成人以降】申請時の困窮等の内容（調査票 p4、5）

【支出面の問題】　（複数回答）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 家計管理ができていないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないことも含む）	79	17.6%	6	28.6%	59	17.3%	12	20.0%	61	17.2%	12	17.4%	6	46.2%
2. 医療・介護に要する費用による支出過多	84	18.8%	0	0.0%	67	19.6%	14	23.3%	70	19.7%	11	15.9%	3	23.1%
3. 育児・教育に要する費用による支出過多	7	1.6%	1	4.8%	5	1.5%	1	1.7%	5	1.4%	0	0.0%	2	15.4%
4. 債務（多重・過重）による支出過多	94	21.0%	3	14.3%	72	21.1%	16	26.7%	76	21.4%	12	17.4%	5	38.5%
5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多	17	3.8%	0	0.0%	9	2.6%	7	11.7%	10	2.8%	3	4.3%	3	23.1%
6. 収入のない同居者による支出過多	6	1.3%	0	0.0%	3	0.9%	3	5.0%	4	1.1%	0	0.0%	2	15.4%
7. その他	13	2.9%	0	0.0%	9	2.6%	2	3.3%	11	3.1%	2	2.9%	0	0.0%
8. 特になし	199	44.4%	11	52.4%	151	44.2%	26	43.3%	155	43.7%	34	49.3%	5	38.5%
9. 不明	23	5.1%	0	0.0%	16	4.7%	6	10.0%	16	4.5%	6	8.7%	0	0.0%
全体	448		21		342		60		355		69		13	

【就労関連の問題】　（複数回答）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 就労経験の乏しさによる就職困難	30	6.7%	3	14.3%	22	6.4%	4	6.7%	23	6.5%	4	5.8%	3	23.1%
2. 高齢のため就職困難	156	34.8%	7	33.3%	125	36.5%	18	30.0%	131	36.9%	17	24.6%	6	46.2%
3. 低学歴や能力不足による就職困難	63	14.1%	6	28.6%	39	11.4%	16	26.7%	45	12.7%	11	15.9%	5	38.5%
4. 本人の疾病・障害等による就職困難	125	27.9%	4	19.0%	97	28.4%	22	36.7%	103	29.0%	13	18.8%	6	46.2%
5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難	13	2.9%	1	4.8%	7	2.0%	3	5.0%	8	2.3%	2	2.9%	3	23.1%
6. 離退職を繰り返す	85	19.0%	6	28.6%	57	16.7%	18	30.0%	58	16.3%	19	27.5%	5	38.5%
7. 職場の人間関係トラブル（いじめ、パワハラ等）	32	7.1%	4	19.0%	19	5.6%	8	13.3%	18	5.1%	6	8.7%	7	53.8%
8. 自営業/会社経営の業績不振	80	17.9%	0	0.0%	70	20.5%	7	11.7%	70	19.7%	5	7.2%	5	38.5%
9. その他	23	5.1%	2	9.5%	15	4.4%	4	6.7%	16	4.5%	7	10.1%	0	0.0%
10. 特になし	56	12.5%	4	19.0%	38	11.1%	9	15.0%	41	11.5%	13	18.8%	1	7.7%
11. 不明	6	1.3%	0	0.0%	6	1.8%	0	0.0%	6	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
全体	448		21		342		60		355		69		13	

【住まい関連の問題】　（複数回答）

	全体		本人の子ども時代						本人の成人以降					
			生活保護を受給していたことがある		生活保護を受給していたことはない		わからない		今回の申請が初めて		過去にも受給したことがある		わからない	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 住まいがない・住むところが定まっていない	31	6.9%	1	4.8%	21	6.1%	8	13.3%	19	5.4%	8	11.6%	2	15.4%
2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題がある（老朽化、バリアフリーでない、狭い等）	13	2.9%	0	0.0%	9	2.6%	4	6.7%	11	3.1%	0	0.0%	2	15.4%
3. 家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	119	26.6%	6	28.6%	87	25.4%	20	33.3%	105	29.6%	8	11.6%	6	46.2%
4. 転居を迫られている/その心配がある	59	13.2%	1	4.8%	44	12.9%	11	18.3%	50	14.1%	3	4.3%	5	38.5%
5. 保証人がいなくて入居/転居ができない	16	3.6%	1	4.8%	12	3.5%	3	5.0%	11	3.1%	3	4.3%	2	15.4%
6. その他	9	2.0%	0	0.0%	5	1.5%	3	5.0%	4	1.1%	5	7.2%	0	0.0%
7. 特になし	231	51.6%	11	52.4%	185	54.1%	23	38.3%	178	50.1%	44	63.8%	3	23.1%
8. 不明	5	1.1%	0	0.0%	3	0.9%	2	3.3%	3	0.8%	1	1.4%	1	7.7%
全体	448		21		342		60		355		69		13	

（５）他部門や他機関との連携状況

「生活保護の相談や、申請・受給に至った方の支援を進める中で、連携している機関等」、また、「新型コロナウイルス感染症等の影響により、新たに連携が必要になった、もしくは、連携を強化した機関・分野等」について尋ねたところ、次頁図表Ⅲ-7-47 のようである。

新たに連携・強化した機関としては、行政関係では、もともと半数以上の自治体において連携のあった「1. 自立相談支援機関」が 15.2%、次いで「27. ハローワーク・マザーズハローワーク」、「22. 保健所・保健センター」があげられている。

また、**行政以外の関係機関では、「31. 社会福祉協議会」が 12.9%と最も高く、次いで「46. フードバンク活動団体」**となっている。

図表Ⅲ-7-47　他部門や他機関との連携状況（調査票 p6）

①生活保護の相談や、申請・受給に至った方の支援を進める中で、連携している機関等
②新型コロナウイルス感染症等の影響により、新たに連携が必要となった、もしくは、連携を強化した機関・分野等

【行政関係】　（複数回答）

	①連携している		②新たに連携・強化	
	件数	%	件数	%
1. 自立相談支援機関	425	75.1%	86	15.2%
2. 高齢者福祉	503	88.9%	1	0.2%
3. 障害者福祉	513	90.6%	1	0.2%
4. 地域福祉	278	49.1%	1	0.2%
5. 児童福祉	452	79.9%	1	0.2%
6. ひとり親	331	58.5%	1	0.2%
7. 自殺対策担当	120	21.2%	2	0.4%
8. 地域包括支援センター	501	88.5%	6	1.1%
9. 児童相談所・児童家庭支援センター	295	52.1%	1	0.2%
10. 障害者就業・生活支援センター	214	37.8%	0	0.0%
11. 地域子育て支援センター	115	20.3%	0	0.0%
12. 成年後見制度に係る中核機関	152	26.9%	0	0.0%
13. 婦人相談所・配偶者暴力相談センター	190	33.6%	0	0.0%
14. 国民健康保険	444	78.4%	1	0.2%
15. 年金	440	77.7%	0	0.0%
16. 市町村税	408	72.1%	1	0.2%
17. 市町村営住宅	413	73.0%	4	0.7%
18. 都道府県営住宅	280	49.5%	1	0.2%
19. 水道	335	59.2%	0	0.0%
20. 教育委員会	333	58.8%	0	0.0%
21. 消防	85	15.0%	0	0.0%
22. 保健所・保健センター	292	51.6%	8	1.4%
23. 消費生活センター	118	20.8%	1	0.2%
24. 警察	291	51.4%	0	0.0%
25. 年金事務所	303	53.5%	1	0.2%
26. 雇用・産業	119	21.0%	2	0.4%
27. ハローワーク・マザーズハローワーク	458	80.9%	21	3.7%
28. 地域若者サポートステーション	117	20.7%	2	0.4%
29. 職業訓練機関	85	15.0%	1	0.2%
30. その他	4	0.7%	0	0.0%
全体	566		566	

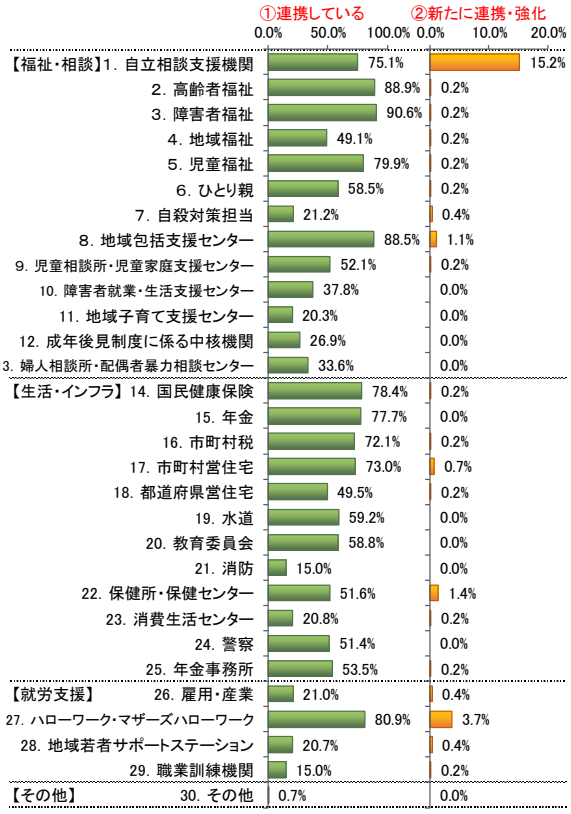

【行政以外の関係機関】　（複数回答）

	①連携している		②新たに連携・強化	
	件数	%	件数	%
31. 社会福祉協議会	464	82.0%	73	12.9%
32. 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	149	26.3%	1	0.2%
33. 法テラス・弁護士（会）・司法書士会	291	51.4%	4	0.7%
34. 消費者保護団体	8	1.4%	0	0.0%
35. 医師会	69	12.2%	0	0.0%
36. 医療機関（精神科）	363	64.1%	2	0.4%
37. 医療機関（上記37「精神科」以外）	332	58.7%	2	0.4%
38. 更生保護施設等	132	23.3%	1	0.2%
39. 保育所・幼稚園	134	23.7%	0	0.0%
40. 小学校	249	44.0%	0	0.0%
41. 中学校	249	44.0%	0	0.0%
42. 高等学校	158	27.9%	0	0.0%
43. その他の学校・大学等	25	4.4%	0	0.0%
44. 教育支援関係者・団体	36	6.4%	0	0.0%
45. 民生委員・児童委員	407	71.9%	3	0.5%
46. フードバンク活動団体	203	35.9%	16	2.8%
47. NPO法人・ボランティア団体（46以外）	131	23.1%	2	0.4%
48. 経済団体（商工会議所や事業協同組合等）	3	0.5%	0	0.0%
49. 生活協同組合	16	2.8%	0	0.0%
50. 農業者・農業団体	10	1.8%	0	0.0%
51. 民間企業（求人開拓）	49	8.7%	0	0.0%
52. 民間企業（就労体験等の協力事業所）	47	8.3%	3	0.5%
53. 町内会・自治会、福祉委員	88	15.5%	0	0.0%
54. その他の地域住民	41	7.2%	0	0.0%
55. 電気・ガス等の供給事業者	70	12.4%	0	0.0%
56. 介護サービス事業者	244	43.1%	1	0.2%
57. 新聞配達所	5	0.9%	0	0.0%
58. 郵便局	14	2.5%	0	0.0%
59. 居住支援協議会	41	7.2%	1	0.2%
60. 不動産業者、家主等	180	31.8%	1	0.2%
61. 日本政策金融公庫	6	1.1%	0	0.0%
62. 多文化共生センター等外国人支援団体	21	3.7%	1	0.2%
63. その他	5	0.9%	0	0.0%
全体	566		566	

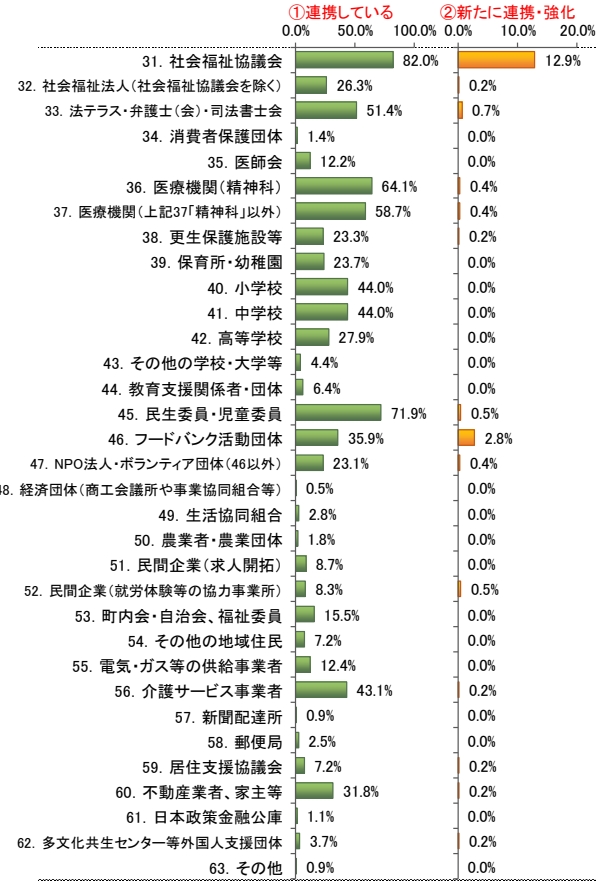

（６）コロナ禍に伴う相談体制の強化等の取組状況

① 相談体制の強化等取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、相談体制の強化等の取組状況をみると、「現在、取り組んでいる・取り組んだこと」として、多いものから「7．ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化」(23.5%)、「3.就労支援等の補助業務を行う職員の配置」(21.0%)、「1．要保護者に対する面接相談の相談員の雇用」(17.3%)などがあげられた。

一方、「実施したい・実施すべきだができていない取組」としては、「6．業務負担の軽減に向けた IT の導入、業務のオンライン化等の試行的な実施」が 33.9%と最も多く、次いで「2．保護決定事務処理を行う職員の配置」が 22.8%とあり、これらは「現在、取り組んでいる・取り組んだことがある」割合との差もかなり大きく、事務処理等の業務負担軽減の取組については、自治体として手をつけたいものの、なかなか取り組めていない状況がうかがえる。

また、「4．LINE を活用した相談支援」は 12.5%と5番目に高く、「現在、取り組んでいる・取り組んだことがある」割合が 0.2%のみであることに対し、実施意向が高いものの着手ができていない取組のひとつと考えられる。

図表Ⅲ-7-48　相談体制の強化等取組状況（調査票 p7）

（複数回答）

	現在、取り組んでいる・取り組んだことがある		実施したい・実施すべきだができていない	
	件数	%	件数	%
1. 要保護者に対する面接相談の相談員の雇用	98	17.3%	127	22.4%
2. 保護決定事務処理を行う職員の配置	42	7.4%	129	22.8%
3. 就労支援等の補助業務を行う職員の配置	119	21.0%	69	12.2%
4. LINEを活用した相談支援	1	0.2%	71	12.5%
5. 電話・メール・SNS（上記4を除く）などを活用した相談支援	84	14.8%	62	11.0%
6. 業務負担の軽減に向けたITの導入（訪問記録の作成、収入申告書等の入力など事務処理作業の効率化・軽減等）、業務のオンライン化等の試行的な実施	39	6.9%	192	33.9%
7. ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化（学習支援や居場所づくり等）※	133	23.5%	68	12.0%
8. 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化	68	12.0%	109	19.3%
9. その他	12	2.1%	11	1.9%
全体	566		566	

※生活困窮者自立支援法による「子どもの学習・生活支援事業」の活用を含む

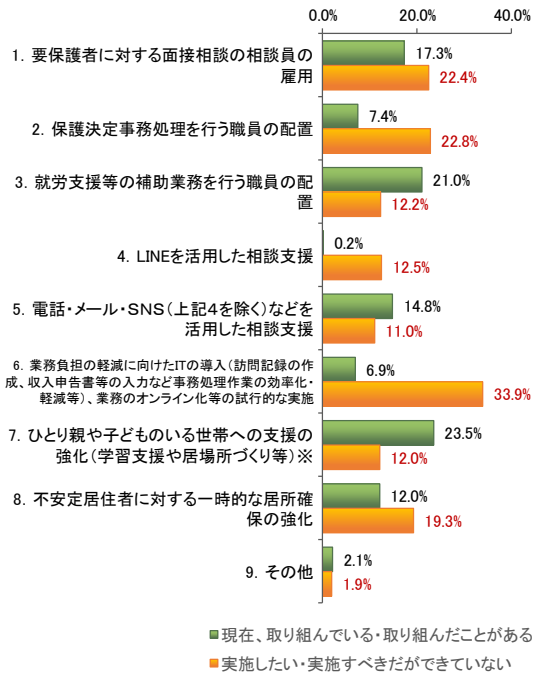

上記「実施したい・実施すべきだができていない」取組のうち、最も効果があった取組について選び、具体的な取組内容・効果を自由記入により記載してもらったところ、次頁以降のようである。

「現在、取り組んでいる・取り組んだこと」として、多いものでは、「7. ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化」として、生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」との連携がみられ、学習支援による高校進学といった効果があげられるほか、コロナ禍において、オンラインによる学習支援の取組などがみられる。また、「就労支援等の補助業務を行う職員の配置」では、ケースワーカーの就労支援を補佐する形などで、被保護者の就労意欲喚起、就職活動支援等によりきめ細やかに対応することによって、就労に結びつくなどの自立の支援に役立っていることがうかがえる。

「特に効果があがっている取組」の具体的な取組内容・効果（自由記入）（調査票 p7）

※主なものを抜粋

1．要保護者に対する面接相談の相談員の雇用（34）

・相談者数は増加しており、相談者への丁寧な対応及び現業員の業務負担軽減のために効果をあげている。

・専門的な見地から相談にのれる。ケースワーカーが相談業務から外れたため、ケースワークの時間の確保につながった。

・生活保護、困窮支援両方の支援経験のある面接相談員を雇用・配置し、コロナ禍における諸制度の説明、案内において効果的な助言や援助が行われている。

・要保護者に対する面接相談の相談員を雇用することにより、3 倍に増大した相談件数に対して申請などを迅速に対応することができた。

・他法他施策の活用助言や、他機関連携など、より専門的な知識をもって包括的に要保護者への支援を行うことができるようになった。

2．保護決定事務処理を行う職員の配置（７）

・保護決定を行う上で必要な調査を専門の職員を配置することで、地区担当 CW が各ケースに対してより丁寧な対応ができるようになった。

・世帯の変動等により資産（不動産）保有台帳と実態とに乖離が生じていたものについて、実態に応じた台帳に修正することができた。また、医療扶助の登録等をCWに代わって行うことで、CWが面接や電話業務に集中できる時間が増えた。

・要保護者に対する受付面接の補助や、新規申請に係る調査業務（金融機関や扶養義務者等の調査）の補助を行う会計年度任用職員を雇用することで、速やかな訪問調査や金融機関等への資産調査が可能となり、適切な保護を滞りなく実施することができた。

3．就労支援等の補助業務を行う職員の配置（48）

・会計年度職員の就労支援員を配置し、稼働年齢層を中心に巡回相談を実施するとともに、就労に関する助言・指導を実施している。それにより、被保護者に能動的な求職活動の動きがみられており、就労に結びつくケースがある。

・就労支援専門員による面接相談を通じて被保護者の特性見極めが行われ、課題の洗い出しや早期就労への一助となっている。

・ケースワーカーの就労指導を補佐し、求人情報の紹介、定着支援、面接指導、履歴書作成指導などきめ細かな支援を実施し、就労に結びついたケースが多く、また短期間での離職が減少した。

・就労支援員を配置し、被保護者に求職活動支援及び就労後の定着支援を行っている。令和 2 年度において就労支援を行った者のうち約 4 割の就労に結びついた。

・就労支援員を2名配置し、被保護者就労支援事業を継続して実施した結果、支援者が就職に起因して保護廃止に至ったケースに一定の効果があった。

・ハローワークへの同行支援を行い、効果をあげている。ケースワーカーが自身の仕事により専念でき、担当する被保護者への支援に時間をかけることができた。

・就労支援員による面接の練習、求人の開拓、就労意欲の喚起等を行うことで、自立促進、就労定着に大きな成果があがっている。

※３．就労支援等の補助業務を行う職員の配置（続き）

・就労支援により保護からの脱却や保護費の減少があった。

・週１日ハローワークの出張相談の活用及びハローワークへの求職活動同行などにより、求職中の生活保護利用者の自立に向けた支援につながっている。

・就労支援員の配置により、単なる求職活動にとどまらず、阻害要因の整理を含めた寄り添いの支援ができている。

・労働局勤務経験を持つ専門員を1名配置し、専門知識と経験を生かした被保護者からの求職相談受付、就職実現のための支援・指導、求人情報の提供等を実施。

４．LINE を活用した相談支援（２）

・新型コロナウイルス感染状況によっては、家庭訪問を自粛する期間があり、被保護者の生活状況の把握に苦慮する面があったが、電話や、場合によってはメールにより連絡を取ることで、状況の把握に努めた。

・電話を活用した相談支援－家族の状況や希望の確認について、速やかな相談や支援が可能だった。

５．電話・メール・ＳＮＳ（上記４を除く）などを活用した相談支援（28）

・電話による移動時間短縮で、相談時間にゆとりが出来、新型コロナウイルス感染を気にすることなく、気軽に会話ができた。

・電話やメールの活用により、相談者の生活状況を事前に聞き取ることで、来庁時にはスムーズな対応と調査につなぐことができ、直接の面談回数を減らすことで感染リスクの減少に効果があった。

・在宅ケースの場合にコロナ禍での訪問拒否などがあり、そうした場合に、電話による聞き取りを「電話訪問」と称して実施。これにより、近況の確認や普段との変化などがわかり、ある程度は生活状況の把握ができている。

・新型コロナにかかり収入減少した世帯について、電話相談を行い申請意思が示されたときは郵便による申請書の提出や、メールによる挙証資料の写しの提出を受けるなど、申請者と接触することなく、申請を受け付けることができた。

・感染拡大防止のため、電話等で生活状況を把握したことで、感染不安を訴える受給者のニーズにこたえるとともに、職員の感染防止にも繋がった。

６．業務負担の軽減に向けた IT の導入（訪問記録の作成、収入申告書等の入力など事務処理作業の効率化・軽減等）、業務のオンライン化等の試行的な実施（18）

・ITの導入により、保護変更入力や訪問記録の作成等がパソコン上で完結し、決裁供覧も専用ネットワークで繋がるパソコン上でほぼ完結するようになった。書類の手書き記入や印刷、ケースファイルの物理的な回付が省略され、事務処理作業の効率化・軽減につながっている。

・（内容）RPAの活用による介護保険料、年金改定の一括処理業務。（効果）手作業により生じていた入力ミスの解消、現業員の負担軽減。

・生活保護システムに電子決裁を導入。台帳移動の負担軽減によりスムーズな決定処理。

・医療要否意見書へのバーコード読み取り導入により、生活保護システムへの入力時間が大幅に削減され、業務負担の軽減につながった。

・Zoom を活用しオンライン相談を実施した。入院中である場合など、対象者が来所することが困難な状況で非常に効果的であった。

・訪問活動にタブレット端末を導入することで、面談中の記録作成が可能になった。これにより、帰所後の訪問記録作成にかかる時間が短縮された。

７．ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化（25）

・生活困窮者「子どもの学習・生活支援事業」において、民間事業者の個別指導による学習支援を実施し、参加者は全員高校進学をしている。

・通常であれば、拠点型（高齢者施設等）として対面型での学習支援を実施しているが、緊急事態宣言の際に非接触型での支援を実施するため、ZOOM を活用したオンラインでの学習支援を実施した。対面での支援が困難な中でも、子どもの状況確認や学習意欲の向上といった効果が見られた。

・進学に無関心な世帯についても、学習支援による関わりにより、高校進学の具体的イメージが想像でき、継続学習している。

・新型コロナの影響による休校期間時に「学校に行かないと勉強方法がわからない」といった相談があり、学習支援事業の積極的利用により学習環境を提供。

・子どもの学習・生活支援事業において、休校中にオンラインによる学習支援教室を開催した。

・こどもの学習支援事業（NPO 法人に委託）、小学 4 年生から中学 3 年生を対象に、経済的理由で塾に通えない生徒に、学習塾を実施。負の連鎖の解消。

８．不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化（21）

・会社寮を追い出され、そのまま相談に来たがさほど手持金もなく時間的にどこの無料低額宿泊所も受入不可であったが、提携ホテルへの宿泊が可能となった。また外国人などコミュニケーションが取れない人への受入可能施設の開拓がかない、何人か受入実績ができた。

・本課主管事業と併せ社会福祉協議会事業を活用する事により、中・高年層の寮付就労希望者に対する採用決定までの猶予期間での住居確保に大変有効であった。

・県外の無料低額宿泊所と連携し、保護申請者の迅速な保護決定及び居所確保を行った結果、速やかな就労支援から自立につなげることができている。

・居所を喪失した相談者に対して従来であれば救護施設か無料低額宿泊所の 2 つしか選択肢がなかったが、コロナ禍での厚生労働省からの通知を受け、一時的に低額で宿泊できるビジネスホテル等の開拓を行い、紹介できる旅館の開拓に成功した。

・ホームレスの相談時に救護施設に即日入所できない場合が多いため、一時的住居の提供は有効。

９．その他（８）

・外国語通訳の配置：市内UR団地に多数居住している外国人（主ににブラジル人）に対してポルトガル語通訳を雇用し配置。相談業務がスムーズに実施できている。

・課内での協力体制強化：相談者の多い日は、相談係の面接相談員だけでなく、地区担当員や査察指導員が面接相談業務のサポートを行った。

＜人口規模別の取組状況＞

新型コロナウイルス感染症の影響下での相談体制の強化等取組状況について人口規模別にみると、図表Ⅲ-7-49 のとおりである。「現在、取り組んでいる・取り組んだこと」では、取組自治体が極端に少ない「4. LINE を活用した相談支援」を除くと、全体として、人口規模が中規模～大規模（30 万人以上）の自治体の方が、実施割合が高い傾向がみられる。

特に、「5. 電話・メール・SNS などを活用した相談支援」、「7. ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化」「8. 不安定居住者に対する一時的な居住確保の強化」では、人口 30 万人以上の都市部において実施割合が全体より 10 ポイント以上高く、都市部におけるこうした取組の必要性や支援ニーズがうかがえる。また、「1. 要保護者に対する面接相談の相談員の雇用」、「2. 保護決定事務処理を行う職員の配置」、「3. 就労支援等の補助業務を行う職員の配置」といった、職員体制の強化の取組においては、人口 10 万人以上 30 万人未満の中規模自治体において実施割合が最も高くなっており、都市部だけに限らず、多少なりとも新型コロナウイルス感染症の影響や、それに伴う体制整備の必要性が生じていることがうかがえる。

図表Ⅲ-7-49　人口規模別　相談体制の強化等取組状況（調査票 p7）

（複数回答）

	1. 要保護者に対する面接相談の相談員の雇用	2. 保護決定事務処理を行う職員の配置	3. 就労支援等の補助業務を行う職員の配置	4. LINEを活用した相談支援	5. 電話・メール・SNS（上記4を除く）などを活用した相談支援	6. 業務負担の軽減に向けたITの導入、業務のオンライン化等の試行的な実施	7. ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化（学習支援や居場所づくり等）※	8. 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化	9. その他	全体
1万人未満	0	0	0	1	1	0	0	0	1	11
	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	
1万人以上	10	5	22	0	12	7	18	10	3	170
5万人未満	5.9%	2.9%	12.9%	0.0%	7.1%	4.1%	10.6%	5.9%	1.8%	
5万人未満以上	29	8	34	0	14	9	32	16	2	145
10万人未満	20.0%	5.5%	23.4%	0.0%	9.7%	6.2%	22.1%	11.0%	1.4%	
10万人以上	41	19	35	0	26	13	45	18	4	141
30万人未満	29.1%	13.5%	24.8%	0.0%	18.4%	9.2%	31.9%	12.8%	2.8%	
30万人以上	16	5	14	0	20	8	24	15	2	64
	25.0%	7.8%	21.9%	0.0%	31.3%	12.5%	37.5%	23.4%	3.1%	
合計	96	37	105	1	73	37	119	59	12	531
	18.1%	7.0%	19.8%	0.2%	13.7%	7.0%	22.4%	11.1%	2.3%	

※生活困窮者自立支援法による「子どもの学習・生活支援事業」の活用を含む

② 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応（支援の ICT 化等）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「相談援助の受付から保護の決定・実施まで」の面接や各種の支援等への ICT 化の活用状況としては、「3. いずれの面談や支援等にも ICT を活用しなかった」が9割を超えた。その理由としては、「1. 該当するケースがなかった」(40.2%)、「2. 対面で実施すべきと判断した」(40.7%)のほか、「4. オンラインで実施するための設備、危機がなかった」が 55.7%と最も多く、相談者・家族と福祉事務所の双方で環境が整っていなかったことがあげられる。

なお、「訪問調査活動」の ICT 化の活用状況においても同様の傾向にある。

図表Ⅲ-7-50　面談や各種の支援等への ICT の活用状況（相談援助の受付から保護の決定・実施まで）（調査票 p8）

面談や各種の支援等へのICTの活用状況

	件数	%
1. すべての面談や支援等にICTを活用した	1	0.2%
2. 一部の面談や支援等にICTを活用した	35	6.2%
3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった	528	93.3%
無回答	2	0.4%
合計	566	100.0%

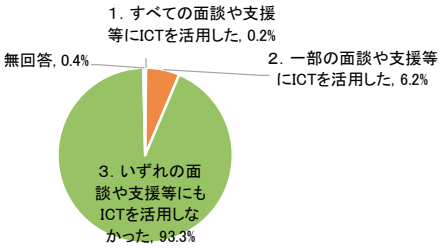

※「3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった」場合

ICTを活用しなかった理由

（複数回答）

	件数	%
1. 該当するケースがなかった	212	40.2%
2. 対面で実施すべきと判断した	215	40.7%
3. オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない	101	19.1%
4. オンラインで実施するための設備、機器がなかった	294	55.7%
5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、機器の取り扱いができなかった	42	8.0%
6. その他	30	5.7%
全体	528	

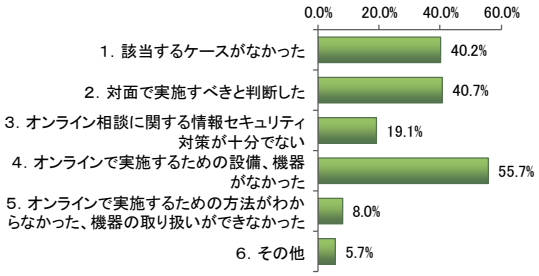

4. オンラインで実施するための設備、機器がなかった

	件数	%
1. 相談者・家族	192	65.3%
2. 福祉事務所	224	76.2%
全体	294	

5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、機器の取り扱いができなかった

	件数	%
1. 相談者・家族	28	66.7%
2. 福祉事務所	26	61.9%
全体	42	

図表Ⅲ-7-51　定期的な訪問調査活動等への ICT 化の活用状況（調査票 p9）

	件数	%
1. すべての訪問調査活動等にICTを活用した	1	0.2%
2. 一部の訪問調査活動等にICTを活用した	32	5.7%
3. いずれの訪問調査活動等にもICTを活用しなかった	530	93.6%
無回答	3	0.5%
合計	566	100.0%

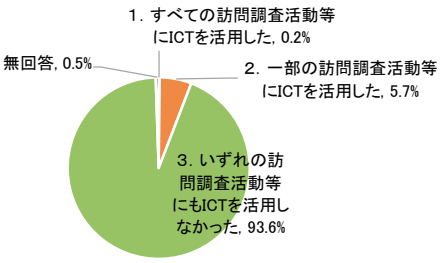

８．生活保護受給者に対する就労支援等の実施状況

（１）被保護者就労支援事業の支援メニュー

被保護者就労支援事業において取り組んでいる支援メニューを複数回答により尋ねたところ、比較的幅広く取組がなされているが、実施割合の高い順に「2．所内での面接相談」(94.9%)、「1．家庭訪問による面接相談」(81.4%)、「3．身だしなみや規則正しい生活等」(73.5%)などとなっており、これらは多くの自治体において取り組まれているといえる。

実施しているメニューの担当者をみると、上記の実施割合の高い上位3つの取組においては、ケースワーカーの関与が大きい。また、就労支援員も幅広く対応している。

一方、被保護者就労支援事業における支援メニューのうち、実施割合が低い取組としては、「7．就労体験や職場実習」(38.2%)、「8．ボランティア活動」(22.3%)、「9．就労準備支援事業所内での軽作業」(24.2%)、「10．専門職によるカウンセリング」(22.8%)といった体験活動や実習等が中心となっている。これらの取組の担い手・担当者としては、「10．専門職によるカウンセリング」「7．就労体験や職場実習」を除き、就労準備支援員となっており、被保護者就労準備支援事業の実施有無とも関係するものと考えられる。

図表Ⅲ-8-1　被保護者就労支援事業の支援メニュー（調査票 p12）

（複数回答）

	件数	%
1. 家庭訪問による面接相談	461	81.4%
2. 所内での面接相談	537	94.9%
3. 身だしなみや規則正しい生活等	416	73.5%
4. コミュニケーションの取り方	352	62.2%
5. 自己理解の促進	302	53.4%
6. ビジネスマナーや面接、応募書類作成の講座	356	62.9%
7. 就労体験や職場実習	216	38.2%
8. ボランティア体験	126	22.3%
9. 就労準備支援事業所内での軽作業	137	24.2%
10. 専門職によるカウンセリング	129	22.8%
11. その他	25	4.4%
全体	566	

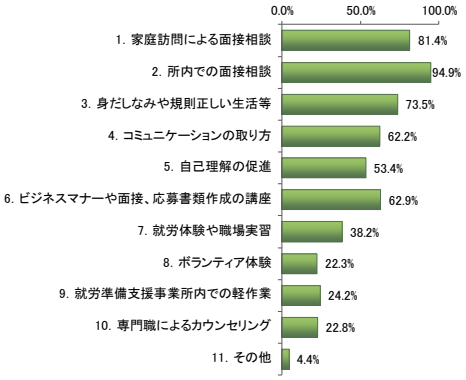

実施しているメニューの担当者

（複数回答）

	1 ケースワーカー	2 ハローワークの就職支援ナビゲーター	3 就労支援員	4 就労準備支援員	5 その他	全体
1. 家庭訪問による面接相談	421 91.3%	8 1.7%	292 63.3%	53 11.5%	11 2.4%	461
2. 所内での面接相談	419 78.0%	189 35.2%	482 89.8%	81 15.1%	18 3.4%	537
3. 身だしなみや規則正しい生活等	247 59.4%	95 22.8%	343 82.5%	104 25.0%	22 5.3%	416
4. コミュニケーションの取り方	154 43.8%	100 28.4%	289 82.1%	99 28.1%	23 6.5%	352
5. 自己理解の促進	112 37.1%	91 30.1%	241 79.8%	82 27.2%	21 7.0%	302
6. ビジネスマナーや面接、応募書類作成の講座	39 11.0%	143 40.2%	278 78.1%	85 23.9%	20 5.6%	356
7. 就労体験や職場実習	16 7.4%	39 18.1%	116 53.7%	91 42.1%	37 17.1%	216
8. ボランティア体験	15 11.9%	7 5.6%	42 33.3%	73 57.9%	20 15.9%	126
9. 就労準備支援事業所内での軽作業	20 14.6%	6 4.4%	47 34.3%	75 54.7%	28 20.4%	137
10. 専門職によるカウンセリング	9 7.0%	45 34.9%	74 57.4%	40 31.0%	25 19.4%	129
11. その他	8 32.0%	6 24.0%	15 60.0%	3 12.0%	5 20.0%	25

＜人口規模別の取組状況＞

被保護者就労支援事業の支援メニューの実施状況について人口規模別にみると、全体として実施割合の高い上位3つ(「1. 家庭訪問による面接相談」、「2. 所内での面接相談」、「3. 身だしなみや規則正しい生活等」)においては大きな差はみられないが、それら以外の「4. コミュニケーションの取り方」～「10. 専門職によるカウンセリング」においては、人口規模の大きい自治体の方が、実施割合が高い傾向がみられる。

前述のとおり、実施割合の高い上記3つ以外の支援メニューは、その担い手の多くが就労支援員や就労準備支援員といったケースワーカー以外の人員であることから、自治体における就労支援の体制整備の状況が反映されるものと考えられる。

図表Ⅲ-8-2　人口規模別　被保護者就労支援事業の支援メニュー（調査票 p12）

（複数回答）

	1. 家庭訪問による面接相談	2. 所内での面接相談	3. 身だしなみや規則正しい生活等	4. コミュニケーションの取り方	5. 自己理解の促進	6. ビジネスマナーや面接、応募書類作成の講座	7. 就労体験や職場実習	8. ボランティア体験	9. 就労準備支援事業所内での軽作業	10. 専門職によるカウンセリング	11. その他	全体
1万人未満	8	8	6	4	2	2	1	0	0	2	0	11
	72.7%	72.7%	54.5%	36.4%	18.2%	18.2%	9.1%	0.0%	0.0%	18.2%	0.0%	
1万人以上	150	159	112	90	66	86	44	18	24	14	8	170
5万人未満	88.2%	93.5%	65.9%	52.9%	38.8%	50.6%	25.9%	10.6%	14.1%	8.2%	4.7%	
5万人未満以上	118	139	99	79	68	85	49	25	27	26	4	145
10万人未満	81.4%	95.9%	68.3%	54.5%	46.9%	58.6%	33.8%	17.2%	18.6%	17.9%	2.8%	
10万人以上	106	140	109	97	84	101	64	45	46	45	7	141
30万人未満	75.2%	99.3%	77.3%	68.8%	59.6%	71.6%	45.4%	31.9%	32.6%	31.9%	5.0%	
30万人以上	46	63	58	56	55	54	42	28	25	32	3	64
	71.9%	98.4%	90.6%	87.5%	85.9%	84.4%	65.6%	43.8%	39.1%	50.0%	4.7%	
合計	428	509	384	326	275	328	200	116	122	119	22	531
	80.6%	95.9%	72.3%	61.4%	51.8%	61.8%	37.7%	21.8%	23.0%	22.4%	4.1%	

（２）被保護者就労支援事業を実施する上での課題認識

被保護者就労支援事業を実施する上で課題だと思うこと(「1. とても課題だと思う」「2. やや課題だと思う」の合計)の割合が高いのは、高いものから順に「7. 就職後の職場定着支援」、「3. 就労体験・就労受け入れ企業の開拓」、「4. 社会参加プログラムなど社会資源の活用」などとなっている(図表Ⅲ-8-3)。

これらは、前述の被保護者就労支援事業の支援メニューとして自治体における実施割合が低い取組とも重なり、職場定着支援や体験型・参加型の就労支援の場(プログラム)に対するニーズを読み取ることができる。

図表Ⅲ-8-3　被保護者就労支援事業を実施する上での課題認識（調査票 p13）

	1. とても課題だと思う	2. やや課題だと思う	3. あまり課題とは思わない	4. 全く課題だと思わない	5. わからない	無回答	合計
1. 就労支援員の就労支援に関する専門性の向上（支援の方法・技術	101	211	194	33	9	18	566
	17.8%	37.3%	34.3%	5.8%	1.6%	3.2%	100.0%
2. 就労支援の実施体制（就労支援員の不足、連携体制の不備）	65	180	245	52	5	19	566
	11.5%	31.8%	43.3%	9.2%	0.9%	3.4%	100.0%
3. 就労体験・就労受け入れ企業の開拓	148	268	104	7	21	18	566
	26.1%	47.3%	18.4%	1.2%	3.7%	3.2%	100.0%
4. 社会参加プログラムなど社会資源の活用	105	281	125	11	25	19	566
	18.6%	49.6%	22.1%	1.9%	4.4%	3.4%	100.0%
5. ケースワーカーの支援技術の向上	84	293	158	11	4	16	566
	14.8%	51.8%	27.9%	1.9%	0.7%	2.8%	100.0%
6. 個別の求人開拓	94	223	186	22	26	15	566
	16.6%	39.4%	32.9%	3.9%	4.6%	2.7%	100.0%
7. 就職後の職場定着支援	160	271	96	13	11	15	566
	28.3%	47.9%	17.0%	2.3%	1.9%	2.7%	100.0%
8. その他	14	6	2	1	13	530	566
	2.5%	1.1%	0.4%	0.2%	2.3%	93.6%	100.0%

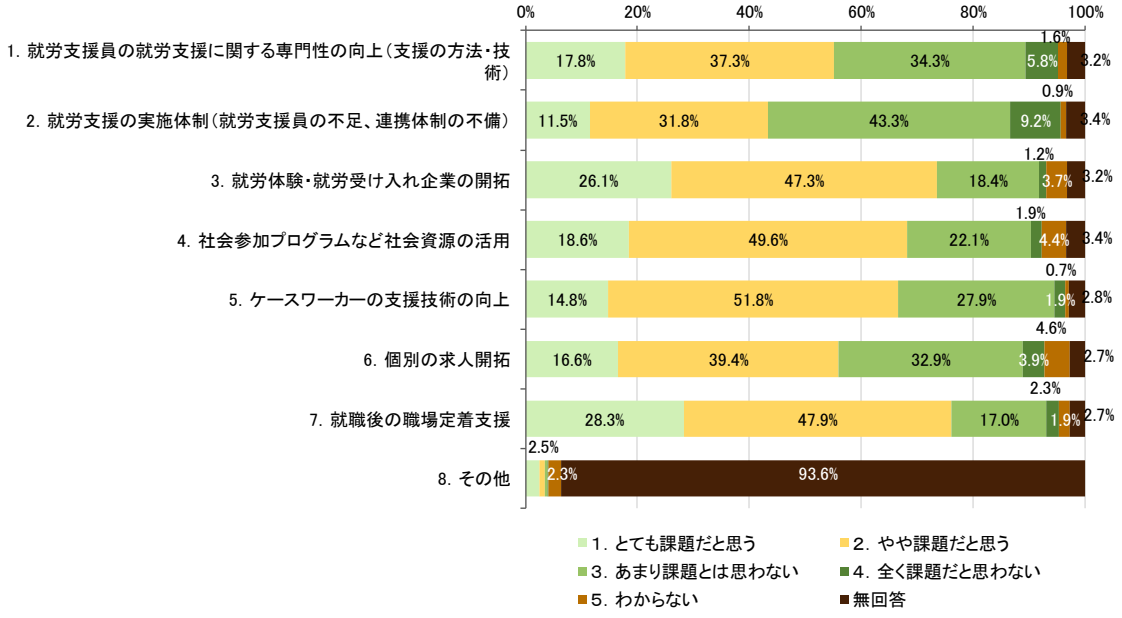

（３）就労体験や就労訓練等の場の確保について

就労に向けて課題を抱える方への支援において、就労体験や就労訓練等を実施する事業者、個別の求人開拓による就労先などの確保に向けた取組の実施有無を尋ねたところ、「実施している」が約3割であった。人口規模別にみると（次頁図表Ⅲ-8-5）、30 万人以上自治体においては、「実施している」が約7割と多くの自治体で取り組まれているが、10 万人以上 30 万人未満の自治体で約3割となるほか、人口規模がそれ以下の自治体では、徐々に実施割合が下がる傾向にある。

また、「実施している場合」、生活困窮者自立相談支援機関等との間で、「3. 協力を得られる就労体験や就労訓練の事業所、就労先等の情報を両制度で共有化している」が 48.0%、「両制度で協働して、就労体験等の受入れが可能な企業・事業所等への協力依頼を行っている」が 37.9%となっている。「5. 特に連携していない」（22.0%）自治体も一定数あるものの、就労に向けた支援の協力先の確保において、生活困窮者自立支援制度との連携が図られていることがうかがえる。

図表Ⅲ-8-4　就労体験や就労訓練等の場の確保に向けた取組の実施有無（調査票 p20）

	件数	%
実施している	177	31.3%
実施していない	382	67.5%
無回答	7	1.2%
合計	566	100.0%

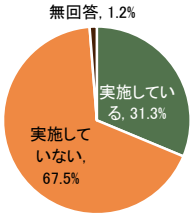

※「1. 実施している」場合

どのような企業・協力事業所等の確保に取り組んでいるか

（複数回答）

	件数	%
1. 認定就労訓練事業所	41	23.2%
2. 上記1以外の就労体験等の受け入れ事業所（社会福祉法人、NPO、企業等）	96	54.2%
3. 福祉的就労の場・事業所（授産施設、福祉工場、小規模作業所（共同作業場）等）	68	38.4%
4. 個別求人開拓による就労先	78	44.1%
5. その他	9	5.1%
全体	177	

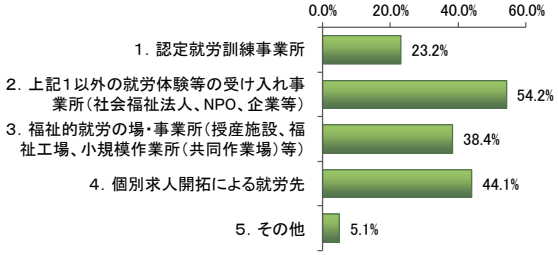

※「1. 実施している」場合

就労体験や就労先となる企業・協力事業所等の確保に向けて、生活困窮者自立相談支援機関等（就労準備支援事業実施機関を含む）とどのように連携しているか

（複数回答）

	件数	%
1. 両制度で協働して、就労体験等の受入れが可能な企業・事業所等へ協力依頼を行っている	67	37.9%
2. 生活保護部門と生活困窮者自立支援部門での合同で、企業説明会等を実施している	4	2.3%
3. 協力を得られる就労体験や就労訓練の事業所、就労先等の情報を両制度で共有化している	85	48.0%
4. その他	11	6.2%
5. 特に連携していない	39	22.0%
全体	177	

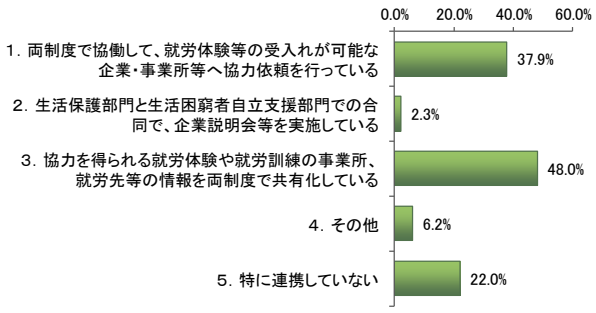

図表Ⅲ-8-5　人口規模別　就労体験や就労訓練等の場の確保に向けた取組の実施有無（調査票 p20）

	実施している	実施していない	無回答	合計
1万人未満	2	9	0	11
	18.2%	81.8%	0.0%	100.0%
1万人以上	34	132	4	170
5万人未満	20.0%	77.6%	2.4%	100.0%
5万人以上	36	108	1	145
10万人未満	24.8%	74.5%	0.7%	100.0%
10万人以上	47	93	1	141
30万人未満	33.3%	66.0%	0.7%	100.0%
30万人以上	44	19	1	64
	68.8%	29.7%	1.6%	100.0%
合計	163	361	7	531
	30.7%	68.0%	1.3%	100.0%

９．就労して保護廃止となった方/保護廃止に至らない方の状態像の分析

アンケート調査において、「1）令和2年度から現在までに、就労して生活保護が廃止になった方」、「2）現在も生活保護を受給しており、就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」の状態像について調査票をもとに記入いただいたところ、それぞれ 518 例、519 例の回答があった。各集計結果を比較すると、次のようなことが把握された。

（１）対象者の属性・特徴

① 属性（性別・年代・世帯類型）

属性をみると、「1）就労して生活保護が廃止になった方」と「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」のいずれも、**「7. 中年・単身（男性）」が約半数を占め、その他、「5. 若年・単身（男性）」、「9. ひとり親世帯」、「1. 高齢・単身（男性）」、「8. 中年・単身（女性）」**となっている。

なお、1）と2）とで属性の割合に大きな差はみられないが、「中年・単身（男性）」では、2）の方が、7.6 ポイント高い 55.1%となっている。

また、性別でみると（次頁図表Ⅲ-9-2）、男性が約7割、女性が約2割という比率に大きな違いはみられない。年齢階級については、「被保護者調査」では、65 歳以上の高齢者が約半数を占めるが、就労して生活保護が廃止になった、あるいは就労可能な心身の状況にあるという条件により、**対象者の属性としては、稼働年齢層となる中年～若年層が中心となっていることがうかがえる（65 歳以上高齢者の割合は、1）が 6.2%、2）が 2.0%）**。

なお、1）と2）の年齢階級を比較すると、1）では 40 代が 6.4 ポイント多い 31.3%、50 代は 14.4 ポイント少ない 29.7%となっており、保護廃止になった方の方が若い年齢層の割合がやや高い。

図表Ⅲ-9-1　属性の比較（調査票 p14、p17）

（複数回答）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 高齢・単身（男性）	29	5.6%	24	4.6%
2. 高齢・単身（女性）	7	1.4%	2	0.4%
3. 高齢者のみの世帯	1	0.2%	1	0.2%
4. 高齢者と子のみの世帯	21	4.1%	19	3.7%
5. 若年・単身（男性）	77	14.9%	55	10.6%
6. 若年・単身（女性）	13	2.5%	7	1.3%
7. 中年・単身（男性）	246	47.5%	286	55.1%
8. 中年・単身（女性）	28	5.4%	41	7.9%
9. ひとり親世帯	63	12.2%	45	8.7%
10. 夫婦のみの世帯（若年～中年）	7	1.4%	8	1.5%
11. 夫婦と子供から成る世帯（若年～中年）	17	3.3%	24	4.6%
12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年）	0	0.0%	1	0.2%
13. 夫婦とひとり親から成る世帯	1	0.2%	1	0.2%
14. その他	9	1.7%	11	2.1%
全体	518		519	

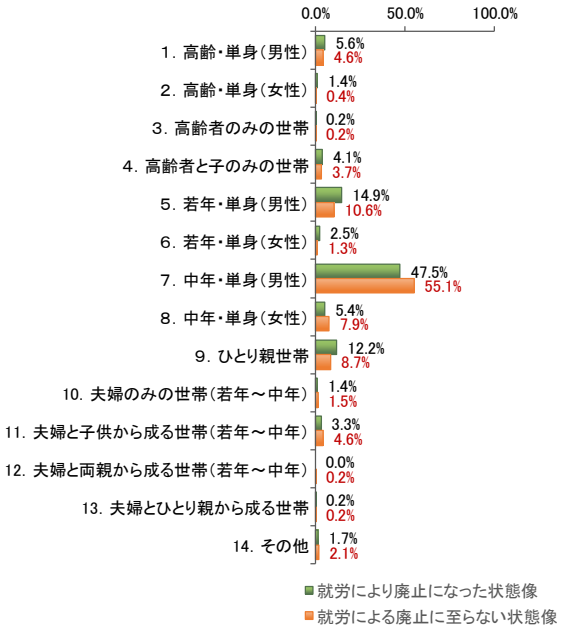

図表Ⅲ-9-2　性別・年齢階級の比較（調査票 p14、p17）

性別

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
男性	364	70.3%	395	76.1%
女性	112	21.6%	96	18.5%
その他	9	1.7%	2	0.4%
無回答	33	6.4%	26	5.0%
合計	518	100.0%	519	100.0%

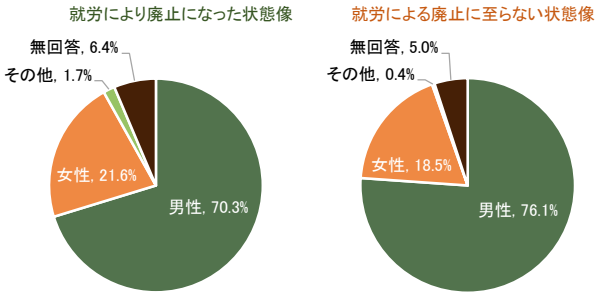

年齢階級

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 19歳以下	5	1.0%	0	0.0%
2. 20～29歳	51	9.8%	35	6.7%
3. 30～39歳	68	13.1%	61	11.8%
4. 40～49歳	162	31.3%	129	24.9%
5. 50～59歳	154	29.7%	229	44.1%
6. 60～64歳	41	7.9%	51	9.8%
7. 65～69歳	21	4.1%	6	1.2%
8. 70～74歳	10	1.9%	3	0.6%
9. 75～79歳	0	0.0%	0	0.0%
10. 80～84歳	0	0.0%	1	0.2%
11. 85歳以上	1	0.2%	0	0.0%
無回答	5	1.0%	4	0.8%
合計	518	100.0%	519	100.0%

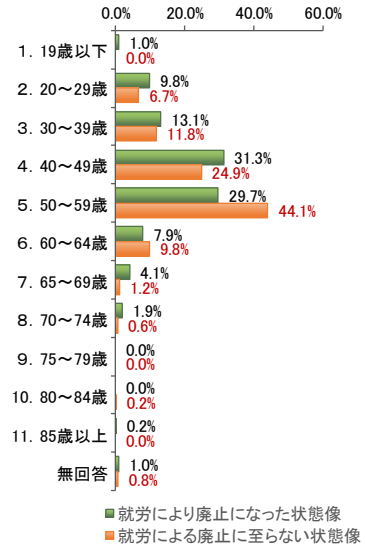

② 特徴/申請時の困窮内容

対象者の特徴について比較すると、「1）就労して生活保護が廃止になった方」では、「1．病気（メンタルヘルス含む）」が 36.5%と最も多く、次いで「7．就職定着困難」（25.5%）、「13．不安定就労（非正規雇用等）」（24.7%）と続く。一方、**「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」では、「7．就職定着困難」が 32.8%、次いで「病気（メンタルヘルス含む）」（31.2%）、「6．就職活動困難」（30.6%）**となり、1）と比較すると、1位と2位が逆転しているほか、「就職活動困難」の割合が高い。

また、**2）では、「8．社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）」が 18.1%と4番目に高くなっており、1）が 5.0%であるのに対して 13.1 ポイントの差がある。**

「申請時の困窮内容」についても比較してみると、両方とも「1．収入・貯蓄がない/少ない」が 90%台と特化するものの、**2）では、それに次いで「3．就労関連で問題がある」と「5．人間関係・社会とのつながりに問題がある」の2項目の割合が1）よりも高くなっており**、上記「特徴」と同様に、**就労面や社会的なつながりに関する課題がより顕著にみられる傾向**がある。

図表Ⅲ-9-3　特徴（調査票 p14、p17）

（複数回答）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 病気（メンタルヘルス含む）	189	36.5%	162	31.2%
2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む	90	17.4%	88	17.0%
3. 住まい不安定・ホームレス	40	7.7%	20	3.9%
4.（多重・過重）債務	56	10.8%	38	7.3%
5. 家計管理の課題	60	11.6%	58	11.2%
6. 就職活動困難	84	16.2%	159	30.6%
7. 就職定着困難	132	25.5%	170	32.8%
8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	26	5.0%	94	18.1%
9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を	53	10.2%	60	11.6%
10. ひとり親	54	10.4%	40	7.7%
11. 外国籍	5	1.0%	4	0.8%
12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	9	1.7%	7	1.3%
13. 不安定就労（非正規雇用等）	128	24.7%	87	16.8%
14. 低年金	22	4.2%	11	2.1%
15. その他	26	5.0%	39	7.5%
全体	518		519	

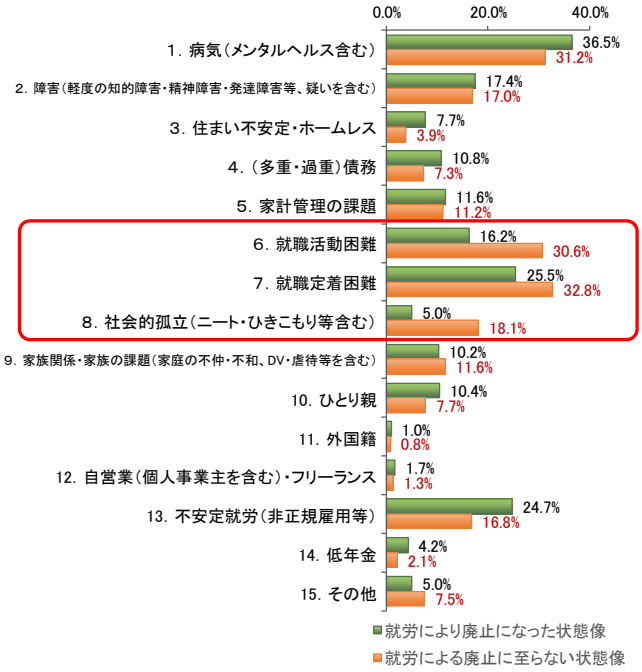

図表Ⅲ-9-4　申請時の困窮内容（調査票 p15、p18）

（複数回答）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 収入・貯蓄がない/少ない	468	90.3%	482	92.9%
2. 支出が多い	49	9.5%	29	5.6%
3. 就労関連で問題がある	93	18.0%	138	26.6%
4. 住まい関連で問題がある	69	13.3%	71	13.7%
5. 人間関係・社会とのつながりに問題がある	72	13.9%	106	20.4%
6. その他	30	5.8%	12	2.3%
全体	518		519	

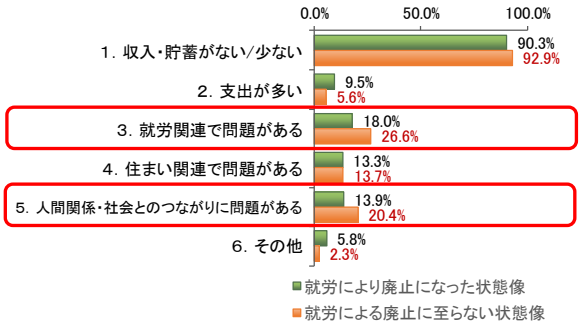

③ 相談に来た時の手持ち金／申請時（受給直前）の１ヵ月あたりの世帯の収入

相談に来た時の手持ち金、及び、申請時（受給直前）の1ヵ月あたりの世帯の収入を比較すると、「1）就労して生活保護が廃止になった方」の方が「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」よりも平均金額が高い傾向がみられる。

申請時（受給直前）の １ ヵ月あたりの世帯の収入は、1）で4割強、2）ではさらに多い5割強で「0円」無収入となっている。背景として、生活保護申請時における「（2）世帯主の就労状況」（P138）でみられるように、未就労の割合が 60.1%と高いことも、世帯の収入の低さにつながっていることが考えられる。

図表Ⅲ-9-5　相談に来た時の手持ち金（預貯金等）（調査票 p15、p18）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
0円	18	3.5%	26	5.0%
千円未満	80	15.4%	83	16.0%
千円以上5千円未満	112	21.6%	127	24.5%
5千円以上1万円未満	49	9.5%	41	7.9%
1万円以上2.5万円未満	96	18.5%	99	19.1%
2.5万円以上5万円未満	71	13.7%	55	10.6%
5万円以上10万円未満	45	8.7%	46	8.9%
10万円以上	20	3.9%	12	2.3%
無回答	27	5.2%	30	5.8%
合計	518	100.0%	519	100.0%
平均	20,622.7円		17,438.8円	

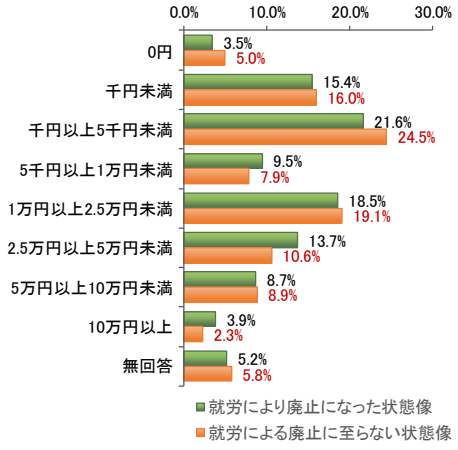

図表Ⅲ-9-6　申請時（受給直前）の１ヵ月あたりの世帯の収入（調査票 p15、p18）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
0円	222	42.9%	284	54.7%
1万円未満	7	1.4%	3	0.6%
1万円以上2.5万円未満	19	3.7%	15	2.9%
2.5万円以上5万円未満	31	6.0%	38	7.3%
5万円以上10万円未満	82	15.8%	59	11.4%
10万円以上15万円未満	44	8.5%	20	3.9%
15万円以上20万円未満	19	3.7%	12	2.3%
20万円以上25万円未満	6	1.2%	5	1.0%
25万円以上30万円未満	1	0.2%	1	0.2%
30万円以上35万円未満	2	0.4%	0	0.0%
35万円以上40万円未満	1	0.2%	1	0.2%
40万円以上45万円未満	0	0.0%	0	0.0%
45万円以上50万円未満	0	0.0%	0	0.0%
50万円以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	84	16.2%	81	15.6%
合計	518	100.0%	519	100.0%
平均	4.0万円／月		2.6万円／月	

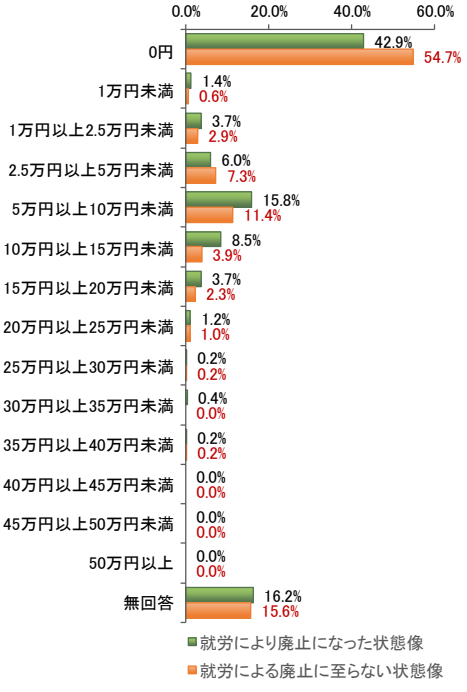

（２） 世帯主の就労状況

生活保護申請時における世帯主の就労状況を比較すると、「1）就労して生活保護が廃止になった方」では、「1. 一般就労中」及び「2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中」をあわせて 22.7%であるのに対し、「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」では 16.8%と低い傾向がみられる。また、「1. 一般就労中」及び「2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中」であったケースの就労形態をみると、1）では、「2. 非正規職員（パート・アルバイト）」が 50.0%、次いで「3. 非正規（派遣社員）」が 17.8%、「1. 正規職員」が 12.7%であるが、2）では、「2. 非正規職員（パート・アルバイト）」が 59.8%、次いで「5. 自営その他」が 14.9%となっている。就労を継続している期間は、1）が平均 9.1 年であるのと比べると、2）では 4.4 年と短い傾向がみられる。（図表Ⅲ-9-7）

一方、「未就労」についてみると、1）では「未就労」が4割強であるのに対し、2）においては約6割にのぼり、そのうち「4. 未就労（働く意思がない）」が約2割と高く、就労意欲に差がみられる。また、未就労の期間も、1）が平均 2.2 年であるのに対し、2）では 3.9 年と、やや長い傾向がみられる。（次頁、図表Ⅲ-9-7）

P134「② 特徴/申請時の困窮内容」でみたように、2）のケースにおいては、1）と比較して、「特徴」において「就職定着困難」と「就職活動困難」の割合が高いほか、「申請時の困窮内容」においても、「就労関連で問題がある」が高くなっていた。

具体的に、「生活保護「申請」時の就労関連の問題」からその要因をみると（P139、図表Ⅲ-9-8）、「1. 就労経験の乏しさによる就職困難」、「3. 低学歴や能力不足による就職困難」において、1）よりも 15 ポイントほど高く、大きな差がみられるほか、「6. 離退職を繰り返す」でも5ポイント高くなっている。実際に、2）のケースでは、就労経験がある場合も、就労を継続している期間が短いことや、未就労の期間が長いことなどからも、就労に結びつくことがより難しい状況がうかがえる。

図表Ⅲ-9-7　世帯主の就労状況（調査票 p15、p18）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 一般就労中	81	15.6%	58	11.2%
2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中	37	7.1%	29	5.6%
3. 一般就労のため、準備・求職中	143	27.6%	108	20.8%
4. 未就労（働く意思がない）	25	4.8%	117	22.5%
5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない	211	40.7%	195	37.6%
6. 中間的就労（支援付就労）中	7	1.4%	1	0.2%
無回答	14	2.7%	11	2.1%
合計	518	100.0%	519	100.0%

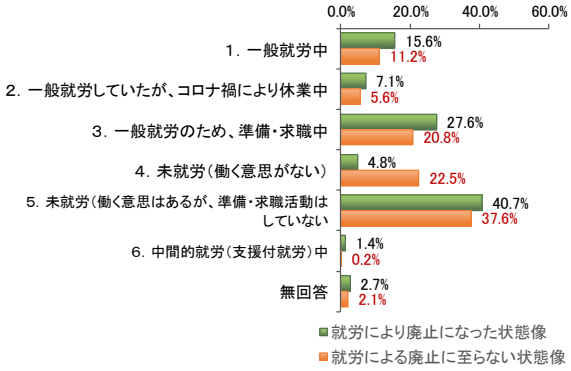

「4. 未就労（働く意思がない）」「5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない」の場合

未就労の期間

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1年未満	104	44.1%	94	30.1%
1年以上2年未満	47	19.9%	64	20.5%
2年以上4年未満	20	8.5%	47	15.1%
4年以上6年未満	9	3.8%	11	3.5%
6年以上8年未満	5	2.1%	7	2.2%
8年以上10年未満	3	1.3%	5	1.6%
10年以上15年未満	7	3.0%	19	6.1%
15年以上20年未満	0	0.0%	9	2.9%
20年以上25年未満	4	1.7%	3	1.0%
25年以上30年未満	1	0.4%	3	1.0%
30年以上	1	0.4%	6	1.9%
無回答	35	14.8%	44	14.1%
合計	236	100.0%	312	100.0%
平均	2.2 年		3.9 年	

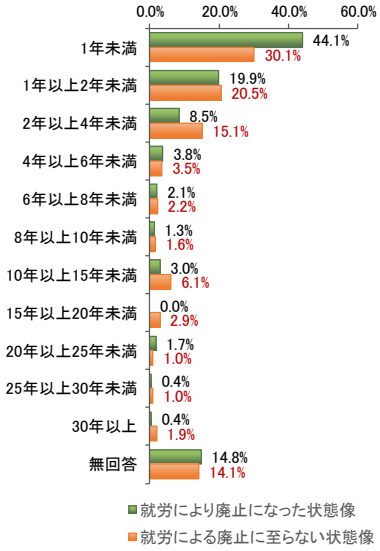

※「1. 一般就労中」「2. 就労していたが、コロナ禍により休業中」の場合

【就労形態】

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 正規職員	15	12.7%	6	6.9%
2. 非正規（パート・アルバイト）	59	50.0%	52	59.8%
3. 非正規（派遣社員）	21	17.8%	7	8.0%
4. 非正規（契約社員・嘱託社員）	10	8.5%	5	5.7%
5. 自営その他	8	6.8%	13	14.9%
6. 不明	3	2.5%	4	4.6%
無回答	2	1.7%	0	0.0%
合計	118	100.0%	87	100.0%

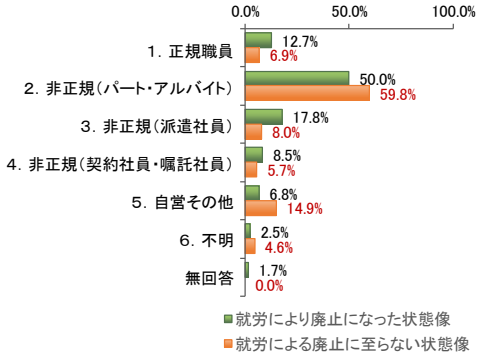

就労を継続している(していた)期間

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1年未満	16	13.6%	10	11.5%
1年以上2年未満	9	7.6%	8	9.2%
2年以上4年未満	5	4.2%	8	9.2%
4年以上6年未満	1	0.8%	4	4.6%
6年以上8年未満	2	1.7%	3	3.4%
8年以上10年未満	6	5.1%	1	1.1%
10年以上15年未満	4	3.4%	2	2.3%
15年以上20年未満	2	1.7%	3	3.4%
20年以上25年未満	1	0.8%	0	0.0%
25年以上30年未満	1	0.8%	0	0.0%
30年以上	7	5.9%	1	1.1%
無回答	64	54.2%	47	54.0%
合計	118	100.0%	87	100.0%
平均	9.1 年		4.4 年	

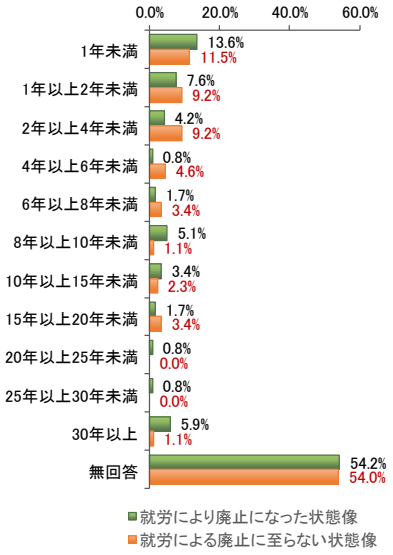

図表Ⅲ-9-8　生活保護「申請」時の就労関連の問題（調査票 p15、p18）

（複数回答）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 就労経験の乏しさによる就職困難	43	8.3%	116	22.4%
2. 高齢のため就職困難	41	7.9%	40	7.7%
3. 低学歴や能力不足による就職困難	48	9.3%	130	25.0%
4. 本人の疾病・障害等による就職困難	175	33.8%	142	27.4%
5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難	28	5.4%	33	6.4%
6. 離退職を繰り返す	153	29.5%	179	34.5%
7. 職場の人間関係トラブル(いじめ、パワハラ等)	79	15.3%	75	14.5%
8. 自営業/会社経営の業績不振	18	3.5%	14	2.7%
9. その他	43	8.3%	66	12.7%
10. 特になし	67	12.9%	36	6.9%
11. 不明	10	1.9%	12	2.3%
全体	518		519	

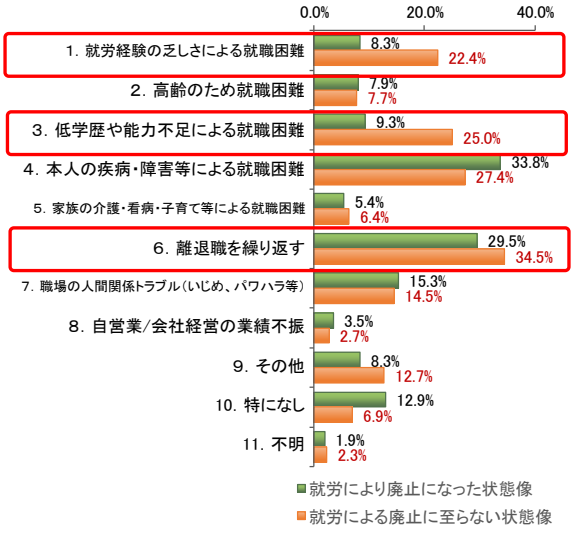

「1）就労して生活保護が廃止になった方」では、各ケースの「（再）就職に至ったきっかけ」について自由記入による回結果を分類・集計すると、下記のようであった。

どの属性（類型）においても、「ケースワーカーや就労支援員との相談・就労支援、ハローワークでの求職活動支援」とともに、「本人の就労（自立）意欲、自主的な求職活動」が、保護の廃止に結びつく（再）就職に至るきっかけとして多くあげられている。「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」では、働く意思がない未就労の方が約2割と多く、就職活動に向かうまでの就労（自立）意欲の醸成に時間を要することも、就労になかなか結びつかない要因のひとつと考えられる。

※「1）就労して生活保護が廃止になった方」と「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」のいずれの属性としても多い下記5つの類型別に、自由記入を整理した。

- **1. 高齢・単身（男性）**
- **5. 若年・単身（男性）**
- **7. 中年・単身（男性）**
- **8. 中年・単身（女性）**
- **9. ひとり親世帯**

図表Ⅲ-9-9　類型別・就労して生活保護が廃止になったケースの「（再）就職に至ったきっかけ」（調査票 p16）

※自由記入より回答結果を分類・集計（複数カウント）

1. 高齢・単身（男性） n=29	・ ケースワーカーや就労支援員との相談・就労支援、ハローワークでの求職活動支援（7） ・ 本人の就労（自立）意欲、自主的な求職活動（7） ・ 知人等による紹介（4） ・ 病気の治癒・改善（3） ・ その他（3）
5. 若年・単身（男性） n=77	・ 本人の就労（自立）意欲、自主的な求職活動（19） ・ ケースワーカーや就労支援員との相談・就労支援、ハローワークでの求職活動支援（18） ・ 被保護者就労支援事業、就労支援プログラム等（6） ・ 知人等による紹介（4） ・ 障害福祉サービスの活用（障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等（3） ・ 病気の治癒・改善（2） ・ 職業訓練（2）　など
7. 中年・単身（男性） n=246	・ ケースワーカーや就労支援員との相談・就労支援、ハローワークでの求職活動支援（76） ・ 本人の就労（自立）意欲、自主的な求職活動（54） ・ 被保護者就労支援事業、就労支援プログラム等（14） ・ 病気の治癒・改善（14） ・ 以前勤めていた会社への再就職（11） ・ 知人等による紹介（10）　など
8. 中年・単身（女性） n=28	・ ケースワーカーや就労支援員との相談・就労支援、ハローワークでの求職活動（6） ・ 本人の就労（自立）意欲、自主的な求職活動（5） ・ 病気の治癒・改善（5） ・ 以前勤めていた会社への再就職（2） ・ 障害福祉サービスの活用（障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等）（1） ・ 教育訓練給付金（1）　など
9. ひとり親世帯 n=63	・ 本人の就労（自立）意欲、自主的な求職活動（15） ・ ケースワーカーや就労支援員との相談・就労支援、ハローワークでの求職活動（12） ・ 子どもの成長や就職（7） ・ 被保護者就労支援事業、就労支援プログラム等（2） ・ 体験実習や職業訓練等（就労準備支援事業除く）（2）　など

（３）生活保護受給歴

子ども時代の生活保護受給経験は、「1）就労して生活保護が廃止になった方」と「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」とも「受給していたことがある」が1割程度と少ない。一方、**成人以降に生活保護を「過去にも受給したことがある」のは、1）では約3割、2）では約2割**となっており、**2）では、1）と比較して平均の生活保護受給期間がやや長い傾向がみられる。**

図表Ⅲ-9-10　生活保護受給歴（調査票 p15、p18）

本人の子ども時代

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 生活保護を受給していたことがある	42	8.1%	47	9.1%
2. 生活保護を受給していたことはない	374	72.2%	371	71.5%
3. わからない	69	13.3%	81	15.6%
無回答	33	6.4%	20	3.9%
合計	518	100.0%	519	100.0%

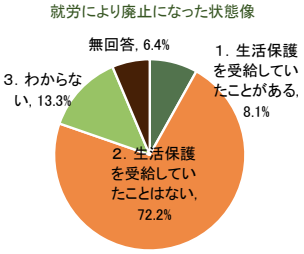

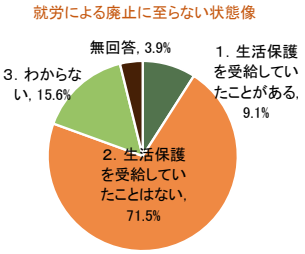

本人の成人以降

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1. 今回の申請が初めて	321	62.0%	356	68.6%
2. 過去にも受給したことがある	148	28.6%	114	22.0%
3. わからない	8	1.5%	8	1.5%
無回答	41	7.9%	41	7.9%
合計	518	100.0%	519	100.0%

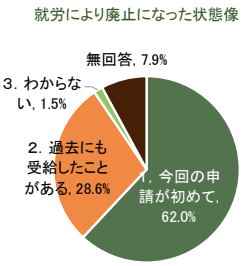

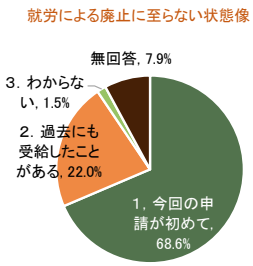

過去の受給回数

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1回	93	62.8%	69	60.5%
2回	28	18.9%	21	18.4%
3回	3	2.0%	9	7.9%
4回	5	3.4%	0	0.0%
5回以上	2	1.4%	1	0.9%
無回答	17	11.5%	14	12.3%
合計	148	100.0%	114	100.0%
平均	1.47 回		1.43 回	

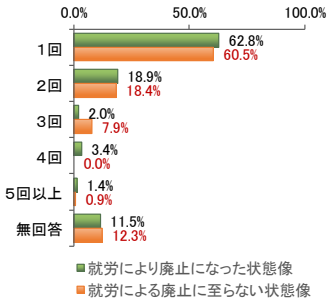

過去の受給期間

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
6か月未満	14	9.5%	8	7.0%
6か月以上1年未満	12	8.1%	8	7.0%
1年以上2年未満	30	20.3%	15	13.2%
2年以上3年未満	13	8.8%	10	8.8%
3年以上5年未満	10	6.8%	15	13.2%
5年以上10年未満	7	4.7%	7	6.1%
10年以上15年未満	6	4.1%	5	4.4%
15年以上20年未満	1	0.7%	0	0.0%
20年以上	0	0.0%	1	0.9%
無回答	55	37.2%	45	39.5%
合計	148	100.0%	114	100.0%
平均	2年 10ヵ月		3年 5ヵ月	

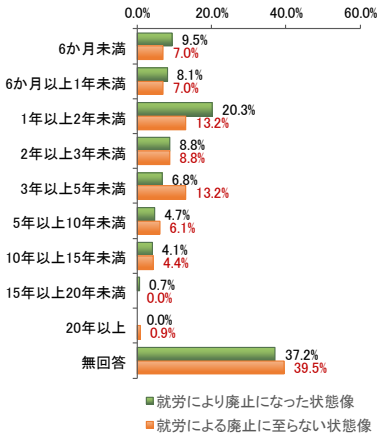

（４）生活保護受給期間

① 生活保護受給期間

「1）就労して生活保護が廃止になった方」と「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」の生活保護受給期間（平均）を比較すると、1）は2年8ヵ月、2）は3年 11 ヵ月とやや長い傾向がみられる。

図表Ⅲ-9-11　生活保護受給期間（調査票 p15、p18）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
6か月未満	40	7.7%	12	2.3%
6か月以上1年未満	61	11.8%	37	7.1%
1年以上2年未満	111	21.4%	105	20.2%
2年以上3年未満	48	9.3%	56	10.8%
3年以上5年未満	39	7.5%	70	13.5%
5年以上10年未満	50	9.7%	71	13.7%
10年以上15年未満	13	2.5%	34	6.6%
15年以上	2	0.4%	5	1.0%
無回答	154	29.7%	129	24.9%
合計	518	100.0%	519	100.0%
平均	2年 8ヵ月		3年 11ヵ月	

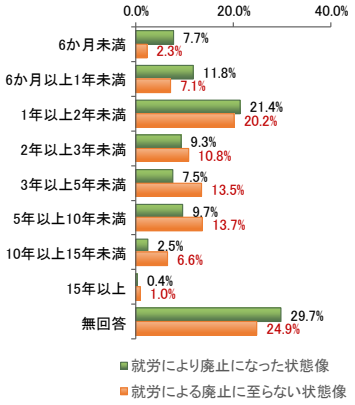

「1）就労して生活保護が廃止になった方」の生活保護受給期間を、さらに対象者として多い5つの属性ごとにみると、図表Ⅲ-9-12 のようであった。平均受給期間は、「⑤若年・単身（男性）」が最も短く、次いで「⑦中年・単身（男性）」となっており、男性が世帯主の世帯の方が、生活保護受給期間が短い傾向がみられる。

「1）就労して生活保護が廃止になった方」でみると、「全体」では受給期間が3年未満の世帯が半数（50.2%）を占めるが、「⑧中年・単身（女性）」は 39.3%、「⑨ひとり親世帯」は 41.3%と低い割合となっており、特に、「⑨ひとり親世帯」では、「5年以上 10 年未満」や「10 年以上～」も一定数存在する。母子世帯では、子が高卒後に就職する、母親が資格をとって安定就労に至るなど、自立助長という目的に沿った廃止まである程度の時間が必要であることが推測されており※、平均受給期間が長い傾向がみられる。

図表Ⅲ-9-12　類型別の生活保護受給期間（就労して生活保護が廃止になった方）（調査票 p15）

	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	無回答	平均
全体	7.7	11.8	21.4	9.3	7.5	9.7	2.5	0.4	29.7	2年8ヵ月
①高齢・単身（男性） n=29	13.8	3.5	10.3	10.3	3.5	10.3	3.5	0.0	44.8	2年11ヵ月
⑤若年・単身（男性） n=77	9.1	14.3	19.5	10.4	9.1	3.9	0.0	0.0	33.8	1年10ヵ月
⑦中年・単身（男性） n=246	9.4	14.6	25.2	7.7	6.1	6.1	2.0	0.0	28.9	2年2ヵ月
⑧中年・単身（女性） n=28	3.6	14.3	10.7	10.7	21.4	7.1	3.6	0.0	28.6	3年1ヵ月
⑨ひとり親世帯 n=63	1.6	6.4	22.2	11.1	6.4	27.0	9.5	1.6	14.3	4年7ヵ月

※参考文献：「生活保護の受給期間－廃止世帯からみた考察－」（藤原千沙/湯澤直美/石田浩）、社会政策学会誌『社会政策』、第 1 巻第 4 号、p87-99

② 生活保護を受けてから保護廃止に至った就職（再就職を含む）までの期間

生活保護を受けてから保護廃止に至った就職（再就職を含む）までの期間は、平均して2年4ヵ月であり、属性ごとにみると、若年及び中年の男性世帯主のケースでは約2年弱と短く、高齢者及び、ひとり親世帯を含む女性が世帯主であるケースでは2～3年以上と長い傾向がみられる。

図表Ⅲ-9-13　生活保護を受けてから保護廃止に至った就職（再就職を含む）までの期間）
（調査票 p16）

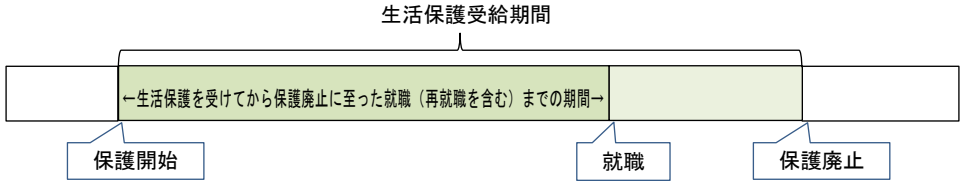

	就労により廃止になった状態像	
	件数	%
0か月	7	1.4%
6か月未満	67	12.9%
6か月以上1年未満	56	10.8%
1年以上2年未満	81	15.6%
2年以上3年未満	37	7.1%
3年以上5年未満	33	6.4%
5年以上10年未満	34	6.6%
10年以上15年未満	13	2.5%
15年以上	2	0.4%
無回答	188	36.3%
合計	518	100.0%

平均　2年 4ヵ月

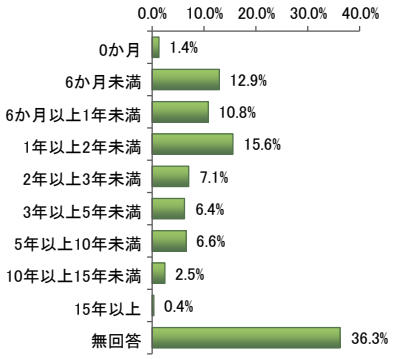

図表Ⅲ-9-14　類型別・生活保護を受けてから保護廃止に至った就職（再就職を含む）までの期間
（調査票 p16）

	0ヵ月	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	無回答	平均
全体	1.4	12.9	10.8	15.6	7.1	6.4	6.6	2.5	0.4	36.3	2年4ヵ月
①高齢・単身（男性）n=29	0.0	17.2	6.9	10.3	0.0	0.0	13.8	3.5	0.0	48.3	2年10ヵ月
⑤若年・単身（男性）n=77	1.3	15.6	13.0	15.6	6.5	5.2	2.6	1.3	0.0	39.0	1年7ヵ月
⑦中年・単身（男性）n=246	1.2	16.3	13.0	15.0	6.5	5.7	4.5	2.0	0.0	35.8	1年11ヵ月
⑧中年・単身（女性）n=28	0.0	10.7	10.7	17.9	7.1	17.9	0.0	3.6	0.0	32.1	2年3ヵ月
⑨ひとり親世帯 n=63	1.6	1.6	9.5	23.8	11.1	6.4	12.7	7.9	1.6	23.8	3年9ヵ月

③ 前項②の就職から保護廃止までの期間

保護廃止に至った就職（再就職を含む）から保護廃止までの期間は、平均して 8 ヵ月であり、「6ヵ月未満」が約3割と最も多い。多くのケースは、廃止を見込むことができる就職から約半年～1年以内で保護の廃止に至るが、中には1年以上と時間がかかるケースもあることがうかがえる。

図表Ⅲ-9-15　就職から保護廃止までの期間（調査票 p16）

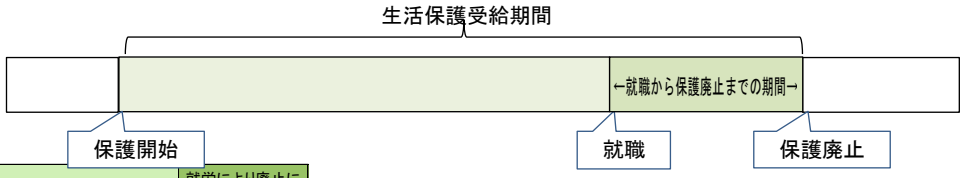

	就労により廃止になった状態像	
	件数	%
0か月	15	2.9%
6か月未満	151	29.2%
6か月以上1年未満	33	6.4%
1年以上2年未満	28	5.4%
2年以上3年未満	9	1.7%
3年以上5年未満	5	1.0%
5年以上10年未満	6	1.2%
10年以上15年未満	0	0.0%
15年未満	0	0.0%
無回答	271	52.3%
合計	518	100.0%

平均　0年 8ヵ月

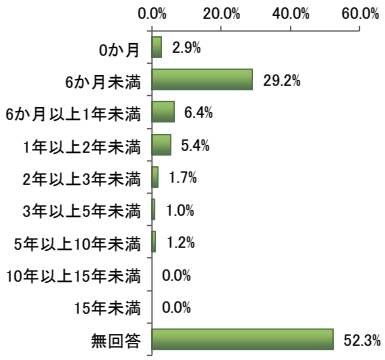

（５）就労による保護廃止に至らない理由

「2）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」について、各ケースの「就労による保護廃止に至らない理由」を、対象者として多い5つの属性ごとに自由記入による回答結果を分類・集計すると、次頁以降（P145～148）のようであった。

「高齢・単身（男性）」では、高齢による就職困難が最も多いほか、本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい、就労（自立）意欲が低いことなどがあげられている。

「若年・単身（男性）」では、就労（自立）意欲が低い、就職定着困難（離退職を繰り返す等）、社会的なつながり、人との関係性の構築が難しい、病気・障害等による就労困難、収入不安定、低収入等といった複合的な要因が多くあげられている。具体的な内容をみると、低学歴、他者とのコミュニケーションが苦手、発達障がいによって早期に不登校・引きこもり、家族の介護のため未就労期間が長期であるなど、背景に複数の課題要因が絡み合って、就労及び就労定着が困難、収入不安定・低収入とならざるを得ない状況が推察される。

「中年・単身（男性）」は、就労（自立）意欲が低い、本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい、就職定着困難（離退職を繰り返す等）など、上記と同様な要因が多くあげられている。具体的な内容からは、社会からの孤立、愛着障害により自己肯定感が低い、障がいの疑いなどの背景・要素のほか、生活保護受給期間が長期化することによる自立に向けた意欲低下などが考えられる。また、マッチングの難しさにおいては、本人自身の職種等へのこだわりや本人の就労経験・能力に適した就労先の不足のほか、地域内に公共交通で通える就労先が限られるなどのことが影響していることがうかがえる。

「中年・単身(女性)」でも、収入不安定・低収入等、本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチング、就労経験の乏しさや能力不足等による就職、病気・障害による就労困難など複数課題があげられている。

「ひとり親世帯」においては、「家族の介護・看病(疾病・障害)、育児」が保護廃止に至る課題として最も多くあげられていることが特徴であり、子育てのために就労時間が確保できないといった状況に加え、複数人の家族のため、就労していても最低生活費を上回る収入がないことが、保護受給の長期化につながっていることがうかがえる。

図表Ⅲ-9-16　類型別・就労による保護廃止に至らないケースの「廃止に至らない理由」（調査票 p19）

※自由記入より回答結果を分類・集計（複数カウント）

1. 高齢・単身(男性) n=24	・ 高齢による就職困難（5） ・ 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい（4） ・ 就労(自立)意欲が低い（3） ・ 就職定着困難(離退職を繰り返す等)（2） ・ 社会的なつながり、人との関係性の構築が難しい（2） ・ 収入不安定、低収入等（2） ・ コロナ禍による求人数の減少等（2）　など
2. 若年・単身(男性) n=55	・ 就労(自立)意欲が低い（12） ・ 就職定着困難(離退職を繰り返す等)（9） ・ 社会的なつながり、人との関係性の構築が難しい（6） ・ 病気・障害等による就労困難（6） ・ 収入不安定、低収入等（6） ・ 生活習慣の乱れや、基本的なマナー・身だしなみ等を身につけられていない（4） ・ 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい（4）　など
3. 中年・単身(男性) n=286	・ 就労(自立)意欲が低い（83） ・ 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい（50） ・ 就職定着困難(離退職を繰り返す等)（37） ・ 収入不安定、低収入等（24） ・ 就労経験の乏しさや能力不足等による就職困難（23） ・ 社会的なつながり、人との関係性の構築が難しい（21） ・ 病気・障害による就労困難（20）　など
4. 中年・単身(女性) n=41	・ 収入不安定、低収入等（9） ・ 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチング（7） ・ 就労経験の乏しさや能力不足等による就職（5） ・ 病気・障害による就労困難（5） ・ 就職定着困難(離退職を繰り返す等)（4） ・ 就労(自立)意欲が低い（4）　など
5. ひとり親世帯 n=45	・ 家族の介護・看病(疾病・障害)、育児（11） ・ 収入不安定、低収入等（7） ・ 就労(自立)意欲が低い（6） ・ 就労経験の乏しさや能力不足等による就職困難（4） ・ 就職定着困難(離退職を繰り返す等)（3） ・ 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい（3） ・ 生活保護受給による安心感（3）　など

図表Ⅲ-9-17　類型別　就労による保護廃止に至らない理由の主な内容（上位３項目）

１．高齢・単身（男性）　n=24

① 高齢による就職困難　（５）

・高齢者の未経験者を雇う企業がみつからない。

・本人に就労の意思はあるものの、コロナ禍であることに加え高齢であることが一因となり、応募できる求人がないこと。

② 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい　（４）

・就労支援事業への参加を促すも自分で探すとの理由で拒否。求職活動もインターネットが主で、さらに、今までの就労分野での就職にこだわり、求職活動が進んでいない。

・本人が就労内容の向き、不向きを独自で判断する傾向があり、継続した就労になっていない。

・本人の希望と求人がうまくマッチングできていないため。

③ 就労（自立）意欲が低い　（３）

・就労相談に来所せず、CW からの就労に関する口頭指導、文書指導を行っても、主の行動、態度、就労意欲に変化が見られない。

・生活保護費受給の安心感（働かなくても、お金が入ること）。就労意欲の低下（家族や親族との関係も無く疎遠）。生きる、働くことに消極的。

２．若年・単身（男性）　n=55

① 就労（自立）意欲が低い　（12）

・就労意欲が乏しい。意欲喚起を促すことが課題。

・就労活動を行うも、消極的発言が多く、自立に至っていない。

・主の希望する求人が見つからない。就労意欲が低下している。

・母の介護のため未就労期間が長期となり、就労意欲の低下と経験の乏しさから就労に至らない。

② 就職定着困難（離退職を繰り返す等）　（９）

・就職が決まってもすぐに辞めてしまう。主治医は「就労可」と判断している。

・就労意欲や行動力はあるが、他者に相談をして決める習慣が無い。そのためケースワーカーに対しても事後報告が多く、助言を受ける機会が少ないことも、転職を繰り返し定着しない要因と思われる。

・これまで３回採用されるも、全て１ヵ月未満で辞めている。無断欠勤等が理由。地域若者サポートステーションによると、障害の疑いありとのこと。

③ 社会的なつながり、人との関係性の構築が難しい　（６）

・病状調査の結果では、軽労働可であるが、本人の過去の職歴が少なく、又、他者とのコミュニケーションをとることに難があり、積極的な就労支援がとりづらい。

・高校中退後に就職したが、10 数社離職を繰返し、職歴・社会経験が少ない。離職理由はすべて職場の人間関係や上司からのいじめとのことで、他者とのコミュニケーションに難がある。（※趣味(ゲーム)を通しての交流関係に限られる。）

・心身の状況に就労阻害要因は見当たらない。しかし、これまでの生育歴からか社会生活の基本的なことが備わっていないと思われる（約束を守らない、簡単に嘘をつく等）。

③ 病気・障害等による就労困難　（６）

・主の生来に起因する発達障がいによって、小学校低学年時から引きこもり生活を送っている。また、持病により少し活動すると数日寝込むほどの痛みがあると話すことから、就労に至るまでに達成すべき課題が多岐に及び、就労による保護廃止に至っていない。

・常勤ではあるが，主の収入額平均が保護廃止には至らない程度のため。主の障害等を考慮すると，これ以上の収入増は難しいと思われる。

・本人が体調不良等を理由に積極的な求職活動を実施していない状況。通院指導するも、通院も継続しない。

③ 収入不安定、低収入等　（６）

・仕事が見つかっても長続きしない。パート就労のため保護を脱却するほどの収入にならない。

・派遣就労により、収入が安定しない。腰痛のため様子を見ながら増収していくとの理由で、積極的な増収に至らない。

３．中年・単身（男性）　n=286

① 就労（自立）意欲が低い　（83）

・就労支援による指示・指導には従っているような行動は示すものの、就労意欲がないため、求人に対し応募し面接試験等を受けても採用とならない。

・就労支援事業に参加はするものの、目立った就労の意思がない。

・本人の就労自立に対する意識が低く、体調不良や本人に適した求人がないなど、何かしら理由をつけて求職活動を十分に行わないため。

・社会から孤立していて、心身の改善に対しても就労に対しても意欲が低い。現状、生活保護により生活は維持できているため就労したい気持ちよりしたくない気持ちが大きい。

・保護受給期間が長期化することにより、就労や自立への意欲低下がみられる。公共交通機関が路線バスしかなく就労先が遠方となれば通勤が困難なため、就労先に一定の制限がみられる。

・就労意欲がないため。生活保護で安定した生活が送れれば充分と考えているため。長期間不就労で引きこもっていたため就労能力が大幅に低下している。

・就労へのモチベーションが低く、自ら積極的に働こうとしない。生活保護費をあてにし、自立する意欲に欠けるため。

・無気力感が強く、担当 CW・就労支援員との面接以上の活動を行えていない。昼夜逆転した生活のため、社会生活を送るために必要な基盤が整っていない。体調把握のために医療機関の受診も必要だが実現に時間がかかっている。

・積極的な応募はなく、ささいな体調不良を理由にハローワーク通所を回避している状況。父を知らず、母も療育放棄していた記録もあり、家族関係の複雑さから、自己肯定感の低さが推察される。

② 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい　（50）

・職種や就業時間、給与等の求人に関する条件にこだわるところがあり、粗探しのように求人内容のダメなところを自分で探してしまっている。過去に経験のある仕事以外に求人の内容を広げない上、給与条件も生活保護が廃止できる程度のもの以外は応募せず、少しでも就労をしようという意思は薄い。

・職種や雇用条件等について本人のこだわりが極めて強く、継続的な就労に繋がらない。

・就労活動でハローワークへは行くが、紹介された仕事は断り、面接にまでつながらない。面接の申し込み時点で断られたり、面接で断られたりしたこともあり、さらに就労意欲の低下に拍車がかかっている。交通手段もバス（以前バイク事故を起こし、通勤はバス希望）のため、なかなか就労の場もない。

・主が求める雇用条件を満たす企業が少ない上に就労しても体力面で長期的な就労につながらないため。

・主の希望条件に合う求人で最低生活費を超える収入を得られるものが見つからないため。

・当自治体は、県下でも求人の最も少ない地域であり、本人のやる気、精神状態、体調を加味すると、実質的に就労可能な職場がない。

・管轄区域が郡部であるため、就労先となる求人情報が少ない。公共交通機関が未発達であり、利用可能範囲が狭いため、自家用車を持たない被保護者にとって通勤手段の確保が困難な状況にある。

・主は新規飲食店の経営を目指していたが、コロナウイルス感染症の流行により開店時期が定まらず、収入を得るあてが無くなった事が生活保護開始の要因となっている。主は現在も、新規飲食店経営に向けた打ち合わせをしているため就労は不要であるとの考えを主張している。また、生活保護制度上、稼働年齢であれば就労する必要がある事を保護開始当初から繰り返し説明しているが、その度に「これ以上自分を追い詰めるのか、他の仕事をしたら自分は再浮上できなくなる」といった発言をして頑なに就労を拒否している。職種に関して偏った見方をしている事もあり、就労へ向けた支援が難航している状態である。

・希望職種が極めて限定的。経験職である代行運転を希望するが、コロナ禍で当該求人はほぼない状況にも関わらず、運送などの類似他業種に関心を示さない。

③ 就職定着困難（離退職を繰り返す等）　（37）

・対人関係の構築が苦手なことから、就職しても定着せず、無就労期間が長いため。

・保護開始前からアルバイトを転々とした生活を続けてきており、どれも就労が長続きしていない。腰痛の持病が要因の一つとしてあるが、安定した就労に繋げられるかが課題。

・本人が経験してきた職種が日雇いやアルバイトといった短期間のものであり、継続して就労してきた経験がほぼなかったことに加え、本人が周囲との人間関係の構築が苦手である点で、就労しても保護廃止とならない。

・いわゆる発達障害のグレーゾーンにある。本人に自覚もないため、一般就労が困難な状況。また、就労を開始しても定着が難しく短期間で退職をする。

４．中年・単身（女性）　n=41

① 収入不安定、低収入等　（９）

・年齢や職歴から、非正規かつ低賃金での雇用可能性しかなく、最低生活費を上回るような収入の確保に至らない。

・パート･アルバイトによる就労ばかりで、職歴の面から面接で不採用となる。派遣会社に登録しても仕事の依頼がほとんど入らない。

・定職に就いていないため、収入増による生活保護脱却に至っていない。

② 本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチング　（７）

・就労先を選り好みしている。自己都合ですぐに退職してしまう。

・仕事内容に強いこだわりを持っているが、圏域内には希望する職種がほぼ無い。

・マンガ家になる夢を追い続けていること。

③ 就労経験の乏しさや能力不足等による就職（５）

・高校中退により、高卒以上の求人がほとんどである現状から就労が困難であることや、就労経験が乏しいなどがある。

・本格的就労への準備段階で、現在農業関連のアルバイト的就労を行っているため。

③ 病気・障害による就労困難　（５）

・傷病などにより安定した収入が得られず就労による保護廃止に至らない。

・通院しているが不定期。就労体験への参加で改善傾向にはあるが、精神面及び身体面の不調が続いている。

・うつ病で通院継続中。稼働年齢層だが、身勝手な振る舞いが多く対人関係が築けないとして就労に至らないと主治医が判断している。精神的に落ち込むと自暴自棄になるため、障害サービス利用中。

５．ひとり親世帯　n=45

① 家族の介護・看病（疾病・障害）、育児　（11）

・稼働能力はあるが、子育てが忙しく就労活動に至らない。

・子育て時間を要することから就労ができていないため。

・母子世帯で近隣に家族がおらず、子育てのために就労する時間が確保できない。また、学歴（高校中退）により、条件のよい職に就くことが困難である。

・就労による収入はあるが、保護廃止になる程の金額ではない。また、子育てと就労の両立が困難な時がある。

・ひとり親世帯かつ多子世帯であり、複数の子が障がいを抱えており、長時間の就労が困難。子等4人の世話をしながらの就労と各種手当では、生活保護から自立できるほどの収入を得ることが困難な状況であるため。

・コロナの影響により早期に就労することができなかった。子どもの保育園の入所が遅くなり、就労支援の開始時期が遅くなったため。

② 収入不安定、低収入等　（７）

・最低生活費を上回る収入の就労がない。

・ひとり親世帯（子 2 人）で収入が安定しない。自立できる収入確保が困難。

・母子世帯の世帯主には一定の就労収入があるが、収入認定額が当該世帯（3 人世帯、主 40 代、10 代半ばの子 2 人）の最低生活費を若干下回る状況が続いていることから保護廃止に至っていない。

③ 就労（自立）意欲が低い　（６）

・7人世帯（うち中学生以下4人）で最低生活費の高いことに加え、就労収入のある者が1人しかいないこと。子の養育を理由に、就労支援員とのハローワーク同行をキャンセルすることも多く、就労意欲も乏しい。

・自身が働く必要があるという意識が乏しく、意欲喚起につながらない。

・母子世帯については加算が多い為、なかなか廃止に至らない。基準生活費が高いため、本人に就労意欲がわかない。

（６）ターニング・ポイント

「１）就労して生活保護が廃止になった方」と「２）就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方」のターニング・ポイントを比較すると、後者では、「５．家族の不仲、家庭不和の発生」、「８．（世帯主ご本人の）ひきこもり・ニート」、「９．（世帯主ご本人の）初職における定着失敗（早期離職）」、「10．（世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）」、「11．世帯主以外の収入源の喪失」といった事柄について、割合が高い傾向がみられる。

特に、「８．（世帯主ご本人の）ひきこもり・ニート」が１）では1.7%であるのに対し、２）では9.4%と両者の差が大きく、就労による保護廃止に至らない要素として、社会との関係性や就労経験、自立意欲などに課題を要するケースの存在がうかがえる。

図表Ⅲ-9-18　ターニング・ポイント（調査票 p16、p19）

（複数回答）

	就労により廃止になった状態像		就労による廃止に至らない状態像	
	件数	%	件数	%
1.（世帯主ご本人の）疾病の発症	183	35.3%	134	25.8%
2.（世帯主ご本人の）障害の診断・認定	25	4.8%	11	2.1%
3. 家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始	33	6.4%	44	8.5%
4.（世帯主ご本人の）離婚	63	12.2%	56	10.8%
5. 家族の不仲、家庭不和の発生	43	8.3%	64	12.3%
6.（世帯主ご本人の）学校でのいじめ・不登校・中退等	6	1.2%	15	2.9%
7.（世帯主ご本人の）進学や就職活動の失敗	15	2.9%	25	4.8%
8.（世帯主ご本人の）ひきこもり・ニート	9	1.7%	49	9.4%
9.（世帯主ご本人の）初職における定着失敗（早期離職）	43	8.3%	65	12.5%
10.（世帯主ご本人の）初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）	148	28.6%	179	34.5%
11. 世帯主以外の収入源の喪失	33	6.4%	50	9.6%
12. 収入のない同居者の増加	6	1.2%	8	1.5%
13. 債務発生	67	12.9%	52	10.0%
14. 住まいの喪失	42	8.1%	33	6.4%
15.（世帯主ご本人の）非行・補導・犯罪等	20	3.9%	14	2.7%
16. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減	33	6.4%	32	6.2%
17. コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇い止め	41	7.9%	22	4.2%
18. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職	1	0.2%	0	0.0%
19. コロナウイルス感染症にり患により休職・退職	3	0.6%	0	0.0%
20. その他	43	8.3%	47	9.1%
全体	518		519	

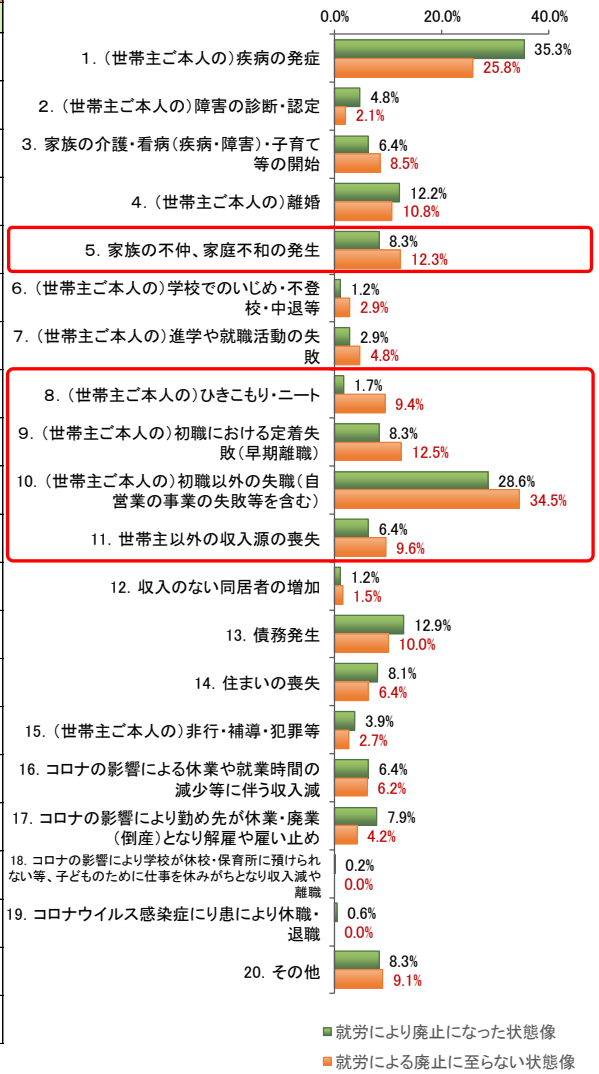

10. 生活困窮者自立支援制度との連携に関する分析

（１）生活保護申請と生活困窮者自立支援の窓口（相談受付）体制の状況

相談受付窓口は、「別々に設置されている」が約7割、「共通で、それぞれに振り分ける」が約3割であった。人口規模別でみると、「1万人未満」の小規模自治体において、サンプル数が少ないが「共通で、それぞれに振り分ける」の方が、半数弱にのぼり全体の傾向と逆転しており、一方「30 万人以上」の都市部においては「別々に設置されている」が7割強と全体より高い傾向がみられる。

図表Ⅲ-10-1　生活保護申請と生活困窮者自立支援の窓口（相談受付）体制の状況（調査票 p20）

	件数	%
1. 相談受付窓口は、別々に設置されている	379	67.0%
2. 相談受付窓口は共通で、それぞれに振り分ける	166	29.3%
3. その他	16	2.8%
無回答	5	0.9%
合計	566	100.0%

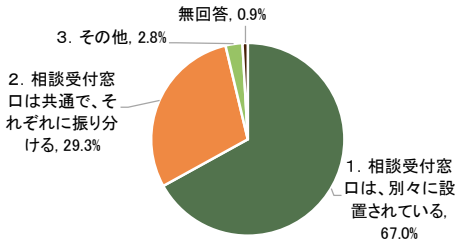

図表Ⅲ-10-2　人口規模別　生活保護申請と生活困窮者自立支援の窓口（相談受付）体制の状況（調査票 p20）

	1. 相談受付窓口は、別々に設置されている	2. 相談受付窓口は共通で、それぞれに振り分ける	3. その他	無回答	合計
1万人未満	4	5	1	1	11
	36.4%	45.5%	9.1%	9.1%	100.0%
1万人以上	107	54	7	2	170
5万人未満	62.9%	31.8%	4.1%	1.2%	100.0%
5万人以上	94	47	4	0	145
10万人未満	64.8%	32.4%	2.8%	0.0%	100.0%
10万人以上	97	43	0	1	141
30万人未満	68.8%	30.5%	0.0%	0.7%	100.0%
30万人以上	49	12	2	1	64
	76.6%	18.8%	3.1%	1.6%	100.0%
合計	351	161	14	5	531
	66.1%	30.3%	2.6%	0.9%	100.0%

（２）生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性

生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性については、7割超の自治体が「必要性を感じる」と回答している。

必要とするケースの概要としては、「3.日常的な家計面での支援が必要」「2.緊急的な支援（住まい、食料等）」「5.日常生活自立に向けての支援が必要」「6.社会生活自立に向けての支援が必要」との回答が多く、傾向として、生活困窮者自立支援制度担当部局へのアンケート結果と同様な傾向がみられた。両者において、必要性に関する認識に共通性があることがわかった。

図表Ⅲ-10-3　生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性（調査票 p21）

	件数	%
必要性を感じる	429	75.8%
必要性を感じない	132	23.3%
無回答	5	0.9%
合計	566	100.0%

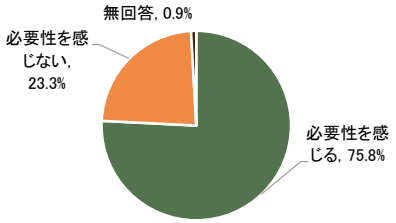

※「1．必要性を感じる」の場合

支援を必要とするケースの概要

（複数回答）

	件数	%
1．求職活動を行う準備がまだできていない	174	40.6%
2．緊急的な支援（住まい、食料等）が必要	221	51.5%
3．日常的な家計面での支援が必要	263	61.3%
4．就労先などの個別求人開拓のノウハウが必要	86	20.0%
5．日常生活自立に向けての支援が必要	186	43.4%
6．社会生活自立に向けての支援が必要	185	43.1%
7．継続的な見守りが必要	154	35.9%
8．消費者トラブルに巻き込まれるのを防ぐための支援が必要	38	8.9%
9．その他	14	3.3%
全体	429	

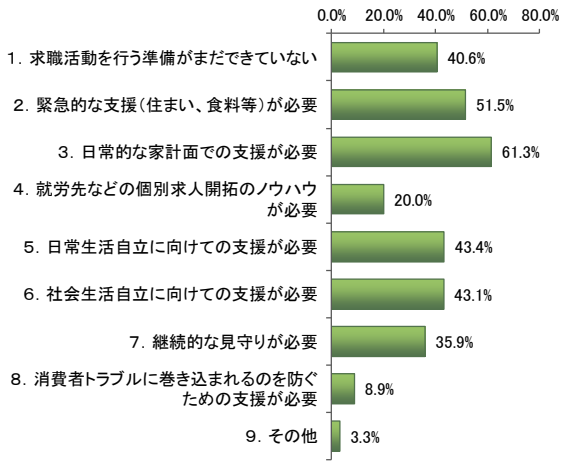

自立相談支援機関等に求める支援内容

・家計改善支援　（38）
・就労支援・就労準備支援（就労先開拓、求職活動支援等を含む）（35）
・アウトリーチ、保護廃止や就労後の見守り・フォローアップ、継続的な寄り添い支援、関係機関や社会資源へのつなぎ　（21）
・食料支援　※保護申請から保護決定までの間の食糧支援等　（15）
・一時的・緊急的な住まいの提供　（13）
・日常的な生活の支援（日常生活自立や社会生活自立に向けて）（10）
・子どもの学習・生活支援　（8）
・ひきこもりの状態にある本人・家族への支援　（6）
・その他　（23）

（３）生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース

生活保護制度から生活困窮自立支援制度に移行するケースがあると答えた自治体は2割超となっており、最も多い理由としては「就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等不安がある」「金銭管理に不安がある」といった理由がみられた。

図表Ⅲ-10-4　生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース（調査票 p22）

※令和2年度中に、生活保護を廃止したケースのうち、生活困窮者自立支援制度へ移行（支援プランを作成）したケース

	件数	%
ある	136	24.0%
ない	419	74.0%
無回答	11	1.9%
合計	566	100.0%

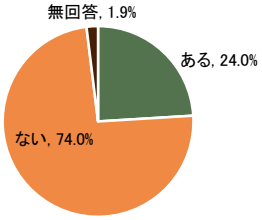

件数　　平均 3.6 件

生活困窮者自立支援制度につないだ理由

（複数回答）

	件数	%
1. 就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある	82	60.3%
2. 社会的なつながりが不十分なため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談することができる人がいない	60	44.1%
3. 一時的な増収により保護廃止となったが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない	42	30.9%
4. 金銭管理に不安がある	73	53.7%
5. その他	7	5.1%
全体	136	

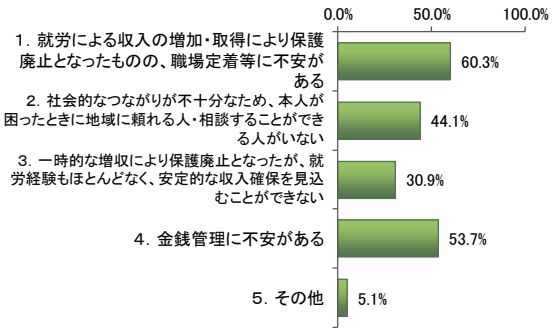

生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケースがない理由としては、「8.該当するケースいがない」が 58.7%と最も多く、次いで「6.本人が希望しない」が 27.2%となっている。

また、「2. そもそも生活困窮者自立支援制度に移行することが選択肢に上がらない」を回答した場合に、その理由を尋ねたところ、何らかの理由により「自立が図られたと考えるため」といった回答結果が多くなっていた。（図表Ⅲ-10-5）

図表Ⅲ-10-5　生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケースがない理由（調査票 p23）

（複数回答）

	件数	%
1. 移行するメリットがわからない	29	6.9%
2. そもそも生活困窮者自立支援制度に移行することが選択肢に上がらない	38	9.1%
3. 生活困窮者自立支援制度の相談支援員（担当者）と本人との関係性の構築が難しい	15	3.6%
4. 廃止になって担当者が変わっても、生活保護ケースワーカーが継続的に関わらざるを得ない面がある	21	5.0%
5. 生活困窮者自立支援制度の相談支援員（担当者）との連携が取れていないため情報が引き継がれない	9	2.1%
6. 本人が希望しない	114	27.2%
7. その他	29	6.9%
8. 該当するケースがない	246	58.7%
全体	419	

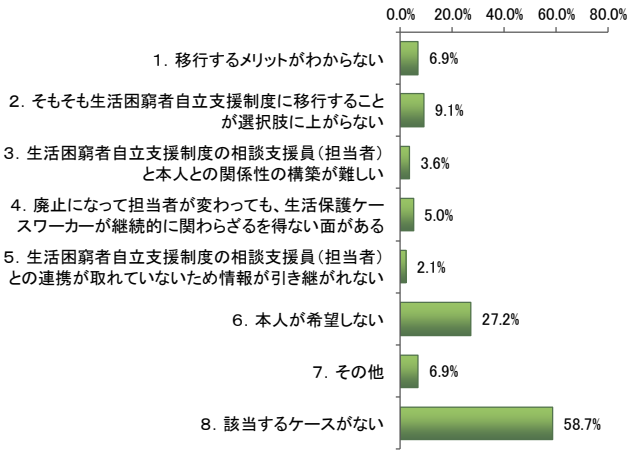

※「2」の場合

その理由

○自立が図られたと考えるため （23）
- ・保護廃止は、何らかの理由により、自立が図られたため。
- ・収入が安定した上での廃止となる場合が多く、制度を活用するまでに至らない。
- ・廃止時要否判定には生活困窮者自立支援制度を含めて計算することをしておらず、当該制度活用を前提とした廃止を検討することがないため。
- ・保護廃止の決定は収入や資産等の状況を十分吟味して行っている。事情により収入減になった場合は、再度生活保護の申請をするケースがほとんどである。

○その他 （11）
- ・小規模な町村ではなかなか利用しにくい。
- ・収入増等により生活保護を廃止したケースについて、市外へ転出するケースのほか、廃止後も行政の関与を本人が望んでいない。
- ・就労し廃止したケースには定着支援で不定期に就労支援員が関わっていたり、障害年金受給で廃止したケースには障害相談員がついていたりと見守りができる状態になっているため。
- ・生活保護者は廃止脱却の時点で、自ら生活困窮者と思っていないため、制度の利用は思考の埒外となる。
- ・生活困窮者自立支援制度について生活保護ケースワーカーが理解していない。

１１．生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の対象者像の比較

アンケート調査のうち、【生活困窮】担当部局対象では「新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者の代表的イメージ」として 1260 ケースの回答、【生活保護】担当部局対象では「新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケース」として 448 ケースの回答が得られた。これらの結果からコロナ禍における両制度への相談者・対象者像の比較を以下に整理する。

（１）対象者像の比較

○ 生活困窮者自立支援制度で得られた回答は、男性6割、女性 3.5 割強となっており、生活保護で得られた回答結果（男性 66.5%、女性 27.9%）と比べて、女性の割合がやや高い。

○ 年齢構成は大きく異なっており、生活困窮者自立支援制度の回答ケースでは、40 歳未満 27.1%、40～64 歳が 54.8%、65 歳以上が 17.1%という構成であるのに対し、生活保護では、40 歳未満が 9.6%、40～64 歳が 50.0%、65 歳以上が 39.5%と、**高齢者の割合が非常に高い**。

○ 世帯類型は、生活困窮者自立支援制度の回答ケースでは、単身者が 49.5%と約半数であるのに対し、生活保護では 85.0%と、**単身世帯の割合が非常に高い**。

○ 年代・世帯類型を「属性」としてみると、生活困窮者自立支援制度、生活保護とも、「中年・単身（男性）」の占める割合が最も高い。生活保護ケースでは「中年・単身（男性）」と「高齢・単身（男性）」を合わせると、**単身の男性世帯主（中年～高齢）が5割超を占める**のに対し、生活困窮ケースでは**「夫婦と子どもから成る世帯」や「ひとり親世帯」といった家族世帯もそれぞれ2割弱程度を占める**点などで、対象者像に相違がみられる。

図表Ⅲ-11-1 代表的なケース〔属性〕（困窮調査票 p6、p8、p10、保護調査票 p14）

生活困窮者 n=1,260		生活保護 n=448	
1）中年・単身（男性）	21.0%	1)中年・単身（男性）	32.6%
2）夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年）	18.5%	2)高齢・単身（男性）	22.3%
3）ひとり親世帯	17.2%	3)高齢・単身（女性）	14.7%
4)高齢・単身（男性）	9.3%	4)中年・単身（女性）	7.6%
5)若年・単身（男性）	6.8%	5)若年・単身（男性）	5.8%
6)高齢者と子のみの世帯	6.1%	6)高齢者のみの世帯	5.1%

○ 住まいの状況に関しては、生活困窮者自立支援制度の回答ケースでは、持家率（戸建て）が 18.8%であるのに対し、生活保護では 11.6%と、**持家率がやや低い**。

○ 就労状況に関しては、生活困窮者自立支援制度の回答ケースでは、「未就労」の割合が1割（11.6%）、「一般就労中」が3割（33.2%）であるのに対し、生活保護では**「未就労」が約４割（37.7%）、「一般就労中」は1割（10.7%）と少ない**。（※「一般就労していたが、コロナ禍により休業中」は、生活困窮ケースで4割、生活保護ケースで3割）

○ 1ヵ月あたりの世帯収入（相談・申請時）は、生活困窮者自立支援制度の回答ケースでは、コロナ禍前で平均 21.5 万円、コロナ禍後では大幅に減少して平均 6.9 万円であるのに対し、生活保護では、**さらに低く平均 4.6 万円となっている。**また、コロナ禍後では、生活困窮者、生活保護とも相談・申請時点で**「0円」（無収入）であるケースが全体の4分の1を占め**、収入面についてのみ見ると、自立相談支援機関への相談者の中にも、長期的に収入状況が改善しなければ、生活保護が必要と思われるような人も一定数存在することがうかがえる。

（２）相談/申請時の困窮内容の比較

○ 生活困窮者自立支援制度でも、生活保護でも、困窮内容の上位項目には「就職活動困難」や「不安定就労（非正規雇用等）」などの類似性がみられるが、生活困窮者自立支援制度では、「家計管理の課題」や「住まい不安定・ホームレス」も多くみられ、生活保護では、高齢者世帯が多くを占めることから「病気」や「低年金」などが多く、それぞれの特徴がみられる。

図表Ⅲ-11-2　代表的なケース〔特徴〕（困窮調査票 p6、p8、p10、保護調査票 p4）

生活困窮者 n=1,260		生活保護 n=448	
1)低所得	45.5%	1)病気（メンタルヘルス含む）	38.4%
2)就職活動困難	30.3%	2)不安定就労（非正規雇用等）	37.5%
3)不安定就労（非正規雇用等）	30.3%	3)低年金	28.1%
4)家計管理の課題	26.4%	4)就職活動困難	24.1%
5)自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	25.2%	5)就職定着困難	20.1%
6)ひとり親	16.1%	6)自営業（個人事業主を含む）・フリーランス	15.4%
7)住まい不安定・ホームレス	14.3%	7)（多重・過重）債務	14.5%

○ 支出面、就労関連、住まい関連のそれぞれで困窮・困りごと・トラブル等の内容をみると（次頁、図表Ⅲ-11-3）、支出面においては、生活保護受給者に関する回答では「特になし」が 44.4%を占めるのに対し、生活困窮者自立支援制度では 28.3%であった。また、「家計管理ができていないことによる支出過多」や「債務（多重・過重）による支出過多」は、生活困窮ケースにおいてより高い割合となっているものの、生活保護受給者における支出面の課題としても比較的上位に現れており、**両者とも、債務整理等を含む家計面での支援を必要とするようなケースが多くある点で、類似性がみられる。**

○ 就労関連の問題においても、各対象ケースの年齢・世帯等の傾向の違いから、上位項目の構成割合は大きく異なるものの、**「離退職を繰り返す」や「本人の疾病・障害等による就職困難」**においては、生活困窮者・生活保護受給者ともに 20～30%と比較的高い割合で現れている点などで、**類似性がみられる。**

○ 住まい関連の問題においては、生活保護受給者に関する回答では、「特になし」が約 50%であるのに対し、生活困窮ケースでは「特になし」が約 30%にとどまり、「家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い」が約 50%（生活保護ケースでは 26.6%）と多くみられる点などにおいて、住まいに関する支援が求められるケースがより多いことがうかがえる。

図表Ⅲ-11-3　困窮・困りごと・トラブル等の内容（困窮調査票 p7、p9、p11、保護調査票 p5）

〔支出面の問題〕

生活困窮者 n=1,260		生活保護 n=448	
1)家計管理ができていないことによる支出過多	33.8%	1)特になし	44.4%
2)債務(多重・過重)による支出過多	28.3%	2)債務(多重・過重)による支出過多	21.0%
3)特になし	28.3%	3)医療・介護に要する費用による支出過多	18.8%
4)育児・教育に要する費用による支出過多	11.7%	4)家計管理ができていないことによる支出過多	17.6%

〔就労関連の問題〕

生活困窮者 n=1,260		生活保護 n=448	
1)自営業/会社経営の業績不振	27.3%	1)高齢のため就職困難	34.8%
2)離退職を繰り返す	19.0%	2)本人の疾病・障害等による就職困難	27.9%
3)本人の疾病・障害等による就職困難	17.1%	3)離退職を繰り返す	19.0%
4)その他	16.9%	4)自営業/会社経営の業績不振	17.9%
5)高齢のため就職困難	16.4%	5)低学歴や能力不足による就職困難	14.1%

〔住まい関連の問題〕

生活困窮者 n=1,260		生活保護 n=448	
1)家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	53.1%	1)特になし	51.6%
2)特になし	29.0%	2)家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い	26.6%
3)保証人がいなくて入居/転居できない	5.2%	3)転居を迫られている/その心配がある	13.2%

（３）ターニング・ポイントの比較

○　ターニング・ポイント(困窮状態に至ったきっかけや人生の転換期)の上位にあがってくる出来事は以下のとおりである。新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮や生活保護に至った代表的ケースを対象としていることから、「コロナの影響による休業や就業時間の減少に伴う収入減」「コロナの影響により勤め先が休業・廃業となり解雇や雇止め」が上位に含まれている。

○　その他の上位項目として、生活困窮者自立支援制度と生活保護とともに、「債務発生」や「疾病の発症」が共通してターニング・ポイントとして多くあげられている。

図表Ⅲ-11-4　困窮状態等に至ったきっかけや人生の転換期（ターニング・ポイント）
（困窮調査票 p7、p9、p11、保護調査票 p5）

生活困窮者 n=1,260		生活保護 n=448	
1)コロナの影響による休業や就業時間の減少に伴う収入減	66.9%	1)コロナの影響による休業や就業時間の減少に伴う収入減	47.8%
2)コロナの影響により勤め先が休業・廃業となり解雇や雇止め	32.5%	2)疾病の発症	32.4%
3)債務発生	16.9%	3)コロナの影響により勤め先が休業・廃業となり解雇や雇止め	31.5%
4)疾病の発症	13.4%	4)初職以外の失職(自営業の事業の失敗等を含む)	16.1%
5)離婚	10.4%	5)債務発生	11.6%

第Ⅳ章　ヒアリング調査

１．調査の概要

（１）調査の目的

アンケートによる量的調査では把握しきれないコロナ禍における支援実態の詳細を把握するとともに、コロナ禍において生活困窮に至る要因・プロセスに関する実態を把握・分析するためのケーススタディ調査を実施し、足りない連携や施策メニューは何か等、生活保護制度を含む生活困窮者支援の今後のあり方について検討するための基礎情報を得ることを目的とする。

（２）調査対象

① 調査対象の選定方法

アンケート調査結果から抽出した自治体の生活困窮者自立支援制度所管課・自立相談支援機関、及び福祉事務所（生活保護担当）を対象にヒアリング調査を実施した。

調査対象の選定にあたっては、アンケート調査の末尾「ヒアリング調査について」で、ヒアリング調査協力「可」と回答いただいた自治体の中から、アンケート調査への回答をもとに、以下の方法により候補自治体を選定・抽出した。（計5自治体）

図表Ⅳ-1-1　ヒアリング調査対象の選定方法

		選定の方法・条件
基本条件		・自治体区分として、都道府県・指定都市・中核市・一般市のバランスを踏まえる。（新型コロナウイルスの影響を強く受けたと思われる都市部を優先しつつ、その他の市町村についても含まれるよう調整） ・候補自治体がアンケートに回答した代表的事例の種類・内容等を踏まえて、ケーススタディで必要な事例が得られるかどうか、また、コロナ禍による支援方策等の取組状況を確認。 ・生活困窮者自立支援制度所管課・自立相談支援機関と福祉事務所（生活保護担当）の双方のヒアリングを1ヵ所でできる自治体があれば、優先的に抽出。
優先条件	生活困窮者自立支援制度担当課	・任意事業の必要性や効果・課題についてもヒアリングを行うため、特に就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施している自治体から抽出。 ・アンケート調査の感染拡大後の対象者像「代表的事例」として多くみられる属性（世帯類型）や、特徴として、「11. 外国籍」「12. 自営業」「13. 不安定就労（非正規雇用等）」が多く選択されている自治体を優先。
	福祉事務所（生活保護）担当課	・アンケート調査「新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケース（代表的なイメージ）」「就労して生活保護が廃止になった方の状態像」「就労可能な心身の状況にもかかわらず、就労による保護廃止に至らない方の状態像」の3つの状態像について個別ケースが記入されている。 ・自治体の取組及び個別ケースにおける就労支援の有無・取組状況についてヒアリングを行うため、各種就労支援事業等の取組を実施している自治体を優先。

② 調査対象自治体

前述①を踏まえ、調査を実施した自治体は以下のとおりである。

図表Ⅳ-1-2　調査対象自治体一覧（ヒアリング実施順）

No	自治体名	人口※	対象		所管部局	調査実施日時
			困窮	保護		
1	鹿児島県 薩摩川内市 （一般市）	93,581	●		市民福祉部 障害・社会福祉課	2022 年 1 月 12 日（水）
				●	市民福祉部 保護課	2022 年 1 月 12 日（水）
2	宮城県 （都道府県）	357,056	●		保健福祉部 社会福祉課	2022 年1月 27 日（木）
3	千葉県船橋市 （中核市）	644,966	●		福祉サービス部 地域福祉課	2022 年 2 月3日（木）
4	北海道旭川市 （中核市）	331,397		●	福祉保険部 生活支援課	2022 年 2 月7日（月）
5	島根県松江市 （中核市）	200,772	●		福祉部 生活福祉課	2022 年 2 月 16 日（水）

※基礎自治体：令和 3 年 1 月 1 日　住民基本台帳人口（総務省）、都道府県：平成 31 年 1 月 1 日　対象地区人口（厚生労働省「令和元年度　生活困窮者自立支援制度における支援状況　集計表」より）

（３）調査の実施方法

訪問及びオンライン（Zoom）によるヒアリング調査

（４）調査期間

令和 4(2022)年 1 月～令和 4(2022)年 2 月

（５）主な調査内容

① 新型コロナウイルスの影響下における実践事例に関するヒアリング調査

	調査項目
生活困窮者自立支援制度 担当課／自立相談支援機関	**1. 基本情報** ○当該自治体の概要 ○福祉事務所と生活困窮者自立支援制度所管課の関係性（所管部署、立地、職員体制等） **2. 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況** ○人員体制、コロナ禍に伴う相談体制の強化等の実施状況と課題 ○新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化 ○上記に伴う対応状況と課題 **3. 任意事業等の利用促進に向けた取組状況と課題** ○コロナ禍前後における任意事業の必要性についての認識、各事業における利用者数を増加させるために実施している取組工夫と効果、課題 ○支援の「出口」強化に向けた取組状況と課題 **4. 生活保護制度との連携について** ○コロナの影響を受けた困窮者の生活保護受給の必要性／受給に対する心理的ハードル ○被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識 ○生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ

	調査項目
福祉事務所（生活保護）担当課	1．基本情報 ○当該自治体の概要 ○福祉事務所と生活困窮者自立支援制度所管課の関係性（所管部署、立地、職員体制等） ○生活保護制度における就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業等の取組工夫と効果、課題 2．新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況 ○コロナ禍における相談・申請件数の推移（増加/変化なし/減少等、その考えられる理由） ○新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化 ○上記に伴う対応状況と課題 ○事業の人員体制、コロナ禍に伴う相談体制の強化等の実施状況と課題 ○自立相談支援機関「以外」の関係機関等を含む連携強化の実態・具体的な内容 3．生活困窮者自立支援制度との連携について ○コロナの影響を受けた困窮者の生活保護受給の必要性／受給に対する心理的ハードル ○被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識 ○生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ

② 生活困窮・生活保護に至る要因・プロセスに関する実態調査（ケーススタディ調査）

新型コロナウイルス感染症の影響下において、どのような要因が積み重なり、どのようなことがきっかけとなって現在の状況に陥っているのか、どのような相談・支援を受けたのか、等を詳細に分析し、生活困窮に至る要因とプロセスを明らかにするため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、『自立相談支援機関の支援につながったケース』及び『生活保護の申請につながったケース』等について、ケーススタディ調査を実施した。

【調査対象ケースの選定】

■生活困窮者

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自立相談支援機関の支援につながったケースから、ケース属性・特徴の異なる2～3ケース程度を選定していただいた。

・対象となるケースの選定においては、アンケート調査結果等を踏まえた新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像の傾向を踏まえ、下記のような属性・特徴のケースを中心に選定を依頼。（※すでにアンケート調査において回答いただいた「代表的ケース」をベースに、追加・補足のケースがあれば提供していただいた）

《属性》夫婦と子供から成る世帯、若年層・単身（男性）、ひとり親世帯、単身女性（若年～中年）、中年・単身（男性）、その他（高齢・単身、高齢者と子のみの世帯等）

《特徴》自営業・フリーランス、外国籍、非正規雇用（不安定就労）、低年金等

■被保護者

・新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケース

・就労して生活保護が廃止になったケース（※1ケースは含むよう依頼）について、ケース属性の異なる2～3ケース程度を選定していただいた。

２．各自治体の取組事例・ヒアリング結果のまとめ

（１）新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

① 自立相談支援機関への相談の急増と生活保護への影響

ヒアリング対象の全ての自立相談支援機関において、新型コロナウイルス感染拡大後、住居確保給付金の特例措置や生活福祉資金の特例貸付等の実施に伴い相談件数が大幅に増加し、人員体制の強化等の対応が求められていた。

一方、生活保護の申請や受給の件数等には、現時点ではあまり明確な影響がみられないとする自治体が多かった。生活困窮者自立支援制度を含む諸制度を活用することにより、何とか食い止められている状況ではないかという見解や、今後、経済情勢の悪化及び雇用不安の長期化等に伴い、稼働年齢層や高齢者の再就職が難しくなるほか、個人事業主からの相談の増加を予測する声があり、今後の相談現場の動向に注視する必要がある。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活保護】

○現在は、コロナ禍による影響は大きくは見受けられていない。しかし、景気悪化の影響は地方まで波及してくることも予想され、今後、新たに飲食店を含む個人事業主等からの相談の増加が予測される。そうした方々は、事業資金等多くの借入金があることも多いため、法テラス等への相談も含め、債務整理等の支援も必要となってくるのではないか。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○保護率については、ここ数年、少しずつ減少傾向にあり、新型コロナウイルスの感染拡大前後でその状況に変化はない。感染が急拡大した一昨年4、5月頃はコロナを理由とした保護の相談・申請が少しあったものの、最近はほとんどない。中核市クラスの状況としては、もともと保護率が非常に低いところで増加がみられる場合があるが、当市のようにもともと保護率が高い地域では、影響があまり感じられないのではないか。（北海道旭川市）

○宮城県では、各県事務所だけではなく市の福祉事務所でも生活保護の申請件数は微増の状態であるが、病気になった方や高齢者で年金生活が苦しくなった方が生活保護の申請につながったことなどによるもので、コロナ禍による影響はほぼないという福祉事務所がほとんどである。諸制度を活用して何とか食い止められているというのが当県の見解。（宮城県）

【生活困窮】

○状況が改善しなければ現実的に生活保護を考える必要がある人も増えてくる可能性がある。逆に言うと貸付が生活保護までを間延びさせたという見方ができるケースもあると思われる。（島根県松江市）

② 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像

新たに表出した生活困窮者像として、地域性により現れ方に違いはあるものの、全国的な状況と同じく、自営業や外国籍のほか、比較的若い年代が増えたといったことがあげられた。その他として、これまでの生活困窮者像の一部にあるような「就労から距離のある人」に対して、コロナ禍の相談者としては、共通して「今すぐ働ける人」や「相談時点で職がある人」などが増えたという地域もみられた。

また、島根県松江市では、飲食店の関係か20～40代の女性といった、これまで生活困窮の相談につながりにくかった層が増えた状況もある。

さらに、もともと困窮要因を抱えていた層が表出したという状況もみられた。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、住居確保給付金や特例貸付を主とした「お金に困っている」という相談の切り口から、その背景に、障害の可能性や、8050 問題、引きこもり、家庭不和による家族内での孤立を含め、社会的孤立の課題が浮かび上がったという地域もあった。

なお、生活保護への相談者像に関しては、現在のところ明確な変化はみられないとのことであったが、令和2年度の保護世帯の内訳をみると、前年度と比べて「その他世帯」が増加したという地域もあった。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まったあたりから、派遣会社を通じて市内に住むようになったが、雇用先を解雇になった、住まいも追い出されたというような相談が増えた時期があった。上記のような相談にくる人の半分以上が、発達障害や精神疾患等何らかの課題を抱え、社会的に孤立しそうな人が多かった。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○新型コロナウイルス感染拡大後の相談内容の特徴として、具体的な給付を希望する方、家賃が払えず退去を迫られている方、退職により社員寮を退去しなければならない方、就労ビザで滞在する外国人への専門的支援、貸付利用を前提とした相談などが整理される。総合的にいうと、感染拡大前よりも、今すぐ働ける人がコロナ前よりも増えたという印象がある。よく耳にするような大手企業に勤めている・いた方でも、辞めざるを得なかったなどと相談に来られる実態がみられる。（千葉県船橋市）

○コロナ禍においては、相談に来た時点で職のある方からの相談が一番増えたと感じる。（島根県松江市）

○年齢層が以前は高齢の方が多かったが、昨年・今年は 30 代、40 代の方も多い。（宮城県）

○職種としては飲食店の影響も大きく、これまで比較的つながりにくかった 20～40 代の女性からの相談も増加した（島根県松江市）

○アセスメントを踏まえると、もともと困窮していたのではないかと思われるケースもある。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○もともと困窮要因を抱えていた層が表出してきているという印象。貸付等の利用者についても、突き詰めていくと本来これはコロナの影響ではないのではないかという人たちが浮き出てきている。（宮城県）

○入口でお金に困っているという相談が格段に多く、どうしてお金に困っているのかを突き止めると、実は 8050 や 4070 であったり、20 年近く引きこもっていたりと、経済的な困窮要因の背景に、家族の中での孤立を含め、社会的孤立の課題は多く見えるようになった。（宮城県）

○家族の問題、家族不和による家族内での孤立は、コロナ前に比べて相談が増えている。（宮城県）

【生活保護】

○令和2年度における保護世帯の内訳は、「高齢者世帯」が最も多く、次いで「その他世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」となっており、前年度と比較すると、「その他世帯」が増加したことから、直接的なコロナ禍による影響は数字として現れていないが、間接的な影響を受けた可能性がある。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

③ 支援ニーズの変化に伴う対応状況・課題

上記のような対象者像・支援ニーズの変化に伴い、生活困窮者支援において「相談者で働くことができる人に対しては、すぐ雇ってくれる会社や、雇う条件として細かなことを気にしない会社など、1つ1つをつなげていく」（千葉県船橋市）、無料職業紹介事業も活用した求人開拓によりマッチングを進めるなど具体的な取組・対応を行っている地域もある。

また、相談者の中には生活保護も視野に考えた方がよいと考えられる場合でも、本人に受給の意向がないケースがあるため、特例貸付等を含め、地域にある社会資源・支援メニューをフル活用して対応している状況がうかがえた。

一方、生活困窮者の支援メニューは、どちらかというと離職を前提としたものであり、「ひとり親」を含め、働いている生活困窮者への支援においては、そもそもハローワークに行く時間や面談の時間等がとれないなど、これまでになかった対応上の課題も現れてきている。

また、自営業者からの相談については、現状では生活困窮者支援として対応が難しく、別の窓口や制度情報を案内することにとどまるといった課題もあげられた。

【生活困窮】

○コロナ禍の少し前からであるが、うつ病や不眠などを含め、メンタルヘルスの問題を抱える人が増えている印象。生活保護を受けることへの心理的ハードルが高いため、特例貸付を含め、既存の社会資源、支援ツールをフル活用して寄り添いながらサポートしている。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○これまでのように本当に具体的な支援や情報を希望している方に速やかに情報提供・提案したり、ゆっくり話を聞いて気持ちを受け止めたりというのとは状況が異なる。（略）今後も、今すぐ働ける方や、住居確保給付金や貸付等の問い合わせに近いような相談を受けていく流れにあるのなら、受ける側として対応できる引き出しを作っていかなければいけないと考えている。（千葉県船橋市）

○相談者で働くことができる人に対しては、すぐ雇ってくれる会社や、雇う条件として細かなことを気にしない会社など、1つ1つをつなげていくことが重要。当窓口では無料職業紹介事業も行っているため、その求人票もなんとか増やしながら、生活費がないが、生活保護は受けたくないといった方のつなぎ先を開拓してきている。（千葉県船橋市）

○自営業者からの相談については、対応が難しく、ほぼ別の窓口を案内するくらいしかないのが現状。（千葉県船橋市）

○生活困窮者への支援メニューは離職者をメインに想定しているということがあると思われる。コロナの影響を受けて相談に来た方の特徴としては、仕事をしているが収入が減った方などが多いため、ハローワークに行く時間や相談の時間自体とれないことがサポートする上で一つの課題である。子どもが通う保育園が休園になってしまい外出が難しくなるなど、直接的にコロナの影響を受けて支援が難しくなってしまうこともある。（島根県松江市）

④ 相談体制や連携先の強化等の取組状況・課題

急増する相談対応としては、中核市等の都市部においては、住居確保給付金や特例貸付に特化した受付体制や事務対応を図るところもあり、自立相談支援機関の委託先団体内や、自治体所管部署内を巻き込み臨時的な増員等の対応、職員のやり繰りなどが行われていた。

また、支援ニーズの変化に応じて、各ヒアリング先においては、既存の社会資源をフル活用するとともに、これまであった連携を強化する、あるいは新たな連携先を増やすなどの具体的な「引き出しを増やす」対応にも取り組まれていた。相談者増として増えた「外国人」に対する支援の資源が足りない（島根県松江市）という声もあった。同じく外国人からの相談の急増があった千葉県船橋市では、市内にある「船橋市外国人総合相談窓口」の活用や、親身に相談にのってくれる行政書士との連携を深め、就労支援を主とした具体的な支援ニーズに対応している。

コロナ禍における支援ケースの中で自殺企図のある方に対応した経験から、今後の支援のために、臨床心理士との意見交換や、行政の自殺対策部門との連携を始めた地域もあった。（島根県松江市）

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○「かごしまおもいやりネットワーク事業」（鹿児島県社会福祉法人経営者協議会）という事業がある。社会福祉法人による地域貢献・社会貢献事業であり、市内においても複数の高齢・障害関係の団体が参加し、本来業務と兼務で展開している。社会福祉法人の拠出金が活動源であり、生活困窮者支援や生活保護等とつながらない狭間の人たちに対して、食料支援や、必要であれば経済的支援（最大 10 万円以内を限度）もしてくれる。そういうものをフル活用している。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○本来の生活困窮者支援に係る関係機関等との連携がもともとあった部分もあり、コロナ禍を経て特に新しく連携を強化した、という感覚はない。これまでも出口支援という形での就労支援を展開している団体や、同じ法人内で引きこもりの居場所支援事業を受託していることなどから、特に石巻を中心とした引きこもり関係の団体とのコネクションは強くなったと思う。（宮城県）

○家族の問題を抱えるケースにおいては、背景に障がいが絡んでいることが度々あり、障がい関係の支援機関、事業者等とは以前より関わりが増えたように思う。（宮城県）

○当市では、一時生活支援事業を実施していないため、自立相談支援機関といわゆる民間のシェルターや、無料低額宿泊施設等ともつながった。また、住居確保給付金や貸付関係については、商工会議所や司法書士会とも新たにつながった。外国人の問題でいうと、親身に相談に乗ってくれる行政書士が見つかったため、無料で出張相談のような形で来てもらい、外国人の就労支援等をしてもらっている。（千葉県船橋市）

○市内には国立の島根大学やビジネス系の専門学校等があり、どちらも留学生を多く受け入れていることから、コロナで帰国が困難となったり、就職先が見つからず就労に困ったりしている外国人が増えた。国際観光都市ではあるが、外国人に対する支援の資源が足りないことは課題といえる。（島根県松江市）

○コロナ禍において対応しているケースの中では自殺企図のある方と直面することがあった。現在の生活困窮者支援の職員が社会福祉士等の専門職ではないことが多いため、自死に対してもう少し理解を深めた方がいいのではないかと考え、自死遺族や臨床心理士との意見交換などを行った。また、自殺対策に関して松江市でキャンペーンを行ったことから、自死予防のポスターに「くらし相談支援センター」の名前を掲載してもらった。（島根県松江市）

⑤ 継続的な支援の難しさ

住居確保給付金や特例貸付等に伴う相談件数の急増は、対応する人員不足といった量的な課題だけでなく、現場の相談支援員にとって、相談の中身においても従来と異なる違和感を与えていた。

これまでは、具体的な支援や情報を希望している方に速やかに情報提供・提案することや、ゆっくりと話を聞いて受け止めるなどのアセスメントのプロセスを経てプランの作成につながっていた。

コロナ禍の相談においては、貸付や制度活用を主目的とされ、その情報提供だけで終わってしまうような状況がヒアリング先の現場から聞かれた。そのため、こちらが必要と考えた場合にも、継続的な支援につながりにくいという課題が指摘された。相談が急増する時期に継続した支援や本人とのつながりを持つことが難しい状況があった一方、コロナの感染拡大や雇用情勢の停滞などが長期化する中では、「最近は、相談を受け付けながら『今後どうしますか』といった話をきちんとしていかないといけないであろう人からの相談が増えている」（千葉県船橋市）、「状況が改善しなければ現実的に生活保護を考える必要がある人も増えてくる可能性がある」（島根県松江市）といった状況もみられ、今後の対応が問われている。

島根県松江市では、プラン決定を伴わない総合支援資金等の貸付の利用者に対しても、転職などの継続した支援が必要な場合、相談が途切れないよう定期的に連絡を取って面談を継続している。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○社協において特例貸付を行っていることから、保護課に比べると相談件数が急増した。一方、継続的な支援は難しい。貸付を受けることで一時的に生活が賄えるため、それ以上のサポートは望まず、継続的な支援に至らないという状況がある。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○貸付等の制度活用のためだけ、お金を借りたいためにセンターに来た、という人が増えたと感じる。制度活用のために必要だから、支援プランを作成することとなっているから、と来所されるが、その後、いざサポートのためにこちらからアプローチしても迷惑がられてしまう。コロナ前はそうした方は少なく、本人が本当に困って相談に来るので、そこに寄り添って支援するのが基本路線であった。（宮城県）

○長年相談支援に携わっている職員でも、かなり違和感を覚えながら、細かく聞き取りができない中で給付金の話だけして終わってしまう、そうした問い合わせに近い相談が急増した。（千葉県船橋市）

○住居確保給付金臨時窓口も、当初は受付、手続き、給付という単調な業務がメインになりがちであったが、最近は、相談を受け付けながら「今後どうしますか」といった話をきちんとしていかないといけないであろう人からの相談が増えている。（千葉県船橋市）

○相談件数に比例してプラン件数も増加した。住居確保給付金は、コロナ特例後、原則プラン決定が前提となったため全件作成するようにしているが、総合支援資金は必ずしも必要ではなく、本人がそこまでは必要ないと言われることの方が多い。一方、コロナの感染拡大や雇用情勢の停滞などが長期化する中で、転職を考える事例などが増えてきているため、相談が途切れないよう定期的に連絡を取って面談を継続してきた。（島根県松江市）

⑥ 自立相談支援機関によるアウトリーチの取組

本アンケート調査「Ⅱ．3(1)生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組」として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて取り組んでいる・取り組んだこととして、「3．自立相談支援機関におけるアウトリーチの取組」が最も回答割合が高かった。

ヒアリングでは、町村部において、アウトリーチによりコロナ禍における支援制度のさらなる周知の必要性や、大都市部において、人口に対する自立相談支援機関の設置状況を踏まえた上での人員体制の強化の検討の必要性などがのべられた。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○相談支援の拠点となる自立相談支援機関は、県北、県南それぞれ2ヵ所ずつ、計4ヵ所設置。うち3ヵ所は、交通の利便性を踏まえて福祉事務所を設置している近隣市にセンターを配置しており、町村部にはアウトリーチを行う。（宮城県）

○北部圏域においては、沿岸部で東日本大震災の多大な被害を受けた石巻、女川、南三陸地区などで、被災直後から社会福祉協議会の東日本大震災特例の貸付があり、約 10 年経つがその償還が進んでおらず、返済できていない人たちが他の制度を使いにくいという地域特有の背景がある。自立支援金に関しても、特例貸付を受けた人が利用できる制度であるが、まず貸付を利用できていない人が多い。現在、通常業務は回っているが、本来であればそちらにアウトリーチを行い、コロナ特例であるため利用できるという情報発信をもっと促していくべきではないかと考えている。（宮城県）

（２）任意事業等の利用促進に向けた取組状況と課題

① 就労準備支援事業

就労準備支援事業の利用に際する課題のひとつとして、困窮状況が悪化・ギリギリの状態で相談につながるなど、本人が経済的に困窮して余裕がない状況にあるため、就労準備支援事業に参加する余裕がないことがあげられた（宮城県、島根県松江市）。

それに対し、宮城県では、コロナの影響により離職し、支援につながり、再就職の必要がある人や増収を図らなくてはいけない人に対して、就労準備支援事業の短期プログラムに参加し、自己 PR の仕方や履歴書の書き方を短期集中で身に着けてはどうかという提案を行ったところ、特例貸付等の制度的な対応により一定の生活費が入ってくることの余裕があるため、提案をすれば受け入れてくれるケースが若干増えたとのことであった。アンケート調査においては、就労準備支援事業を実施する上での課題として「協力事業所の開拓・連携が不十分」「支援メニューの種類が十分でない」の割合が高い傾向にあり、協力事業所や体験メニューの充実とあわせて、実際に利用者をプログラムにつなげるためのインセンティブや経済的な余裕等も、利用率の向上のために重要であることがうかがえる。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○「就労準備支援事業」では、若干利用件数が増加している。新型コロナウイルス感染拡大の影響により離職し、支援につながり、再就職の必要がある人や増収を図らなくてはいけない人に対して、コロナ感染拡大以前よりも、さらにステップアップしましょうという働きかけを行っている。これまで生活はできており社会生活も問題はない人でも、ずっと派遣業務を点々としてきたため、きちんと履歴書を書いたことがない人などもいる。そうした人に、就労準備支援事業のプログラムで、自己 PR の仕方や履歴書の書き方を短期集中で身に着けてはどうかという提案をし、了承が得られれば就労準備支援事業を短期的に利用してもらっている。このような短期利用は、コロナ感染拡大前の相談では、状況が悪化・ギリギリの状態になってからつながるケースが多く、就労準備支援事業を利用している場合ではないということで、なかなか利用につながらなかった。感染拡大後の今の対象者には、特例貸付等の制度的な対応もあって一定の生活費が入ってくることもあり、提案をすれば受け入れてくれるケースが若干増えている。（宮城県）

○生活困窮者の就労準備支援や居場所支援等で難しいと感じるのは、本人が経済的に困窮して余裕がない状況にあるため、ボランティア活動や居場所等への参加を促すことがなかなか難しいことである。一方で、生活保護受給世帯の場合は最低限の生活費が確保されているものの、すぐにでも就労が可能あるいは可能ではない場合でも、外に出る機会が少なく、閉じこもりやひきこもりの状態になっている方が多い。（島根県松江市）

○就労準備支援事業は、昨年度は感染拡大の影響でほぼ休止に近い状態で、グループワークのように集まって行うプログラムは実施せず、個別にやり取りをしていた。今年度に入ってからはグループワークも再開し、利用者数も増えてきている。就労準備支援事業も自立相談支援事業と同じ「さーくる」内で一緒に実施しているため、自立相談支援機関への新規相談受付時に、必要に応じて、就労準備支援事業を含めた提案を行い、希望があれば利用を促している。（千葉県船橋市）

○就労準備支援事業の利用件数は横ばいである。「就労準備講座」という連続講座を行っており、今年1月から3回の連続講座が始まったが、第6波の影響により、申し込み自体はいつもより多かったものの、「まん延防止等のためやめます」、「今回は参加を見送ります」とキャンセルが増えた。また、協力事業所において1日～5日間程度の職業体験を実施しているが、例えば福祉施設では利用者の感染リスクがあるため、その期間は体験を遠慮してほしいと言われることもあり、調整に苦慮したこともあった。（島根県松江市）

② 家計改善支援事業

家計改善支援事業は、コロナ禍において貸付件数の増加等に伴い支援ニーズが高まり、事業の利用が必要と考えられる人も増えたという声が多く聞かれた。一方で、「本人の同意がとれずに進まないケースもあった」（宮城県）、「就労準備支援事業と比べると、まだ利用したい層を利用につなげられていない可能性がある」（千葉県船橋市）といった状況がみられ、利用者のやる気につなげられるような支援ツールの工夫とともに、利用につなげるプロセスにもまだ課題があることがうかがえた。

こうした状況に対し、島根県松江市では、基本的に貸付の窓口で対応する職員全員が家計表の聞き取りができるようにし、特例貸付の申請時においても償還や今後の生活再建を見据え、インテーク時点で必ず家計状況の把握を行い、家計改善支援事業と連動する形で対応を図っている。

また、家計改善支援事業の対応ができる相談員が限られることが利用のボトルネックとなっている一面もみられ、社労士やファイナンシャルプランナー（以下、「FP」）等からのバックアップ体制を模索する地域もあった（千葉県船橋市）。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○「家計改善支援事業」については、利用件数は微増しているが、制度が周知されてきた結果なのかどうかは分かりかねる。一昨年、昨年は、貸付を利用した過程において家計改善支援事業を勧められるタイミングは増えた。一方、自らの家計を人に見せることを拒否する人が多く、事業の利用が必要と考えられる人は増えたが、本人の同意がとれずに進まないケースもあった。明らかに債務が大きいケースなど、家計改善支援事業を利用しないと家計の立て直しができないということを本人に説明し、納得してもらえればつなげられるが、数字上の微増とは別にそうした背景もあった。（宮城県）

○家計改善支援事業は、自立相談支援事業、就労準備支援事業とともに三位一体で実施しているが、就労準備支援事業と比べると、まだ利用したい層を利用につなげられていない可能性がある。（千葉県船橋市）

○家計改善支援事業は、担当職員 1 人であるため、どのように対応力を高めていくか試行錯誤にある。スーパーバイズ等、バックアップの形を確立するという点で、社労士や FP）、弁護士等と顔の見える関係を作っていきたい。一方、法律関係の無料相談はいろいろなところで行われているが、社労士や FP に無料で相談できるところがあまりないことが課題。（千葉県船橋市）

○貸付に関する相談・利用が急増している中で、家計改善支援事業のニーズは非常に多い。特例貸付の申請そのものは比較的簡便な手続きで行っているが、自立相談支援機関の利用同意を得ていることから、申請の際に必ず家計状況の確認を行っている。受付時に家計改善支援事業による家計表の作成を行い、内部で協議・審査・支援方針を検討しながら並行して貸付の手続きを行っている。検討の中で自己破産や任意整理を行う方がいいといった意見が出た場合には、弁護士相談につなげるなど家計改善支援事業と連動した対応を行っており、そうしたケースはコロナ禍で増えている。（島根県松江市）

○上記のような対応はインテークの部分での負担はあるが、後々の支援を考えると、貸付の相談時点で家計状況を押さえることが大事なポイントだと認識している。初期時点の家計状況の把握に関して、対応が難しい方については家計相談を得意とする主担当者を割り振るが、基本的に貸付の窓口で対応する職員全員が家計表の聞き取りができるようになっている。貸付を受けたいと相談に来られている方であるため、答えられない、話したくないという方は少ない。（島根県松江市）

○国から提供されている家計表やキャッシュフロー表は、家計の管理が自分では難しい方を念頭におくと、多少使いづらい面もある。自分でお金のやりくりができないということは、例えば、整理がうまくできない、見通しが立てにくい、もしかすると、ベースに何か病気や障害に近いものがあるかもしれない。そうした方々には、キャッシュフロー表などは難しく、いよいよやりたくない気持ちになる可能性があり、もっとシンプルで、とりあえず取り掛かれるような、使える書式にした方が利用につながるのではないか。（千葉県船橋市）

③ 一時生活支援事業

一時生活支援事業未実施自治体の中には、「派遣会社を通じた雇用先からの解雇等により住まいを失った方に対しては、基本的に対応の術がなく、生活保護にすぐつなぐケースが多い」（鹿児島県薩摩川内市）といった状況があった。また、社会資源に恵まれた都市部においては、「一時生活支援事業を実施していないため、いわゆる民間のシェルターや、無料低額宿泊施設等ともつながった」（千葉県船橋市）として、既存資源により対応されている場合もみられる。

アンケート調査においても、コロナ禍に伴い緊急時の住まいのニーズや居住支援の重要性・必要性が高まっている傾向がみられ、住まいに困窮する人への主な対応策としてきた住居確保給付金も再延長まで満了した後の対応が求められることを見据えると、これまでホームレスを含め対象者があまりいないことを主な理由に一時生活支援事業を実施していない自治体に対して課題を突き付ける状況となっている。なお、アンケートでは人口規模が小さい自治体においては、居住支援ニーズの高まりは確認できなかったが、住居確保給付金や特例貸付等による対応が効いたことにより、一時生活支援事業の利用に至らなったのではないかという意見もあった。

一方、近隣に一時生活支援事業の実施が少ない、シェルターがない・少ない地域では、実施自治体に居所不安定な人が流入することが受入れ側の課題となっている一面もみられた。

また、賃貸住宅に入居する際の入居保証人の確保において、「入居債務保証支援事業」の活用もなされているが、協力してくれる大家さん側への負担が大きいことやメリットを十分に感じられない状況があることから、制度的なさらなる支援や改善等を求める声もあった。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○当市では、もともとホームレスを含め対象者があまりいないことから「一時生活支援事業」を実施していないが、派遣会社を通じた雇用先からの解雇等により住まいを失った方に対しては、基本的に対応の術がなく、生活保護にすぐつなぐケースが多い。コロナ禍により、そのようなケースが増えたと感じる。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○「一時生活支援事業」は、思いのほかコロナの影響による変動はない。昨年は件数が下がっており、住居確保給付金や特例貸付等による対応が効いたことにより、一時生活支援事業の利用に至らなったのではないかと考察している。（宮城県）

○一時生活支援事業は、山陰両県でシェルターが少ないという事情があり、当市のシェルターはコロナの感染拡大以前から満室の状態が続いていた。全国で新型コロナウイルスの感染が拡大し始めた時に、当県ではあまり感染が広がらず、島根県は安全だという雰囲気があった。コロナ禍において特徴的であったのは、東京の山谷で生活していたが仕事がなくなった方が、島根県ではコロナの影響が少ないと考えて来たものの、ハローワークに行くと、こちらでは日払いの仕事はあまりなく、「くらし相談支援センター」を紹介されて相談に来たというケースである。（島根県松江市）

○都会で生活していた方が、コロナの影響が少ないと考えて地方に移ってきたり、もともと出身者が帰って来たり、知人を頼って来たりと居所不安定な状態で当県に来て、仕事がうまくいかず相談に来るケースが目立った。隣接する自治体で大規模従業員を抱えている工場が何ヵ所かあるため、派遣切りに遭い、そこから歩いて来た方という方もいる。（島根県松江市）

○賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない場合は、当センターで「入居債務保証支援事業」を実施しており、そちらで対応している。いつも非常に難航はするが、厚意にしている大家さんがおり、そうした方の格別な支援をいただきながら何とか乗り越えてきたというのが現状。（島根県松江市）

④ 子どもの学習・生活支援事業

「子どもの学習・生活支援事業」は、制度開始以降、任意事業の中では比較的実施率が高く推移しているが、アンケート調査による実施上の課題としては、「対象と成り得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」が最も多くあげられていた。

ヒアリング調査では、そのように「そもそも学習支援（学習会）にあまり利用者が来ない」という課題に対し、スクールソーシャルワーカーとの連携によるアウトリーチや、教育課における不登校の子どもに対する取組と連動させることなどを試行している地域があった。また、同アンケート調査における実施上の課題として「活動場所への子どもの移動手段の確保」や「事業の担い手の確保が難しい」といったことも多くあげられており、具体的に、住民に身近な地区レベルで、過去に行われてきたという寺子屋のような取組を模範とし、ボランティアとも協力しながら地域主催で展開するよう働きかける事例などもみられた（鹿児島県薩摩川内市）。

また、「子どもの学習・生活支援事業」は、生活保護受給世帯も利用対象としていることから、保護課からも事業の利用状況をヒアリングすることができた。それによると、コロナ禍において集合型での学習支援が難しい状況では、オンラインでの学習会の開催も行われており、通信環境の課題はあるものの、参加した子どもに対して、学習の習慣や意欲の継続に効果的であったとの評価が聞かれた。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○「子どもの学習・生活支援事業」は、そもそも学習支援（学習会）にあまり利用者が来ないため、スクールソーシャルワーカーと連携してアウトリーチに力を入れたいと考えている。

○教育課の取組みとして「スマイルルーム」を開設しており、不登校などで学校には行けないがスマイルルームには来られるという子どもを登校扱いにしている。そこにも話を聞きにいったところ、長期休み中はスマイルルームを閉じるが、子どもたちには意欲がある、とのことで、スマイルルームに通う子どもたち向けの学習会を開催するなどの取組を行っている。

○昨年度の夏休みに学習会を行ったところ、中学校の先生からある地区は困窮世帯が多く、塾も遠いという話を聞き、冬休みに該当地区だけ学習会を実施した。そこにボランティアで参加した連合会の女性から、「以前は寺子屋のようなものがあった」という話を聞き、実際に、地域福祉課のボランティア関係部署と連携して社協主催で実施してみた。地域に持ちかけたところ、賛成した地区限定で展開されているようである。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

【生活保護】

○生活保護受給世帯の子どもたちへの学習支援のため、生活困窮者自立支援制度による「子どもの学習・生活支援事業」において、夏休み期間中に対応してもらっている。ここ数年では、母子家庭で塾に行くことができない子どもたち数名程度の実績。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○「子どもの学習・生活支援事業」についても生活保護と生活困窮の一体型で実施しており、参加者は生活困窮者世帯の方が多い。学習支援の場がもともと拠点型として、参加している児童に学習の場を提供して習慣を身につけてもらうという意味合いが強い。塾のように通うことで学校の成績アップを狙うというより、自宅で学習すべき宿題等を自習し、わからないところはスタッフに教わりながら学習意欲を高めることを目指している。委託先であるワーカーズコープが運営している高齢者施設の一部を借りて拠点型で実施していたが、高齢者施設自体が外部の人を入れられない期間が長くなった。そのことで、一切対面型でできない状態が続くと、折角参加することにより培われた学習の習慣が途切れてしまうことが懸念され、非接触型で zoom を活用したオンラインでの学習支援を展開した。通信機器がないなどの理由で不参加となった子どももいるが、オンラインにより状況確認をすることで参加している子どもたちの習慣と意欲を継続させることができたことは良かった。（北海道旭川市）

⑤ 支援の「出口」強化に向けた取組状況と課題

アンケート調査では、コロナ禍において自立支援の機能強化のために「実施したい・実施すべきだができていない」取組として、「就労体験等の開拓・マッチングによる就労支援の強化」が最も割合が高く、次いで「商工部門等と連携した就労支援」となっており、就労支援へのニーズが高まっている。

ヒアリング自治体においては、雇用情勢の悪化や、旅館・飲食店等コロナによる影響を強く受ける業種・分野への就労や再就職の難しさなどもあり、「出口」づくりに向けた模索が続いている。基本的には、支援のアウトリーチの行き・帰りなどで、出口になるような社会資源を探す、あれば立ち寄るなどして関係性をつくるといった地道な取組を繰り返すことで成果を得ているほか、生活困窮者支援の各事業の就労支援に関わる職員で「就労支援チーム」を組み、就労先・体験等の協力事業所等の開拓や、企業見学、求人の収集等を結束して行い共有するといったような取組がなされていた。

また、障害福祉サービスを利用しながらの自立が望ましい対象者についての就労支援や、そこに至るまでの障害受容を含めた障害分野との関わり方の重要性なども指摘された。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○松江市は観光都市であることから、旅館や飲食店などは就労面では比較的ハードルの低い分野ではあるが、コロナによる影響を強く受けるため、収入の減少や家族の介護のため相談に来られた方を、また同じ分野につなぐことはできない難しさが出てきた。（島根県松江市）

○お金に困っていて働ける人は従来のハローワークとの連携となるが、障がい関係の就労支援も含めてそれ以外にも支援カードの一つとして開拓をしなくてはいけないという思いがあった。支援の基本はアウトリーチであるため、遠方の市町村にアウトリーチに行った帰り道で、出口となるような社会資源がないかと探しながら、あれば立ち寄ってくるというような活動を地道にやっているうち、向こうから話が振られるような関係性が少しずつできてきた。（宮城県）

○就労関係では、「就労チーム」というチームを組んでいる。就労準備支援事業のほか、自立相談支援事業における就労支援員、住居確保給付金の相談員、社協の就労準備支援事業担当者など6～8人のチームを構成し、手分けして就労先・体験等の協力事業所等の開拓や、企業見学、求人の収集等を行っている。（就労準備支援事業には事務員がいるため、求人票を集めてもらったり、無料のタウンワーク等を調べて良さそうな求人を見つけてもらったりしている。）（千葉県船橋市）

○「就労チーム」では、定期的な会議を月に 1 回程度開催している。最近開拓した企業や、無料職業紹介事業により求人を得た企業等について共有することや、住居確保給付金を利用している人向けに、企業の方に講演してもらうといったイベントの企画・運営なども行っており、約2年ほど続けて徐々に成果が現れてきたところである。（千葉県船橋市）

○当市では都内に勤めている人も多く、就労先は市内に限らないため、企業とのつながりは市を超えて共有した方がいいのではないかと考えている。（千葉県船橋市）

【生活保護】

○飲食店等の個人事業主の多くは事業の継続を望むことが予測されることから、保護申請に至った場合も早期の保護廃止を望むと思われ、店の再建を含めた就労支援が重要。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○個人事業主等が事業を継続しながら生活再建を図るにあたっては、ここ何ヵ月といった早期の保護廃止の見込みがあればよいが、収入があっても経費を上回る状況が続く場合、長期で生活保護により対応することは難しく転職指導の対象となりえる。コロナ禍による影響を見据えながら事業の回復の可能性を考慮しなければならない点で難しく、就労支援に工夫が求められる。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○就労支援の中で毎回課題としてあがるのは、障害受容を支援してくれる機関が少ないこと。本人の持っている能力を踏まえると一般就労は難しく、障害者手帳を取得して福祉的就労を目指すなど、障害福祉サービスにつながることが生活の安定のために望ましい方への支援が限られている。（北海道旭川市）

（３）生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携について

① 被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識

アンケート調査では、生活困窮者自立支援制度担当課、生活保護担当課とも、被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の「必要性を感じる」という回答が7割超であり、必要とするケースの概要としては、家計面での支援や社会自立に向けての支援、緊急的な支援といった回答が多く、必要と感じる認識に共通性があることもわかった。

ヒアリング調査においても、生活困窮者支援からみて「生活困窮者支援と生活保護の自立支援とは被っているところは多分にある」「オーバーラップすべきところはある」との認識がみられた。生活保護担当からは、具体的に「被保護者の場合、収入の部分は一定程度安定しているが、家計のやりくりができず、保護を受給しながら生計をうまく成り立たせることができない方」（北海道旭川市）に対して、家計改善支援事業へのニーズがあるなどの状況をうかがえた。

そうした背景には、「本来のケースワークの中では十分に行えていないため」といった生活保護の側の相談体制における実態もみられることから、双方とも人手・マンパワーが限られる中で、各役割を適切に担った上で、制度上での関わり方を検討する必要性があると考えられた。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○生活困窮者支援と生活保護の自立支援とは被っているところは多分にある。今は、生活保護を受給するとなるとケースワーカーが担当するため、生活困窮者支援の相談支援員が関わることはないが、制度の中で、そこの連携が必要であると位置づけられれば、関わり方はあると思われる。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○生活保護の相談から自立相談支援機関を紹介することも多く、また逆のパターンもあり切り離せるものではない。生活保護に長く携わってきた経験からは、生活保護に至らない方を紹介できる場所がなかったため、生活困窮者自立支援制度ができてとても有り難いと思った。（宮城県）

○生活保護を受給している方にも、生活困窮者支援のようなサポートが必要な場合もあると思われ、オーバーラップすべきところはある。おそらく、ケースワーカーや就労支援員、被保護者就労準備支援事業など、生活保護における自立支援の各役割をきちんと担った上で、保護廃止となる段階で、必要な方に対して生活困窮者自立支援と密に連携するということが考え方の基本ではないか。（千葉県船橋市）

○被保護者に対する支援において生活困窮者自立支援制度との連携がより必要ではないかと考えるところがある。例えば、生活保護による自立支援においては、行政ルールの中で担当ケースワーカーが変わってしまうことも多々あるが、生活保護では本人と長い付き合いとなる中、担当者が変わる度に支援や関係性も変わり、本人との信頼関係づくりが難しくなるような場面をみてきた。（島根県松江市）

【生活保護】

○生活保護受給世帯の子どもたちへの学習支援において協力を得たい。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○被保護者に対する生活困窮者制度に基づく支援については、必要性を感じる部分がある。具体的な場面として、被保護者の場合、収入の部分は一定程度安定しているが、家計のやりくりができず、保護を受給しながら生計をうまく成り立たせることができない方がおり、当市は、家計改善支援事業は生活困窮者支援でしか実施していないためニーズがある。ケースワーカーが生活支援として面談や訪問を通じて助言しているが、十分でないところがある。また、日常生活自立や社会生活自立に向けた支援は、本来の就労支援の対象者からは外れてくるため、実際には就労支援事業や被保護者就労準備支援事業で実施している状況であるが、本来のケースワークの中では十分に行えていないため、そうした支援が必要と考える。（北海道旭川市）

② 生活困窮者の生活保護受給の必要性/受給に対する心理的ハードル

自立相談支援機関への相談においても、生活保護が必要ではないかと思われるケースは一定見受けられ、かつ心理的抵抗感をもつ方が多いことがうかがえた。

その理由として、地方では、生活の足となる車を手放すことがネックとなっている状況があるほか、都会と比べると近隣との関係性が深いため、家族はもとより他の人に知られてしまうこと、指を指されるのが嫌だといった意識などが根強くみられる。車や家を手放すことへの抵抗感や、「周囲に知られたくない」といった意識は都市部においても同様にみられるようであった。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまで普通に働いて生活していた人が急に困窮に至るといった状況では、一時的な生活費があれば、すぐまた働いて生活を立て直すことができる、という見通しをもつ人も多い。

一方で、「コロナ禍において、今だけ収入がない・少ないのであれば、その1ヵ月だけ生活保護を受給してはどうかという促し方をすることもある」「その後は就労による収入が入るため保護廃止になる」（島根県松江市）といった支援方法をとっている自治体もあった。

こうした状況を裏返すと、ヒアリングにおいて聞かれた声でもあり「生活保護を受給すると一生そのままなのではないか」という誤解をもつ人も多いことがうかがえる。実際に、短期間で生活保護を廃止となる人や生活保護を利用したことで安定した職に就くことができた人もいるはずであり、入りにくく出にくい「生活保護へのイメージを払拭するようなモデル事例があるとよい」との提案もあった。併せて、生活保護を「受ける」という表現が一般的であるが、必要な人が「利用する」という表現に変えていくことや、生活困窮者支援においても1ツールとして生活保護を「利用できる」くらいの制度的な転換がなされることの重要性に関しても指摘があった。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】
○コロナ禍以後の相談の中では、生活保護への心理的抵抗感の強い方が一定数見受けられる。（千葉県船橋市）
○「くらし相談支援センター」に相談に来られた方の中にも、生活保護が必要ではないかと思われるケースはある。ほとんどのケースでは本人が生活保護制度のことをよく知らず、また抵抗感を持っていることが多い。そのため、相談に来られたその足で福祉事務所へ行くのではなく、一度、生活保護担当に電話し、行く日程を決めて後日同行するなどワンクッションおくようにしている。（島根県松江市）
○生活保護を受給したくない理由としては、車を手放したくないというのが多いのではないか。プライドや世間体を気にしてという方もいるが、多くは車である。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）
○生活保護の受給に対する心理的ハードルとしては、車が所有できなくなることへの抵抗感、扶養照会で家族に知られることへの懸念などもあるが、他の人に知られてしまうのではないか、家族から責められるのではないか、指を指されるのが嫌だといった心情はよく聞かれる。（島根県松江市）
○近所付き合いや周りの方との関係性は都会と比べるとつながりが深いため、生活保護に限らず支援機関の看板のついた車で訪問されることを嫌がる方も多い。近隣住民はほとんど知り合いで、昔からの付き合いのある人たちに支援を受けることを知られたくないといった意識などが根強いと思われる。（島根県松江市）

○理由として、「親族に知られたくない」というのはよく聞く。その他、家について、これまでローンを十数年がんばって支払ってきたのに、それを手放したくないといったこともあげられる。自分では、すぐ仕事を見つけて生活を立て直しできる見通しがあるのに、一時的に生活保護を利用するために車や家を売るのは嫌だ、といった声もある。さらに、「生活保護を受けたら一生そのままだ」、「再び働いて自ら生活していけなくなるのでは」といった誤解をしている人、周囲に知られるのではないかと不安を抱く人もいる。（千葉県船橋市）

○生活保護へのイメージを払拭するようなモデル事例があるとよい。もちろん、半年ほどで生活保護の利用を終えた人も、生活保護を利用したことできちんとした定職に就けた人もいる。生活保護を「受ける」という表現が一般的にされているが、個人的には「利用する」という表現がよいと考えている。面談時においても、生活保護については、「あなたが利用する」という主語に変えて提案するようにしている。「受ける」では、施しを受けるようなイメージがあり、そうではなく、「あなたが利用したければ利用して、うまく活用すればいい。便利な制度です」などと提案していけることが必要ではないか。（千葉県船橋市）

○コロナ禍において、今だけ収入がない・少ないのであれば、その1ヵ月だけ生活保護を受給してはどうかという促し方をすることもある。1ヵ月だけ生活保護を受給し、その後は就労による収入が入るため保護廃止にはなるが、その後も生活が安定して軌道に乗るかどうかを誰かがモニタリングしなくてはいけない。そうした場合、生活保護を受給したので自立相談支援機関は関係ない、生活保護も廃止になったのでケースワーカーの支援もない、後は一人で頑張ってください、で大丈夫な方はいいが、そうでないケースもある。（島根県松江市）

○極論的には、生活困窮のプランの中の支援メニューの一つとして生活保護が利用できるといったくらいの使い勝手の良さがあるとよいのではないかと考える。（島根県松江市）

【生活保護】

○生活保護を受給したくない理由としては、当市では車の保有等の制約があることが大きい。島しょ部もあり、交通の便が悪いため、車がないと買い物にも容易に行けずに困る。就労して通勤が大変、公共交通では就業時間に間に合わない、子どもの通学の送迎が必要といったような場合には、ケース診断会議に諮り、個別に検討・対応している。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○生活に困っているため相談には来るが、「生活保護以外でなんとかならないか」と、特別な理由がなく「受けたくない」という人も多い。当市では車がないと日常生活に支障があるため車もひとつの要因ではあるが、プライドなのか、「とにかく受けたくない」という雰囲気はある。（北海道旭川市）

③ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とでは、「対象者像が似ている」ことから、アンケート調査の自由記入からも読み取れたように、信頼関係の構築や本人の意思を尊重するなど相談対応には共通項が多いという意見が聞かれた。異なる点としても、アンケート結果と同様、「現金・現物給付の有無」や「指示等に従う義務の存在、措置性」「終結のあり方」などがあげられた。なお、コロナ禍において、住居確保給付金や特例貸付など、金銭給付等が目的で自立相談支援機関につながる人は目的が達成された段階でそれ以上の相談にはつながらないことが多いといった状況から、生活困窮者支援のツールとして継続的な支援を行うために現金給付を取り入れることについては保護課からも慎重な意見が聞かれた。

（ヒアリング記録より一部抜粋）

【生活困窮】

○生活保護による自立支援との共通項としては、ハローワークの窓口の利用が1つあげられる。また、対象者の状態像は似ている。生活困窮者支援の場合、生活保護を受給する意向がない人が多く、貸付等を活用しながら、なんとかマッチングして就労につなげているが、時間がかかる。そのプロセスにおいて、生活保護制度による被保護者に対する就労支援等と、生活困窮者支援との伴走的な連携は考えられるかもしれない。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

○制度上の設計として、公費が入る部分と本人の自立を促す部分とで相違点はあるが、基本的に両制度は密接にくっついているイメージがある。そもそも生活に困っている人を支えるという基本姿勢が共通項としてあるため、生活保護につながる方の相談があれば対応する。生活に困っている人をそれぞれの立ち位置で協力・連携して支えていくことが根底としてある。（宮城県）

○異なる点としては、生活困窮者支援の「終結」には明確な基準がないことがあげられるのではないか。プランとしては一定の段階で終了するが、フォローという意味合いで継続して関わっているケースはかなりある。他の支援につないだ場合でも、例えば障害等、つないだ先の会議体に呼ばれることもある。相談者当人がまだつなぎ先と信頼関係ができていない場合、もともとの支援者である我々が呼ばれ、なかなか離れられないということもある。特に就労準備支援事業の対象者は、結果的に手帳を取ったり、障害者の支援機関等につながったりする。本人が本当に自立し、連絡が来なくなるといったような、完全な「終結」というものが今のところあまりない。（鹿児島県薩摩川内市　障害・社会福祉課）

【生活保護】

○生活困窮者自立支援制度の利用者の中には、ある程度の収入があり明らかに生活保護に該当しないケースもあるが、それ以外の世帯については、収入だけでみると該当するようなケースが多い。そのような世帯についての情報共有は重要である。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○共通点としては、社会からの孤立、人間関係の構築ができないなどの課題を抱えたケースがあるため、心のケアも含めた支援が必要であること。異なる点としては、生活保護制度は手厚い支援を受けることができるため、それが逆に就労自立に時間がかかる場合もある。（鹿児島県薩摩川内市　保護課）

○共通点としては、面談のアセスメントの部分に時間をかけて丁寧に行い、信頼関係の構築を重視していること。特に就労支援につながる場合、就労に向けた課題の分析が重要なため、アセスメントを重視している。就労支援を通じて就労だけではない生活面の課題が見えてくることが多い。（北海道旭川市）

○特例貸付を含め、金銭給付が目的で自立相談支援機関につながる方は目的が達成された段階でそれ以上の相談にはつながらないことが多いため、必ずしも生活困窮者支援に関して金銭給付が必要とは考えていない。そこで金銭給付を継続しないと相談ができない、生活に困ってしまうということであれば生活保護制度を利用するのが順当ではないか。（北海道旭川市）

○生活困窮者自立支援制度に関しては相談者主体で相談を継続するかしないかが決まってくる。生活保護に関しては保護を受給している限り、本人が望むか望まないかに関わらずアセスメントや相談の機会がやってくるが、生活困窮者支援の場合、本人が不要と思えばその時点で支援が終わってしまうこともある。支援者側が思う必要な支援と本人が望む支援に差があることが原因と考えられるが、継続的な支援を行う上で必ずしも金銭給付が必要とはいえないのではないか。（北海道旭川市）

３．生活困窮・生活保護に至る要因・プロセスに関する傾向分析

（１）調査対象ケースの概要

ヒアリング調査対象自治体から提供のあった事例を、属性ごとに、表面化している生活困窮状況やそこに至るまでの経過・要因等の傾向を整理し、最終的に、①生活困窮者：7ケース、②被保護者：5ケースの計 12 ケースを分析対象とした。

① 生活困窮者

アンケート調査より、「新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者」として、感染拡大後に多くみられる属性は、多いものから「1．中年・単身（男性）」、「2．夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年）」、「3．ひとり親世帯」、「4．若年・単身（男性）」、「5．若年＋中年・単身（女性）」があげられる。

これら上位5つの属性（カテゴリー）の主な困窮要因の特徴は、図表Ⅳ-3-1 のように整理される。こうした特徴を踏まえ、ケーススタディ調査で得られた事例を属性ごとに以下7つの代表的ケースとした。

なお、「夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年）」と「ひとり親世帯」については、年代や生活困窮状況、困窮に至るまでの経過・要因等の傾向が異なる事例の提供があったため、1つの属性に対して2事例を代表的ケースとして選定している。

属性（カテゴリー）		代表的ケースの概要
1	中年・単身（男性）	1）中高年・単身の男性で、長年勤めた職を病気により離職後、就職困難により低収入のまま債務を繰り返し困窮に至るパターン
2	夫婦と子どもから成る世帯	2）コロナ禍の影響を受けた自営業（家族経営）の業績不振のため、債務を含む家計管理に課題を抱え、家族全員が不安定就労となるパターン
		3）ステップファミリーで夫婦とも就職活動困難な中、コロナ禍で家庭内不和も生じ、ヤングケアラー、不登校等の複合課題を抱える困窮パターン
3	ひとり親世帯	4）母子家庭で、子どもの就職後にＷワークで自営業をはじめるも、コロナ禍による休業・収入減等のため困窮し、貸付により再就職するパターン
		5）若年で母子家庭となり、低学歴で家族の支援も受けられず飲食店での仕事で生活を支えてきたが、コロナ禍による休業で困窮に至るパターン
4	若年・単身（男性）	6）外国籍で就職活動困難、離退職が重なる中、コロナ禍により勤務先の休業や収入減が続き、生活費と再就職の支援が必要な困窮パターン
5	若年・単身（女性）	7）女性で飲食店に勤務中コロナに罹漢、治癒後も休業・減収が重なり家族の支援も受けらず困窮、職業訓練によりキャリア形成を図るパターン

図表Ⅳ-3-1　属性ごとの新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者の「特徴」※参考

【全体】 n=1260		１．中年・単身（男性） n=264		２．夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年） n=233		３．ひとり親世帯 n=217		４．若年・単身（男性） n=86		５．若年＋中年（合算）・単身（女性） n=109	
①低所得	45.5%	①低所得	41.6%	①低所得/自営業・フリーランス	39.9%	①ひとり親	82.4%	①低所得	37.2%	①不安定就労/低所得	40.3%
②就職活動困難/不安定就労	30.3%	②不安定就労	31.4%			②低所得	55.7%	②就職活動困難	32.5%		
		③就職活動困難	31.0%	③家計管理の課題	33.9%	③不安定就労	41.0%	③就職定着困難	30.2%	③就職活動困難	34.8%
④家計管理の課題	26.4%	④自営業・フリーランス	30.6%	④就職活動困難	25.3%	④家計管理の課題	22.5%	④不安定就労	26.7%	④自営業・フリーランス	24.7%
⑤自営業・フリーランス	25.2%	⑤債務	26.5%	⑤債務/不安定就労	23.6%	⑤就職活動困難/家族関係・家族の課題	21.6%	⑤家計管理の課題	22.0%	⑤病気	23.8%

② 被保護者

アンケート調査より、「新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請に繋がったケース」としてあげられた属性を集計すると、多いものから「1. 中年・単身(男性)」、「2. 高齢・単身(男性)」、「3. 高齢・単身(女性)」、「4. 中年・単身(女性)」、「5. 若年・単身(男性)」、「6. 高齢者のみ世帯」、「7. ひとり親世帯」などがあげられる。

これらの属性(カテゴリー)の主な困窮要因の特徴は、図表Ⅳ-3-2 のように整理される。

代表的な事例を選定・整理するにあたり、属性ごとの特徴の傾向に大きな違いがみられなかった「1. 中年・単身(男性)」と「2. 高齢・単身(男性)」、「5. 若年・単身(男性)」については、『中高年～高齢・単身(男性)』として同カテゴリーにまとめた。また、「3. 高齢・単身(女性)」と「4. 中年・単身(女性)」についても、提供のあった事例の年齢区分による線引きが難しいこともあり、『中高年～高齢・単身(女性)』としてまとめた。また、「7. ひとり親世帯」については、本調査において、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請に繋がったケースとして回答のあったサンプル数は少ないものの、生活保護受給世帯の中では一定の割合を占める重要な属性と考え、調査対象カテゴリーに含めた。

以上により、ケーススタディ調査で得られた事例を属性ごとに以下5つの代表的ケースとした。

なお、『中高年～高齢・単身(男性)』では、就労による保護廃止に至ったケースと、就労可能な心身状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らないケースの2事例を選定している。

※生活保護ケースについては、生活保護に至った主要因が新型コロナウイルスの影響だけではない事例も多く、直接的に影響のない事例も含めて選定した。

属性(カテゴリー)		代表的ケースの概要
1	中高年～高齢・単身(男性)	1)幼少期の虐待や離婚などを経て、不安定就労、就職定着困難が続きホームレス状態で生活保護に至り、就労支援により保護廃止となるパターン
		2)不安定就労、高齢の親の介護等が重なり、長期間のひきこもりで困窮して生活保護受給後、就職活動困難のため保護廃止に至らないパターン
2	中高年～高齢・単身(女性)	3)高年齢層の単身女性で、コロナ禍による減収がもとで生活保護を受給、不安定就労、就職活動・定着困難等のため保護廃止に至らないパターン
3	高齢者のみ世帯	4)高齢夫婦で、自営業がコロナ禍により業績不振となる中、病気、低年金、債務、就職活動困難等が重なり生活保護に至るパターン
4	ひとり親世帯	5)家族関係に課題を抱え、不安定就労、低収入、孤立した子育てが重なる中、コロナ禍による減収がもとで生活保護に至り、再就職するパターン

図表Ⅳ-3-2　新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請に繋がったケースの「特徴」※参考

【全体】 n=448		1. 中年・単身（男性） n=146		2. 高齢・単身（男性） n=100		3. 高齢・単身（女性） n=66	
①病気	38.4%	①不安定就労	40.4%	①低年金	51.0%	①低年金	80.3%
②不安定就労	37.5%	②病気	36.9%	②病気	39.0%	②不安定就労	37.8%
③低年金	28.1%	③就職定着困難	29.4%	③不安定就労	26.0%	③病気	28.7%
④就職活動困難	24.1%	④就職活動困難	28.7%	④自営業・フリーランス	22.0%	④就職活動困難	24.2%
⑤就職定着困難	20.1%	⑤自営業・フリーランス	15.7%	⑤就職活動困難	19.0%	⑤家計管理の課題/その他	7.5%

4. 中年・単身（女性） n=34		5. 若年・単身（男性） n=26		6. 高齢者のみの世帯 n=23		7. ひとり親世帯 n=13	
①病気	47.0%	①不安定就労	61.5%	①低年金	65.2%	①ひとり親	84.6%
②不安定就労	44.1%	②病気	38.4%	②病気	39.1%	②病気/不安定就労	30.7%
③就職活動困難	26.4%	③就職定着困難	34.6%	③自営業・フリーランス	30.4%	③自営業・フリーランス	23.0%
④就職定着困難	14.7%	④債務/就職活動困難	26.9%	④不安定就労	21.7%	④障害/債務/家計管理の課題/就職活動困難/就職定着困難/家族関係・家族の課題	15.3%
⑤住まい不安定・ホームレス	11.7%			⑤就職活動困難	17.3%		

（２）類型別のケースの紹介と要因分析

次項では、(3)生活困窮者、(4)生活保護受給者それぞれの代表的ケースについて、

・ケースの概要

・生活困窮(生活保護)に至る要因・ターニングポイント

・生活困窮(生活保護)に至る考察

の3点について記載する。

（３）生活困窮者

１）【中年・単身（男性）】中高年・単身の男性で、長年勤めた職を病気により離職後、就職困難により低収入のまま債務を繰り返し困窮に至るパターン

① ケースの概要

中高年の単身・男性。30 年以上務めた映像制作会社を病気により離職後、短期・単発のバイトを転々とする不安定就労が続き、生活費が足りず借金を繰り返すうち、生活が立ち行かなくなり自ら相談。

② 生活困窮に至る要因・ターニングポイント

中高年・単身（男性）では、低所得、不安定就労、就職活動困難等による経済的困窮が特徴として表面化している。当該ケースでも、疾病による退職から定期的な収入がなくなることにより、住まいや債務等の支出過多となり生活が立ち行かなくなった。また、短期・単発のアルバイト等によりなんとか生活のやり繰りをしていた中、コロナ禍の影響を受けて離職してしまったことが追い打ちをかけた。高齢の親の介護が必要となり就職活動に専念できず、生活状況の立て直しを困難にしている。

③ 生活困窮に至る考察

中高年齢者での再就職活動が困難な傾向にあり、一度退職して収入が途絶えたり、不安定就労による低収入状況が続いたりした場合、生活が立ち行かなくなり債務問題に直結しやすい傾向にある。また、当該ケースは長期の就労経験があるものの特定の狭い職種のみであり、持病もあるため、職業訓練を受講して資格を得るも実務経験のなさから不採用となるなど、就職活動困難となっている。

図表Ⅳ-3-3　代表的ケース

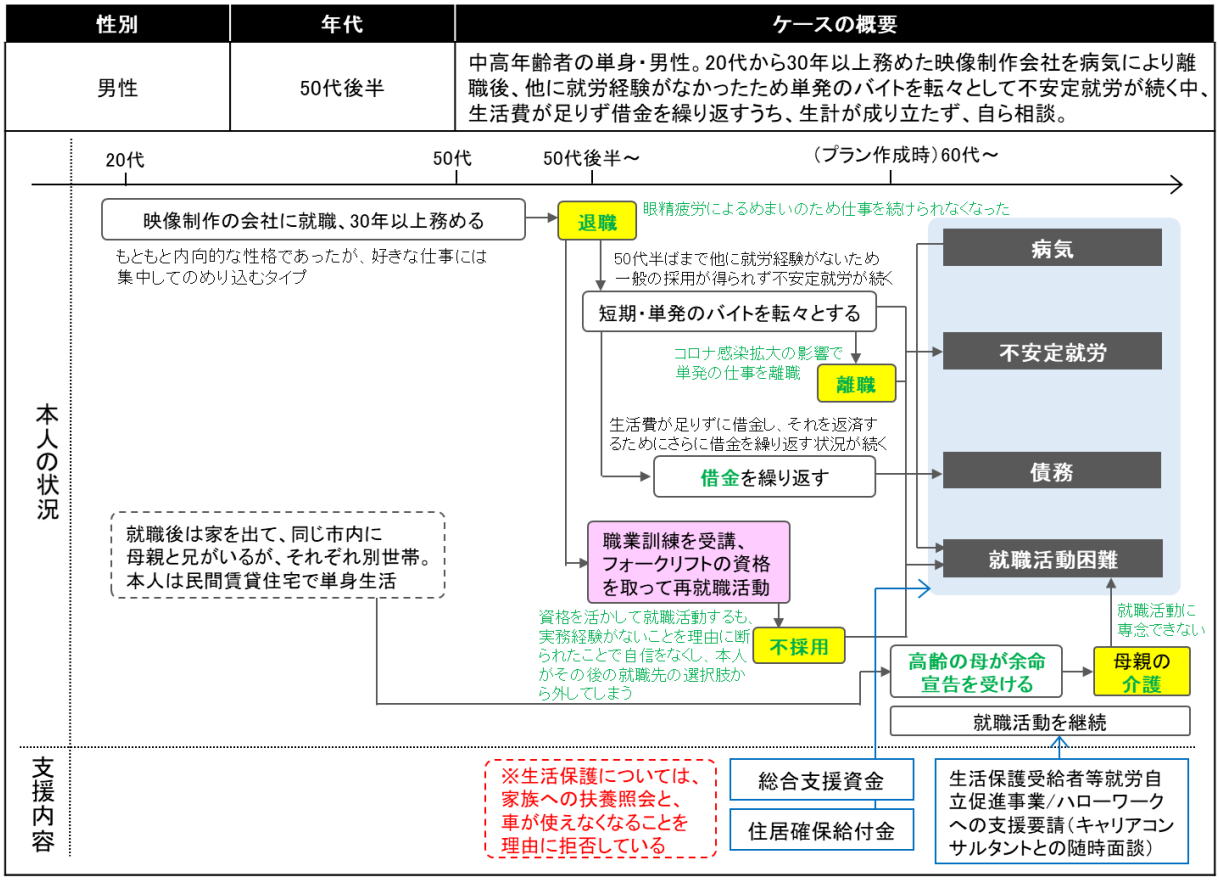

2）【夫婦と子どもから成る世帯】コロナ禍の影響を受けた自営業（家族経営）の業績不振のため、債務を含む家計管理に課題を抱え、家族全員が不安定就労となるパターン

① ケースの概要

2～3年前に旅館経営を引き継ぎ、家族経営（妻と4人の子ども）をはじめた矢先、コロナ禍により経営が困難となり廃業。自営業での借金が残る中、家の家計状況も把握できておらず、本人や家族もそれぞれ働き始めるが、不安定就労で多子世帯でもあることから、生活に必要な収入が得られていない。

② 生活困窮に至る要因・ターニングポイント

「夫婦と子どもから成る世帯」は、コロナ禍において表出してきた新たな生活困窮者像の典型であり、感染拡大以前は世帯収入も比較的多くある中で暮らしつつ、コロナ禍を大きな契機として収入が急減したケースが多くある。当該ケースも、家族での旅館経営をはじめた矢先、コロナ禍の直接的な影響により経営困難・廃業に追い込まれ、それをきっかけに、家計管理や債務などの課題が表出し、生活困窮に直結した。

③ 生活困窮に至る考察

長引く感染拡大の影響により、自営業の経営困難の悪化を防ぐことが難しく、ギリギリの経済状況に至ってからの支援開始となった。貸付により当座の生活費に対応しつつ、転職の支援を行うが、現在は家族全員が不安定就労のため、コロナ禍の影響を再び強く受けて減収が続く。家計改善支援事業により債務整理の支援も行うものの、なかなか世帯としての生活再建につながらない。

図表Ⅳ-3-4　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
男性	50代	2～3年前に旅館経営を引き継ぎ、家族経営（妻と4人の子ども）をはじめた矢先、コロナ禍により経営が困難・廃業。借金も残る中、本人や家族も非正規雇用等で働き始めるが、収入が追い付かず「お金が足りない」と相談・来所。

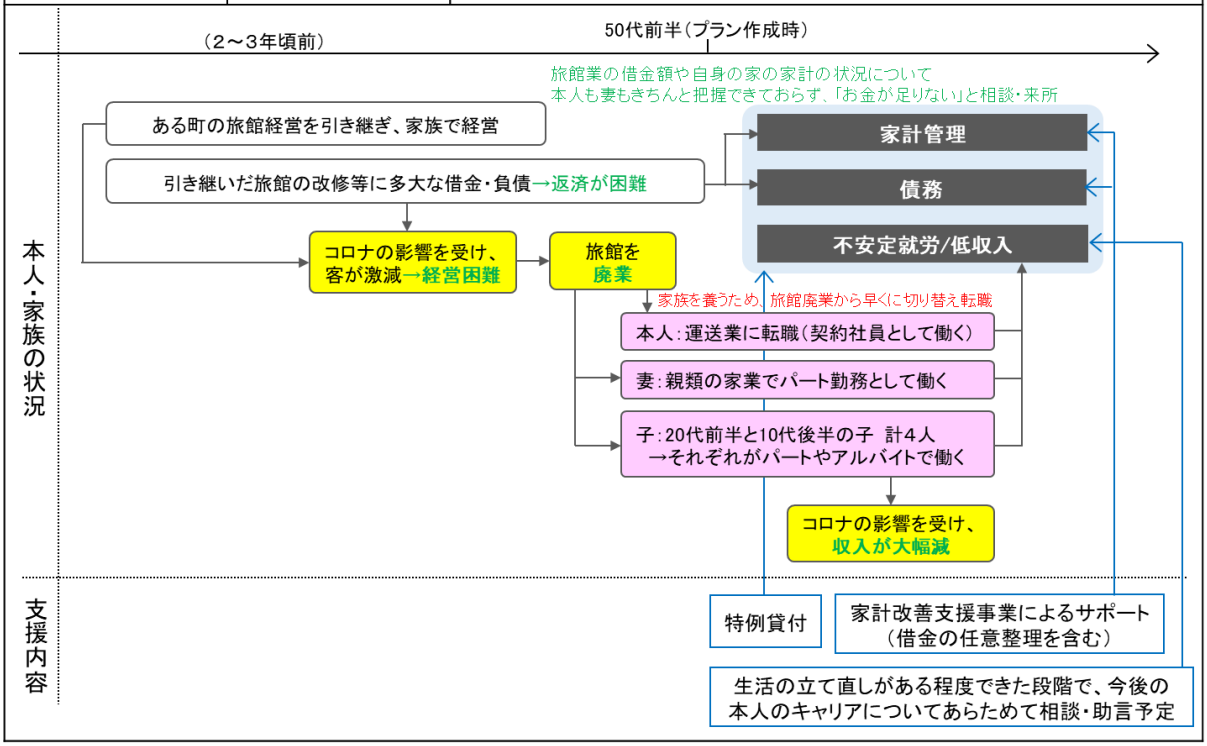

3）【夫婦と子どもから成る世帯】ステップファミリーで夫婦とも就職活動困難な中、コロナ禍で家庭内不和も生じ、ヤングケアラー、不登校等の複合課題を抱える困窮パターン

① ケースの概要

40 代男性と、再婚した外国籍で持病（メンタル）をもつ妻、連れ子（前妻との子）である 20 代の長女1人と、現在の妻との 10 代未満の子ども 2 人からなる家族世帯。病気のため長く務めた仕事を退職後、雇用情勢の冷え込みから就職先が見つからず困窮に至り、コロナ禍の外出自粛等により家庭環境が悪化。

② 生活困窮に至る要因・ターニングポイント

世帯主の疾病による退職のため定期的な収入がなくなったことから、生活費はもとより、これまでの複数のクレジットカード会社からの債務も支払えなくなり、生活困窮に至った。本人の希望職種へのこだわりがあり、雇用情勢の冷え込みから就職先が見つからず生計の立て直しが困難となり、最終的に生活保護に至った。同時に、コロナ禍による外出自粛等が、本人や妻による子ども（主に長女）への暴力・暴言等に拍車をかけ、家庭内不和が生じた。本人や、外国籍で持病もあり家事・育児が十分にできない妻のために、ヤングケアラーとなっていた長女が高校を中退してしまったことも、長女自身の今後の生活困窮要因につながる可能性がある。

③ 生活困窮に至る考察

40～50 代では再就職活動が困難な傾向があり、一度退職して収入が途絶えると、子どもを持つ家族世帯としては住宅ローン等の債務問題が付きまとうケースも多い。長女の高校中退に関しては、何等かの形で早期に情報をキャッチできていれば、より適切な支援につながっていた可能性がある。

図表Ⅳ-3-5　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
男性	40代	40代男性と、外国籍で持病（メンタル）をもつ妻、20代の長女1人と10代未満の子ども2人からなる家族世帯。病気のため長く務めた仕事を退職後、雇用情勢の冷え込みから就職先が見つからず困窮に至り、コロナ禍の外出自粛等により家庭不和。

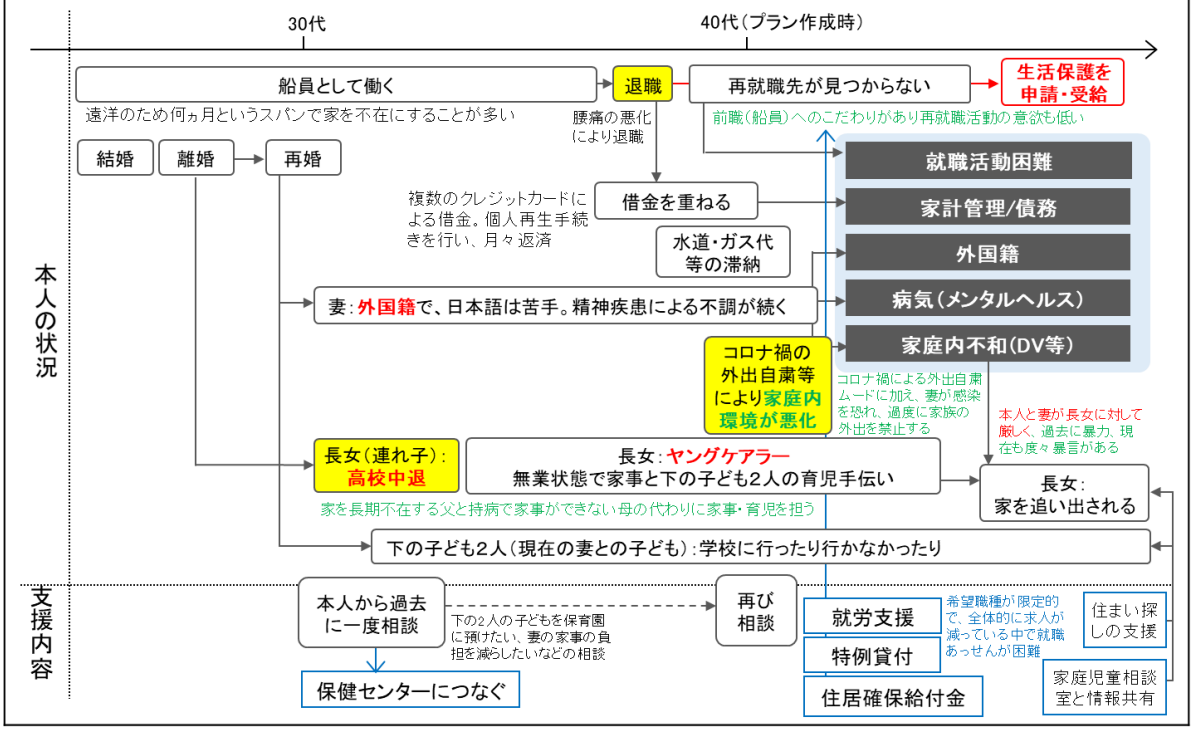

4）【ひとり親世帯】母子家庭で、子どもの就職後に W ワークで自営業をはじめるも、コロナ禍による休業・収入減等のため困窮し、貸付により再就職するパターン

① ケースの概要

ひとり親世帯で、アルバイト等を経て、実家近くで自らの夢であった飲食店を開業したが、コロナ禍で休業。また、W ワークしている就業先でも時短要請があり収入減となり、自立相談支援機関に相談。

② 生活困窮に至る要因・ターニングポイント

ひとり親の困窮に至る特徴としては、もともと非正規雇用など不安定な就労状況にあり、収入が高くなかったことなどがあげられる。当該ケースでは、子どもが就職したことをきっかけに夢であった飲食店などを開業したが、直後にコロナ禍の影響を受け休業や撤退を余儀なくされ、さらにダブルワーク先も接客業であったため時短要請により勤務日数が減り、収入が大きく減少してしまった。

③ 生活困窮に至る考察

当該ケースでは、離婚を経ても、一定収入のある職に就き、子どもの養育費等を含め、これまでの家計に大きな問題はなかった。一方、女性が多く働く飲食店など接客業が、コロナ禍の影響を受けやすいため、自営業の業績にも W ワークによる収入補てんにもマイナスに直結し、生活困窮状況につながっている。

図表Ⅳ-3-6　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
女性	30代	ひとり親世帯で、アルバイト等を経て、実家近くで自らの夢であった飲食店を開業したが、コロナ禍で休業。また、Wワークしている就業先でも時短要請があり収入減となり、自立相談支援機関に相談。

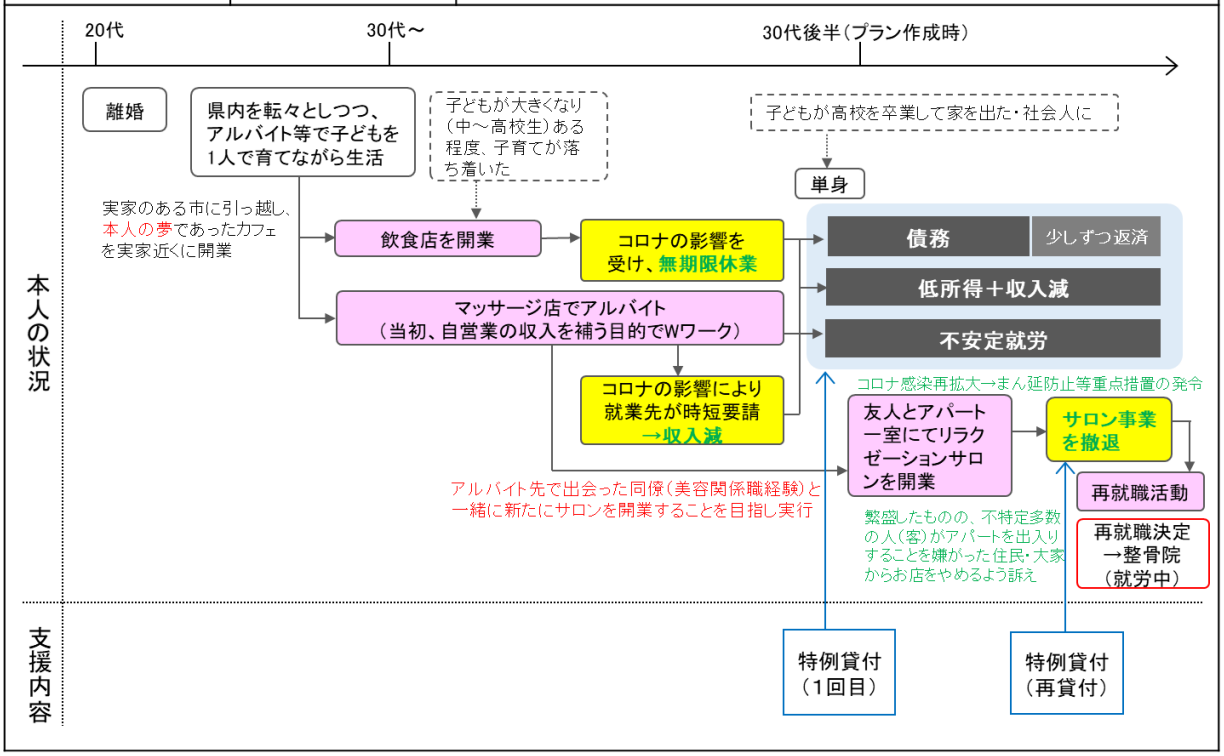

5）【ひとり親世帯】若年で母子家庭となり、低学歴で家族の支援も受けられず飲食店での仕事で生活を支えてきたが、コロナ禍による休業で困窮に至るパターン

① ケースの概要

2度の結婚・出産・離婚を経て2人の子どもを育てるシングルマザー。高校卒業後、10 代から夜の接客業で生計を立てていたが、コロナ禍により勤務先の休業と時短営業が続き、収入が大幅減となり相談につながった。（現在も支援継続中）

② 生活困窮に至る要因・ターニングポイント

離婚により経済的支柱である配偶者を失くしてはいるが、年齢の割に高い収入が得られる職に就いている。しかし、接客業である勤務先が、コロナ禍の影響を直接的に受け、休業と時短営業が続き、状況の変化に対する備えが十分にできていない中で大幅な収入減となることで、これまでの生活が立ち行かなくなってしまった。また、成育歴においては両親が離婚しており、経済的な支援を求められず、障害の疑いのある兄弟との関係性等が本人の生きづらさにつながっている可能性があり、高校卒業後の専門学校の途中退学など、今後の就職活動にも影響を与えている。

③ 生活困窮に至る考察

コロナ禍による勤務先の休業・就業時間の減少等に伴う収入減が生活困窮に直結したケースといえる。また、就労経験の乏しさや子育てしながらによる就職困難を抱える。相談を受けた貸付後に連絡が途絶えるが、SMS での連絡で再度つながり、若年層へのアプローチに効果的であった。

図表Ⅳ-3-7　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
女性	20代	2度の結婚・出産・離婚を経て2人の子どもを育てるシングルマザー。高校卒業後、10代から夜の接客業で生計を立てていたが、コロナ禍により勤務先の休業と時短営業が続き、収入が大幅減となり相談につながった。現在も支援継続中。

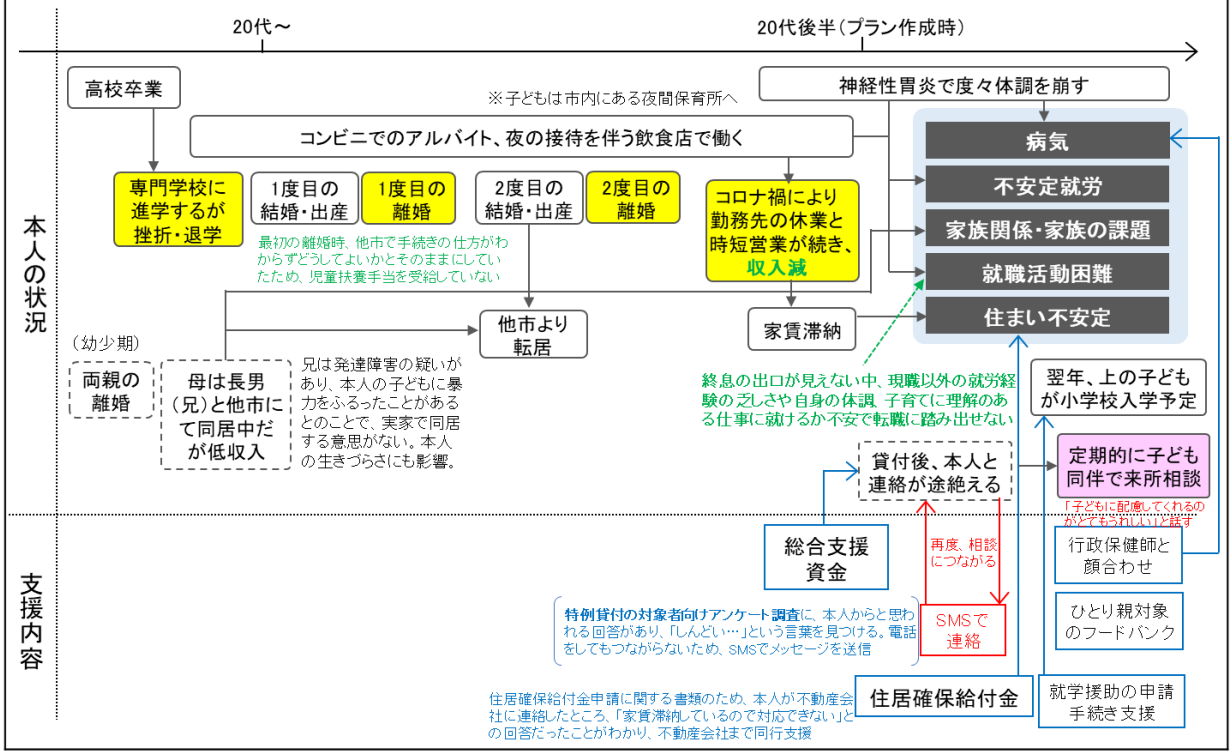

6）【若年・単身（男性）】外国籍で就職活動困難、離退職が重なる中、コロナ禍により勤務先の休業や収入減が続き、生活費と再就職の支援が必要な困窮パターン

① ケースの概要

家族と離れ、就労ビザにより単身で来日。日本語学校卒業後に就職するも退職に追い込まれ、再就職後、コロナ禍の影響で勤務先の休業や本人のシフト大幅減となる中、再び退職となる。生活費と再就職に向けた支援を求めて相談につながる。

② 生活困窮に至る要因・ターニングポイント

コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減が生活困窮に直結している。また、外国籍であることによる雇用主や同僚等との十分なコミュニケーションの困難さも、過去の職場をやむを得ず退職する要因となった可能性がある。

③ 生活困窮に至る考察

若年層であるため他の世帯と比べると求人は多いと思われるが、外国籍であることでの就職活動困難が付きまとう。就労ビザによってできる仕事・できない仕事があるため、容易に仕事のあっせんがしづらいが、当該ケースに対応した自立相談支援機関においては、専門職から本人が通っていた日本語学校やビザの種類等を踏まえて就職先のアドバイスをもらい、再就職につなげた。

図表Ⅳ-3-8　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
男性	20代	家族と離れ、就労ビザにより単身で来日。日本語学校卒業後に就職するも退職に追い込まれ、再就職後、コロナ禍の影響で勤務先の休業や本人のシフト大幅減となる中、再び退職となる。生活費と再就職に向けた支援を求めて相談につながる。

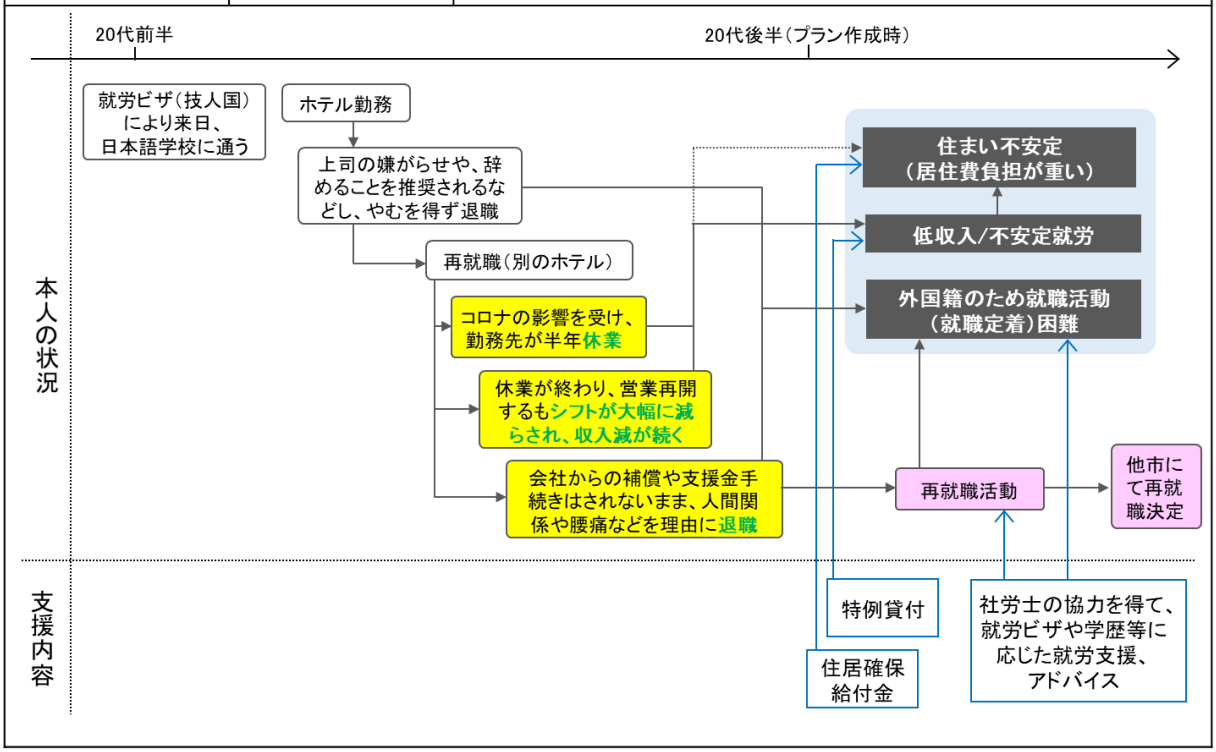

7）【若年・単身（女性）】若年女性で飲食店に勤務中コロナに罹患、治癒後も休業・減収が重なり家族の支援も受けらず困窮、職業訓練によりキャリア形成を図るパターン

① ケースの概要

20 代前半の単身・女性。幼い頃に両親が離婚し親の愛情を十分に受けられないまま高校卒業後、夜の接客業で働く中、コロナに罹患。入院・退院後も勤務先の休業等により減収。地区の担当保健師から社協のコミュニティソーシャルワーカー、自立相談支援機関につながる。

② 生活困窮に至る要因・ターニングポイント

コロナウイルスに罹患して求職し、その後も接客業である勤務先の休業や就業時間の減少等に伴い、状況の変化に対する備えが十分にできていない中で大幅な収入減となることで、これまでの生活が立ち行かなくなってしまった。また、就労経験の乏しさにより自身で就職活動することが難しく、応募した求人で決まりかけても直前でやめることなどが続いた。支援員から勧められ、現職で働きながら職業訓練校を受講したところ、必要なスキルを身に着けられたことなどが自信となり、自ら希望の就職先に電話するなど成長し、なりたい職業も話すようになり他者を頼れるようになった。

③ 生活困窮に至る考察

コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減が生活困窮に直結した。一方で、幼少期の家庭不和や、生活保護世帯である祖父母の元で育つなどの環境が、10 代から夜の接待を伴う接客業で働くなど本人の生き方に大きく影響を与えている。生活保護受給時や高校卒業時等における何等かのキャッチアップがあれば、より早期的な支援につながった可能性がある。

図表Ⅳ-3-9　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
女性	20代	20代前半の単身・女性。幼い頃に両親が離婚し家族の愛情を十分に受けられないまま高校卒業後、夜の接客業で働く中、コロナに罹患。入院・退院後も勤務先の休業等により減収。地区担当保健師から社協のCSW、自立相談支援機関につながる。

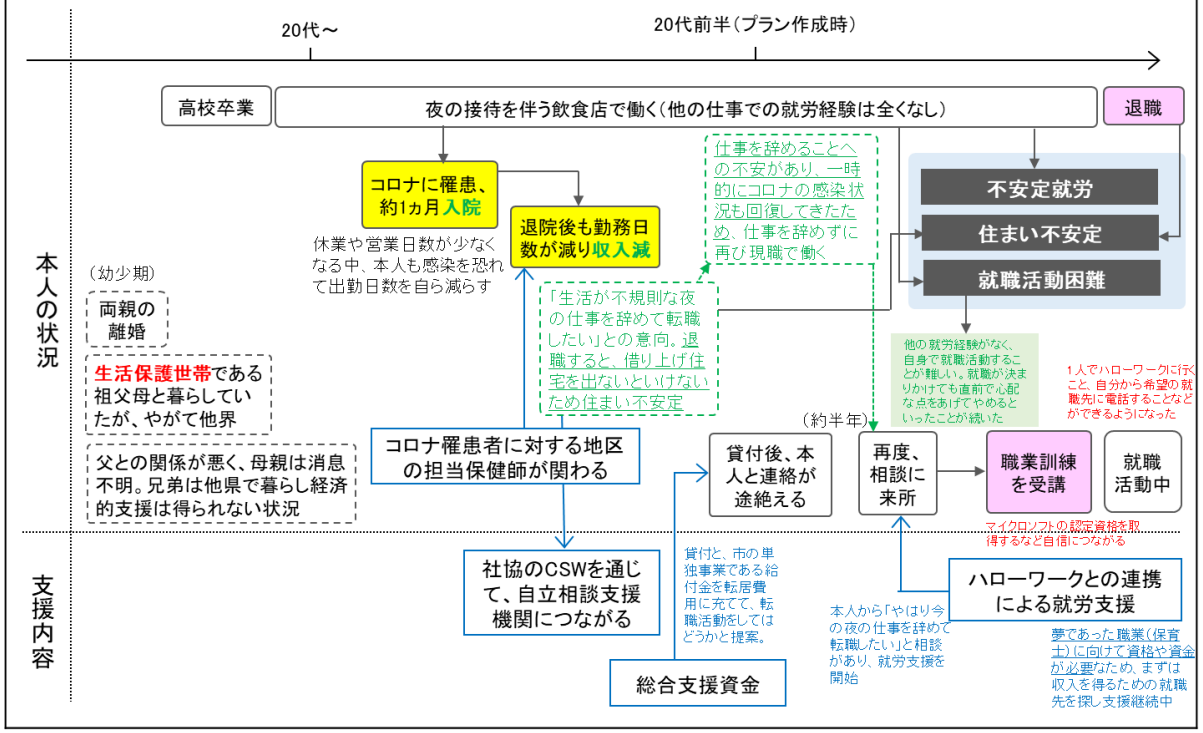

（４）被保護者

１）【中高年～高齢・単身（男性）】幼少期の虐待や離婚などを経て、不安定就労、就職定着困難が続きホームレス状態で生活保護に至り、就労支援により保護廃止となるパターン

① ケースの概要

40 代の単身男性。幼少期の親からの虐待や離婚などを経て、県外に転居。住み込みの仕事を探すも見つからずホームレス状態となり万引きで捕まる。

② 生活保護に至る要因・ターニングポイント

中高年～高齢・単身世帯では、疾病の発症や体調不良等により無職に陥ることや、不安定就労、就職活動・定着困難等が生活困窮に至る要因として大きい。当該ケースでは心身状況は健康であったものの、不安定就労で離退職を繰り返しており、中高年では就職活動が困難な中、人間関係を理由に県外に転居後、住み込みの仕事を探すが見つからず、収入が途絶え、ホームレス状態となった。幼少期の親からの虐待や離婚などを経験したことによる周囲からの孤立のため、困窮状態になっても相談窓口にはつながらず、万引きによる逮捕が生活保護につながるきっかけとなった。

③ 生活保護（保護廃止）に至る考察

幼少期の家庭不和や、その後の結婚・離婚などの経験から、他者を頼ることが苦手で、周囲との関係性の構築が難しい。ケースワーカーや就労支援員が丁寧に対話を重ねた結果、本人の就労意欲を喚起し、具体的な施設見学や研修といったプランにつなげ、就労による保護廃止に至った。

図表Ⅳ-3-10　代表的ケース

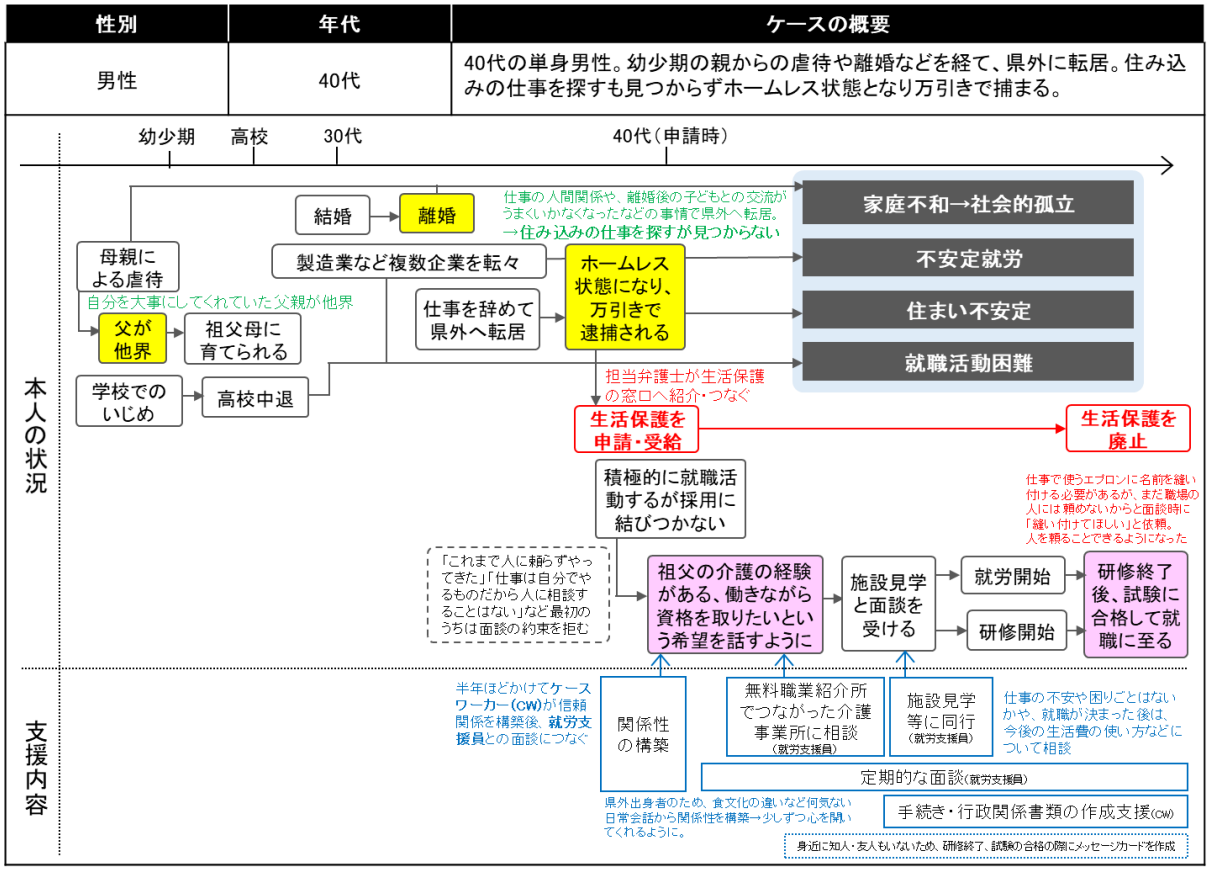

2）【中高年～高齢・単身（男性）】不安定就労、高齢の親の介護等が重なり、長期間の引きこもりで困窮して生活保護受給後、就職活動困難のため保護廃止に至らないパターン

① ケースの概要

50 代後半。市営住宅に 1 人暮らし。10 年ほど前まで、病気で介護が必要となった母と同居し生活保護を受給。その間、長期の引きこもり生活となり、母の死亡による保護廃止後、自身で生計を成り立たせることができず、生活保護申請・現在も受給中。

② 生活保護に至る要因・ターニングポイント

当該ケースでは、母の介護のため早期離職し、長期にわたりほとんど無業・無収入の引きこもり状態となった。そのことが、社会との関係性や就労経験、自立意欲などの課題となって尾を引き、同居していた母の他界から生活保護廃止となるも収入減が途絶え、生計が成り立たず、本人を世帯主として再び生活保護に至った。

③ 生活保護に至る（保護廃止に至らない）考察

アンケート結果から把握された保護廃止に至らない要因である「就労（自立）意欲が低い」、「本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種とのマッチングが難しい」「就職定着困難（離退職を繰り返す等）」、「収入不安定、低収入等」「就労経験の乏しさや能力不足等による就職困難」「社会的なつながり、人との関係性の構築が難しい」といったことがほぼ全て当てはまるケースとなっている。長期間就労から遠ざかっていることに加え、生活保護を以前にも受給していたことによる就労や自立への意欲低下も大きいと考えられる。

図表Ⅳ-3-11　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
男性	50代	50代後半。市営住宅に1人暮らし。10年ほど前まで、病気で介護が必要となった母と同居し生活保護を受給。その間、長期の引きこもり生活となり、母の死亡による保護廃止後、自身で生計を成り立たせることができず、生活保護申請・現在受給中。

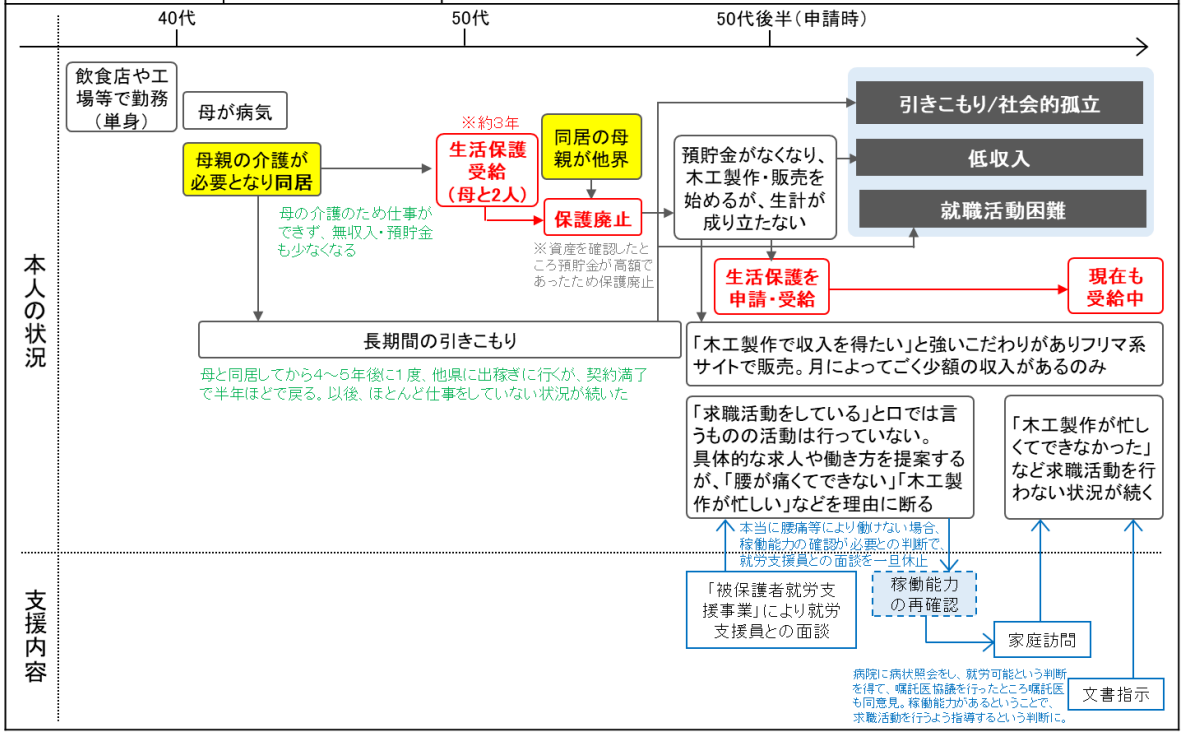

3）【中高年～高齢・単身（女性）】高年齢層の単身女性でコロナ禍による減収がもとで生活保護を受給、不安定就労、就職活動・定着困難等のため保護廃止に至らないパターン

① ケースの概要

60 代の単身・女性。20 年ほど前に離婚を経験し、以後、不安定就労を繰り返しながら1人暮らし。過去に生活保護を受給しており、就労収入の増加により一旦保護廃止となるが、コロナの影響を受け就労日数が少ない状況が続き、再び生活保護に至る。現在も受給中。

② 生活保護に至る要因・ターニングポイント

40 代前後での離婚後、パート・アルバイト等さまざまな職で働くが、年齢や就労経験、学歴・能力などの要因で全て1～2年のスパンで離退職を繰り返し、一定収入の職に就くことができず、生活困窮状況に至った。50 代半ばから約5年、生活保護を受給し、運送業の受付業務に就労を始め収入が上がり一旦保護廃止になるが、コロナの影響による観光客の減少等が長引き、就労日数が少なくなり減収が続いたことをきっかけに、生活が立ち行かなくなり再び生活保護に至った。

③ 生活保護に至る考察

1回目の離婚に至るまでの間に就労経験等がない中での 40 代からの就職活動が難しく、不安定就労、離退職を繰り返していた。運送業への転職により一旦保護廃止となるが、低収入でなんとか生活している状況であったため、コロナの影響による減収が困窮に直結した。また、感染拡大の出口が見えない中、65 歳以上になるとさらに就労が難しくなるため転職指導を行うが、すでに高年齢者であり、受入れ可能な就労先を見つけること、就労しても保護廃止となる収入を得ることが難しい。

図表Ⅳ-3-12　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
女性	60代	60代の単身・女性。20年ほど前に離婚を経験し、以後、1人暮らし。過去に生活保護を受給しており、就労収入の増加により一旦保護廃止となるが、コロナの影響を受け就労日数が少ない状況が続き、再び生活保護に至る。現在も受給中。

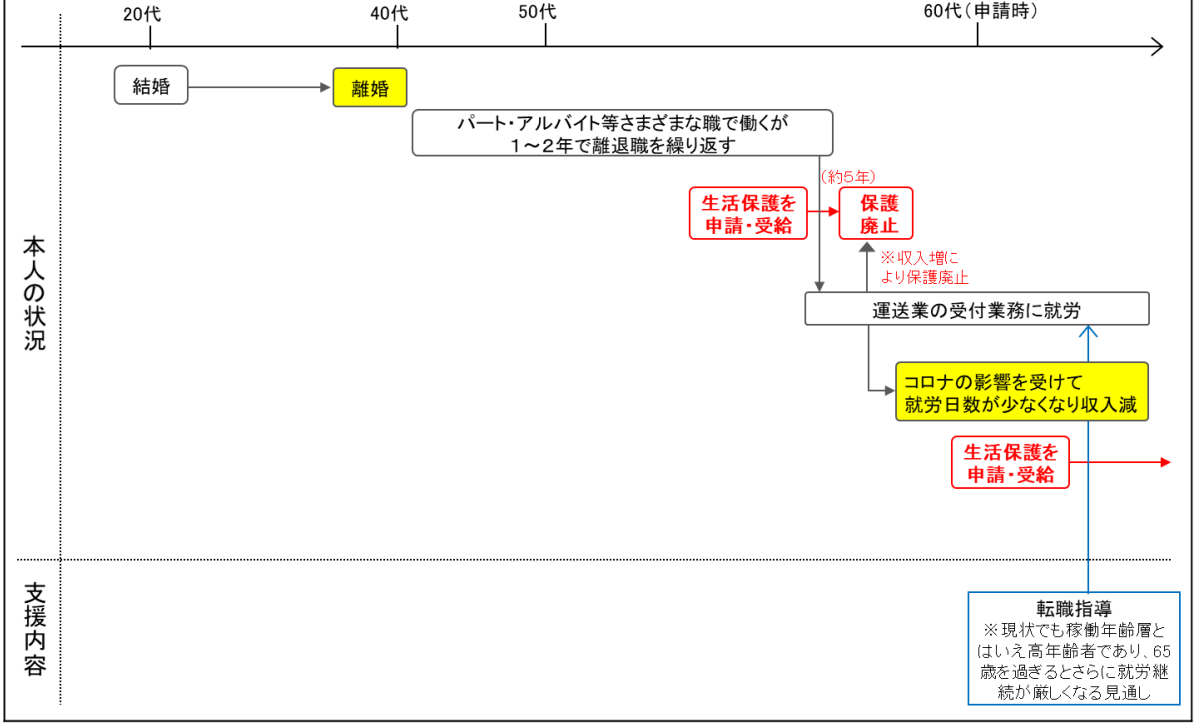

4）【高齢者のみ世帯】高齢夫婦で、自営業がコロナ禍により業績不振となる中、病気、低年金、債務、就職活動困難等が重なり生活保護に至るパターン

① ケースの概要

高齢夫婦で小売業を営んできたが、1 年ほど前に夫が病気で倒れる。妻が慣れない経営を続けるが、多額の事業資金の借り入れ等の借金もあり、自転車操業でのやり繰りも限界となり、夫が支援を受ける介護事業所を通じて生活保護につながる。

② 生活保護に至る要因・ターニングポイント

自営業を営んでいた夫の疾病の発症により、その後の経営がうまくいかず業績不振となったほか、過去の債務額が大きく、医療・介護による支出過多もあり、生活が立ち行かなくなった。妻も高齢で、家計状況の悪化等からうつ状態となり働ける状態にはなかった。

③ 生活保護に至る考察

高齢夫婦の世帯であり、夫の疾病の発症、自営業の業績不振・廃業、多額の債務が生活困窮に直結した。妻も高齢のため就職活動困難であり生活保護の廃止は困難な状況といえる。法テラスでの相続放棄手続きや、その後の妻の生活をサポートするため、別に暮らす子どもたちとの家族間の連絡調整などが主な援助活動となっている。

図表Ⅳ-3-13　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
女性	70代	高齢夫婦で小売業を営んできたが、1年ほど前に夫が病気で倒れる。妻が慣れない経営を続けるが、多額の事業資金の借り入れ等の借金もあり、自転車操業でのやり繰りも限界となり、夫が支援を受ける介護事業所を通じて生活保護につながる。

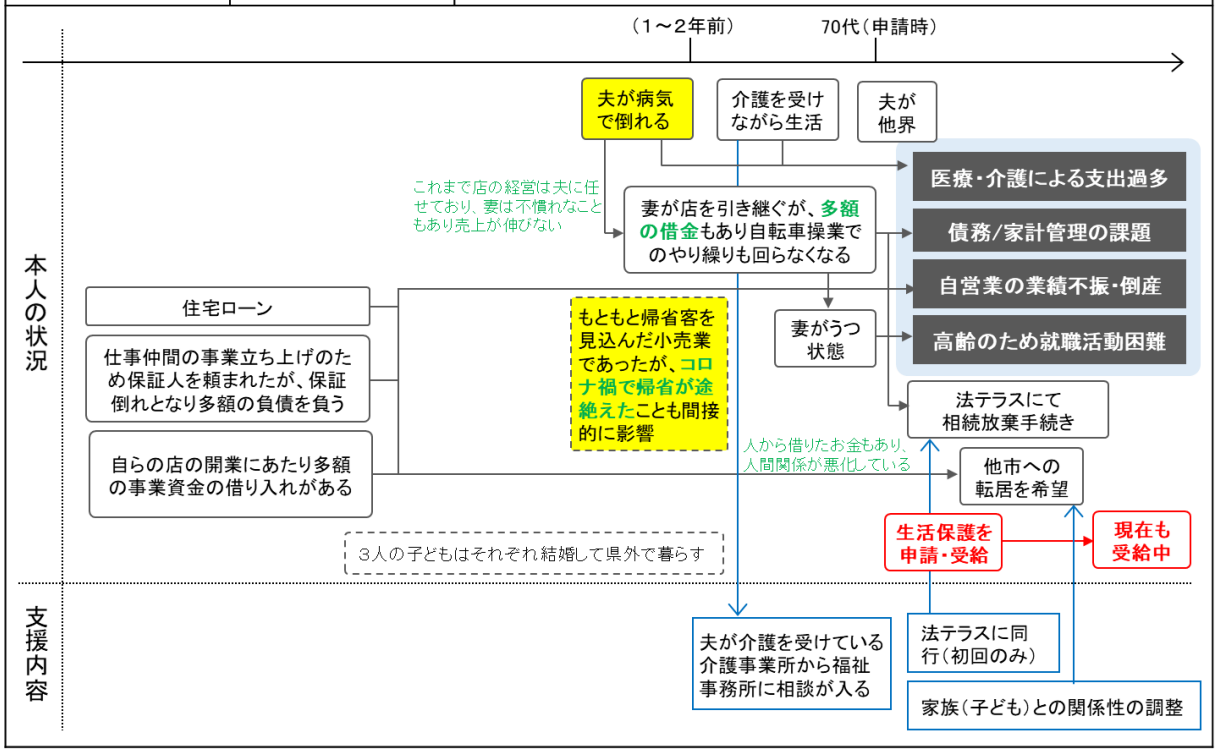

5）【ひとり親世帯】家族関係に課題を抱え、不安定就労、低収入、孤立した子育てが重なる中、コロナ禍による減収がもとで生活保護に至り、再就職するパターン

① ケースの概要

ひとり親世帯で、アルバイト等により2人の子育てをしながら生活している中、コロナ禍で就労日数が少ない状況が続き、収入が少ないため、生活保護を申請。

② 生活保護に至る要因・ターニングポイント

30 代半ばでの離婚がターニングポイントとなり、その後はアルバイトで2人の子育てをしながら生計を立てていたが、もともとの就労収入が低かったことに加え、コロナの影響を受けて就業日数が少ない状況が続き、これまでの生活が立ち行かなくなってしまった。子どもが不登校となり家族の課題も生じたが、生活困窮者自立支援制度による「子どもの学習・生活支援事業」をきっかけに把握することができ、そのことが世帯の生活保護への相談につながった。

③ 生活保護（保護廃止）に至る考察

背景に、もともと人との関わりが苦手であることや、家族・親族で頼る人がいない状況があった。

子どものために頑張ろうという意識が強く、また子どもの部活の送迎等のため車が必要であることなどから保護の廃止のための再就職・転職活動に熱心であった。結果、自ら求職活動を積極的に行い、再就職、その後の転職による増収を実現し、生活保護の廃止に至った。

図表Ⅳ-3-14　代表的ケース

性別	年代	ケースの概要
女性	40代	ひとり親世帯で、アルバイト等により2人の子育てをしながら生活している中、コロナ禍で就労日数が少ない状況が続き、収入が少ないため、生活保護を申請。

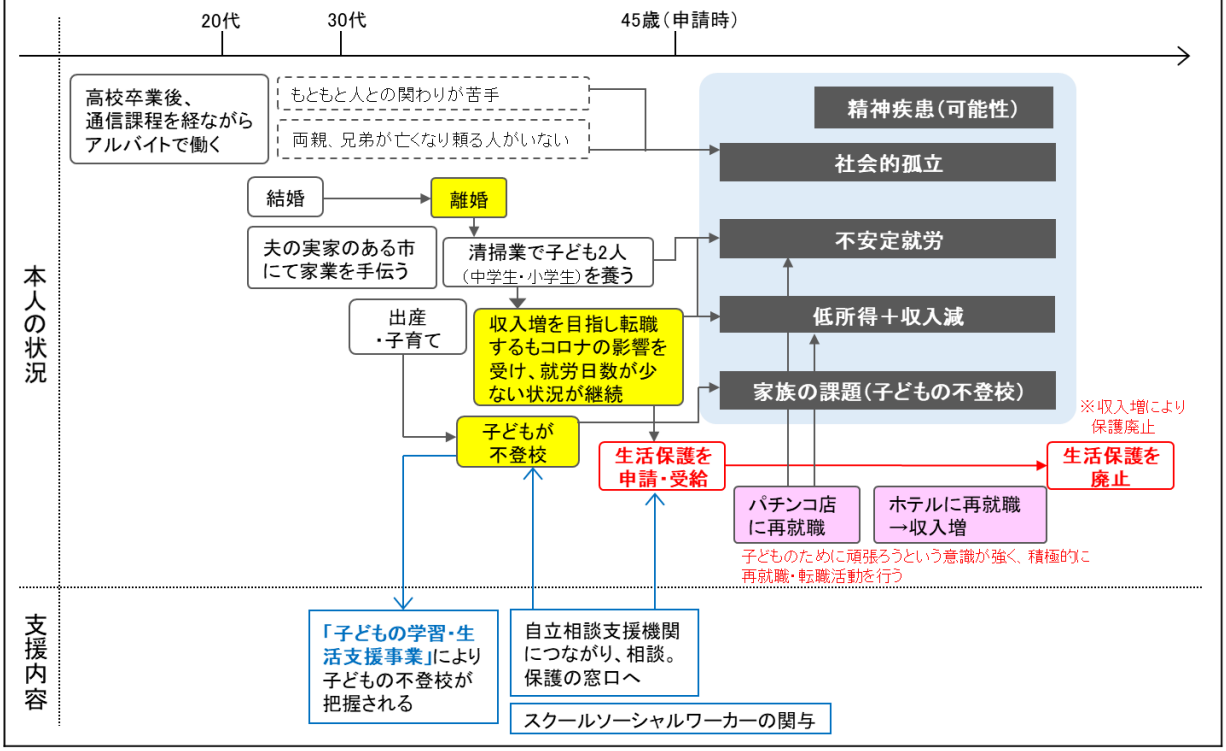

第Ⅴ章　相談窓口（自立相談支援機関）利用者アンケート調査

主に以下３点について詳細の分析を検討

１　自立相談支援機関の相談窓口を利用したときのことについて
　　（相談内容、支援内容、相談支援後の変化）
２　自立相談支援機関の支援・サービスの満足度について
３　新型コロナウイルス感染症による影響について
　　（仕事や生活状況等）

１．調査の概要

（１）調査の目的

本アンケート調査は、自立相談支援機関の支援につながった利用者のうち、新型コロナウイルス感染症による影響を受け表出した新たな支援対象者を中心に、支援サービスに対する感想や、今後の生活を支えるためにどのような支援を必要とするか等を把握することを目的とする。

コロナ禍における、自立相談支援機関の支援が、どのように利用者に届き、自立に向けた力や支えになったか、どのような課題があるかなどについて、利用者の立場からの意見を把握する。

（２）調査対象者の選定

① 調査対象者

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、自立相談支援機関による支援につながった利用者を調査対象者とする。特に、感染拡大以前の相談の現場ではあまり現れなかった自営業、フリーランス、外国籍などの方や、ひとり親、不安定就労者（女性、若者等）、低所得（低年金）高齢者など、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活に困窮された方、感染拡大前後を比較して「増えた」と感じられる属性を中心に対象となるよう自立相談支援機関に依頼した。（支援継続中、終結ケースも含む）

② 調査対象者の選定

「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援の実態調査（アンケート）」（令和 3 年 8～9 月実施）にて、利用者アンケートへ調査への協力を「承諾する」と回答した自治体は 29 ヵ所であった。この 29 の自治体に対して改めて調査依頼をした結果、18 自治体（21 自立支援事業所）が調査の実施に承諾した。

調査の協力が可能な 21 ヵ所の自立相談支援機関から、調査を依頼した利用者 287 名を調査対象とした。

図表Ⅴ-1-1　「利用者へのアンケート調査」の協力意向

	件数	%
協力は可能	29	5.4%
協力は不可能	298	55.6%
無回答	209	39.0%
合計	536	100.0%

※新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援の実態調査（アンケート）より

（３）調査の実施方法

利用者アンケート調査は以下の手順で実施した。

① 自立相談支援機関への調査票等の送付

自立相談支援機関宛てに、以下の調査票等一式を送付した。利用者アンケート調査票入りの封筒（依頼文・調査票・返信用封筒をセット、切手貼付）は、事前に確認済みの調査対象者数の人数分を送付した。

また、宛名印刷用のラベルシールを調査対象者の人数分送付し、調査対象者の宛名・住所の印刷を各機関にお願いした。

・調査依頼文書・・・人数分
・調査票・・・人数分
・返信用封筒・・・人数分
・宛名印刷用のラベルシール・・・人数分

② 自立相談支援機関からの調査票の発送

利用者アンケート調査票入りの封筒に宛名ラベルを貼り、調査対象者宛てに調査票を発送してもらった。

③ 調査票の回答

調査票は無記名自記式アンケートとした。

また、郵送による回収のほか、QR コードを介してのインターネット上の質問票（スマートフォン等から簡易に回答可能なもの）も用意し、いずれかの方法により回答してもらった。

図表Ⅴ-1-2　【「利用者へのアンケート調査」の実施方法】

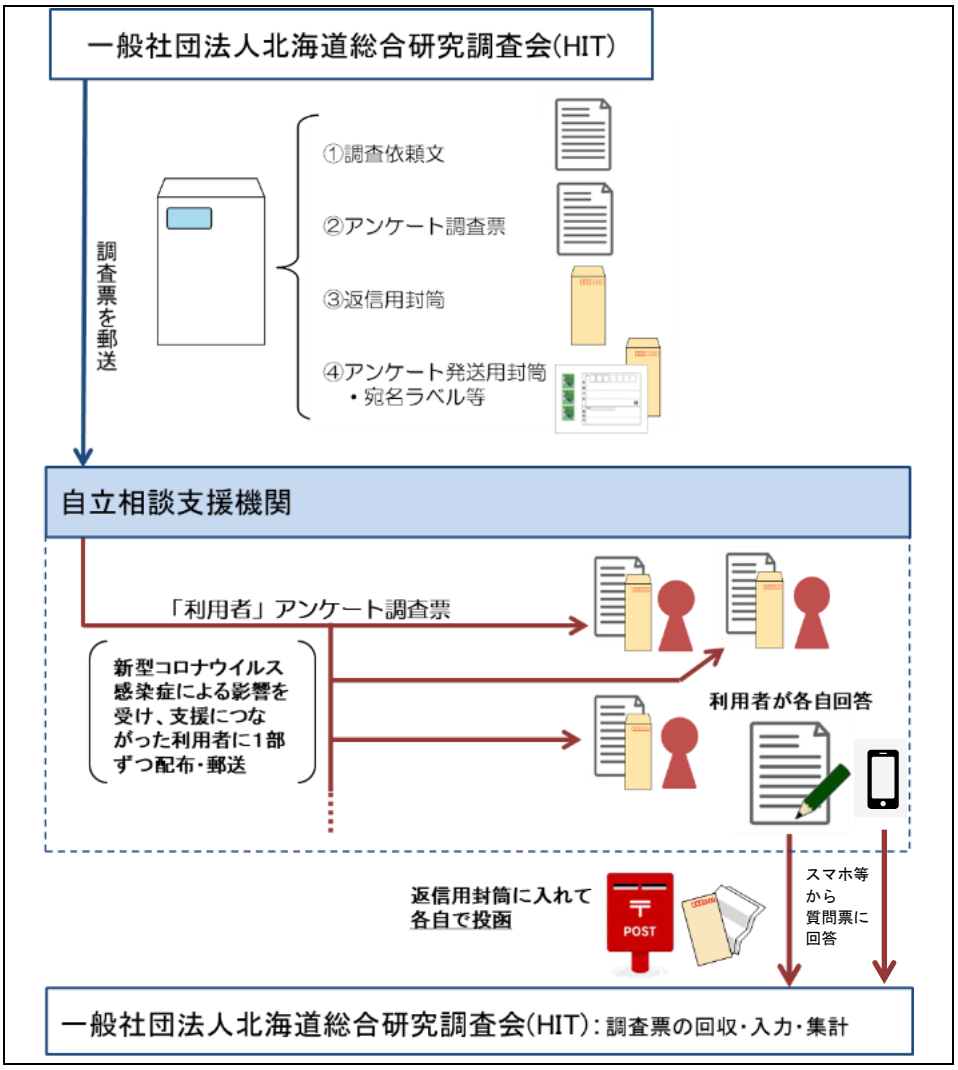

④ 調査期間と回収方法

調査期間は、令和 3 年 11 月 29 日(月)～令和 3 年 12 月 24 日(金)とした。

調査票の回収は利用者毎に郵送にて当会が直接行った。

また、インターネット上の質問票についても、当会が管理・回収を行った。

⑤ 回収状況

132 件(回収率:55.7%)

（４）調査に関する留意事項

① 利用者にアンケート調査を行うことについて

・利用者に対してアンケート調査を依頼することについては、「相談申込・受付票」の利用申込み欄により同意を得た「個人情報に関する管理・取扱規程」に記載のある個人情報の利用目的の範囲内で行うこととした。

・このため、調査に協力いただくにあたり、今回の調査が、各自治体及び自立相談支援機関における「個人情報に関する管理・取扱規程」に抵触しないことを事前に確認いただいた。

・上記を踏まえ、第三者にあたる当会が、本調査の対象となる利用者の同意なしに個人情報を得ることのないよう、利用者へのアンケート調査の発送は各自立相談支援機関に依頼した。

・また、利用者に調査票等を送付する発送用封筒は、当会にて各機関を送り主としたものを作成して送付した（知らない研究機関名から突然手紙が送られてくることで利用者に心配をおかけしないため）。このため、発送用封筒に明記する内容について、別紙「調査協力確認書」への記入を依頼した。

② アンケートの対象となる「利用者」の選定について

・対象者は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、自立相談支援機関による支援につながった利用者とし、対象者の選定は、各自立相談支援機関においてアンケートの依頼が可能な方とした。

・アンケート調査を依頼することで、利用者と各機関の関係性が悪化するなどの恐れがある方には、無理に依頼をせず、調査票の送付を遠慮いただいた。

・例えば、自立相談支援機関に相談していた（している）ことを家族に知られたくない場合や、ご本人宛の手紙をご本人以外の家族など他の方が開封してしまう恐れがある、など不都合が生じる可能性がないか、各ケースの状況を確認の上、調査を依頼して問題ない利用者を選定するように依頼した。

③ プライバシーや個人情報の保護への配慮について

・調査は、無記名自記式アンケート調査であり、住所氏名等の個人情報は匿名性を保つものとした。また、調査項目においても基本情報に関する設問を必要最低限にとどめるなど、プライバシーや個人情報の保護に配慮した。

・調査協力は利用者の自由意思により決定し、拒否できること、調査協力を断ることにより利用者に迷惑をかけないこと等を保障し、調査協力による負担等へ配慮を行った。

・利用者アンケート調査の「問合せ先」は当会とし、利用者からの質問に対しては、当会にて適切かつ誠実な対応を行い、各自立相談支援機関の負担とならないよう努めた。

【【参考】個人情報に関する管理・取扱規程（例）】

【7】個人情報に関する管理・取扱規程（例）

○本規程は例示であり、法令順守のうえ、各自治体や機関等において別途定めて構わない。必ず各自治体・機関の法規に照らし、個人情報保護管理所管部署による内容の確認を得たうえで策定願いたい。

○相談受付・申込時やプラン策定時には丁寧に説明することが求められる。

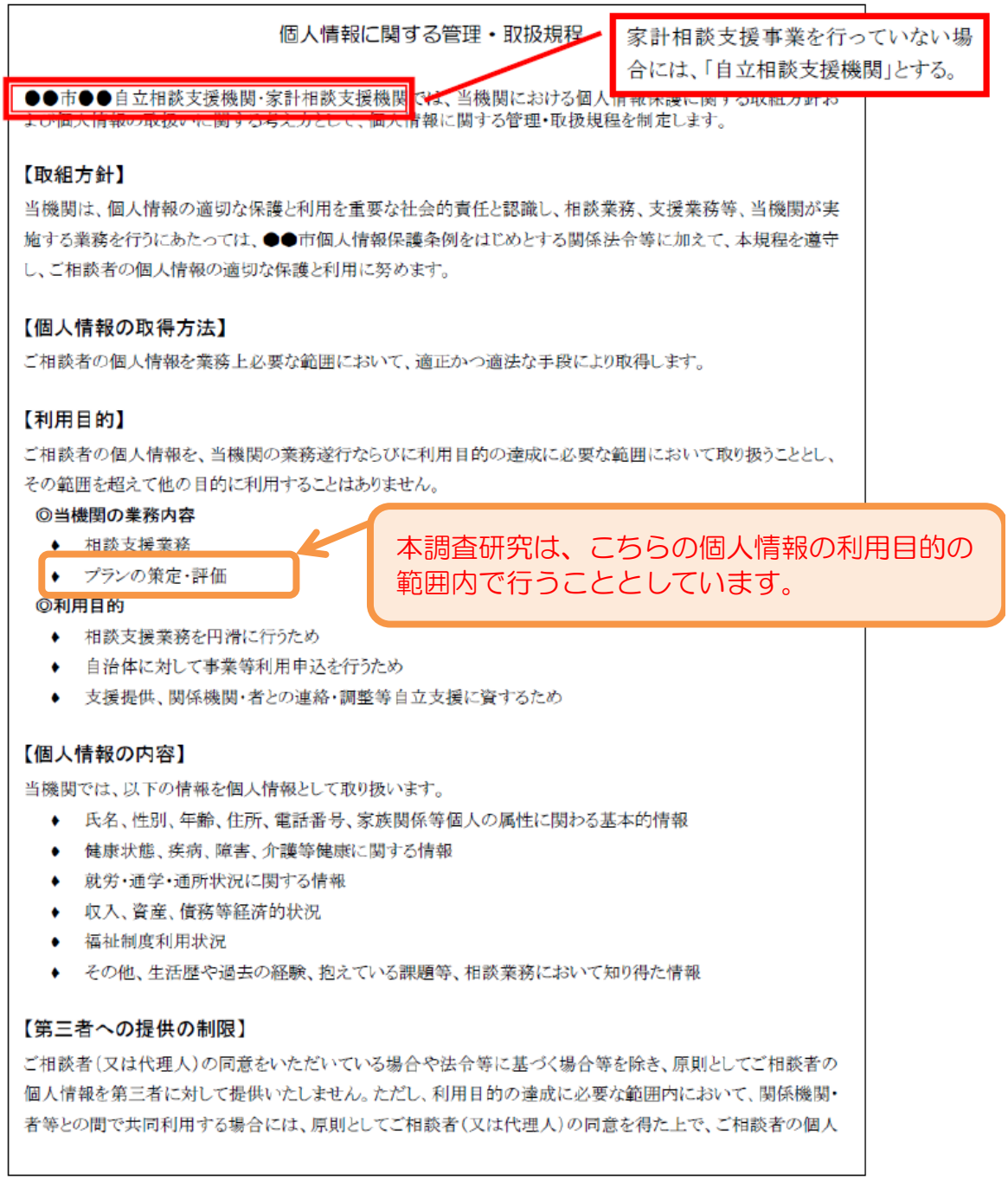

個人情報に関する管理・取扱規程

家計相談支援事業を行っていない場合には、「自立相談支援機関」とする。

●●市●●自立相談支援機関・家計相談支援機関では、当機関における個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定します。

【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、●●市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

【個人情報の取得方法】

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

【利用目的】

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

◎当機関の業務内容

- 相談支援業務
- プランの策定・評価

本調査研究は、こちらの個人情報の利用目的の範囲内で行うこととしています。

◎利用目的

- 相談支援業務を円滑に行うため
- 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- 就労・通学・通所状況に関する情報
- 収入、資産、債務等経済的状況
- 福祉制度利用状況
- その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

【第三者への提供の制限】

ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人

（資料：「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 帳票類記入要領＜平成 27 年度用改訂版＞」（平成 27 年 3 月 25 日/みずほ情報総研株式会社）

２．調査結果の概要

（１）回答者の基本属性

① 性別・年代

回答者の性別は、「男性」が 47.0%、「女性」が 51.5%であった。

回答者の年齢は、「50 代」の割合が 23.5%と最も高く、次いで「40 代」が 22.7%、「65 歳以上」が 22.0%であった。

性別による年代をみると、「男性」では「50 代」の割合が最も高く 27.4%、次いで「40 代」が 22.6%であった。一方、「女性」では「40 代」と「65 歳以上」の割合が最も高く 23.5%となっていた。

図表Ⅴ-2-1　性別

	件数	%
男性	62	47.0%
女性	68	51.5%
その他	0	0.0%
無回答	2	1.5%
合計	132	100.0%

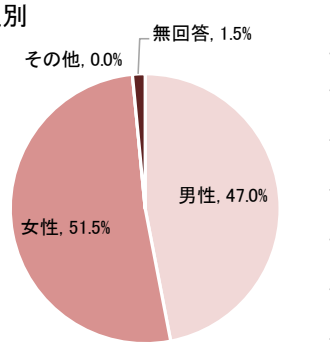

図表Ⅴ-2-2　年齢

	件数	%
10代	0	0.0%
20代	6	4.5%
30代	22	16.7%
40代	30	22.7%
50代	31	23.5%
60～64歳	13	9.8%
65歳以上	29	22.0%
無回答	1	0.8%
合計	132	100.0%

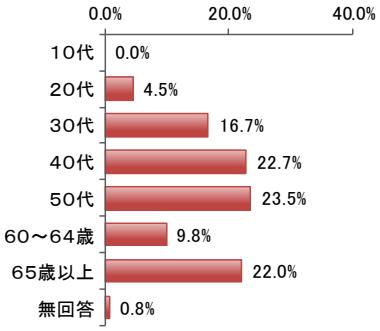

図表Ⅴ-2-3　年代（性別）

	男性		女性	
	件数	%	件数	%
10代	0	0.0%	0	0.0%
20代	2	3.2%	4	5.9%
30代	7	11.3%	15	22.1%
40代	14	22.6%	16	23.5%
50代	17	27.4%	14	20.6%
60～64歳	9	14.5%	3	4.4%
65歳以上	13	21.0%	16	23.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
合計	62	100.0%	68	100.0%

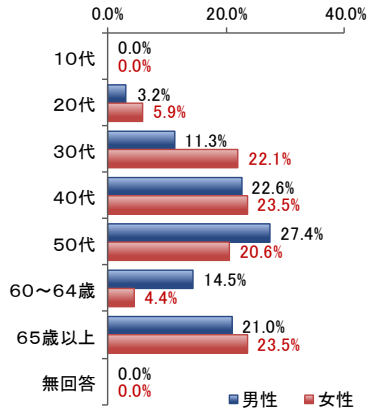

② 世帯

回答者の世帯については、「単身世帯（あなたのみ）」の割合が最も高く約 5 割（47.7%）を占め、次いで「あなたとその子ども」が 15.9%、「あなたと配偶者と子ども」が 13.6%であった。

性別の世帯をみると、男女共に「単身世帯（あなたのみ）」の割合が最も高く、男性は 50.0%、女性は 45.6%であった。次いで、男性は「あなたと配偶者と子ども」が 24.2%、女性は「あなたとその子ども」が 29.4%であった。

年代別の世帯においても、どの年代も「単身世帯（あなたのみ）」が最も高い割合を占める（30 代は「あなたとその子供」と同じ）。その中でも、「65 歳以上」の単身世帯の割合は最も高く 69.0%、次いで「20 代」が 66.7%、「60～64 歳」が 61.5%であった。「30 代」「40 代」の子育て世代は、子どもと同居する割合が他の年代よりも高く、「30 代」では 54.5%、「40 代」では 40.0%となっている。

図表Ⅴ-2-4　世帯

	件数	%
1. 単身世帯（あなたのみ）	63	47.7%
2. あなたと配偶者（パートナー）	14	10.6%
3. あなたと配偶者と子ども	18	13.6%
4. あなたとその子ども	21	15.9%
5. あなたとその親	8	6.1%
6. その他	5	3.8%
無回答	3	2.3%
合計	132	100.0%

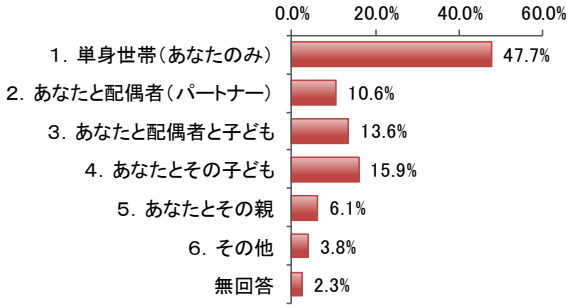

図表Ⅴ-2-5　世帯（性別）

	男性		女性	
	件数	%	件数	%
1. 単身世帯（あなたのみ）	31	50.0%	31	45.6%
2. あなたと配偶者（パートナー）	8	12.9%	6	8.8%
3. あなたと配偶者と子ども	15	24.2%	3	4.4%
4. あなたとその子ども	1	1.6%	20	29.4%
5. あなたとその親	4	6.5%	4	5.9%
6. その他	1	1.6%	4	5.9%
無回答	2	3.2%	0	0.0%
合計	62	100.0%	68	100.0%

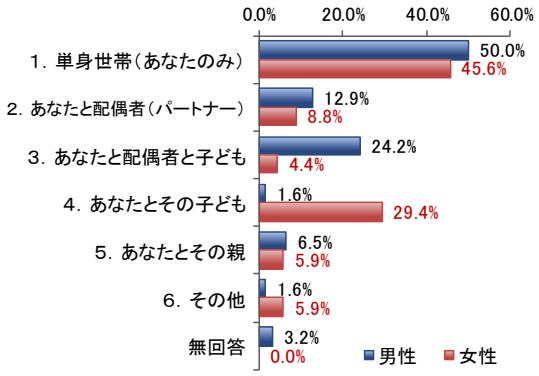

図表Ⅴ-2-6　世帯・年代別

	20代		30代		40代		50代		60～64歳		65歳以上	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 単身世帯（あなたのみ）	4	66.7%	7	31.8%	12	40.0%	12	38.7%	8	61.5%	20	69.0%
2. あなたと配偶者（パートナー）	1	16.7%	1	4.5%	2	6.7%	5	16.1%	2	15.4%	3	10.3%
3. あなたと配偶者と子ども	1	16.7%	5	22.7%	5	16.7%	5	16.1%	1	7.7%	1	3.4%
4. あなたとその子ども	0	0.0%	7	31.8%	7	23.3%	4	12.9%	1	7.7%	2	6.9%
5. あなたとその親	0	0.0%	2	9.1%	3	10.0%	1	3.2%	1	7.7%	1	3.4%
6. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	9.7%	0	0.0%	2	6.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%	1	3.2%	0	0.0%	0	0.0%
合計	6	100.0%	22	100.0%	30	100.0%	31	100.0%	13	100.0%	29	100.0%

③ 現在の就労状況

現在の就労状況は、「働いている」が 58.3%、「無職」が「19.7%」、「時々働いている」が 17.4%であった。

また、「働いている」「時々働いている」と回答した 100 人に雇用形態を聞いたところ、「パート・アルバイト」が 40.0%、「自営業・自由業」が 32.0%、「派遣・契約社員」が 14.0%であった。

図表Ⅴ-2-7　現在の就労状況

	件数	%
1. 働いている	77	58.3%
2. 時々働いている	23	17.4%
3. 専業主婦・主夫	0	0.0%
4. 学生（予備校生を含む）	0	0.0%
5. 無職	26	19.7%
6. その他	4	3.0%
無回答	2	1.5%
合計	132	100.0%

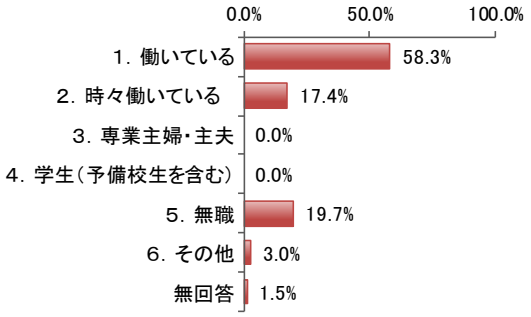

図表Ⅴ-2-8　現在の就労状況：働いている場合の雇用形態

	件数	%
1. 正規職員（正社員）	9	9.0%
2. 派遣・契約社員	14	14.0%
3. パート・アルバイト	40	40.0%
4. 自営業・自由業	32	32.0%
5. 上記以外・その他	1	1.0%
無回答	4	4.0%
合計	100	100.0%

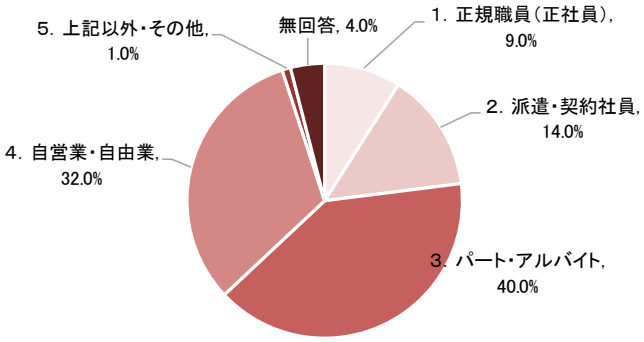

（２）相談窓口を利用した時のこと

① 一番初めに相談した時期

この相談窓口に一番はじめに相談した時期を聞いたところ、「令和３年７月～９月」が 17.4%、「令和２年４月～６月」が 15.9%、「令和３年 4～6 月」と「令和３年 10 月～」がそれぞれ 12.9%であった。新型コロナウイルスの感染が拡大しはじめた 2020（令和 2）年 4 月以降の利用開始が増加したことが見てとれる。

図表Ⅴ-2-9　一番初めに相談した時期

	件数	%
～令和元年12月	4	3.0%
令和2年1月～3月	3	2.3%
令和2年4月～6月	21	15.9%
令和2年7月～9月	13	9.8%
令和2年10月～12月	12	9.1%
令和3年1月～3月	16	12.1%
令和3年4月～6月	17	12.9%
令和3年7月～9月	23	17.4%
令和3年10月～	17	12.9%
無回答	6	4.5%
合計	132	100.0%

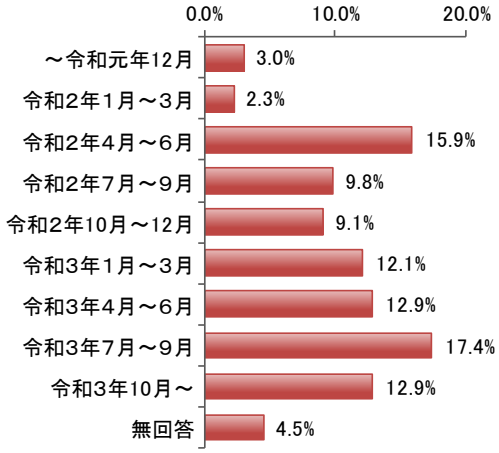

② どのようにして相談窓口を知ったか

どのように相談窓口を知ったかについては、「役所(市区町村役場)などからの紹介」の割合が最も高く 28.0%、次いで「家族・友人・知人からすすめられて」が 19.7%、「役所(市区町村役場)以外の支援団体からの紹介」が 13.6%となっていた。

図表Ⅴ-2-10　どのようにして相談窓口を知ったか

（複数回答）

	件数	%
1. 相談窓口のポスター/チラシ/パンフレット	8	6.1%
2. 市区町村の広報誌	9	6.8%
3. 市区町村の窓口などにあるチラシ	6	4.5%
4. 新聞やテレビなどの報道	8	6.1%
5. 厚生労働省のホームページ/SNSなど	10	7.6%
6. その他のホームページ/SNSなど	10	7.6%
7. 家族や知人が相談窓口に連絡して	4	3.0%
8. 家族・友人・知人からすすめられて	26	19.7%
9. 役所(市区町村役場)などからの紹介	37	28.0%
10. 役所(市区町村役場)以外の支援団体からの紹介	18	13.6%
11. 相談窓口（相談員）から訪問を受けて	3	2.3%
12. その他	16	12.1%
全体	132	

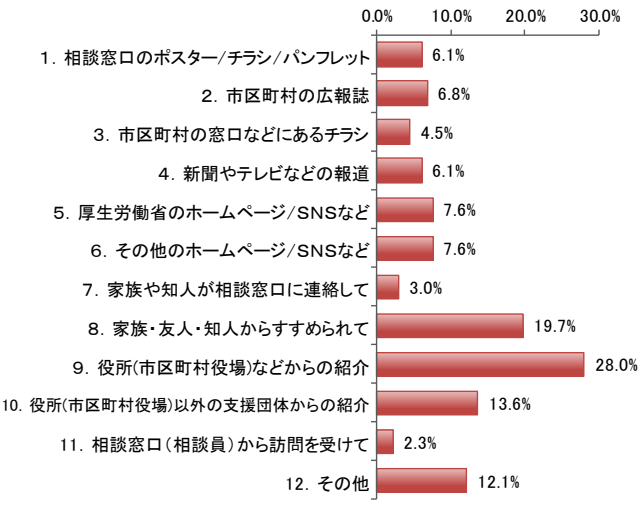

③ 相談窓口で相談した当時の困りごと

相談窓口で相談をした当時の困りごとは、「収入・生活費」が 81.8%、「住まいの不安定・家賃の支払い」が 62.1%、「仕事探し、就職について」が 36.4%であった。

図表Ⅴ-2-11　相談窓口で相談した当時の困りごと

（複数回答）

	件数	%
1. 病気や健康、障がい	12	9.1%
2. 住まい不安定・家賃の支払い	82	62.1%
3. 収入・生活費	108	81.8%
4. 債務やローンの支払い	19	14.4%
5. 税金や電気やガスなどの公共料金等の支払い	25	18.9%
6. 仕事探し、就職について	48	36.4%
7. 仕事上の不安やトラブル	13	9.8%
8. 家族関係・人間関係	4	3.0%
9. 子育て・介護	5	3.8%
10. ひきこもり・不登校	0	0.0%
11. DV・虐待	1	0.8%
12. 食べるものがない	10	7.6%
13. 外国籍であるための不安や悩み（言葉がわからない、身分証明など）	5	3.8%
14. その他	3	2.3%
全体	132	

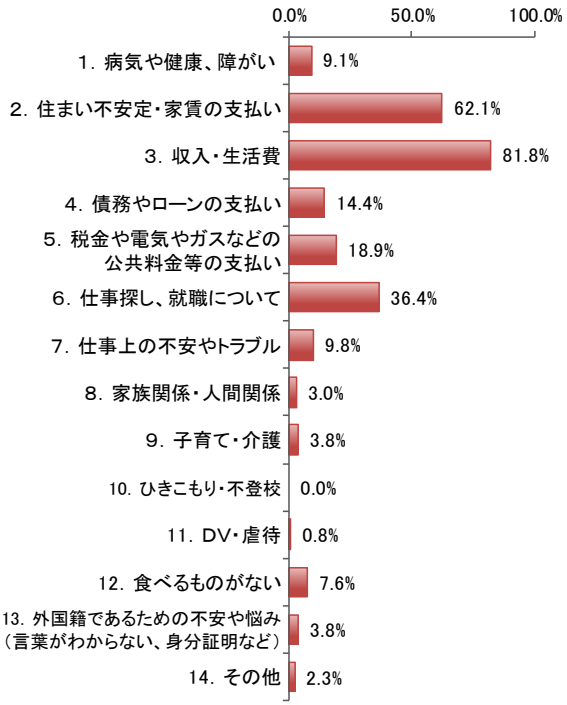

④ ③の困りごとは新型コロナウイルス感染症による影響を受けたか

相談窓口で相談した当時の困りごとは、新型コロナウイルス感染による影響を受けたか聞いたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに困りごととして出てきた」の割合が最も高く 5 割を占めた。次いで「もともと困りごとであったが、新型コロナウイルス感染症による影響で悪化した」が 35.6%となっている。「新型コロナウイルス感染症による影響はない」は 6.8%であった。

「新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに困りごととして出てきた」と「もともと困りごとであったが、新型コロナウイルス感染症による影響で悪化した」と回答した方の相談窓口で相談した当時の困りごとを見ると、「住まい不安定・家賃の支払い」や「税金や電気やガスなどの公共料金等の支払い」など支払いの不安ごとが「新型コロナウイルス感染症による影響はない」と回答した人よりも高い割合を占める。

また、一定数ではあるが、「食べるものがない」や「外国籍であるための不安や悩み（言葉がわからない、身分証明など）」など「新型コロナウイルス感染症による影響はない」と回答した人にはみられなかった困りごとを相談したケースがあった。

図表Ⅴ-2-12　③の困りごとは新型コロナウイルス感染症による影響を受けたか

	件数	%
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに困りごととして出てきた	66	50.0%
2. もともと困りごとであったが、新型コロナウイルス感染症による影響で悪化した	47	35.6%
3. 新型コロナウイルス感染症による影響はない	9	6.8%
無回答	10	7.6%
合計	132	100.0%

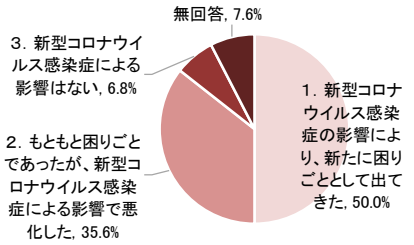

図表Ⅴ-2-13　新型コロナの影響有無別　×　相談窓口で相談した当時の困りごと

（複数回答）

	1. 新型コロナウィルス感染症の影響により、新たに困りごととして出てきた		2. もともと困りごとであったが、新型コロナウィルス感染症による影響で悪化した		3. 新型コロナウィルス感染症による影響はない	
	件数	%	件数	%	件数	%
1. 病気や健康、障がい	3	4.5%	6	12.8%	1	11.1%
2. 住まい不安定・家賃の支払い	42	63.6%	30	63.8%	5	55.6%
3. 収入・生活費	54	81.8%	40	85.1%	8	88.9%
4. 債務やローンの支払い	5	7.6%	10	21.3%	1	11.1%
5. 税金や電気やガスなどの公共料金等の支払い	11	16.7%	12	25.5%	1	11.1%
6. 仕事探し、就職について	20	30.3%	21	44.7%	4	44.4%
7. 仕事上の不安やトラブル	4	6.1%	4	8.5%	1	11.1%
8. 家族関係・人間関係	1	1.5%	2	4.3%	0	0.0%
9. 子育て・介護	1	1.5%	3	6.4%	0	0.0%
10. ひきこもり・不登校	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11. DV・虐待	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%
12. 食べるものがない	5	7.6%	2	4.3%	0	0.0%
13. 外国籍であるための不安や悩み（言葉がわからない、身分証明など）	3	4.5%	2	4.3%	0	0.0%
14. その他	1	1.5%	2	4.3%	0	0.0%
全体	66		47		9	

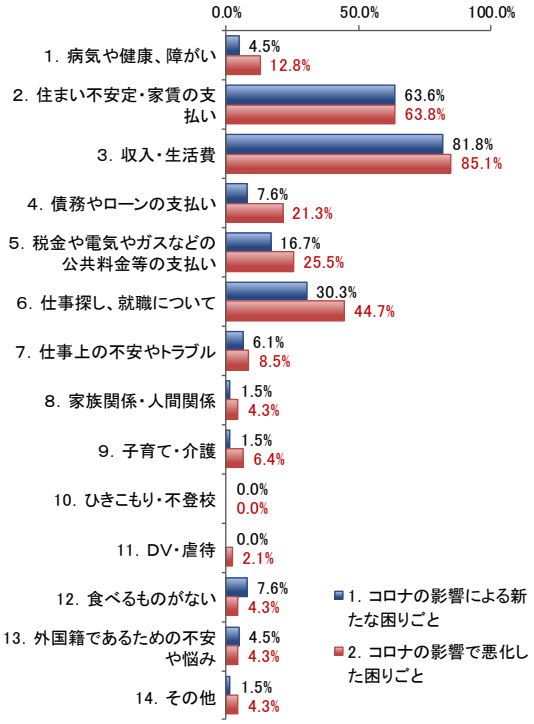

⑤ 相談窓口の相談員と、最初に相談してから連絡を取り合った期間

相談窓口の相談員と、最初に相談してから連絡を取り合った期間は、「1 ヵ月未満」が 28.0%、「6ヵ月～1 年未満」が 21.2%、「1 年以上」が 17.4%であった。

図表Ⅴ-2-14　相談窓口の相談員と、最初に相談してから連絡を取り合った期間

	件数	%
1ヵ月未満	37	28.0%
1～3ヵ月未満	16	12.1%
3～6ヵ月未満	18	13.6%
6ヵ月～1年未満	28	21.2%
1年以上	23	17.4%
わからない	6	4.5%
無回答	4	3.0%
合計	132	100.0%

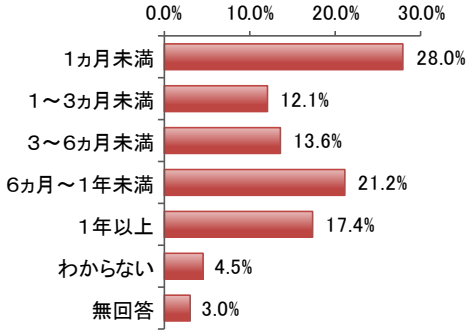

⑥ どのようなサポートを受けたか

どのようなサポートを受けたか聞いたところ、「相談窓口での面談」が 77.3%、「貸付(特例貸付/生活福祉資金)の紹介・相談や申請のサポート」が 62.1%、「住居確保給付金の相談や申請のサポート」が 49.2%であった。

図表Ⅴ-2-15　どのようなサポートを受けたか

（複数回答）

	件数	%
1. 相談窓口での面談	102	77.3%
2. 自宅訪問による面談	9	6.8%
3. メールやSNSなどによる相談	10	7.6%
4. 悩みを聞いてくれた	44	33.3%
5. 励ましてくれた	39	29.5%
6. 食べものの提供	24	18.2%
7. 住まいさがし	1	0.8%
8. 他の福祉サービスや専門機関の紹介	9	6.8%
9. 貸付(特例貸付/生活福祉資金)の紹介・相談や申請のサポート	82	62.1%
10. 住居確保給付金の相談や申請のサポート	65	49.2%
11. 就職に向けたサポート	37	28.0%
12. 就職先の紹介	14	10.6%
13. 家計のやりくりについてのアドバイス	12	9.1%
14. 借金などの債務整理	8	6.1%
15. 役所の手続きなどへの同行(保険料の軽減申請、生活保護の申請、障害者手帳の取得など)	11	8.3%
16. 生活困窮者自立支援金の相談や申請のサポート	34	25.8%
17. その他	2	1.5%
全体	132	

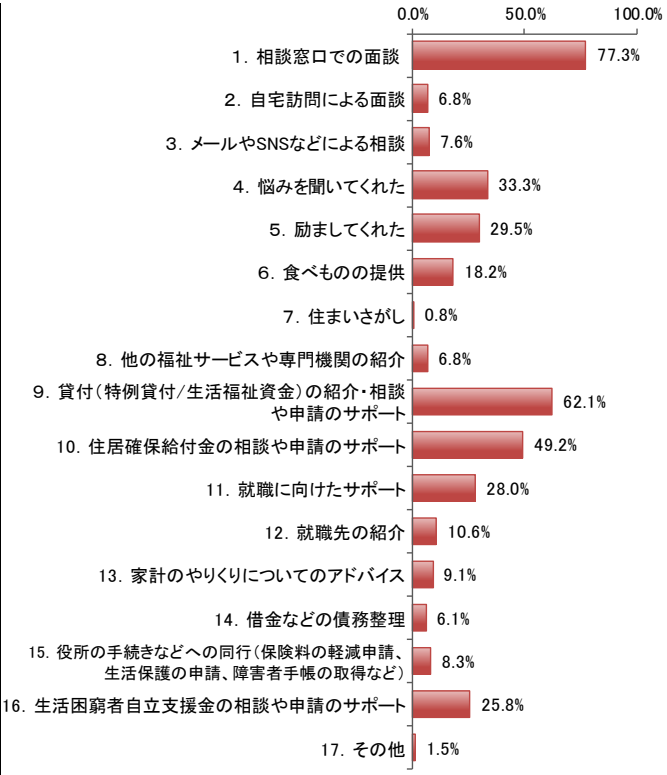

⑦ 相談後の状況の変化について

相談後の状況の変化については、「公的な貸付（特例貸付等）を受けられた」が 50.8%、「住まいの確保・安定」が 38.6%、「体調がよくなった（気持ちが安定した）」が 24.2%となっている。

図表Ⅴ-2-16　相談後の状況の変化について

（複数回答）

	件数	%
1. 体調がよくなった（気持ちが安定した）	32	24.2%
2. 公的な貸付（特例貸付等）を受けられた	67	50.8%
3. 住まいの確保・安定	51	38.6%
4. 家計のやりくりの改善	18	13.6%
5. 仕事をはじめた（再開した）	28	21.2%
6. 仕事による収入が増加	7	5.3%
7. 就職活動を開始	16	12.1%
8. 就職活動に向けて準備中	13	9.8%
9. 職業訓練の開始／就学	0	0.0%
10. 債務の整理（借金が解決したなど）	9	6.8%
11. 生活保護を受給	2	1.5%
12. 障害者手帳を取得	2	1.5%
13. 前よりも、自分に自信が持てるようになった	9	6.8%
14. がんばればできると思うことが増えた	15	11.4%
15. 他の相談窓口や専門機関に相談することができた	14	10.6%
16. 交流の場への参加や、友人・仲間・家族との関わりができた	0	0.0%
17. その他	7	5.3%
18. 何も変わらない	4	3.0%
全体	132	

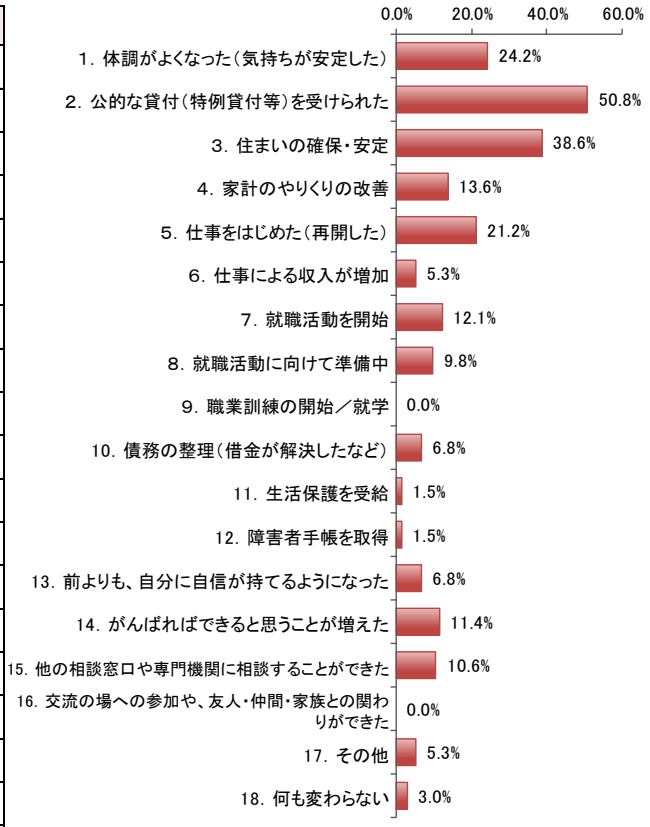

⑧ 相談窓口の満足度について

相談窓口に関して、以下の 5 項目についての満足度を 5 段階で聞いた。

① 相談窓口まではスムーズにつながりましたか（わかりやすさ、受付の方法、役所や支援団体からの紹介の仕方など）
② 初めて相談するとき、相談窓口や対応してくれた人は、相談しやすい雰囲気でしたか
③ あなたの希望や気持ち、困りごと、状況などをよく理解した上で丁寧に対応してくれましたか
④ 相談を通じて、あなたの生活上の不安は解決しましたか
⑤ 全体として、満足できるものでしたか

利用者による満足度の結果を、次頁（図表Ⅴ-2-17、図表Ⅴ-2-18）に示す。

「②初めて相談するとき、相談窓口や対応してくれた人は、相談しやすい雰囲気でしたか」、「③あなたの希望や気持ち、困りごと、状況などをよく理解した上で丁寧に対応してくれましたか」、は、ともに「満足」の割合が約 7 割を占めており、②は 68.9%、③は 67.4%であった。また、「まあ満足」の割合を合わせると、約 9 割が満足という回答であった。「①相談窓口まではスムーズにつながりましたか」は、「満足」の割合は 59.8%となっており、「まあ満足」の割合を合わせると約 9 割となっていた。

一方、「④相談を通じて、あなたの生活上の不安は解決しましたか」については、「満足」の割合が 4 割未満で、「まあ満足」の割合を合わせると約 6 割となっている。

また、「⑤全体として、満足できるものでしたか」は、「満足」が 54.5%、「まあ満足」が 25.0%となっており、約 8 割が満足という回答であった。

これらのことからは、相談窓口につながった利用者を受け止める姿勢・対応については高い評価を得ており(項目②・③)、また、そこにたどり着くまでの広報やアクセスしやすさについてもおおむね評価が得られているが(項目①)、相談を受け止めた後の解決策の提案(項目④)においては、利用者側からの評価として課題がある可能性が考えられる。

図表Ⅴ-2-17　相談窓口の満足度について

	満足	まあ満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答	合計
①相談窓口まではスムーズにつながりましたか？(わかりやすさ、受付の方法、役所や支援団体からの紹介の仕方など)	79 59.8%	35 26.5%	13 9.8%	1 0.8%	0 0.0%	4 3.0%	132 100.0%
②初めて相談するとき、相談窓口や対応してくれた人は、相談しやすい雰囲気でしたか？	91 68.9%	26 19.7%	9 6.8%	0 0.0%	2 1.5%	4 3.0%	132 100.0%
③あなたの希望や気持ち、困りごと、状況などをよく理解した上で丁寧に対応してくれましたか？	89 67.4%	25 18.9%	10 7.6%	4 3.0%	0 0.0%	4 3.0%	132 100.0%
④相談を通じて、あなたの生活上の不安は解決しましたか？	45 34.1%	38 28.8%	37 28.0%	4 3.0%	4 3.0%	4 3.0%	132 100.0%
⑤全体として、満足できるものでしたか？	72 54.5%	33 25.0%	18 13.6%	4 3.0%	1 0.8%	4 3.0%	132 100.0%

図表Ⅴ-2-18　相談窓口の満足度について

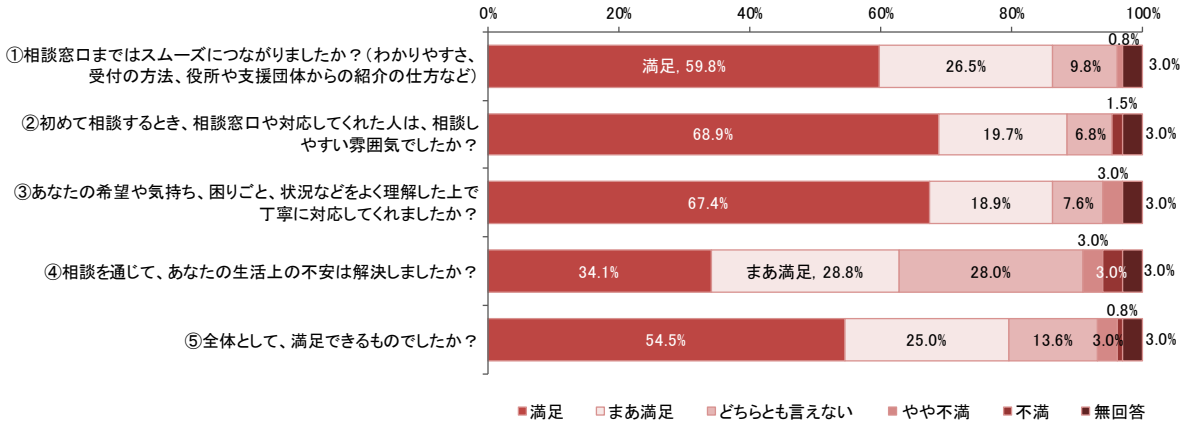

（３）新型コロナウイルス感染症による影響

① 窓口で相談した当時の仕事の状況

相談窓口で相談した当時の仕事の状況は、「失業していないが収入が減った」の割合が最も高く43.2%、次いで「失業した/休業になった」が 37.9%となっている。

窓口で相談した当時に働いていた（図表Ⅴ-2-19 の 1.～6.）119 名に、その当時の雇用形態を聞いたところ、「パート・アルバイト」が 31.1%、「自営業・自由業」が 30.3%、「派遣・契約社員」が 16.8%であった。

雇用形態別に窓口で相談した当時の仕事の状況をみると、「正社員」と「派遣・契約社員」は 5 割以上が「失業した/休業になった」となっており、「正社員」は 50.0%、「派遣・契約社員」は 65.0%と「派遣・契約社員」の方が「失業した/休業になった」割合が高い。

一方で、「自営業・自由業」「パート・アルバイト」は、「失業をしていないが収入が減った」割合が最も高く、「自営業・自由業」は 63.9%、「パート・アルバイト」は 51.4%となっている。

図表Ⅴ-2-19　窓口で相談した当時の仕事の状況

	件数	%
1. 失業した/休業になった	50	37.9%
2. 失業しそうだった	4	3.0%
3. 失業していないが収入が減った	57	43.2%
4. 仕事の負担が増えた（業務時間が増えた）	0	0.0%
5. 以前とほとんど変わらない	3	2.3%
6. その他	5	3.8%
7. 仕事を始めるため求職・準備中	6	4.5%
8. もともと働いていない	1	0.8%
無回答	6	4.5%
合計	132	100.0%

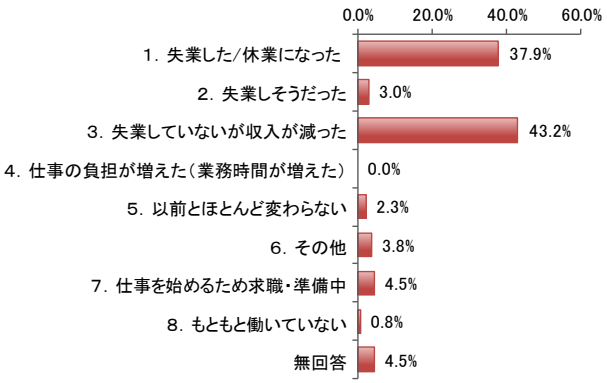

図表Ⅴ-2-20　窓口で相談した当時の仕事の状況：働いていた場合の当時の雇用形態

	件数	%
1. 正規職員（正社員）	18	15.1%
2. 派遣・契約社員	20	16.8%
3. パート・アルバイト	37	31.1%
4. 自営業・自由業	36	30.3%
5. 上記以外・その他	2	1.7%
無回答	6	5.0%
合計	119	100.0%

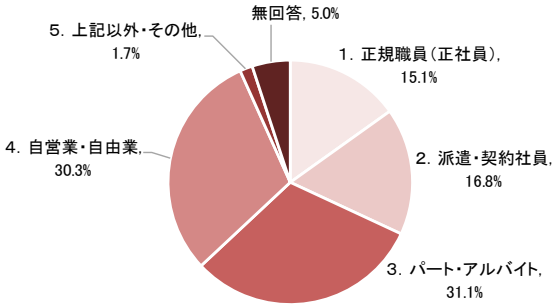

図表Ⅴ-2-21　雇用形態別　×　窓口で相談した当時の仕事の状況

	1. 正規職員（正社員）		2. 派遣・契約社員		3. パート・アルバイト		4. 自営業・自由業		5. 上記以外・その他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 失業した/休業になった	9	50.0%	13	65.0%	15	40.5%	8	22.2%	2	100.0%
2. 失業しそうだった	1	5.6%	1	5.0%	1	2.7%	1	2.8%	0	0.0%
3. 失業していないが収入が減った	8	44.4%	5	25.0%	19	51.4%	23	63.9%	0	0.0%
4. 仕事の負担が増えた（業務時間が増えた）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 以前とほとんど変わらない	0	0.0%	0	0.0%	1	2.7%	2	5.6%	0	0.0%
6. その他	0	0.0%	1	5.0%	1	2.7%	2	5.6%	0	0.0%
合計	18	100.0%	20	100.0%	37	100.0%	36	100.0%	2	100.0%

② 相談窓口を利用した前後での生活状況

相談窓口を「利用する前」と「現在」の生活状況について聞いたところ、「利用する前」は「大変苦しい」が 65.2%、「やや苦しい」が 21.2%となっており、生活状況が「苦しい」と回答した割合は 8 割以上であった。「現在」は、「大変苦しい」が 18.2%、「やや苦しい」が 50.0%となっており、「大変苦しい」状況から抜け出してはいる方は多いものの、6 割程度が依然として「苦しい」生活状況となっている。

相談窓口で相談した当時の雇用形態別に相談窓口を「利用する前」と「現在」の生活状況をみると、相談窓口を「利用する前」は、どの雇用形態でも「大変苦しい」と回答した割合が最も高くなっており、「正規職員」が 77.8%、「パート・アルバイト」が 64.9%、「自営業・自由業」は 61.1%であった。「現在」では、どの雇用形態においても「やや苦しい」と回答した割合が最も高く、「派遣・契約社員」が 55.0%、「正規職員」が 50.0%、「パート・アルバイト」が 48.6%となっている。

なお、図表Ⅴ-2-24（参考）窓口で相談した当時の就労状況　×　現在の就労状況をみると、相談窓口を利用した当時に「正規職員」であった人のうち 4 割以上が現在は「派遣・契約社員」や「パート・アルバイト」に転職しており、11.1%が「無職」になっていた。また、「派遣・契約社員」と「パート・アルバイト」だった方が「無職」になった割合は、「派遣・契約社員」が 25.0%、「パート・アルバイト」は 24.3%を占める。

図表Ⅴ-2-22　相談窓口を利用した前後での生活状況

	利用する前		現在	
	件数	%	件数	%
1. 大変苦しい	86	65.2%	24	18.2%
2. やや苦しい	28	21.2%	66	50.0%
3. どちらともいえない	10	7.6%	17	12.9%
4. やや余裕がある	6	4.5%	17	12.9%
5. 大変余裕がある	0	0.0%	1	0.8%
無回答	2	1.5%	7	5.3%
合計	132	100.0%	132	100.0%

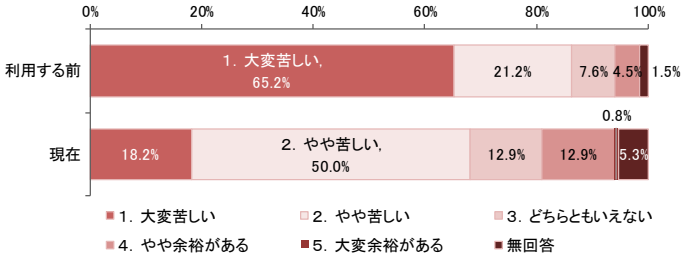

図表Ⅴ-2-23　窓口で相談した当時の雇用形態　×　相談窓口を利用した前後での生活状況

		窓口を利用する前の生活状況						現在の生活状況						合計
		1. 大変苦しい	2. やや苦しい	3. どちらともいえない	4. やや余裕がある	5. 大変余裕がある	無回答	1. 大変苦しい	2. やや苦しい	3. どちらともいえない	4. やや余裕がある	5. 大変余裕がある	無回答	
窓口で相談した当時の雇用形態	1. 正規職員(正社員)	14 77.8%	3 16.7%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	3 16.7%	9 50.0%	3 16.7%	2 11.1%	0 0.0%	1 5.6%	18 100.0%
	2. 派遣・契約社員	11 55.0%	7 35.0%	0 0.0%	2 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.0%	11 55.0%	2 10.0%	2 10.0%	0 0.0%	2 10.0%	20 100.0%
	3. パート・アルバイト	24 64.9%	7 18.9%	4 10.8%	2 5.4%	0 0.0%	0 0.0%	5 13.5%	18 48.6%	5 13.5%	8 21.6%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
	4. 自営業・自由業	22 61.1%	9 25.0%	4 11.1%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	9 25.0%	16 44.4%	6 16.7%	4 11.1%	0 0.0%	1 2.8%	36 100.0%
	5. 上記以外・その他	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%

図表Ⅴ-2-24　（参考）窓口で相談した当時の就労状況　×　現在の就労状況

		現在の就労状況								合計
		正規職員(正社員)	派遣・契約社員	パート・アルバイト	自営業・自由業	上記以外・その他	無職	専業主婦・主夫・学生・その他	無回答	
窓口で相談した当時の就労状況	正規職員(正社員)	7 38.9%	4 22.2%	4 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%	1 5.6%	18 100.0%
	派遣・契約社員	0 0.0%	9 45.0%	2 10.0%	1 5.0%	1 5.0%	5 25.0%	0 0.0%	2 10.0%	20 100.0%
	パート・アルバイト	1 2.7%	0 0.0%	24 64.9%	1 2.7%	0 0.0%	9 24.3%	2 5.4%	0 0.0%	37 100.0%
	自営業・自由業	0 0.0%	0 0.0%	5 13.9%	27 75.0%	0 0.0%	1 2.8%	2 5.6%	1 2.8%	36 100.0%
	上記以外・その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
	無職	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
	求職中・準備中	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
	無回答	0 0.0%	1 8.3%	4 33.3%	3 25.0%	0 0.0%	3 25.0%	0 0.0%	1 8.3%	12 100.0%
合計		9 6.8%	14 10.6%	40 30.3%	32 24.2%	1 0.8%	26 19.7%	4 3.0%	6 4.5%	132 100.0%

③ 現在の生活保護の利用状況と今後の利用について

現在、生活保護を利用しているかについては、「一度も利用していない」が 82.6%、「現在、利用していないが過去にある」が 10.6%、「利用している」が 3.0%となっている。

「一度も利用していない」「現在、利用していないが過去にある」と回答した方に生活保護の利用についての考えを聞いたところ、「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した割合が最も高く 56.1%、「利用する必要がない」が 26.0%、「今後利用したい」は 17.9%であった。

また、「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した理由は、「車や持ち家、生命保険等の保有が認められるか分からないから」が 43.5%、「公的支援に頼らず、自分の力でがんばりたいから」が 37.7%、「自分は利用できないと思っているから」が 36.2%であった。

図表Ⅴ-2-25　現在の生活保護の利用状況

	件数	%
1. 利用している	4	3.0%
2. 現在、利用していないが過去にある	14	10.6%
3. 一度も利用していない	109	82.6%
無回答	5	3.8%
合計	132	100.0%

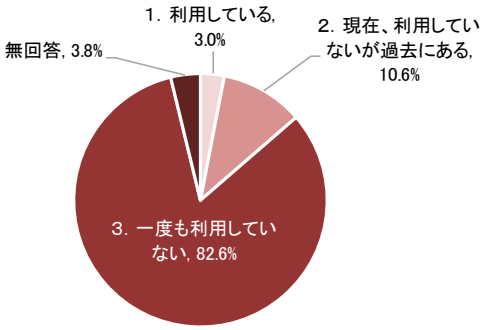

図表Ⅴ-2-26　生活保護の利用について

	件数	%
1. 今後利用したい	22	17.9%
2. 利用する必要がない	32	26.0%
3. 利用したいが抵抗感がある・利用したくない	69	56.1%
無回答	0	0.0%
合計	123	100.0%

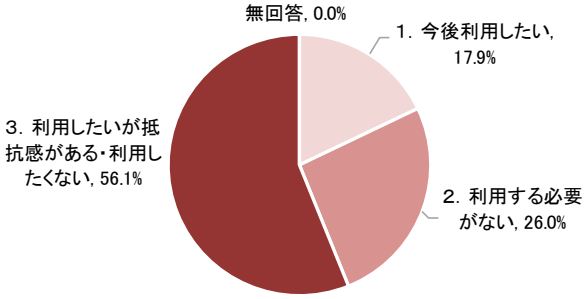

図表Ⅴ-2-27　生活保護の利用について：「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した理由

（複数回答）

	件数	%
1. 自分は利用できないと思っているから	25	36.2%
2. 窓口に相談に行きたくないから	10	14.5%
3. 過去に役所で嫌な対応をされたから	12	17.4%
4. 家族に知られるのが嫌だから	17	24.6%
5. 車や持ち家、生命保険等の保有が認められるか分からないから	30	43.5%
6. 公的支援に頼らず、自分の力でがんばりたいから	26	37.7%
7. 上記以外・その他	5	7.2%
全体	69	

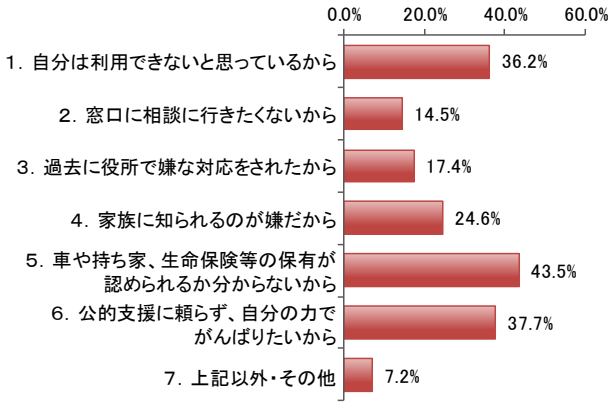

（4）自由記述

今後の生活を支えるためにどのような支援があればよいか、相談窓口をより良くするための意見・アイデア、その他気づいた点などについて聞いた。回答内容を要点別にとりまとめる。

なお、以下自由記述の中には、制度に対し事実誤認の部分も見受けられるが、利用者の声をそのまま掲載しているのでご留意頂きたい。

① 貸付・給付金等について

自由記載	性別	年代	世帯
・本当に困っているのに、給付では無く貸付をするのは、おかしいと思います。確かに、貸付は受けましたが、状況が悪化している方も多いと思います。 ・コロナウイルスの影響が長引き、さらに状況が悪化しましたが、さらに貸付を受けれるのか、相談しましたが無理との回答でした。勿論、給付は無理と言われました。貸付ではなく、給付を希望します。単発ではなく、長期でないと意味が無いです。 ・私は、コロナウイルスの影響で、仕事が激減しました。輸入製品を取り扱っているので、半導体不足がさらに追い打ちをかけています。長期の納期や、納期未定につき、売りたいのに売れない状況になりました。 ・でも、税金の督促、国保の督促、電気、水道の督促、事情を言って相談しましたが、断られました。 ・1月には、支払いを伸ばしてもらっていた、電気料金が、4ヶ月分支払いをしないと、契約解除になります。北国ですので、電気を止められると命に関わると思います。 ・昼も夜も頑張って働いているのに、非課税世帯では無いので、税金や国保を払えと督促ばかりです。ずっと保険証も、もらえず病院にもいけません。最近は、娘に保険証が必要なので、無理してでも国保を分納していますが、1ヶ月分の保険証を出してもらっている状況です。 ・さらに子どもが、東京で大学生なので今まで以上にお金がかかります。給付金も貰える訳では無く、途方に暮れています。 ・自営業・自宅兼で、車を使う仕事で代車も使います。それだと、生活保護は受けれないです。非課税世帯や、生活保護受給者ばかりが優遇されるのは、間違えてます。	男性	40代	あなたと配偶者と子ども
・新型コロナウイスイルス感染症が続く限り、特例貸付や給付金などによりサポートしてほしい。	女性	50代	あなたと配偶者(ﾊﾟｰﾄﾅｰ)
・ベーシックインカム	女性	40代	あなたとその子ども
・再就職直後は生活費が不足の為、ハローワークの様な再就職手当などの支援が欲しい。見舞金とか。	男性	50代	単身世帯
・少しのお金や食料などもらえると助かる。クーポンでもありがたい。	男性	30代	あなたと配偶者と子ども
・コロナ禍に見舞われ、時短勤務を余儀なくせねばならなくなり家賃や生活費の方が収入を上回るような格好に陥り、一気に住居や生活が自分の力だけでは維持していくことが困難になり相談させてもらった。住居確保給付金を受給できて本当に助かりました。 ・しかし、コロナで経済があまり思わしくないため現在も時短勤務をさせられています。 ・住居確保給付金延長（3回）終了後も給付できるような制度や、新しい生活苦を助けてくれる制度が整備されたら教えてほしい。	女性	30代	単身世帯
・生活支援費貸付を受けられましたが、今年もコロナが長引き収入も安定していないので、借入した金額をもう一年伸ばしていただきたいです。本当に困っている世帯に給付金を配っていただきたいです。	女性	40代	あなたと配偶者と子ども
・新たな支援金を検討してください	男性	50代	その他

自由記載	性別	年代	世帯
・働いているが収入が少ないので、1 人世帯が 1 カ月生活できるだけの補助が受けられる制度を作ってほしい。 ・現在の制度では、働いていたら生活保護が受けられない。就職活動もできない。（生活保護を受けていない場合）	男性	60～64 歳	単身世帯
・政府の支援金	女性	20 代	単身世帯
・貸付等	男性	50 代	あなたとその親
・特例貸付をもっと貸してほしいです。仕事が安定するまで毎月家賃も困っています。	女性	65 歳以上	あなたとその子ども
・貸付金を給付金にしてもらえると、今後の生活に希望を持つことが出来ると思う。	男性	40 代	あなたと配偶者（ﾊﾟｰﾄﾅｰ）

② 支援の対象について

自由記載	性別	年代	世帯
・生活困窮者自立支援金を申請したが、1 ヵ月だけ少し収入があったため不承認となった。コロナで本当に売上がないので支援してほしかったです。今でも生活が困っています。	男性	65 歳以上	単身世帯
・コロナの特別枠で自営業の立場でも利用させていただくことができました。コロナ枠でなくてもいざという時のために今後自営業も利用できるようにしていただけたら幸いです。	女性	50 代	単身世帯
・コロナで仕事がなくなった者の一人です。また、一人暮らしでもあります。今回実施予定の支援策においても自分のような層は本当に支援が何もないと感じています。 ・高齢者より若者が大切なものもわかりますし、「年金まで待てや！」というのもわかりますが日々の生活に「困窮」している今、何かの手立てを頂けるとありがたいです。	男性	60～64 歳	単身世帯
・厚生年金受給しているが、生活保護を受給できない。ギリギリ受給額のため生活が厳しい。生活支援金を年間に補助金制度がほしい。	女性	65 歳以上	単身世帯
・相談したセンターの方は大変良く相談にのってくれました。期限が終わりもう 3 ヵ月だけお願いにあがるべく、書類を提出しましたが市役所・保護課の担当者に冷たくあつかわれ、受給切りとされました。収入の数字のみで本業はまだ動かず、アルバイトの収入がある分で受給前より改善しているとの見解らしいです。本業が動かないから色々とバイトで生計を立てているのに最後嫌な気持ちになりました。	女性	50 代	その他

③ 就労について

自由記載	性別	年代	世帯
・私は 60 代前半の男性ですが、前の会社のような仕事をすすめられました。自分にあった適性をしてもらいたかったです。まだ不安です。失業給付が少なすぎです。	男性	60～64 歳	単身世帯
・職業体験や実際のアルバイト紹介をお願い致します。お試し就業お願い致します。	男性	40 代	単身世帯
・就労により生活が安定できるよう相談窓口がほしい	女性	65 歳以上	単身世帯
・制度について…本業（自営）がコロナの影響を受けて減収となった為、HW での活動を通じて W ワークを開始した。それでもコロナの影響は大きく生計維持が厳しい為、社協の貸付を経て自立支援金を受けている。本業の立て直しに加え、副業に慣れる事（初めての仕事、覚える事が沢山）で一杯一杯なのに、求職活動は負担が大きい。 ・HW での相談を義務付ける事には納得できる（せざるを得ない）が、職に就いている者への求職活動の義務付けはなんとかならないものかと思う。本当に、私達の実情をわかっているのかと…。	男性	60～64 歳	あなたと配偶者（ﾊﾟｰﾄﾅｰ）

自由記載	性別	年代	世帯
・現在無職です。高齢だと思います。体力、気力等この年代にもできる仕事をみつけたいと思っておりますが、中々厳しく面接時間を作って交通費をかけて行っても不採用になっております。仕事を与えていただきたいです。	女性	60～64 歳	単身世帯
・現在、派遣会社に登録してアルバイト生活をしております。生活費等が逼迫しており、日払いアルバイトをしております。その為、紹介されるお仕事が非常に労働作業の厳しいお仕事が殆どとなり、今現在労働災害にあっております。具体的には腰椎ヘルニアになり、激しい腰痛と神経痛で、お仕事は出来ませんし、日常生活に大変支障がでております。労災申請が出来そうもなく、社会保険の傷病手当制度も利用出来なく、途方に暮れております。なにか良い方策が御座いましたら、お教え頂けましたら幸いでございます。 ・派遣会社は、アルバイトスタッフを大変酷使しており、スタッフ派遣料として多額の手数料をスタッフの給与から差し引いて、かなりの利益を上げているのが現状です。労働条件の非常に悪い中酷使されて収入も少なく、なんの医療保障もなく、今回の様に体を壊して泣き寝入り状態になってしまうケースが多々あります。派遣会社のアルバイトを始めて 10 日程で腰椎ヘルニアになってしまいました。	男性	60～64 歳	単身世帯
・就職のサポートを、もっと手厚くして欲しい。	男性	30 代	単身世帯
・職業相談	女性	20 代	あなたと配偶者(ﾊﾟｰﾄﾅｰ)

④ 手続きについて

自由記載	性別	年代	世帯
・給付金などの手続きをもう少し楽にしてほしいです。	女性	30 代	あなたとその子ども
・私は友人や親戚の方が支援制度があると教えてくれたので申請出来ましたが、もっと誰でも色々な支援が有る事を分かるように広報してほしいです。 ・支援制度を利用したいけど知らない人が多いと思います。	女性	40 代	単身世帯
・新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が減少しました。重なって病気をしてしまい更に一時的に収入がなく、住居確保給付金の申請をしましたが、申請時期が明確に分からず（後でも良いと思い・・・。）本来でしたら満額 48,000 円を給付して頂けるところ、満額頂けなくなりました。 ・その辺をもう少し明確に発信して頂き、後の対応も、状況によって検討していただけるようにシステム改善をしてほしいと思います。	男性	50 代	あなたと配偶者と子ども
・申請書の書き方、もっと簡単にしてほしい。 ・外人であるため、読み書きができない。代筆者が必要。	女性	50 代	あなたとその子ども
・本当に困っている人ほど、支援制度にたどり着けないのではないかと思います。この 1 年半でどれだけの書類をコピーしてきたか、電話をしてきたか。スタートでつまづいたら諦めてしまうと思います。（自業自得ですが） ・1 番大きいのは、担当者が変わってしまうことです。自分の事を知ってくれて、認めてくれる人がいることで勇気であったりがんばろうと思えるのではないでしょうか。	男性	30 代	あなたとその親
・1.Tetsudzuki o herashitai.　（①手続きを減らしたい。） ・2.Shinsa kekka mo hayaku.（②審査結果も早く。） ・3.Gaikokuseki no seikatsu o rikai shite hoshii.(shiokuri no koto nado)（③外国籍の生活を理解してほしい（仕送りのことなど）。）	女性	30 代	単身世帯
・思う事はシンプル、スムーズな支援方法が 1 番、直ぐに支援が必要な人に届くと考えています。 ・どんな支援かというより支援を早急にどう届けるか！	女性	40 代	単身世帯

⑤ その他支援について

自由記載	性別	年代	世帯
・高齢者の転居に対しての支援と詳しい情報の提供。無年金の高齢者に減税、免税等解かりやすい支援をお願い致します。	女性	65 歳以上	その他
・食品だけでなく衣類やオムツ（子供用）など支援があるとありがたいです。 ・子供用の衣服は成長に合わせて替えていかなければならないので、学校や保育施設で冬遊び用品の準備をお願いされても用意できないとかあるので、あれば助かります。	男性	30 代	あなたと配偶者と子ども
・家賃だけは支援してほしいです。	男性	50 代	単身世帯
・塾など無料で利用できたらいいです。	女性	30 代	あなたとその子ども
・年金（2 カ月 21 万円位）では家賃を払って公共料金、生命保険を払うと生活ができない。持病があるのと高齢なので働けない。でも家賃だけでも援助してもらえればなんとか暮らせますが、そのような制度がなく生活保護となるしか方法はありませんか？	女性	65 歳以上	単身世帯
・元々毒親問題で苦しんで生きていきながらふんばっていた。けれど、コロナによる収入の不安定化や、さらに毒親問題の悪化で精神的に打撃を受け、動けなくなってしまった。 ・継続的な毎月の金銭支援、そして精神的な部分のサポート（カウンセリング受診等が安く受けられる）など、根本的な部分が改善できるような支援があると早く 1 歩踏み出せるようになれるのかなと感じました。精神科では薬ばかりで改善しません。	女性	30 代	単身世帯

⑥ 制度の周知について

自由記載	性別	年代	世帯
・支援機関をもっと広めていけばいいと思う。	男性	20 代	あなたと配偶者と子ども
・マイナンバーがあるのに色々紐付けされてないので申請書類が多いです。	女性	40 代	単身世帯
・高齢者の転居に対しての支援と詳しい情報の提供。無年金の高齢者に減税、免税等解かりやすい支援をお願い致します。【再掲】	女性	65 歳以上	その他
・減税になる制度や、しくみを詳しく知れる機会があればと思います。知らずに減額になる支払いをしていて損をしました。よろしくお願い致します。	女性	30 代	あなたとその子ども

⑦ 窓口の利用について

自由記載	性別	年代	世帯
・コロナになる前は相談する事ができませんでしたがこの度縁があり相談して良かったと思っています。人柄の良い方々と縁がもてて本当に感謝しております。	女性	65 歳以上	単身世帯
・いろいろ気をつかっていただいて本当にありがたかった。	男性	65 歳以上	単身世帯
・本当に自立相談窓口の方に助けてもらいました。コロナになる 3 ヵ月前に飲食店に勤めていましたが、解雇され仕事を探そうとしたらコロナウイルスがはじまり仕事がなくなり、その時自立相談窓口で助けてもらえると聞き相談に行きました。皆さんやさしく親身に話を聞かれ、お金を貸してもらえ生活ができました。 ・できれば本当に困っている人々にもっとお金を貸してくれると自殺する人も減り、生活できるようになると思います。よろしくお願いします。	男性	60～64 歳	あなたと配偶者と子ども

自由記載	性別	年代	世帯
・本当に自立相談支援機関の方々には感謝しています。でももっと大変な人がたくさんいると思います。よろしくお願いします。	女性	65 歳以上	単身世帯
・どの窓口も（ハローワークも）皆さん嫌な顔せず親切に明るく「応援してます」の一言に励まされパート 3 つ掛け持ちして頑張ってます！コロナで全てガラッと変わり途方にくれてました。助けてくださりありがとうございます。	女性	65 歳以上	あなたとその親
・自立相談窓口のスタッフの皆様、本当にありがとうございました。	男性	50 代	あなたと配偶者と子ども
・皆様に良くして頂き助けていただき、一人暮らし感謝しています。ありがとうございます。これからも皆様の良きやさしい人であって下さい。ありがとうございます。	女性	65 歳以上	単身世帯
・最初は苦手で恥ずかしい。でもこのままでは…自分の人生をもう少し勇気を出して電話してよかった。面談怖かったけど、徐々に良い方で色々な話も聞いてくださり感謝しています。 ・独居老人で生活保護を願うと自動車が乗れなくなり田舎で困ります。今 2 件の掛け持ち支援がない今もう 1 件探さないと大変です。 ・今回子ども支援に対しても余裕のある世帯は貯蓄に、無い世帯は使わずにいられない、ますますの貧困差、活性化には…	女性	65 歳以上	単身世帯
・病気などで働けなくても食費しか削れないので食料の支援はとても助かると感じました。今まで払えていた家賃も病気で働ける日が減り、支払うのが大変です。 ・公営住宅や安い住居を探すのを手伝ってもらえたら心強いし助かります。知らない、言えない事を言葉でなかなか言えない事を知ってほしいです。	女性	50 代	あなたとその子ども
・ In this pandemic situation,your service helps to survive and upgrade the life style. Staff is very kind and understandable and helpful.（このパンデミックの状況下で、あなたのサービスは生き残りとライフスタイルの向上に役立ちます。スタッフはとても親切で分かりやすく、助けになります。）	男性	50 代	単身世帯

⑧ 今後について

自由記載	性別	年代	世帯
・新型コロナウイルス感染症で休業していたが、再開しても売り上げがのびず今後が不安です。	女性	65 歳以上	あなたとその子ども
・みんなお金が必要になると思います。お金のある人はいいけどない人は困っていると思います。毎日家賃、ガス、光熱費など不安ばかりの毎日です。そこをどうするかが一番の課題だと思います。	女性	50 代	あなたと配偶者(ﾊﾟｰﾄﾅｰ)
・年金が少しだから家賃分しかなく毎月借金ばかりでこれからどうしようかと悩んでいます。年金でも借りていますし他にもたくさん借金がありゼロにしたくてもできません。	男性	65 歳以上	あなたと配偶者(ﾊﾟｰﾄﾅｰ)
・もしコロナがまた急増した時、延長などがあれば安心できる。	女性	30 代	あなたと配偶者と子ども

⑦ その他

自由記載	性別	年代	世帯
・低所得でありながら、少しでも税金を払うと非課税所得世帯ではなく、セーフティラインから外れていきます。今の税体制は低所得者に対して重い税負担がかかりすぎ、高い国保代を支払った後は手元に何も残らず治療すら行けません。政治の問題と思います。	女性	60～64 歳	あなたとその親
・れいわニューディールのような大胆な経済対策が必要。	男性	40 代	あなたと配偶者と子ども

自由記載	性別	年代	世帯
・特に問題ないサポートです。	男性	40 代	あなたと配偶者(ﾊﾟｰﾄﾅｰ)
・特になし。現状で十分と思います。	男性	50 代	あなたと配偶者と子ども
・現状のままでよい。	女性	40 代	あなたとその子ども
・仕事、コロナ、介護、散々です。親とは別々ですが週 2～3 は親の所へ行きます。なんとか介護での利用がしやすいようにしてほしいです。	男性	50 代	
・高齢者のひとり等の生活は大変です。まだまだ日本の国は貧困者が多いです。今の政治では自殺者が多く出ると思います。	-	60～64 歳	単身世帯
・もっと安い家がほしい。生活が大変です。	女性	50 代	単身世帯
・本当に今苦しいです。もう少しみんなの意見を聞いてほしい。助けてほしいです。お金がないから毎日苦しい。病院代も出すのがないから病院に行けない。	女性	50 代	あなたと配偶者(ﾊﾟｰﾄﾅｰ)
・ HONTO HONTONI KOKOROKARA SUGOI ARIGATO GOZAIMASU. ITSUDEMO ARIGATO. NANKA ATTEMO SUTO TASUKARIMASITA. KAMISAMA NI ISSYO NI TASUKARU. ATASHI TO KODOMO HONTO ARIGATO.（ほんとほんとに心からすごいありがとうございます。いつでもありがとう。なんかあってもたすかりました。かみさまに一緒にたすかる。あたしと子ども、ほんとにありがとう。）	女性	40 代	あなたとその子ども
・健康で元気な間は頑張って働きたいです。一人住まいですので不安がないとは云えません。今日一日生かされていることに感謝です。 ・私よりも苦しい方々は大勢いらっしゃるように、TV などで見受けられます。派遣切りにあい、苦しい時に親切に相談にのっていただいた役所、福祉関係、又ハローワークでの紹介などありがたいと思いました。先のことはどうなるか解かりませんが、仕事できる間は幸せだと思います。	女性	65 歳以上	単身世帯
・私の担当してくださった相談員の方はとても良くしてくださり、おかげ様で就職も決まりそうです。電話で求人の情報を教えてくださったりして背中を押してくれました。	男性	40 代	あなたとその親

第Ⅵ章　総　括

１．本調査から得られた主な結果（本調査結果要約）

本調査研究から得られた主な結果・ポイントは次のとおりである。

（１）新型コロナウイルス感染症の影響について

① 相談者像・支援対象者像の変化について

地方部と都市部での相談者の状況、特徴的な属性が明らかに

困窮分野

「お金に困っている」という相談の切り口から多様な課題が表出

・新型コロナウイルス感染拡大後、住居確保給付金や特例貸付の申請等に伴い自立相談支援機関への相談件数が大幅に増加した。ただし、都市部と地方部とでは状況は異なり、都市部の方が相談件数の急増がみられた。

・緊急事態宣言、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に基づく自粛要請に伴い、飲食店をはじめとした各種サービス業を中心に休業やシフト減・雇止め等による経済的困窮が顕在化した。この影響は大都市においてより顕著にみられたが、繁華街を有する地方都市においても大きな影響があったことが確認された。

・コロナ禍における相談者の属性としては、従来から多い中高年層～高齢者(主に男性)に加え、これまであまり相談窓口につながっていなかった若年層や子育て世帯、単身女性（若年～中年)、ひとり親などが増加・表出してきている。

・また、相談者の特徴として、「経済的困窮」をはじめ、「自営業・フリーランス」、「外国籍」、「住まい不安定・ホームレス」、「ひとり親」がコロナ禍以前と比べ大きく増加した。

・「新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者の代表的イメージ」として回答があった1,260 ケースの就労状況からは、「一般就労中」が3割超、「一般就労していたが、コロナ禍により休業中」が約4割で、あわせると7割以上が働いている・働いていた人であることが把握された(※1)。実際に、ヒアリング調査では、「今すぐ働ける人」や「相談時点で職がある人」などが増えたという地域もみられた。

・「お金に困っている」という相談の切り口から、その背景に、8050 問題やひきこもり、家庭内不和による家族内での孤立等の社会的孤立の課題が浮かび上がり、もともと困窮要因を抱えていた層が表出したという状況もうかがえた。

(※1)参考:平成 26 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体 119 自治体のうち、2 年間の支援実績に関する詳細データを収集できた 118 自治体における自立相談支援事業による支援決定・確認を行った 33,503 ケースを分析対象とした際の支援対象者全体のうち、「就労している」は 16.6%と働いている人は少なく、「仕事を探したい/探している(現在無職)が 55.3%と過半を占める。(厚生労働省平成 29 年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業報告書」みずほ情報総研株式会社)

保護分野

困窮ほどは大きな変化は現れていないが、40～64 歳の中高年層、就労中・もしくは就労していた人、単身世帯などがやや増加傾向

・困窮分野同様、都市部において相談件数が一時増加する地域がみられたものの、保護率が急上昇し

たといった地域はヒアリング等では確認できなかった。また、生活困窮者自立支援制度担当向けアンケート結果と比較すると、感染拡大前と後との相談者像の違いは、あまり大きくはない。ただし、感染拡大後の方が、「中年・単身（男性）」、「若年・単身（男性）」の割合が高くなった。

・被保護者調査や過去調査（平成 29 年度）等と、本調査のコロナ禍で生活保護の申請につながったケースを比較すると、年代として 40～64 歳の中高年層、世帯類型として単身世帯、就労状況として就労中・就労していた人の割合が高いなどの傾向がみられた。

・また、生活保護申請時の困窮・困りごと・トラブル等の内容は「収入・貯蓄がない/少ない」に特化するが、それに加え、過去調査と比較して「就労関連」や「住まい関連」、「人間関係・社会とのつながり」の割合が高くなっており、コロナ禍の影響を受け多岐にわたる困窮要因が顕在化した可能性がある。

・さらに、困窮分野の相談者像と比較すると、保護分野の代表的ケースでは、高齢者や単身者の割合が非常に高く、単身の男性世帯主（中年～高齢）は半数以上を占めた。

・相談・申請内容として「就職活動困難」、「不安定就労（非正規雇用）」が上位にあげられる点では困窮分野と類似性がみられた。

② 支援ニーズの変化とその対応について

困窮分野

「住まい」や「就労」など潜在的に存在していた課題が増加、その対応に幅広い連携がみられ、かつ、各種特例貸付延長対応や情報提供に対し一定の評価が得られている。一方、自殺対策への取組は一部の自治体にとどまる他、必要な支援が届けられていないと感じる自治体も

・新型コロナウイルス感染拡大後の支援ニーズ・課題特性としては、経済的困窮が最も大きく増加幅も大きいが、幅広い課題要因もあげられ、複合的な課題を抱える相談者が増加した。子どもがいる世帯やひとり親からの相談が増加していたことからも支援ニーズが多様化していると推測できる。

・生活困窮者自立支援制度のプラン作成者の課題について比較すると、男性、女性ともに、コロナ流行下では、「住まい不安定」や「ホームレス」といった居住に関する課題が目立つ。また、女性をみると、30 代、40 代においてコロナ流行下では「就職活動困難」が浮上してきており、雇用不安定な社会情勢の影響を受けていることが推察される。

・求められる支援ニーズに対して、幅広い関係機関との連携がみられた。具体的には、生活保護・福祉事務所やハローワークのみならず、ひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅等との連携がみられた。また、行政以外では、社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

・実際の個別支援の中において、就労から離れて間もない、または急激な収入減があった相談者に対して、新型コロナウイルス感染拡大を続ける中でもスピーディーに就労支援につなげて自立をサポートした事例もみられた。

・アンケートに回答した自治体の8割弱が、コロナ禍において生活困窮者自立支援制度が有効に機能していると回答しており、特に、相談者が急増した都市部（30 万人以上）の約 9 割の自治体が機能していると回答している。住居確保給付金や特例貸付等の金銭的支援と併せて生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしていることがわかる。

・利用者アンケートからは、サンプル数は限定的ながらも生活困窮者自立支援制度への満足度は概ね高い傾向がみて取れ、また、自由回答をみると相談窓口利用にあたっての相談員の対応については高い評価の声が寄せられるなど、人が人を支える生活困窮者自立支援制度の効果が発揮されたと

確認することもできた。

・これらのことから、新型コロナウイルス感染拡大に対して急増した経済的困窮をはじめとした支援ニーズに対し、生活困窮者自立支援制度が一定程度有効に機能したといえる。

・一方で、制度が「機能している」と回答した自治体の中にも、経済的な困窮ケースが優先となりがちで潜在化した生活困窮者の掘り起こしやアウトリーチができていない、継続的な支援につながりにくいなど必要な支援を届けられていない状況や、自営業・フリーランスに関して生活困窮者支援として対応が難しいなど、顕在化した支援ニーズの変化への対応に課題が残されていることがうかがえた。

・関係機関との連携においても、幅広い連携が確認できた一方で、喫緊の課題とも言うべき自殺対策に対しての関係部門との連携はアンケート結果からは薄いものであった。さらに、利用者アンケートからも、制度全般、特に貸付・給付金や就労支援、各種手続きについて切実な意見が多数寄せられた。加えて、「生活困窮者自立支援統計システム（業務支援ツール）」についても改善、付加すべき機能について多くの意見が寄せられた。

保護分野

都市部を中心にひとり親や子どものいる世帯への支援、不安定居住者に対する居住確保の強化等の必要性・支援ニーズが高い傾向がみられ、今後の生活困窮者を取り巻く状況変化を注視する必要

・生活保護部局へのアンケート調査及びヒアリング調査では、現在のところ、コロナ禍における相談件数の増加や状態像の大きな変化はみられなかった。生活保護受給者があまり増加しなかった要因としては、生活困窮者自立支援制度を含む諸制度・諸施策がコロナ禍における経済的困窮者の支援ニーズを受け止めているのではないかといった見解が聞かれた。

・他方、「今後の生活困窮状況が改善しなければ生活保護を考える必要のある人が増えるのではないか」、「コロナ禍が長引くことにより休業や時短営業等の影響を受け、飲食店をはじめ自営業などからの相談が増えるのではないか」といった特例貸付の償還が始まる時期において生活保護の申請が増加する可能性などを指摘する声もあり、今後の動向を注視する状況がうかがえた。

・人口 30 万人以上の都市部においては、「ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化」のほか「電話・メール・SNS などを活用した相談支援」、「不安定居住者に対する一時的な居住確保の強化」について実施割合が高く、コロナ禍における必要性や支援ニーズがうかがえた。

・新たに連携・強化した機関としては、行政関係では、もともと半数以上の自治体において連携のあった「自立相談支援機関」、「ハローワーク・マザーズハローワーク」、「保健所・保健センター」があげられた。行政以外では、「社会福祉協議会」、「フードバンク活動団体」となっており、保護の窓口においても貸付の窓口や民間のフードバンクとの繋がりが強まったことが確認された。

③ 「住まい」に関しての支援ニーズ

困窮部局、保護部局、利用者、それぞれの調査により「住まい」に関する相談増加が明らかに

・生活困窮者自立支援制度のプラン作成者の課題について比較すると、男性、女性ともに、コロナ流行下では、「住まい不安定」や「ホームレス」といった居住に関する課題が目立つ。（再掲）

・困窮部局へのアンケートでは、緊急的なニーズとして一時生活支援事業の実施未実施に関わらず住まいに関する相談の増加がみられ、また、支援のニーズの高まりとして緊急的な居所の確保や食料提供、居住支援（住まい探し、住宅確保）へのニーズの高まりもみられた。

・保護部局へのアンケートでは、申請時の困窮・困りごと・トラブル等の内容として、新型コロナウイルス感染症により生活保護の申請につながった代表的なケースを過去調査（平成 29 年度調査）と比較すると、住まい関連の課題を抱える世帯が表出していることがうかがえた。
・利用者アンケートからも、窓口での相談した当時の困りごととして、「住まい不安定・家賃の支払い」が「収入・生活費」に次いで2番目に高い割合を示していた。
・これらのことから生活困窮の相談の現場では「住まい」に関しての支援ニーズが明らかに高まってきたということができる。

④ 新型コロナウイルス感染拡大に伴っての支援手法の変化

オンライン対応は一部に留まっているが、ICT が効果を発揮した世帯も

困窮分野

・ICT を活用したオンライン相談の実施割合は、自立相談支援事業において約2割にとどまっていた。就労準備支援事業におけるプログラムの中でのオンライン活用については、約7割が「活用していない」、約1割は「全てあるいは一部のプログラムを再開できていない」であった。家計改善支援事業におけるオンライン相談の実施割合は、自立相談支援事業よりも低い約1割にとどまっている。
・これらのことから、感染対策の一環となる相談支援のオンライン化については、現状では、取組はまだ限定的といえる。なお、利用しなかった理由としては、相談者、事業所、それぞれにおいて設備・機器がなかったことが多くあげられた。
・「子どもの学習・生活支援事業」でも、新型コロナウイルスによる影響下における支援として取り組んだものとして、いずれも1割程度にとどまっていたが、「フードバンクと連携した食事支援」、「オンライン学習の実施」、「子ども食堂と連携した食事支援」などはみられた。
・なお、ICT を導入した自治体ではオンライン相談受付や、オンライン研修などの取組もみられ、その活用のメリットとしては、いずれの事業も「対面に抵抗感のある人の相談がしやすくなった」、「移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施できる」といったことが指摘された。なお、デメリットとして「対象者の心身の状況や生活実態の把握がしづらい」との割合が高かった。
・ヒアリングからは、具体的に、子どもの学習支援事業において、ICT 機器を利用してオンラインでの学習会を行い、学習習慣の継続に効果的であったという意見や、電話対応や個別面談に対応しない若年の相談者が SNS のダイレクトメッセージや SMS で相談支援につながったという事例も確認できた。

保護分野

・面接や各種の支援等への ICT 化の活用状況としては、「いずれの面談や支援等にも ICT を活用しなかった」が9割を超え、ほとんどが活用されていない状況であった。その理由としては、「オンラインで実施するための設備、機器がなかった」が最も多く、相談者・家族と福祉事務所の双方で環境が整っていなかったことがあげられる。
・なお、LINE 相談については取組はごく一部となっているが効果があるとする自治体があり、実施したいとする自治体もあることから実施意向が高いものの着手できていない取組の一つと言える。
・一方、記録や事務処理に関して ICT 機器を導入して業務負担軽減に向けた取り組みを行っている自治体は3割程度あり、入力や決裁の事務手続きの負担軽減、効率化が図られた事例もみられた。

⑤ 自立相談支援機関が対応した生活困窮者の実態

生活困窮者担当部署へのアンケート調査から見えてきた新型コロナウイルス拡大の影響により表出した生活困窮者自立相談支援機関の相談者の実態として、主なものを属性別に整理すると、中年・単身(男性)、夫婦と子どもから成る世帯(若年～中年)、ひとり親世帯、高齢・単身(男性)、若年・単身(男性)、高齢者と子のみの世帯、若年/中年・単身(女性)などと指摘することができる。

それぞれの特徴をまとめると以下のとおりである。

属性	コロナで表出した代表的な事例特徴
1) 中年・単身（男性）	低所得、不安定就労、自営業の人が多く、民間の賃貸住宅に住まいながら、コロナ禍により不安定な状況に陥ったという状況が推察される。なお、債務や離退職を繰り返す、疾患、ひきこもり、ホームレス、依存症などの状態像も垣間見え、生活をできるだけ早く安定させるための支援が求められている。
2) 夫婦と子どもから成る世帯（若年～中年）	自営業や持ち家世帯が比較的多く、コロナ禍前では世帯収入も比較的多くある中で暮らしつつも、コロナ禍を大きな契機として収入が急減し、それにより子どもも含めた世帯全体の支援が求められている。複数の世帯員がいることで生活のスタイルを変えていくことが困難な状況もうかがえる。また、自営業の場合転職・就職支援が難しく、また、事業予算と生活予算を区別することに難しい事例があること、子どもの教育費用の捻出も容易ではないといった特徴もみられた。
3) ひとり親世帯	元々非正規雇用など不安定な雇用状態の中にあり、コロナ前であっても収入が高くなかった中で、コロナにより収入がさらに減少して生活がより厳しくなり、その影響が子どもにも及んでいる状況もみられた。
4) 高齢・単身（男性）	低年金・低所得に加え、コロナ禍の環境や高齢なこともあり就職活動が困難という状況に陥っている。債務による家計管理、依存症、希死念慮も随所にみられ、住まいが不安定な人が多いのも特徴的である。
5) 若年・単身（男性）	低所得に加え、離退職を繰り返している傾向がみられる。コロナによる収入の減少で特例貸付等につながるも、稼働年齢層として高齢世代に比べると求人は多いにも関わらず、就労に向けての行動を起こすことが容易ではない状況や日本語を話せない外国籍の人へのコミュニケーションの難しさも垣間見えた。
6) 高齢者と子のみの世帯	ひきこもりの息子や、親との関係性の課題等一つの世帯に複数の家族がいることにより、課題がより複雑化している様相がみられる。持ち家比率が高い一方、親の高齢及びそれに伴う介護や将来に向けての不安等が現場において相談されている。
7) 若年/中年・単身（女性）	元々コロナ前から厳しい経済状況におかれ、また、家賃等の固定費の負担があったところにコロナ禍が到来したことでさらに困窮状態に陥ってしまい、収入が減少している傾向がみられる（高齢者単身よりも減少額が大きい)。また、都市部に限らず全国各地において外国籍の女性も相談支援現場に訪れていることが垣間見えることや、過去の生活歴を語りたがらない世帯もあり、支援の難しさが表面化している。

⑥ 人員強化に関するニーズ

困窮分野

自立相談支援機関の相談支援員について４割弱の自治体において不足感

・利用者アンケートからは、サンプル数は限定的ながらも生活困窮者自立支援制度への満足度は概ね高い傾向がみて取れ、また、自由回答からも相談窓口利用にあたっての相談員の対応については高い評価の声が寄せられるなど、人が人を支える生活困窮者自立支援制度の効果が発揮されたと確認することができた。

・一方、自立相談支援機関では相談支援員について4割弱の自治体が「不足」と回答している。

・人員の充足状況について人口規模別にみると、3職種(主任相談支援員、就労支援員、相談支援員)全てにおいて 30 万人以上の自治体が「不足」と回答している割合が大きく、都市部での人員不足感が強い。

・人員強化に向けての具体的なニーズをみると、主任相談員の場合はスーパーバイズなどを行える経験豊富な職員や、専任及び複数人体制を求める声、相談支援員では豊富な経験やアウトリーチに関する人材を求める声がみられた。なお、近年では「働く場」を利用した就労支援が各地で取り組まれ始めていることも影響してか、就労支援員では、企業開拓・つなぎに関する職員との意見がみられた。また、共通して、募集しても人材が集まらない、という課題もあった。

保護分野

特に中規模自治体以上で就労支援、面談時の相談員の増強が行われた一方、ＩＴの導入やオンライン化、事務処理の軽減等の業務負担への対応は必要性を感じつつ取り組めていない実態も

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた相談体制の強化等の取組として、就労支援等の補助業務を行う職員の配置や、要保護者に対する面接相談の相談員の雇用に取り組む自治体が2割程度存在した。

・こうした職員体制の強化に係る取組の実施割合を人口規模別にみると、10 万人以上 30 万人未満の中規模自治体において全体と比べ取り組む割合が高い傾向にあり（次いで 30 万人以上の自治体の割合も比較的高い）、体制整備の必要性が一定の人口規模以上では生じていることがうかがえた。

・他方、「業務負担軽減に向けたITの導入、業務のオンライン化等の試行的な実施」や「保護決定事務処理を行う職員の配置」などは、必要性を感じつつも取り組めていない自治体が多く、ケースワーカー等の業務負担への対応が十分でないことがうかがえる。

・なお、就労支援員についての増員が効果的であることはヒアリングでも確認できたが、就労支援員が効果的に就労につながる支援ができるかどうかは、コロナ対応に限らず、通常から就労支援員とケースワーカーが緊密に連携しているかどうかが重要であるとの指摘もあった。

（２）自立相談支援事業における相談体制に関する分析（困窮）

① 職員の経験年数と相談支援実績の関係

相談受付実績が多い自治体は経験年数５年以上の職員の割合が高い傾向がある

・人口あたりの令和2年度新規相談受付件数の上位 25%の自治体と、下位 25%の自治体のそれぞれにおいて職種ごとの人数を分析すると、上位 25%の自治体の方が、5 年以上の経験がある主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、管理職の割合が高い。

・また、下位 25%の自治体では、上位 25%の自治体と比べて経験年数1年未満の主任相談支援員の割合が 10 ポイント以上高くなっている。

・これらのことから、一定程度経験を積んだ相談員がいることが相談受付の実績に影響を与える可能性が示唆される。

② 所管部局の職員体制と生活困窮者自立支援制度の有効性について

所管部局に専従職員がいないことがコロナ対応の遅れや生活困窮者自立支援制度を機能させることに影響している可能性も

・所管部局に専従職員がいない自治体では、専従職員がいる自治体と比較してコロナ禍における自立支援の機能強化のための各取組の実施割合が低く、取組件数が少ない傾向がみられた。

・また、所管部局の専従職員なし自治体の方が、生活困窮者自立支援制度が新型コロナウイルスが拡大している中で有効に機能していないと感じる自治体の割合が高い。
・所管部局に専従職員なし、かつ、人員配置の充足感として管理職・正規職員が「不足」と回答した自治体ほど、生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していないと感じる自治体の割合が高いことも確認できた。
・これらのことから、自立相談支援機関における人員不足とともに、所管部局に専従職員がいないことや正規職員・管理職が不足していることが、コロナ禍での機能強化や対応の遅れ、生活困窮者自立支援制度の機能を活かすことの障害になっている可能性がある。
・なお、生活困窮者自立支援制度の所管部局は「保健福祉部局」に属することが多い傾向にあるため、保健所をはじめとした新型コロナウイルス対策の最前線に人員が移され、結果的に自立相談支援機関の人材が不足傾向にあるという状況も複数のヒアリングから確認された。

③ 委託先の選定別でみた支援員の配置状況

質を意識して委託先を選定している自治体は経験豊富な主任を置き、実績は多め

・自立相談支援事業の委託にあたり、質の観点から企画提案を考慮して委託している場合、新規相談件数及びプラン作成件数のいずれも平均件数が多い。
・同じく、質の観点から企画提案を考慮して委託している場合の支援員の配置状況をみると、主任相談支援員では「5年以上」経験のある職員を配置している割合が高い。
・委託先を選定する際に質を考慮した選定プロセスを設けることにより経験豊富な人員が配置され、その経験を通じて自立相談支援事業の支援実績を高めている可能性も推測される。

（３）任意事業等の実施促進に向けた課題分析（困窮）

① 就労準備支援事業

支援の「入口」と「コンテンツ」、本人同意が課題に

・アンケート調査結果から把握された就労準備支援事業の利用を促進する上での課題として、支援を必要とする者の把握・アウトリーチのいわゆる支援の「入口」部分や、協力事業所等の開拓・連携、支援メニューの種類など支援の「コンテンツ」開発が課題ということが明らかになった。
・なかでも、人口規模の小さい自治体になればなるほど、課題に感じている自治体の割合が高い傾向がみられ、これらのノウハウが十分に蓄積、活用しきれていない自治体もあると推測される。
・また、アセスメントの結果、就労準備支援事業を利用することが適切と見立てられたものの、何らかの事情で支援につながっていないケースが「ある」と回答した自治体は約６割あり、その理由には、本人の意向（必要性の理解や拒否感等）や参加のための経済的負担に係る課題があげられている。
・利用者を増やすために効果がある具体的な取組として、アンケート調査からは、自立相談支援機関等との連携をスムーズに行ったことのほか、民生委員、社協、就職氷河期世代支援プロジェクトなどとのつなぎや、ひきこもり対策との協働などもみられた。
・また、ヒアリング調査からは、コロナ禍の影響での離職や収入の急減により相談につながり、これまで不安定就労等で十分な就労経験やスキルを身に付けられなかった人に対し、今後の就職活動や増収等

のためのステップアップとして就労準備支援事業の短期的なプログラムを提供し、利用につなげている事例などがみられた。この場合、従来の厳しい困窮状況となってからつながった相談者と比べ、住居確保給付金や特例貸付等を受けた金銭的余裕があることも利用意向につながったようである。

・さらに、体験・見学や企業開拓といった取組の課題にあがっていた項目の具体的な方策に取り組んでいる地域もみられ、自立相談支援事業の外との連携が課題解決のポイントとなる可能性が示唆された。

② 家計改善支援事業

支援の「入口」、償還のフェーズへの移行、本人同意が課題に

・コロナ禍の影響において住居確保給付金や特例貸付等を含む相談を通じて自立相談支援機関につながったケースには家計管理ができていないことによる支出過多、債務による支出過多といった家計管理の課題を有する相談者が顕在化した。

・今後は、住居確保給付金の支給終了や特例貸付の償還へフェーズが移行する中で、収入の確保や生活福祉資金の返済に向けて、家計改善支援事業による長期的な支援体制が特に重要となると思われる。（コロナ後の相談支援への影響と課題として、「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」ことについて9割以上の自治体が課題と回答。）

・家計改善支援事業を実施する上での自治体の課題認識として、「住民への周知が不十分」や「家計改善支援事業の利用が必要な者の把握・アウトリーチが不十分」といった相談の「入口」部分での課題が大きい傾向がみられた。

・また、アセスメントの結果、家計改善支援事業を利用することが適切と見立てられたものの、何らかの事情で支援につながっていないケースが「ある」と回答した自治体は約7割となっている。貸付により一時的な収入が得られたことで目的が達成して支援を拒否されるなどのケースも見受けられる。

・家計改善支援事業をより効果的に実施するためには、事業の利用に向けて、本人に支援の必要性を認識してもらうことや、さまざまな関係機関と連携して支援を必要とする者につなげること、専門的な支援員の育成、スキル向上などが必要と考えられる。

・特に、本人理解の促進は就労準備支援事業とも共通している課題である。任意事業が効果的と判断されながら、本人理解が進まず利用につなげることができないという課題は、人員体制や地域資源にも大きく依るところであるが、どのような対応策があるか今後も調査研究が必要な事項と思われる。

③ 子どもの学習・生活支援事業

都市部での対象者へのアプローチや部署横断的な取組が課題に

・「子どもの学習・生活支援事業」の実施率は 64%（令和 3 年度）と任意事業の中では比較的高く順調に拡大してきたものの、近年横ばいで推移している。

・事業の実施上の課題としては、「対象と成り得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」、「活動場所への子どもの移動手段の確保が難しい」、「子どもや保護者と直接接する事業の担い手の確保が難しい」などがあげられた。

・人口規模別にみると、「対象と成り得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」は、人口5万人以上の自治体のいずれにおいても最も多くあげられている。

・特に 30 万人以上の都市部においては、それに次いで、「子どもが事業に参加することについて保護者の理解や協力得ることが難しい」、「教育機関との連携体制を構築するのが難しい」ことを課題と回答している割合が高く、都市部での対象者へのアプローチの難しさ、教育機関との連携の難しさなど

も垣間みえる。

・他方、地方部を含む人口5万人以上～30 万人未満の自治体では、「利用につなげることが難しい」に次いで、「交通手段の確保が難しい」が続く。さらに人口5万人未満の小規模自治体では「対象となる子ども自体が少ない」を課題と回答する割合も高く、その他、委託先の確保や担い手の確保が難しいことなども多くあげられている。

・新型コロナウイルスが収束する見通しが不透明な中では「つながり」の構築が難しい状況である。そうした中では、学校等の教育機関や他の福祉部局等のほか、コロナ禍の支援として取り組まれてきた食事支援において協働したフードバンクや子ども食堂等との連携もより一層重要と考えられる。また、利用につなげるという観点からも、オンライン学習の実施や居場所づくりの事業との連携、世帯支援につなげるための家庭訪問等による相談支援、親を対象とした相談といった多面的な支援方策の検討・試行が必要と考えられる。

④ 一時生活支援事業

＜一時生活支援事業の実施自治体・未実施自治体の双方の実態＞

コロナにより居住支援の必要性の高まりがみられた

・アンケート調査結果から、自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の状況が増えたかどうかの設問に対して、一時生活支援事業実施自治体においては約半数以上の自治体が、未実施自治体においても約4割の自治体が「増えている」と回答した。

・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い顕在化した支援ニーズとして、「緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）」や「居住支援（住まい探し、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等の対象拡大、自治体による住宅確保（アパート借り上げ等））」について、約７割の自治体が重要・必要と回答している。

・上記2つの居住支援にかかる取組についての重要性・必要性の認識を人口規模別にみると、人口 1万人以上の自治体では概ね半数以上が重要・必要と回答しており、一定程度ニーズが存在していることがうかがえ、人口規模が大きくなるにつれ課題認識を持つ自治体も多くなる傾向がみられる。コロナ禍により、居住支援に関する支援ニーズは全国的に増加したと言える。

・なお、町村部等小規模自治体の居住支援ニーズの顕在化はみられていないが、そうした自治体においても、住居確保給付金や特例貸付での対応により一時生活支援事業の利用が抑えられた可能性もヒアリング（町村部）から指摘された。

＜一時生活支援事業未実施自治体＞

未実施自治体においては一時生活支援事業の対象者像がいわゆる“ホームレス”像に留まっている可能性

・一時生活支援事業未実施自治体においても、概ね1万人以上の自治体では、コロナ禍において緊急時の住まいのニーズや居住支援の重要性・必要性の認識は高く、また、居住リスクに関する認識も一定程度あると言える。

・同じく未実施自治体において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援の機能強化に向けた取組として、不安定居住者のアウトリーチや、不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化について、実際に取り組んでいる自治体は1割程度にとどまるが、「実施したい」、「実施すべきだができていない」と回答している自治体が2～3割程度存在している。

・一時生活支援事業を実施しない理由として、ホームレスがいないとする自治体が約7割、ホームレス以外の利用者がいないとする回答が約5割となっている。それらを選択した自治体に対し、これまでの潜在的なニーズ把握の有無を尋ねると、4割超が「把握している」と回答していたが、そのニーズの把握方法の内容は「ホームレスの実態に関する全国調査結果」がほとんどであった。これらのことから、一時生活支援事業の対象者像を路上生活者のようないわゆるホームレスと狭義に判断している可能性が指摘できる。緊急時の居住支援のニーズはありながらも、一時生活支援事業の実施には結びついていない可能性が示唆された。
・また、未実施自治体における居所が不安定な方への住まいの支援方法としては、「住居確保給付金の活用」と「生活保護につないだ」がほとんどである。住居確保給付金にも生活保護にも該当せず、本来は居住支援が必要であるものの、一時生活支援事業という選択肢を考えた場合、「ホームレスがいない」ということに誘引されて事業の実施に至らない「隙間」が生じている可能性がある。また、ヒアリング調査からは、未実施自治体から実施自治体への利用者の流入の課題も把握された。
・事業を実施するための委託先や宿泊場所等の必要な社会資源の確保のためには、都道府県等による一定規模での広域実施の推進や、各市町村との協議がより一層求められる。

⑤ その他の取組について

＜社会参加等や就労支援における協力事業所団体の開拓＞

全般的に取組が道半ばであるが、都市部では具体的に展開

・自立相談支援事業や就労準備支援事業における社会参加支援や協力事業所・団体等の開拓の取組について尋ねたところ、「協力事業所・団体等の開拓の必要性は認識しているが、具体的な取組に至っていない」が約半数であった。
・一方、具体的に取り組んでいる自治体も約2割あり、人口規模別にみると 30 万人以上の自治体では約4割にのぼる。その中での具体的な取組としては、「企業等へ訪問・丁寧な説明」や、「過去につながったことがある団体等へアプローチ」、「委託事業の一環としての実施」、「商工会議所等業界団体やキーマンへアプローチ」などの手法があげられている。

＜無料職業紹介所の展開＞

無料職業紹介事業は約２割の自治体で実施、小規模自治体ほど取り組まれているが、個別支援での活用に留まっている

・無料職業紹介事業に取り組んでいる自治体は約2割にとどまっており、人口規模別でみると人口規模が小さいところほど取り組まれている。
・無料職業紹介事業を実施している場合の取組としては、「あっせん（マッチング）」が8割近くにのぼり、「求人の開拓・管理」が7割近い結果となっているが、いずれも個別支援における活用であり、協力事業所との関係づくりを目的とした取組はごく一部に限られている。

＜支援調整会議＞

理念の共有を図ることが相談者を幅広く受け止めることにつながっている可能性

・支援調整会議における検討・情報共有や運営上の課題としては、「特になし」が最も多いが、「個別ケースの報告や確認に時間を要し、地域づくり等の展開につながらない」も高く、多くの自治体においては個別ケースの協議が主で、地域づくり等の展開にはつながっていない課題も示唆される。

・支援調整会議の議題として「コロナ禍による対応」や「支援の理念や基本的な考え方の共有」、「国や都道府県からの発出物の共有」に取り組んでいるとする自治体の方が、新規相談受付件数が多い傾向がみられた。支援調整会議において、構成員である関係機関・者とともに支援の理念の共有を図ることにより相談者を幅広く受け止めることにつながっている可能性がある。

（４） 被保護者の特徴分析

① 新型コロナウイルス感染症の影響により保護申請につながった世帯の困窮に陥った要因分析

疾病の発症、失職、離婚等の潜在的な困窮要因に加え、コロナ禍における休業（廃業）や就業時間の減少等に伴う収入減、解雇や雇止めが大きなターニングポイントに

・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の状況を比較すると、生活困窮者自立支援制度担当部局へのアンケート結果ほど大きな違いはみられないが、感染拡大後「中年・単身（男性）」や「若年・単身（男性）」が増加した傾向がみられた。

・コロナ禍による影響を受けた代表的な事例を分析しているため、どの世帯類型においてもコロナの影響による収入減や失職等がターニングポイントとして上位3位内に入るが、それ以外に多くみられる困窮に至る出来事には属性ごとに特徴がみられた。

・回答ケースの7割近くを占める「高齢・単身（男性/女性）」や「中年・単身（男性）」の中年～高齢の単身世帯では、「疾病の発症」の割合が高い。

・また、「若年・単身（男性）」では、「初職における定着失敗（早期離職）」や「初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む）」などが全体と比べて高い割合となっている。

・「ひとり親世帯」では、コロナの影響を受けた収入減のほか、離婚や子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職といった割合が高い。

・「夫婦と子どもから成る世帯」では、「家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始」、「債務発生」の割合が高い傾向がみられ、育児・教育や住まい等に関する費用による支出過多に加え、家計管理ができていないなどの課題が困窮に至る要因としてうかがえた。

・なお、「高齢者と子のみの世帯」では、サンプル数は少ないものの「家族の介護・看病（疾病・障害）・子育て等の開始」、「収入のない同居者の増加」の割合が高い傾向がみられた。高齢の親と単身の子といった世帯において、親もしくは子のどちらか・親子ともが疾病を発症して治療・看病が必要となる、さらに、子も非正規雇用などで低所得、自営業においてもコロナ禍により収入減などが重なり、親の年金だけでは世帯の生活がままならなくなる状況などが考えられる。

② 保護廃止になった方の特徴分析

40～50 代が多く受給期間が短い傾向

・保護課向けのアンケート調査では、就労して生活保護が廃止になった方について個票ベースで回答を依頼し 518 事例の回答が得られた。それによると、保護が廃止になった方の傾向として男性が多く、40 代と 50 代がそれぞれ約3割と高い割合となっていた。属性でみると、「中年・単身（男性）」が約半数を占め、次いで「若年・単身（男性）」、「ひとり親世帯」がそれぞれ1割程度であった。

・保護廃止になった方の申請時の特徴としては、病気、就職定着困難、不安定就労の順に多い。ターニングポイントとしては、病気と初職以外の失職が主な要因であった。

・生活保護申請時における世帯主の就労状況をみると、就労していた人については、就労の期間が 9.1 年、未就労が 2.2 年となっており、「保護廃止に至らない方」と比較すると就労の期間が長く、未就労の期間は短い。保護廃止ケースの特徴として、過去の就労経験が長い、もしくは、就労未経験期間が短いと言える。
・保護廃止になったきっかけとしては、どの属性においても、「ケースワーカーや就労支援員との相談・就労支援、ハローワークでの求職活動支援」とともに、「本人の就労（自立）意欲、自主的な求職活動」が、保護の廃止に結びつく（再）就職に至るきっかけとして多くあげられた。また、ヒアリングからも、例えばひとり親世帯にとっては子どものためにがんばりたいといったような「家族」の存在が、本人の自立意欲に大きく影響していることもうかがえた。

③ 保護廃止に至らない方（保護を継続している方）の特徴分析

50 代が多く受給期間が長い傾向、ひきこもり等社会とのつながりに課題も

・申請時の特徴としては、就職定着困難、病気、就職活動困難の順に多い。その他にも就労関係の課題がやや高い傾向がみられたが、保護廃止になった方との大きな差として目立つのが「社会的孤立（ニート・ひきこもり等を含む）」であった。
・また、ターニングポイントとしては、病気と初職以外の失職が主な要因であり、この点では保護廃止になった方と似た傾向であるが、それ以外に、「家族の不仲・家庭不和の発生」や、「ひききこもり・ニート」といった要因の割合が保護廃止になった方と比べて高く、幼少期を含む家庭環境や、社会とのつながりに関する課題もみられた。
・生活保護申請時における世帯主の就労状況をみると、就労していた人については、就労の期間が 4.4 年、未就労が 3.9 年となっており、保護廃止になった方と比較すると就労の期間が短く、未就労の期間は長い。保護廃止に至らない方の特徴として、過去の就労経験が短い、もしくは、就労未経験期間が長いと言える。
・その他、保護廃止に至らない方では、働く意思がない未就労の方が約2割と多く、就職活動に向かうまでの就労（自立）意欲の醸成に時間を要することも、就労になかなか結びつかない要因のひとつと考えられる。
・保護課へのヒアリング調査からは、受給者本人の障害受容までに非常に時間がかかり、その間就労支援等の取組ができず受給期間が長引いて結果就労自立の機会を逸してしまうといった事例がみられた。このような困難ケースは保護課のみではなく、多様な専門職が関わることで状況を打開していく取組が行われることを期待する声も聞かれた。

④ 生活保護の過去の受給歴の有無による特徴分析

子ども時代に保護経験がある人の約半数は成人以降でも複数回の保護経験あり、複合課題を抱えている場合が多い

・新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケースとして回答のあった 488 事例において、『本人の子ども時代』と『本人の成人以降』の生活保護受給歴別にクロス集計を行ったところ、『本人の子ども時代』に保護を受けていたのは約 4%、『本人の成人以降』に保護を受けたことがある人は約 14%であった。
・属性別にみた過去の生活保護受給経験別の特徴をみると、「高齢・単身（男性）」、「中年・単身（男性）」及び「若年・単身（男性）」において過去、受給経験がある割合が高い。

・子ども時代に生活保護を受給した経験があるケースのうち、約半数は、今の申請よりも前に、成人以降においても受給経験があった。また、子ども時代や成人以降において、過去に生活保護受給経験のあるケースは、複合課題を抱えている場合が多いことや、手持ち金・世帯収入が少ない傾向もうかがえた。
・子ども時代に「生活保護を受給していたことがある」ケースでは、支出面の問題として「家計管理ができていないことによる支出過多」が高い傾向がみられた。また、就労面の問題として、「就労経験の乏しさによる就職困難」、「低学歴や能力不足による就職困難」、「離退職を繰り返す」、「職場の人間関係トラブル」などの課題の割合が、全体や「生活保護を受給していたことはない」ケースと比べて高い傾向がみられた。
・成人以降に生活保護を「過去にも受給したことがある」ケースでは、「離退職を繰り返す」の割合が高く、就労定着に至らず、再び生活保護の受給となっている実態が垣間見えた。

（５）被保護者に対する就労支援等の実施状況

人口規模が大きいと比較的多様な取組がみられた

・被保護者の就労支援事業として取り組まれている支援メニューとしては、「所内での面接相談」、「家庭訪問による面接相談」、「身だしなみや規則正しい生活等」が7～9割と、多くの自治体において取り組まれていた。
・この実施割合の高い上位3つについては、担い手としてケースワーカーの関与が大きく、この3つ以外（コミュケーションの取り方、自己理解の促進、就労体験や職場実習、ボランティア体験、専門職によるカウンセリング等）の取組については、その担い手の多くが就労支援員や就労準備支援員といったケースワーカー以外の人員であること、人口規模の大きい自治体の方が実施割合が高い傾向がみられた。
・就労体験や就労訓練等を実施する事業者、個別の求人開拓による就労先などの確保に向けた取組の実施有無を尋ねたところ、「実施している」が約3割であった。人口規模別にみると、30 万人以上の自治体においては「実施している」が約7割と高いが、10 万人以上 30 万人未満の自治体で約3割となるほか、人口規模がそれ以下の自治体では徐々に実施割合が下がる傾向にある。
・以上のことから、人口規模が大きい自治体ではケースワーカー以外の人員（就労支援員、就労準備支援員）が比較的充実しているなど、体制整備の状況が就労支援メニューの充実や就労支援の取組に反映されている可能性が考えらえる。

（６）生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との関係性について

① 両制度の連携の現状

７割以上の自治体が被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性があると認識

・生活困窮者自立支援制度の所管部局、生活保護部局へのアンケート調査、そのどちらにおいても、被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の「必要性がある」との回答が7割以上に上った。被保護者の中にも、日常的な金銭管理能力の醸成や、社会生活自立に向けての支援、緊急的な支援（住まい、食料等）など、生活困窮者自立支援制度による支援の必要性（ニーズ）が一定程度あることが両担当部局のアンケート結果から共通して把握された。

・その一方で、生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケースがあると答えた自治体は、どちらの部局においても約2割にとどまっている。

・移行により保護が廃止になった後に生活困窮者自立支援制度による支援が必要な理由としては、就労自立したものの職場定着や収入の確保が不安定、金銭管理の課題、社会とのつながりが不十分であることなどがあげられた。

・また、保護部局のアンケートでは、就労体験や就労訓練等の場の確保に向けた取組を「実施している」と回答した約3割の自治体の中には、生活困窮者自立相談支援機関との間で、事業所・就労先等の情報の共有や、協働による受入れが可能な企業・事業所等への協力依頼といった連携がなされていた。

② 両制度の連携の課題

担当者の負荷増加や制度が異なることによる連携の難しさが垣間みえる

・保護が廃止になった後に生活困窮者自立支援制度による支援に移行される際、困窮分野では「特に課題はない」とする回答が約4割と最も高いが、「移行後の本人との関係性の構築が難しい」、「生活困窮者自立支援制度の内容等について把握されていない」など本人への切れ目のない一体的な支援への課題もみられた。

・また、保護分野において、生活困窮者自立支援制度に移行するケースがない理由は、「該当するケースがない」が 58.7%と最も多く、次いで「本人が希望しない」（27.2%）、「そもそも生活困窮者自立支援制度に移行することが選択肢に上がらない」（9.1%）などがあげられ、相互の制度理解の深化や顔の見える関係性の構築などの重要性も指摘される。

・生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケースがない理由として、生活保護部局へのアンケートでは、「該当するケースがない」という回答が最も多かったが、それに続いて「本人が希望しない」、「生活困窮者自立支援制度に移行することが選択肢に上がらない」があげられた。担当者レベルとしては両制度の連携については、双方の担当者が必要性を一定程度感じつつも、具体的な連携をイメージするまでには至っていないものと推測できる。

・本調査研究事業におけるヒアリング、研究会の議論を通じても両制度の目的、対象者、事務の性質が異なるものの、連携の必要性や連携した場合の自立への効果があるのではないか、といった可能性についての言及はみられた一方で、両制度の担当者に今以上の負荷がかかることを危惧する声や、両制度がそもそも別の制度であることによる連携の難しさを指摘する声もあった。

③ 両制度の支援における共通点と相違点

支援手法として多くの共通点があるものの、心理的ハードルによる繋がりにくさも

・両制度の支援において共通する点として、アンケート調査からは「相談対応において信頼関係を構築すること」、「就労・自立を目標としていること」、「本人の意思を尊重すること」、「相談対応において本人の尊厳の確保」、「寄り添い相談・対応を行うこと」などがあげられた。ヒアリング調査からも、双方の担当者から、両制度の共通する相談支援の姿勢が抽出された。どちらの制度にも、社会からの孤立や人間関係の構築が難しいなどの課題を抱えたケースがあるため、心のケアを含めた丁寧な支援が必要であることも確認された。

・また、コロナ禍において表出した個人事業主等事業を展開している人への支援については、両制度に共通する支援の難しさがあることも確認された。困窮制度ではこれまで事業主に対する支援の蓄積が豊富とは言えず、支援手法が限定的にならざるを得ないほか、当面の収入確保や生活再建に向けたWワーク・転職等を含む就労支援への促しに難しさがあるなどの声が聞かれた。さらに、事業資金と生活資金が重複している場合が多く、世帯としての家計管理や事業継続支援における対応の難しさもうかがえた。保護分野では、自宅兼事業所などにおいて事業を継続しながら保護へつなぐことが困難といった課題が指摘された。

・一方、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の支援における相違点としては、多いものとして「現金・現物給付の有無」や、「指示等に基づく義務の存在や措置性の高さの違い」、「支援方法や体制、終結の違い」などがあげられた。

・加えて、制度を利用する側の心理的ハードルの違いも大きいと考えられる。

・アンケート調査やヒアリング調査を通して、生活保護制度での対応が適切ではないかと判断された方でも、心理的ハードルにより本人が生活保護を受けたくないという意向をもつ場合が多いこともうかがえた。また、利用者アンケート調査からも、生活保護の利用について「利用したいが抵抗感がある・利用したくない」との回答が半数以上を占めた。

２．今後に向けて

前節までにおいて、本調査によって明らかになった点について整理した。これらの結果・分析を踏まえて、本節においては、今後に向けて、国や自治体が取り組むべき点、検討すべきポイントについてとりまとめる。

（１）新型コロナウイルス感染症の影響の継続的なモニタリングと的確な情報提供

・新型コロナウイルス感染症拡大下での緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に基づく自粛要請は、相談者の来所や面談を制限しただけでなく、いわゆる「三密状態」を避けるため各種取組が制限され、相談支援の現場には大きな影響を与えた。これらの影響が、個別の相談支援にどのように影響したかは今後注視していく必要がある。特に都市部での相談件数の増加が顕著であったことを踏まえて、人口規模が大きい地域には留意していくべきである。
・加えて、総合支援資金特例貸付の償還が令和 5(2023)年から開始されることを見据えると、将来的にさらに困窮・保護両制度における相談者が増加する可能性がある。継続的に支援現場でどのような状況になっているかを国、自治体ともにモニタリングしていく必要もある。
・なお、困窮分野でのアンケートによると、各種事務連絡を把握している、または、制度が機能していると感じている自治体の実績（新規相談受付件数、プラン作成件数）は、そうではないとする自治体と比べて、実績が比較的高い傾向がみられた。今後、よりわかりやすい、より的確な事務連絡・情報提供を行うことで、制度の趣旨・理解が進み、支援が充実していく可能性が期待される。

（２）専従職員や正規・管理職の配置、支援実績等を踏まえた基準・評価指標の設定＜困窮＞

・本調査結果から、支援の「質」を意識して委託先を選定している自治体は、経験豊富な主任相談支援員を配置し、支援実績が高い傾向がみられた。
・また、所管部局の専従職員の不在や正規職員・管理職の不足により、制度を十分に活かせていない可能性も示唆された。さらに、専任の職員が従事することによる支援実績の差があることや、各種事務連絡等の情報の把握状況等に差が生じていることも明らかになり、人員配置の状況が、支援実績や制度を機能させることなどに影響していることが把握された。
・一方、一定人口あたりの相談員配置数は自治体によって差が大きく、人員配置に係る事業経費は人口規模に応じた基本基準額やその他加算等により設定されているが、その補助体系の妥当性についての検証や分析はなされていない。また、相談受付や支援（プラン作成）にはつながらないまでもアウトリーチに多くのエフォートを費やしている事例や、困窮分野において被保護者に対し何らかの支援を行っている事例なども存在すると思われる。そのため、例えば、支援員1人あたりの業務量・対応する利用者数の状況や、各種支援員の役割分担の状況等の把握を通じて、自立相談支援事業等における適切な人員配置のあり方、そのために求められる各種支援員の専門スキルなどを整理し、各自治体が人員配置を検討していくための適切な指標を作っていくことが重要と考えられる。また、その際には上記課題に基づき、自立相談支援機関のみならず、所管部局の専従職員の有無等についても考慮していくことが必要である。

（３）任意事業の充実を見据えた取組

① 就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援の質の充実に向けて

・本調査研究事業では、就労準備支援事業や家計改善支援事業が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活困窮に至った利用者への相談支援に有効に機能していることを確認することができた。一方、就労準備支援事業・家計改善支援事業ともに、各事業の利用が必要と考えられるが本人の「利用意向がない」ため支援に結びつかないケースも多数あることがわかった。

・コロナ禍が収束しない中で、再就職を目指す人や、生活再建のため働きながら収入増を図らなくてはいけない人、就労への課題を有する人等に対して、就労準備支援事業を含む就労支援の多様化や、支援の質の向上に向けた仕組みづくりが求められている。

・具体的には、自立相談支援機関（主に就労支援員）と就労準備事業の実施機関等が共同して「働く場を利用した」支援プログラムを開発・整備することが期待される。プログラムの中には、相談者の職業理解や、対人関係、段取り力等の自己理解に役立つ体験、短期就労等を盛り込み、それらを介してキャリアステップを進めていくことが重要である。

・日常生活面や社会生活面の支援は、これらのキャリアステップに対応したプログラムとともに実施するため、自立相談支援機関と就労準備支援事業等の共同と役割分担において推進することが必要である。また、税や保険等の相談窓口においても、会話の中で就労支援ニーズが把握されることが多く、その話題（ニーズの兆候）をとらえて自立相談支援機関を案内し利用につなげるためには、相談者のみならず関係機関に対しても、支援プログラムやその効果をイメージできるよう端的に説明するための情報提供を行うことが重要である。

・家計改善支援事業に関しても、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活の立て直しにおいて有効な事業であることや、今後の特例貸付の償還が始まると、予定通り返済ができないケースも生じることなどが懸念され、事業の重要性に対する認識は高まっている。

・本人に事業の有効性を認識してもらうための支援メニューの拡充や、専門的な支援員の育成による伴走支援、高い専門性を有する者からのバックアップ体制等が必要と思われる。

・その他、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた生活困窮者への支援において、就労準備支援事業や家計改善支援事業がどのように有効に機能したかについて、具体的な事例を整理し共有することにより、（特に未実施自治体や利用件数が低調な自治体の）相談員や利用者の当該事業に対する理解を深めていく取組も重要である。

② 就労準備支援事業の利用のしやすさの向上に向けて

・就労準備支援事業につながらない、本人が利用を希望しない理由の一つに「参加のための経済的負担ができない」という回答もみられた。なかでも交通費の負担がネックになっている。

・こうした課題に関して、例えば、就労体験等の協力事業所においてあらかじめ決められた体験期間の修了が見込まれると判断された際、支援員が移動や食事等の課題について相談すると、交通費や食費等を事業所側が負担してくれる場合もある。受入れ実績が進むに伴い、そうした可能性（待遇面の向上）も高まると考えられ、協力事業所との関係づくりを意識的に進めることが重要である。

・その他、生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 117 号。平成 30 年 9 月 28 日公布、同年 10 月 1 日施行）においては、対象者の資産収入要件によって対象者の範

囲が必要以上に限定されないための規定の明確化等が行われたところであるが、アンケート調査からは、対象要件により抵抗を示す人がいることや、社会的孤立等の困窮者にも広く利用を促す観点などから、資産収入要件の撤廃を求める意見もみられた。

・就労準備支援事業の支援ニーズが全国的に広まってきている中、さらなる普及や利用向上に向けて、これらの課題に対しても検討していくことが求められる。

（４）「住まい」に関する支援の充実に向けて

①　「住まい」の支援ニーズの高まりを踏まえた取組

・新型コロナウイルス感染症拡大により、「住まい」に関する相談・支援ニーズが増加したことが、本調査研究事業で行った各種調査から明らかになった。

・このように、居住支援全体のニーズが高まっている状況を鑑みると、新たな住宅セーフティネット制度等の関係制度や地域の社会資源等との連携強化による適切な住まいの支援、一時生活支援事業の充実化などハードとしての住宅・住居の確保のみならず、入居後の生活支援も含めた取組（例；地域居住支援事業等）を積極的に展開していくことも重要である。

②　一時生活支援事業の実施率向上

・一時生活支援事業については、他の任意事業と比べて実施率が低く、コロナ禍において世代・属性を問わず居住に関する課題が顕在化した一方、アンケート調査において、事業の対象者像が“ホームレス”像にとどまっている傾向がみられた。

・一方、前述したような「住まい」に関する支援ニーズの高まりを踏まえると、その必要性は全国的に高まっていると言え、一時生活支援事業や地域居住支援事業の実施率の向上に向けた取組の余地は大きいと言える。

（５）多様な就労支援の充実に向けて

①　無料職業紹介事業の活用

・無料職業紹介事業は、特に人口規模が小さい自治体を中心に徐々に広がりを見せてきているが、取り組んでいる自治体においては、「あっせん」、「求人開拓」にとどまっている。

・また、実施できていない自治体も依然として多数存在しており、無料職業紹介事業をより積極的に活用する余地はまだあるとみられる。

・就労支援の中で行われる職業紹介は、必ず自立相談支援機関や就労準備支援事業による相談支援を伴うこと、求人や前置される体験等の内容が調査・調整されていること、それらによって就労後の状況に左右される不安リスクを低減させることが重視され、その成果を踏まえて、あっせんの手続きがとられる。

・自立相談支援機関や就労準備支援事業は、主に相談者、潜在的な相談者層を対象とした相談窓口であるのに対して、無料職業紹介所は、協力事業所、求人を出す事業所等の事業所側に対する窓口となる。無料職業紹介所は個別ケースのあっせんの成否とともに、求人者（多くは協力事業所）との関係づくりを重視する。自立相談支援機関や自治体の福祉等の部署が事業所との関係づくりを

直接進めていくことが難しい地域においては、特に無料職業紹介所が果たす役割は重要である。

・コロナ禍において、多くの企業が休業を余儀なくされ、従業員の失業や休業、またはシフト減・時短営業等により急激に収入が減少するような事態に対し、失業・休業者対策の一環として、自治体も主体的に企業開拓・職業紹介を担い、そのもとで企業とつながっていく仕組みが必要と考えられる。

・その際、企業開拓を、生活困窮者支援分野、生活保護分野、障害者支援分野など、それぞれの分野において別々に行うことは効率的とは言い難く、また、企業目線にはなりにくい面がある。無料職業紹介所の名刺を用いて、地域の事業所の人材不足感の解決をお手伝いする姿勢で企業開拓を行っていくことが有効ではないかと思われる。

・また、事業主が生活困窮者等の就労困難者を雇い入れた場合、特定求職者の雇用を開発したとして「特定求職者雇用開発助成金」が支給され、無料職業紹介所を経て雇用に至った場合も、その事業主に助成金が支給されることとなっている。事業者側にとっては、助成金を受給でき、新たな雇用を開発することができる。無料職業紹介所が企業・事業所を開拓し、仕事や職場環境整備等を進めた協力事業所において、体験等の支援を経て雇用が実現すると、助成金という形で経済的支援も可能であり、企業・事業所側のメリットにつながる。

・そこで、「特定求職者雇用開発助成金」の活用を自立相談支援機関、無料職業紹介所、就労準備支援事業が連携して活用していくことも考えられる。自治体が持つ「無料職業紹介所」が、こうした助成金を活用する可能性のある企業を「束ねる（組織化する）」取組が期待される。

② 多様な就労支援に向けた支援ツールの拡充

・新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に至った相談者の特徴として、「今すぐ働ける人」や「相談時点で職がある人」などが増えた。また、課題として、休業した事業者（特に自営業）の就労支援の難しさが指摘された。さらに、ひとり親や就労しているが十分な収入がない非正規雇用労働者などが、休業・シフト減等により収入が急減した場合、転職活動する時間もゆとりもないといった課題も明らかになり、既存の就労支援施策だけではニーズに対応することが困難であった。

・一方、本人にとって必要な就労支援メニューについて検討する際には、本人との対話を通じた希望の把握や経験等の棚おろし、検査ツール等を活用した本人の強みの把握等により、目標とするキャリアを見定めていく必要がある。今すぐに働ける人だからといって、ハローワークにつないで就労すれば支援終了ではなく、その人にとって目指すキャリアを見定め、働きながら次のステップを準備する支援（ケースワーク的な就労支援）を積み重ねて伴走していくことが重要である。

・住居確保給付金、特例貸付等が有効に機能している実態はありながら、「働きながら自立に向かう」支援メニューが不足している。例えば、本人のステップアップを目指す時の支援ツールとして、依然利用件数が低調にとどまっている認定就労訓練事業の促進、スキームの拡充や、就労訓練アドバイザー等による社会資源の開拓・活用に関する活動の充実なども検討に資すると思われる。

・また、事業者向けの支援の蓄積が不足していることや、機能強化をしたいができていない取組のトップが「商工部門と連携した就労支援」であること等を踏まえると、新型コロナウイルス感染症関連で国が実施している各種資金繰りに関する諸施策の情報や、地域の商工会議所・商工会をはじめとした関係機関との連携を国・都道府県が支援していくことも期待される。

・加えて、前述した①の無料職業紹介事業の機能を活用して企業との関係づくりを進めることや、協力事業者群を形成すること等も有効であると考えられる。

（６）利用者の意見の収集と施策への反映の仕組みの構築

・本調査研究事業では少数サンプルながら、利用者のアンケート調査を行い、自立相談支援機関の支援・サービスの満足度やコロナによる仕事や生活への影響等について調査を行った。
・調査結果からは、コロナ禍においても、生活困窮者自立支援制度の理念を踏まえた支援が利用者の自立に向けた力や支えとなって機能していることを確認することができた。また、相談を受けとめた後の解決策の提案においては利用者側からの評価として一定の課題があることなども把握され、今後の生活を支えるために求める支援への意見や制度に対する要望等も収集することができた。
・ただし、今回の調査手法では、自立相談支援機関が対象者を判断・選定して調査票を郵送、無記名で回収する調査であったことから、ある程度サンプルに偏りがあることは否めず、本調査で得られた利用者の回答・意見は、あくまでも一側面にしか過ぎないことには留意が必要である。
・そのため、今後はより幅広い意見を収集する仕組みを検討していく必要があるとともに、それら利用者・当事者の意見を生活困窮者支援施策へ反映する仕組みを構築していくことが期待される。

（７）外国籍の方への対応

・新型コロナウイルス感染症により顕在化した支援対象者像として、外国籍の方を指摘することができる。外国籍の方は、非正規雇用が多いなど不安定就労等により新型コロナウイルスの影響を強く受けてきたが、雇用面だけではなく、社会保障制度を利用することが必要な場合にも、在留資格によっては、生活保護制度が利用できない、国保に加入できないなど公的支援の利用に制約があることも課題としてあげられた。その他にも、日本語の理解ができない・十分でない場合に、相談員側と適切なコミュニケーションを図ることが難しいことなども指摘されている。
・外国籍の相談者の急増は、都市部や製造業の工場が多く立地する地域などで顕著であり、地域差は非常に大きい。しかし、今後、多文化共生、社会的包摂を目指す地域共生社会の実現に向けて、外国籍の方たちが日本の文化や慣習などに適応しつつ、リスクが小さい段階から、社会保障制度や社会福祉制度に慣れ親しむことに抵抗感が小さくなるような支援が必要不可欠である。
・加えて、日本人（地域住民等）が、外国人の文化や価値観、慣習等を理解していくことも重要である。外国人と日本人がふれあう場をいかに地域の中で作っていくか、後述する重層的支援体制整備事業の「参加支援」の考え方を活用することも有効と思われる。

（８）生活困窮自立支援制度と生活保護制度の連携に向けて

・生活困窮者と被保護者に対する支援については、法律上、支援対象が明確に分けられていることから、（子どもの学習・生活支援事業を除いて）別々の事業として実施しなければならないとされている。
・一方で、本アンケート調査から、7割以上の自治体が被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性があると認識しており、また、ヒアリング調査からも両制度が連携して一体的な支援を行うことが生活困窮者支援として有効である可能性も指摘された。
・これらのことを踏まえて、生活困窮自立支援制度と生活保護制度の連携に向けての検討事項について次に整理する。

① 連携した支援を行うにあたって共通した理念の必要性

・過年度調査（厚生労働省 令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業」）によると、平成30 年法改正において生活困窮者自立支援制度の対象者に関する定義規定において、「社会的孤立」に配慮すべきであることが明示されたこと等を理解している自治体では、制度の周知・広報活動や、包括的な支援を提供するための関係機関との連携強化に向けた取組が進んでいたことが確認できた。また、本調査でも、支援調整会議にて制度の理念の共有を図っている自治体において相談支援実績が高い傾向もみられた。これらのことから、生活困窮者の支援にあたって、支援者が理念を認識しておくことが重要と言える。

・加えて、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度において、切れ目なく重なり合った一体的な支援を行うためには、両制度に関わるそれぞれの職員が相互理解を深め、共通する理念の下で支援が実施されることも重要である。双方の制度に関わる支援者同士が共有すべき「理念」について、今後整理していくことが求められる。

・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は、その成り立ちや趣旨、事務の性質等に違いはあるものの、生活に困っている人を支えるという基本姿勢は両制度の共通項であることが本調査研究事業を通じてあらためて確認された。

・生活保護制度では、平成 16（2004）年「専門委員会報告書」において、生活保護法の目的として掲げられた「自立」について、社会福祉法第3条に示された基本理念（※2）に拠りながら、「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」の3つを整理し、平成 17（2005）年度からは「生活保護自立支援プログラム」が導入されてきたところである。

・生活困窮者自立支援制度においては、これら3つの自立の概念を引き継いだ上で、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の理念のもと、包括的な支援や個別的な支援等が実践されてきた。

・また、国が現在推進している地域共生社会の考え方は、生活困窮者自立支援制度の理念を共通理念化したものとされており、かつ、生活困窮者自立支援制度は社会的孤立者をはじめ対象者を元々幅広く受け止めていることから、後述する重層的支援体制整備事業の中でも重要な役割を担うものと期待される。

・これらのことを踏まえると、両制度が連携した支援を行うにあたっての共通した理念としては、生活保護制度で培われて作られた自立概念と自立支援の考え方、生活困窮者自立支援制度の理念を参考にすることは妥当性があると思われる。今後、生活困窮者に対しての支援を行うにあたって両制度に共通した理念を構築・周知していく取組が求められる。

（※2）「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」（社会福祉法第3条）

② より豊富なケーススタディ調査による連携事例の収集

・生活保護制度から生活困窮者自立支援制度へのつなぎや、被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援のあり方については、その実績・ノウハウともに蓄積は少なく、本調査で取り扱ったケーススタディでも新型コロナウイルス感染症で表出されたケースを抽出して分析を行ったこともあり、ケース数が限定的であった。

・両制度の効果的な連携が期待できる事例を幅広く抽出し、生活困窮者自立支援制度及び生活保護

制度に至る背景・メカニズムを分析するとともに、両制度（及び他機関・他制度）の連携強化のあり方、今後の予防策、効果的な支援のあり方（本人の強みを自立につなげる支援方法・支援メニューの必要性）などを検討していくことが、今後、法改正に向けた両制度の連携の促進に向けた調査検討に資するものと期待される。

③ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とがより連動した支援の実践

・全国的な傾向として、住居確保給付金の申請件数が急増した一方、生活保護制度の利用が微増にとどまっており、今後、新型コロナウイルス感染症が長引けば、生活保護制度は今以上に活用される余地はある。

・困窮分野でのヒアリング先のコメントとして、『生活保護制度を「受ける」という姿勢ではなく、「利用する」という視点で捉えるべき』との意見もあり、生活保護を支援メニューの一つとしてもっと気軽に利用したいという提案は複数の地域において聞かれた。また、生活保護制度に移行し、被保護者となった後のフォローとして生活困窮者自立支援制度側の関わりが途絶えて、支援の連続性が課題となっているケースもあった。

・これらのことを踏まえると、例えば、困窮から保護に移行したケースであっても、支援の連続性を確保しスムーズな支援を展開していくために、生活困窮者自立支援制度の相談支援員が、生活保護制度のケースワーカーと連携するための仕組みを設けることは有効であると考えられる。

・被保護者の中にも、特に過去保護を受給していた人は生きづらさの要因を複数抱えている場合もあり、生活困窮者自立支援制度の任意事業を被保護者も利用できるようにすることをはじめとして、生活保護制度以外の支援メニューを被保護者の自立支援へ積極的に活用していくことも有効ではないかと思われる。その一つのきっかけが「重層的支援体制整備事業」（後述）であると言える。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援を展開していくことが、両制度がより使いやすい制度へと発展していくことにもつながるものと期待される。

・なお、これらに連動した支援は、あくまで人員体制が整っている場合で、かつ、連携が効果的と思われる事例に対して取り組むべきであることに留意が必要である。

④ 生活保護制度の利用にあたっての「心理的ハードル」へのアプローチ

・本調査全般を通じて生活保護制度に対する「心理的ハードル」が随所で確認された。その背景には、生活保護制度利用にあたっての各種要件が影響している可能性はあるが、そうした条件に関わらず忌避する心情を持つ相談者が少なからず存在している。

・これらの心理的ハードルを低くすることは、地域住民等の意識醸成・行動変容にも関わり、多くの取組や検討の時間を要する。そこで、その一端として、心理的ハードルを下げる取組や事例を収集・分析することにより、心理的ハードルの構造把握につながる可能性がある。

（９） 重層的支援体制整備事業の取組事例の整理・取組の推進

・令和 3 年度より全国 42 ヵ所において開始された「重層的支援体制整備事業」は、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村全体で「重層的」に相談や支援の体制を構築していく事業である。

・当該事業の対象者は、制度で区別されることなく住民全員であり、そこには被保護者も含まれる。重層的支援体制整備事業では、生活困窮分野をはじめとして、高齢分野、障害分野、子ども・子育て分野などの複数の分野にまたがり、既存の支援機関の専門性や、これまで培ってきた支援の連携体制を活かして取り組むことが求められ、その重層的支援体制整備事業で中核をなすのが生活困窮者自立支援制度であり、その展開にあたっては当然生活保護制度とも密接にかかわることになる。
・加えて、重層的支援体制整備事業の枠組みでは、支援会議や重層的支援会議が整備され、支援者をバックアップできる体制が整うことも有効である。
・重層的支援体制整備事業は取組が開始されたばかりであり、特に大都市での取組実績は少ない。支援実績の蓄積はこれからであるものの、重層的支援体制整備事業の中で、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度が他の制度とどのように連携・機能したかについてとりまとめていくことで、重層事業の意義がより明らかになり、制度を超えた包括的な支援が全国的に広がっていくことが期待される。

（10）帳票・統計システム等の使いすさの向上に向けて

・新型コロナウイルスが感染拡大する中で、「生活困窮者自立支援統計システム（業務支援ツール）」が有効に機能しているかどうかについて尋ねたところ、他の設問（制度の有効性等）と比較すると「機能している」と回答している割合が低かった。また、そのシステムについて改善すべき機能、付加すべき機能について多くの意見があったところである。
・今後ともシステムの使い勝手の向上に対する取組が進められるにあたっては、現場の相談員の使い勝手、生産性向上に向けた取組が期待される。また、普段の定期的な入力行為（報告）が支援の振り返りや支援の質の向上、事業の評価に資するようなシステム構築が期待される。
・新型コロナウイルスの影響で来所・面談が制限された一方、オンラインでの面談等の取組があまりなされていない状況であったが、生活保護部署も含め、ICT 機器、デジタル機器を活用し効率的な事務手続きや学習支援でのサポートがなされてきたところである。
・今後、効果的な聞き取りや相談に役立つ対話ツールの利用を駆使することで、本人の潜在的な意欲を引き出せる可能性もある。例えば、順調なキャリア形成を経験してこなかった相談者の場合、自己肯定感が低いことも想定され、希望や強みを言語化できない可能性もある。そのような場合、検査ツールやICT 機器を活用し、対話技術を向上させることで、効果的なアセスメントにつなげることもできる。

（11）自殺対策との連携

・「令和3年版自殺対策白書」によると、令和 2（2020）年の自殺者数は前年に比べ 11 年ぶりに増加した。男性は減少したものの女性の増加幅が上回り、特に働く女性の自殺者が増えた。こうした状況にも関わらず、本調査研究事業からは自殺対策に対しての関係部門との連携は成熟しているとは言い難い結果が示された。
・平成 29 年7月 25 日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」は、おおむね5年を目途に見直すこととされており、令和 4 年3月現在において見直しに向けた議論が進められている。その大綱見直しのための「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」の報告書案の中では、「（1）関連施策及び関係機関の有機的な連携を図り、総合的な対策を推進関連」として、「生活困窮者自立支援制度、社会福祉法改正による断らない相談支援体制づくり及び、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏ま

えた孤独・孤立への対策については、問題解決のための社会資源にも自殺対策と共通するものが多くあることから、各施策を効果的かつ効率的に連携させる必要がある。」(※3)と記載されている。

・こうした深刻な課題や、大綱見直しの議論があることを踏まえると、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、双方の部署・職員が、「自殺を防ぐための包括的な生きる支援の担い手」として自殺対策部門との深い繋がりを持ち、自殺予防を推進する枠組みに参画していくことを今以上に担っていくことが急務である。

(※3)第9回自殺総合対策の推進に関する有識者会議(令和2(2020)年3月25日)資料2

(12) 民間の支援団体等関係機関との連携

・新型コロナウイルス感染拡大下において、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度双方で、関係機関との連携の広がり、強化が確認された。一方、新型コロナウイルスの影響を受けたと思われるケースにおいても、関係機関との連携が必要とされるケースもあったところであり、実際に、貸付等の社協のみならず、フードバンクなど民間団体とのネットワークが構築された地域も数多くあった。

・今回このようにつながった関係機関とは持続的に信頼関係を持って繋がり続けて補完しあい、相乗効果を生む動きが期待される。

・また、特例貸付の償還が始まることを見据え、家計支援に資する関係機関とのネットワーク構築を現段階から積極的に取り組んでいくことも期待される。